

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 令和 6 年 6 月 12 日 (水) 開 会

至 令和 6 年 6 月 25 日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第3回定例会

○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	5
○6月12日（議事日程第1号）	7
○会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	16
会期を定めることについて	16
議案審議	17
○6月18日（議事日程第2号）	39
一般質問	71
我如古 三 雄 君	71
砂 川 和 也 君	82
下 地 信 男 君	95
仲 間 誉 人 君	106
上 地 堅 司 君	115
○6月19日（議事日程第3号）	127
一般質問	129
下 地 茜 君	129
下 地 信 広 君	140
前 里 光 健 君	148
狩 俣 勝 成 君	160
○6月20日（議事日程第4号）	173
一般質問	175
上 地 廣 敏 君	175
長 崎 富 夫 君	185
平 良 和 彦 君	195
○6月21日（議事日程第5号）	207
一般質問	209
池 城 健 君	209
山 下 誠 君	219
富 浜 靖 雄 君	235
狩 俣 政 作 君	248
○6月24日（議事日程第6号）	261

一般質問	2 6 3
上 里 樹 君	2 6 3
友 利 光 徳 君	2 7 4
栗 国 恒 広 君	2 8 6
山 里 雅 彦 君	3 0 0
○6月25日（議事日程第7号）	3 1 1
議案審議	3 2 0

宮古島市告示第100号

令和6年第3回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和6年6月5日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和6年6月12日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 2 6 号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について	市 長	令和 6 年 3 月 1 日	令和 6 年 6 月 25 日	原案可決
議案 第 2 7 号	宮古島市出張所設置条例の一部改正について	〃	〃	令和 6 年 6 月 12 日	撤 回
	議案第 2 7 号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回について	〃	令和 6 年 6 月 12 日	〃	承 認
議案 第 4 4 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算(第 2 号)	〃	〃	令和 6 年 6 月 25 日	原案可決
議案 第 4 5 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 6 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算 (第 1 号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 7 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 8 号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 9 号	西辺中学校校舎改築工事 (建築) 請負契約について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 0 号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 1 号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 2 号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 3 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃	〃	〃	〃
報告 第 2 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度宮古島市一般会計補正予算 (第 1 2 号))	〃	〃	令和 6 年 6 月 12 日	承 認
報告 第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市税条例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃	〃
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
報告 第 5 号	令和5年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	市 長	令和6年 6月12日		
報告 第 6 号	令和5年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第 7 号	令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第 8 号	令和5年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第 9 号	令和5年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第10号	令和5年度宮古島市公共下水道会計予算繰越計算書の報告について	〃	〃		
請願書 第 2 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書	請 願 者	〃	令和6年 6月25日	継続審査
陳情書 第 2 号	国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため 現行の健康保険証存続を求める陳情書	陳 情 者	〃	〃	不 採 択

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
陳情書 第 3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	陳 情 者	令和 6 年 6 月 12 日	令和 6 年 6 月 25 日	採 択
意見書案 第 5 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	令和 6 年 6 月 25 日	〃	原案可決
意見書案 第 6 号	新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書	議 員	〃	〃	〃
派遣 第 1 号	議員の派遣について		〃	〃	派 遣

開会日（令和6年6月12日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	下	地	信	広	〃
下	地			茜	〃	我	如	古	三	雄
砂	川	和		也	〃	前	里	光	健	〃
狩	俣	勝		成	〃	西	里	芳	明	〃
富	浜	靖		雄	〃	長	崎	富	夫	〃
下	地	信		男	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃
平	良	和		彦	〃					

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会(定例会)会議録

6 月 12 日（水） 初 日

（ 議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑（付託）
報告第 2 号～第 4 号の採決（討論、表決） ）

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第1号

令和6年6月12日（水）午前10時開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について	
〃 第 2	会期を定めることについて	
〃 第 3	議案第27号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回について	(市長提出)
〃 第 4	議案第44号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第 5	〃 第45号 令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第 6	〃 第46号 令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第 7	〃 第47号 令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第 8	〃 第48号 宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	(〃)
〃 第 9	〃 第49号 西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について	(〃)
〃 第10	〃 第50号 財産の取得について	(〃)
〃 第11	〃 第51号 財産の取得について	(〃)
〃 第12	〃 第52号 財産の取得について	(〃)
〃 第13	〃 第53号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	(〃)
〃 第14	報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第12号））	(〃)
〃 第15	〃 第3号 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）	(〃)
〃 第16	〃 第4号 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	(〃)
〃 第17	〃 第5号 令和5年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	(〃)
〃 第18	〃 第6号 令和5年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	(〃)
〃 第19	〃 第7号 令和5年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	(〃)
〃 第20	〃 第8号 令和5年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	(〃)
〃 第21	〃 第9号 令和5年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	(〃)
〃 第22	〃 第10号 令和5年度宮古島市公共下水道会計予算繰越計算書の報告について	

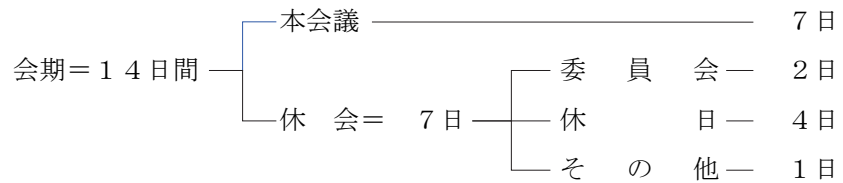
(市長提出)

◎会議に付した事件
議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表

令和6年6月12日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
6月12日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑（付託） 報告第2号～第4号の採決（討論、表決）	開 会
6月13日	木	休 会	委員会	通告締切
6月14日	金	〃	〃	
6月15日	土	〃		
6月16日	日	〃		県議会議員選挙
6月17日	月	〃		報告書作成
6月18日	火	本会議	一般質問	
6月19日	水	〃	〃	
6月20日	木	〃	〃	
6月21日	金	〃	〃	
6月22日	土	休 会		
6月23日	日	〃		慰 霊 の 日
6月24日	月	本会議	一般質問	
6月25日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



議 案 付 託 表

令和 6 年 6 月 1 2 日（水）第 3 回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第 4 4 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 2 号）
	議案第 5 1 号	財産の取得について
	議案第 5 2 号	財産の取得について
文教社会委員会	議案第 4 5 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 7 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 9 号	西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について
	議案第 5 0 号	財産の取得について
	議案第 5 3 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
経済工務委員会	議案第 4 6 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 4 8 号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について

議案第 4 4 号 令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 2 号）

歳出款項別審査委員会表

令和 6 年 6 月 1 2 日（水）第 3 回定例会

委 員 会 名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民 生 費	1. 社 会 福 祉 費	2 6
		2. 児 童 福 祉 費	2 7
	4. 衛 生 費	1. 保 健 衛 生 費	2 8
	1 0. 教 育 費	1. 教 育 総 務 費	3 6
		2. 小 学 校 費	3 7
		3. 中 学 校 費	3 8
		5. 社 会 教 育 費	3 9
経済工務委員会	6. 農 林 水 産 業 費	1. 農 業 費	2 9
		3. 水 産 業 費	3 0
	8. 土 木 費	2. 道 路 橋 り よ う 費	3 2
		4. 住 宅 費	3 3
		5. 港 湾 空 港 費	3 4

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月12日（水）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（21名）

（散会＝午後零時18分）

議長（23番）	平良敏夫君	議員（11番）	上地堅司君
副議長（18〃）	長崎富夫〃	〃（12〃）	仲間誉人〃
議員（1〃）	久貝美奈子〃	〃（13〃）	平良和彦〃
〃（2〃）	下地茜〃	〃（14〃）	下地信広〃
〃（3〃）	砂川和也〃	〃（15〃）	我如古三雄〃
〃（4〃）	狩俣勝成〃	〃（16〃）	前里光健〃
		〃（17〃）	西里芳明〃
議員（6番）	下地信男〃	〃（19〃）	友利光徳〃
〃（7〃）	欠員	〃（20〃）	上里樹〃
		〃（21〃）	栗国恒広〃
〃（9〃）	山下誠〃	〃（22〃）	上地廣敏〃
〃（10〃）	池城健〃	〃（24〃）	山里雅彦〃

◎欠席議員（2名）

議員（5番） 富浜靖雄君

議員（8番） 狩俣政作君

◎説明員

市長	座喜味一幸君	環境衛生局長	下地睦子君
副市長	嘉数登〃	会計管理者	下地美明〃
企画政策部長	久貝順一〃	水道部長	下地貴之〃
総務部長	與那覇勝重〃	消防長	上地一史〃
福祉部長	守武大〃	企画調整課長	前原敦〃
市民生活部長	狩俣博幸〃	総務課長	豊見山徹〃
農林水産部長	石川博幸〃	財政課長	国仲英樹〃
建設部長	川平陽一〃	教育長	大城裕子〃
観光商工スポーツ部長	砂川朗〃	教育部長	砂川勤〃
産業振興局長	下里盛雄〃	生涯学習部長	天久珠江〃
こども家庭局長	幸地幹夫〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 局長 友利毅彦君
次 長 仲間清人〃

次 長 楠佐 与那嶺 彰成君
議 事 係 長 国吉 たかよ 〃

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和6年6月12日（水）

	令和6年3月定例会の閉会后、請願書1件、陳情書2件を受理し、請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いする。
	令和6年3月定例会で議決した「離島における犬猫殺処分ゼロに向けた動物愛護行政の機能拡充を沖縄県に求める意見書」外3件の意見書及び「宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議」については3月27日付で関係機関へ送付した。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年2月分及び3月分例月出納検査結果報告があった。
3月27日	新里匠君から議員辞職願が提出されたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日付で閉会中の議員の辞職を許可した。また、公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、宮古島市選挙管理委員会に宮古島市議会議員の欠員について通知した。
3月31日	与那覇前浜ビーチで開催された第46回海びらきに参加した。
4月1日	平良庁舎2階大ホールで行われた令和6年度定期人事異動辞令交付式に出席し、対象職員に辞令交付を行った。
4月6日	白鳥崎西海岸公園で執り行われた献花台「黒鷹の勇士」の除幕式に参加した。 ----- 陸自UH-60JA航空事故に伴う宮古島駐屯地追悼式に参列した。
4月12日～ 15日	14日開催の「第38回全日本トライアスロン宮古島大会」の開会式や表彰式などの関係式典に出席したほか、大会当日は完走メダル授与を行った。
4月13日	宝塚医療大学宮古島キャンパスで開催された令和6年度宝塚医療大学観光部第1回入学式に出席した。
4月24日～ 26日	25日熊本県熊本市で開催された「第99回九州市議会議長会定期総会」に出席した。同定期総会では、令和5年度決算認定、令和6年度予算のほか沖縄県11市共同提出2件（①日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が集中する沖縄の基地負担軽減について、②鉄軌道を含む新公共交通システムの早期導入について）を含む各支部提出の計21議案が可決された。
4月30日	沖縄県市町村自治会館2階ホールで開催された「令和6年度沖縄振興拡大会議」に出席した。同会議では「大規模災害に対応した防災体制の強化について」及び「沖縄県企業局水道料金改定（値上げ）に関する対応について」を議題に討議がされたほか、「沖縄県地域外交基本方針の策定について」を含む5件の報告がされた。
5月10日	全員協議会室で開催された「令和6年度防衛省全国情報施設協議会役員会議」に出席し、開催市の議長として挨拶を述べた。同役員会議では令和5年度事業報告のほか、5件の議案審議がされ、いずれも原案どおりに承認された。

5月11日	ヒルトン沖縄宮古島リゾートで開催された「沖縄県中小企業家同友会・第32回宮古支部総会懇親会」に出席した。
5月21日～ 23日	22日、東京国際フォーラムで開催された「第100回全国市議会議長会定期総会」に出席した。同総会では、部会提出議案「日米地位協定の抜本的な改定及び在日米軍専用施設が集中する沖縄の基地負担軽減について」を含む27件のほか、会長提出議案「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」を含む6件が可決された。
5月27日	議会運営委員会が開催され、諮問した去る3月定例会において議長が発言取消しの留保宣告をした3件の取扱いについて協議がされた。 また、同日、同委員会の答申を尊重し、議長において措置した。
5月29日～ 6月1日	ジンエアー社の仁川―下地島間直行便就航記念事業により、韓国を訪問し、トップセールスやイベントへ参加した。
6月5日	座喜味一幸市長から、令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。 同日、市未来創造センターで開催された「宮古島市シルバー人材センター令和6年度定時総会」に出席し祝辞を述べた。
6月7日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日6月12日から25日までの14日間とするのが適当であること、報告第2号から報告第4号までの専決処分の承認を求めることについての計3件については、委員会付託を省略し、本日の会議において処理すること、「第45回せたがやふるさと区民まつりへ」の議員の派遣については最終本会議において処理することと決した。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告及び、議員の執行機関への答弁書の提出要求については行わないようお願いする旨の周知を行った。 また、同協議会では「第45回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出」について協議がされ、同区民まつりへは仲間誉人君、砂川和也君、平良敏夫議長を派遣することと決した。
6月9日	伊良部地区及び久松地区で開催された海神祭（ハーリー）に参加した。
6月11日	座喜味一幸市長から「議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について」の撤回の申出があった。 同撤回の申出を受け、同日、議案第27号を付託した総務財政委員会の下地茜委員長へ市長から同議案の撤回の申出があったこと、同議案の撤回については、会議規則第19条第1項の規定により、本日6月12日の会議において処理することとした旨の通知をするとともに、全議員へも同様に通知した。

6 月 1 2 日	本日、開議前に議会運営委員会が開催され、「議案第 2 7 号、宮古島市出張所設置条例の一部改正について」の撤回の処理方法について諮問したところ、本撤回は、本日の会議の冒頭において処理することと決した。 以上

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和6年第3回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時02分）

本日の出席議員は21名であります。定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

令和6年3月定例会の閉会后、請願書1件、陳情書2件を受理し、請願・陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

3月27日、新里匠議員から議員辞職願が提出されたので、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日付で閉会中の議員の辞職を議長において許可しました。また、公職選挙法第111条第1項第3号の規定により、宮古島市選挙管理委員会に宮古島市議会議員の欠員について通知しました。

6月5日、座喜味一幸市長から令和6年第3回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

6月7日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日6月12日から6月25日までの14日間とするのが適当であること、報告第2号から報告第4号までの専決処分の承認を求めることについての計3件については、委員会付託を省略し、本日の会議において処理すること、第45回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣については最終本会議において処理することと決しました。

6月11日、座喜味一幸市長から議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回の申出がありました。同撤回の申出を受け、同日、議案第27号を付託した総務財政委員会の下地茜委員長へ市長から同議案の撤回の申出があったこと、同議案の撤回については、会議規則第19条第1項の規定により、本日6月12日の会議において処理することとした旨の通知をするとともに、全議員へも同様に通知しました。

本日、会議前に議会運営委員会が開催され、議案第27号、宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回の処理方法について諮問したところ、本撤回は本日の会議の冒頭において処理することと決しました。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において上地廣敏君及び上里樹君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日6月12日から6月25日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 6 月 12 日から 6 月 25 日までの 14 日間と決しました。

なお、議事の都合により、6 月 13 日、14 日、17 日の計 3 日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第 3、議案第 27 号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回についてを議題とします。

提案者から撤回理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和 6 年第 2 回宮古島市議会に提案いたしました議案第 27 号、宮古島市出張所設置条例の一部改正については撤回することといたしましたので、ご説明を申し上げます。

撤回の理由といたしましては、当初、移転反対の意見が上野自治会のみでありましたが、その後、上野地域区長会から提出された表明書及び住民との意見交換会においても同様の内容が示されたことから、上野地域全体の総意であると受け止め、上野出張所を現所在地に残すことが適当と判断したためです。

◎議長（平良敏夫君）

これで撤回理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎前里光健君

ちょっと質疑をさせていただきたいんですけども、これは最初総務財政委員会に振られていた案件であります、この案件、最初は動線、施設の契約もあるので、それが合意形成を図る中で、1 か所だけは反対だったということで進んでいたものだったので、これ市長に提出された書類もあったので、それで委員会のほうではねたんですけども、今改めて見ると、また合意形成を取り直したら意見が変わったみたいな表現に見えるんです、自治会が。そういうことでよろしいのか。今 2 点質問したんですけども、そういう点について答弁をお願いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

さきの 3 月定例会におきましては、提出者は上野自治会の 1 自治会からの意見書ということでございました。5 月に提出された表明書につきましては、上野地域区長会より全地域の合意形成が図られたということでの表明書ということでございますので、3 月の定例会に出した内容とは、1 自治会と上野地区全体の総意という違いがございます。

我々が懸念していたことは、入居者と利用者の共有スペースが発生いたします。その際に動線の重なる

ところがございましたので、その不都合が想定されるということで、その件につきましては意見交換会のほうで確認をさせていただきました。地元のほうからは逆ににぎわいの場となるという回答がございましたので、その内容を尊重いたしまして、当初の懸念でございました動線の問題は、地域のほうは理解していただいたということでございます。

◎前里光健君

最初、動線の共有スペースがかぶる不都合が起きますよというのと、あと理由として、警備の予算がかかりますよと、その負担が軽減されていきますという話があったと思うんですけども、そのお話はどこに行ったのかなというのを一点お聞かせください。負担が減るところも要因であったというふうに思います

あとは、さきの委員会の前の日にですか、多分、区長会の資料が出た。1日で委員会のほうに提出され、説明いただいたんですけども、その中ではもう撤回の話があったんです。1日で撤回を決めた。区長会の意見を聞いて、撤回をすぐに判断した。私が申し上げたいのは、これまで合意形成を取ってきましたよと説明がなされていたと思うんです。それが、今お話しすると、合意形成を取ってきた自治会、もともと賛成だった、1か所だけが反対だった。だけど、自治会が途中で変わった、考えが変わったというような話にも聞こえるんですけど、そういう理解でよろしいですか。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

3月の定例会におきましては、1自治会からの、上野自治会からの要望でございまして、全体ではなくて1つの自治会からの意見書ということでございました。5月8日に提出されたのは、区長会でいろいろ議論を重ねて、地域でのそういう協議も重ねて、上野地域の区長会の総意として出されたのが表明書ということでございますので、当初の合意形成が地域全体として図られたということではなくて、当初は1つの自治会からの意見書でございましたので、上野自治会1つに絞りまして我々意見交換会を予定していたということでございます。

警備につきましては、施設が今回用途変更して宮古島市地産地消振興センターに変わりましたので、これまでの常駐警備から機械警備をすることによって負担の軽減が図られるということを見込んでございます。

◎前里光健君

1問答えていただいていないんですけど、1日で判断したというところは答えていないと思うので、そこは市長にお答えいただきたいなというのと、しっかり合意形成を取った中で、本来であればしっかり話を詰めて、そして議案提出する。要するにこういうことが起きないようにするための手順を踏むというのがセオリーかと思いますが、それができていなかった。区長会からの意見表明が出されたところで、市長は1日でそれを撤回の申出を委員会に出したということなんですよ。市長も、この部分については、手順を踏んでしっかりと丁寧にやっていくという作業を指導監督する立場にあると思います。議案のほうも、我々もしっかり審議したわけです。そういった中で、1日で撤回しようと、そういう決断、判断、これは私はもう少し丁寧にやるべきではないかなと思ったんですけども、その点についてお答えください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

今回の意見交換会につきましては、2つの内容を確認したいという必要性がございましたので、その2

点に絞って意見交換会を開催した次第です。1つは、意見書、そして表明書、その2つにおいても、計画については賛成すると。もう一つは、上野出張所の移転については反対ということでございましたので、その計画の内容も意見交換、そして上野出張所も我々が考えている、懸念される動線の問題、こういったものを地域の皆さんに意見交換会を含めて意見を求めたいということで開催した次第でございます。

1日で撤回の結果となったというご指摘でございますが、当初、3月の定例会以降、上野自治会との意見交換、これ1つの自治会なんです、意見交換会に絞りまして調整を進めてまいりましたが、先ほども申し上げたとおり、5月8日に上野地域区長会より表明書が出されましたので、全地域からの総意であるということに内容が変更というか、そういうふうになりましたので、改めて仕切り直して、全市民に対して整備内容と我々が懸念している動線の問題を意見交換会のほうで意見を交わしながら検討してもらいたいということで開催した次第でございます。

その8日以降は、担当課も含めて、そしてまた県に提出しています用途変更申請の業務内容の見直しですとか、そういった協議事項もございましたので、そういったもろもろを含めて検討した結果、意見交換会の開催が6月6日、そして撤回の申出が6月7日の委員会の日ということになった次第でございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私のほうからも何点か確認をしながら質疑をしていきたいと思います。まず、我々総務財政委員会で議題として上野出張所移転反対の表明という感じで文書が配付されたんですけど、令和6年2月28日付で上野庁舎活用、上野出張所移転について意見及び要望書を座喜味一幸市長に書面にて要望しましたと文面にあります。これ要望したのは、先ほど言っている上野自治会から要望があったということですか。その辺の確認をもう一度お願いします。

それで、令和6年3月15日付で上野出張所を上野公民館への移転を進めてまいる所存ですとの回答がありました。その回答というのは、先ほど上野自治会に対する1自治会からの回答でしたかということも踏まえてお答えください。まずそこから。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

2月28日付（_____部分は71頁に発言訂正あり）の意見書につきましては、上野自治会の1自治会からの意見書でございました。回答につきましても、上野自治会1自治会に対しての回答ということでございます。

◎栗国恒広君

多分そのことを言っているのではないかなと。私が思うには、こういった核となる庁舎の移転というのは、先ほど上野地域には8つですか、9つの自治会がありますよね。それで、今回反対意見という形で上野地域区長会の区長長が反対意見を出されています。そもそも上野の方々に関しては、この上野の庁舎に関しては、当初から、座喜味一幸市長が誕生したときから、この宮古島市地産地消振興センターを整備するという感じで公約に掲げて当選されたと思います。その中で、それに対しては地域の住民たちもみんな賛成だということで、要は核となる上野庁舎の役割を移転するというに関しては、なぜ1自治会のみになんという説明会が開かれたのか。また、1自治会だけでの意見書を受けて、こういったものを、本来なら

しっかり上野地域の今言われた8つですか、9つからの自治会がいるんで、そこは区長会としてしっかり意見を取りまとめるべきではなかったかなと思うんです。これ1自治会のみで要望がありました、これには賛成です、ですから議案上げます、そこは座喜味一幸市長が市長公約で上げた地域との意見、地域の声を大事にするということに反しているのではないかなと思うんですけど、市長、その辺に関してお答えください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

住民説明会の開催後、上野自治会より意見及び要望書が提出された（ 部分は71頁に発言訂正あり）んですけど、その際、1自治会に対してではなくて全ての区長のほうに参加、出席の申入れの文書は配布をして、そして周知ということで市のホームページ、新聞掲載等々で全市民を対象にした住民説明会という形で呼びかけた次第でございます。

◎栗国恒広君

これ質疑というよりも、最後に私はこれ指摘しておきますけど、今言ったように、上野自治会の皆さんに呼びかけているんですけど、1自治会のみが参加して、それを組み入れて、これを条例議案として提出する。本来では、自治会の総会も過半数を超えなければ総会成立にならないんです。皆さん8つ9つの自治会で、1自治会のみでいて、1自治会のみ意見を聞いて決まりました。ですからこういった反対意見が後から出てくると思うんです。そこは地域の声をしっかり聞いて、半数の方々が賛成するのであれば、それを反対する方もしっかり説得して、そういった議案を上げるべきかなと思っております。その辺を強く指摘しておきます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかにありませんか。

◎下地信男君

議案の撤回なので、とても大きなことだと思っています。地域住民も十分に理解していると、この事業に対して賛同しているということでスタートしたんですけども、途中で地元の反対が出てくるというのは、これはもうこの事業の熟慮を重ねたということはなかなか言えないと思うんです、今栗国恒広議員からも指摘があったとおり。うへのドイツ文化村の売却もそうでしたか。売却方針が既に出ているのに、地元が反対しているから少し延ばしますとか、売却をとどめおきますとか、そういう話をされると、市長の政治姿勢というのが問われてくるのではないかと思います。特に今回の六次産業化、上野庁舎を活用して地産地消という、これ、これまで産業振興局長の答弁でも市長のお話でも、市民の所得10%上げる事業に絡む、とても重要な事業だと、座喜味一幸市長の一丁目一番地だという話をしてきたのに、いきなり撤回となると、これ何の話かというふうになります、現実には、栗国恒広議員もそうおっしゃっていますけれども。

そもそも地元の反対の理由というのは何ですか。1自治会が反対しているのは無視して、ある程度9つが東になると分かりましたというような行政手法が、では宮古島全体賛成したらやるんですか、そういう理論がよく分からない。そもそもなぜ反対しているんですか、お答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時26分）

再開します。

(再開＝午前10時26分)

◎産業振興局長（下里盛雄君）

地元の反対の理由でございますが、反対の理由は、まず当初、上野自治会のほうからの意見書の内容につきましては、出張所機能については、これまでの歴史も踏まえて、産業振興のみならず、地域住民の生活の中心としてきて発展してきたというのが主な理由でございました。上野地域区長会からの内容は、計画自体は賛成ということで、ただ出張所につきましては、上野庁舎は長年、上野地域住民が生活のよりどころとして日常活用してきたと。上野地域の核として庁舎の一角に上野出張所を存続させることに大きな意味があるということで、出張所と地域の連携によって活性化が図られるというような意味合いで反対をしていたという内容でございます。

◎下地信男君

地元の9つの自治会が束になって反対したというのは、これ何か大きな意味があると思いますけども、この反対表明の中には、長年上野地域の住民がなれ親しんできたというんですか、そういった歴史的背景を踏まえてやってくれという話がありますけども、もちろんそういった意向は大事にするべきだと思いますけども、ただ申し上げたいのは市長の姿勢として、自らの重要な公約を実現するための事業として取り組んだこの事業が、あまりにも熟慮に欠けた内容になってしまったというのが今表面化したということになります。先ほど指摘したほかの事業も、何か多々そういったのがあるということを感じていますので、この辺のやり方を、地域の意見を吸い取るという作業のところが少し欠けているのではないかという気がしますので、今後この辺を少し考えてやっていただきたいと思います。

一旦上げた議案を下げるということが、私たち議会に対しても、それから市民に対しても、これ行政に対する何をやっているんだと疑念を抱かざるを得ないような形になっていると思いますので。

(「そのとおり」の声あり)

◎下地信男君

むしろそれに反対した、市民の皆さん方も返ってくると思うんです。その辺を少し考慮してやっていただきたいということを申し上げて終わります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

日程第3、議案第27号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第27号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回についてを採決します。
本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回については承認されました。

次に、日程第4、議案第44号から日程第22、報告第10号までの計19件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和6年第3回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案4件、条例議案1件、議決議案5件、報告9件の合計19件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）。今回の補正は、10億2,987万9,000円の増のほか、地方債の追加を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ432億5,187万9,000円と定めてあります。

議案第45号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、874万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億7,466万8,000円と定めてあります。

議案第46号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、183万7,000円の増のほか、債務負担行為の追加を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,527万5,000円と定めてあります。

議案第47号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）。今回の補正は、収益的収入で4,516万7,000円の減、同支出で153万8,000円の増、資本的収入で9,657万2,000円の減、同支出で1億4,327万7,000円の減のほか、企業債の補正を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第48号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正について。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う水道法及び水道法施行令の一部改正に伴い、改正箇所を改めるとともに、文言の整理を行う必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第49号、西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について。西辺中学校校舎改築工事（建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第50号、財産の取得について。電子黒板の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第51号、財産の取得について。令和6年度救助工作車の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本

案を提出します。

議案第52号、財産の取得について。令和6年度池間詰所緊急車両（消防ポンプ自動車）の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第53号、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により本案を提出します。

最後に、報告についてご説明申し上げます。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第12号））。令和5年度宮古島市一般会計における宮古島市観光景観形成推進事業の予算を全額令和6年度へ繰り越す必要が生じたこと、及び社会資本整備総合交付金事業の予算の繰越額に変更の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることに伴い、宮古島市税条例の一部を改正し、同日から施行する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正し、令和6年4月1日から施行する必要がありますが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行っております。

報告第5号、令和5年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越額が24億9,798万9,112円となっております。

報告第6号、令和5年度宮古島市港湾事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越額が2億7,477万7,000円となっております。

報告第7号、令和5年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越額が5,144万4,767円となっております。

報告第8号、令和5年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。繰越額が、建設改良費については2億805万円、事故繰越額については1億1,304万4,690円で、合計が3億2,109万4,690円となっております。

報告第9号、令和5年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。繰越額が194万6,000円となっております。

報告第10号、令和5年度宮古島市公共下水道会計予算繰越計算書の報告について。繰越額が5億9,883万8,853円となっております。

以上、ご説明申し上げました。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

◎下地 茜君

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてお聞きします。

まず、25ページの13目地域振興費、12節委託料の水難事故対策費というのが99.3万円がついていますが、内容と、どこへ委託しているのか、昨年同時期には補正にはないので、少しお聞きしたいと思います。

次に、27ページ、3款民生費、5目児童館費、12節委託料、児童館運営事業委託料280万円も内容をお聞きしたいと思います。

28ページ、若年がん患者等支援事業、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金、特に若年がん患者在宅療養生活支援事業に関しては何名くらいを想定されて予算をつけているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、最後が39ページ、10款教育費、4目文化財保護費、18節負担金、補助及び交付金、市指定文化財等保存管理補助事業57万9,000円についても内容をお聞きしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

4月1日より市民生活部長を拝命しました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、歳出の25ページの13目地域振興費についてです。この事業は、近年宮古島海域で増加している観光客等のマリレジャー中の水難事故の未然防止対策として行う事業となっておりまして、海上保安のためにパトロールを行うものとなっておりまして、委託先を宮古島サスティナブルツーリズム連絡会を予定しております。

28ページの若年がん患者等支援事業なんですけれども、何年をめぐにということなんですけれども、これは県の事業が今年4月1日に施行されたことに伴うもので、市としても2分の1負担するんですけれども、県の負担が2分の1です。事業が継続するうちは継続していきたいと考えております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

4月1日付でこども家庭局長を拝命いたしました幸地と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算書27ページの3款民生費、2項児童福祉費の5目児童館費についてでございます。児童館の委託料の内容でございます。本補正予算については、昨年度、市内各児童館で構成する宮古島市児童館連絡協議会の主催でじどうかんまつりを初開催しましたが、子供たちにより喜んでもらえる取組にたく、企業版ふるさと納税寄附金を活用し、今年度の開催内容の拡充を図るためのものとなっております。

その内容としましては、前回予算の関係で取り組むことができなかったアーティスト招聘によるコンサートの開催、前回のまつりにおいてボランティアで協力のあった運動遊びプログラムの指導者招聘、同プログラムの用具購入費用となっております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、39ページ、4目文化財保護費、市指定文化財等保存管理補助金57万9,000円についてご説明いたします。

この市指定文化財等保存管理補助金は、指定文化財の所有者が行う保存管理等に係る経費に対する補助金でございます。今回の補正は、ふるさと納税寄附金を活用し、当初予算の一般財源の財源振替を行うのに加えて、令和5年度実績から予想される不足額の増を行っております。

◎下地 茜君

13目地域振興費の中の水難事故対策費については、これまでなかったものだけでも、現状を見て新たに事業を始めるということでもいいのでしょうか、そこが確認したいです。

それから、若年がん患者については、何名くらいの方が想定されているのか。年間になると思いますけれども、そこをお聞きしたいと思います。

それから、じどうかんまつりについては企業版ふるさと納税を使われているということなので、開催に当たってぜひ拡充したいという思いもあったのではないかなというふうに思うんですけども、昨年もしじどうかんまつりをされていると思うんですが、開催の趣旨ですとか、そのようなところがお聞きできればと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

まず、水難事故防止、対策ですけれども、これについては今年度より新規事業で行うものです。財源はふるさと納税を活用して行うこととなっております。今年度、繁忙期、7月から10月にかけてパトロールを実施した後に、継続するかどうか、効果も検証しながら次年度は取り組んでいきたいと思います。

次に、がん患者等の人数ですけれども、本市には、宮古病院によりますと、アピアランス支援ですけれども、9名と想定されております。若年がん患者については、今のところ把握していないということで報告があります。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

じどうかんまつりの趣旨についてお答えいたします。

児童館の担う健全育成の5つの目標としまして、1点目に身体健康増進を図る、2点目に心の健康増進を図る、3点目に知的な適応能力を高める、4点目に社会的適応能力を高める、5点目に情操を豊かにすることの5点が挙げられますが、今年度令和6年度は児童健全育成推進財団が展開する運動遊びプログラム、JUMP—JAMを積極的に導入して、市内各館で子供が自ら遊びを生み出し、創造力や社会性を養う中で学びを展開し、人とつながる育成支援を図っていきたいというふうなことで、じどうかんまつりの趣旨としております。

◎下地 茜君

意見だけ。どの項目も宮古島の現状を見ながら新たに予算をつけて進めるものだと思いますので、ぜひ継続して取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）について伺います。

まず、25ページの16目地方創生臨時交付金事業費の中の説明の中の定額減税補足給付金（うち調整給付）事業、委託料について少し教えてください。

あと、31ページ、3目観光費、観光振興費の委託料2,099万9,000円ついていきますので、この内容について教えてください。

あと、次のページ、32ページの道路維持費の中の委託料350万円についても教えてください。よろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の25ページ、16目地方創生臨時交付金事業費の内容についてお答えいたします。

今回の補正は、デフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえまして、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施に合わせて行われる5種類の給付金事業のうち、定額減税し切れないと見込まれる方への定額減税補足給付金、調整給付の支給事務を委託する予定でございますので、その委託料というふうになります。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、31ページの7款商工費の中の3目観光費についての観光振興費の委託料についてでございます。

この事業、委託料につきましては、今回の補正による委託料の内容としまして誘客促進事業の一つとしてデジタル3Dコンテンツの制作、また閑散期対策イベントに係る委託料として企業版ふるさと納税を財源として実施するものとなっております。そのうちの一つの事業、デジタル3Dコンテンツ制作につきましては、先ほど申し上げました企業版ふるさと納税、こちら株式会社ベストウェイからの寄附金を財源としまして、従来の紙面での観光マップを3Dデジタル化し、多言語化、映像、画像など、より多くの情報を立体的に掲載することが可能となります。観光地に加えまして、島の歴史、文化、背景なども学びながら観光できるコンテンツとすることによって、より質の高い観光を提供していきたいというふうに考えているところでございます。

そのほか、閑散期対策イベントにつきましては、株式会社フォースからの企業版ふるさと納税寄附金と、観光庁の補助事業であります地域観光新発見事業補助金を財源として、宮古島の観光閑散期においての入域観光客の増加を図るため、イベントの企画や地域の魅力をマス媒体を活用して発信する事業となっているところでございます。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の32ページです。2目道路維持費の中の委託料の350万円です。この委託料は、宮古島市道路美化ボランティア支援業務で市から森林組合に委託して、市道の美化ボランティアとして登録している団体の活動費として報償金を支払います。年に3回以上清掃することが条件となります。

◎久貝美奈子君

まず、定額減税補足給付金（うち調整給付）事業委託料ですが、事務作業を職員でやるのは少し大変ではないかなと私も心配していたんですけれども、委託というのはどちらに委託するのか、どのように進め

ていくのか教えてください。

次に、観光のいろんな事業を先ほどおっしゃっていただいたんですが、これらの事業は全て新規事業になるのか、その辺も教えてください。

あと、道路のボランティアの事業ですけど、これは当初予算でどうして計上されていなかったのかというところも、理由を教えてください、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

定額減税補足給付金（うち調整給付）事業委託料の件についてお答えいたします。

今久貝美奈子議員からもございましたけど、まず調整給付につきましては給付の仕組みが複雑であること、かつ対象者数が非常に多く、今後問合せ対応等が大きな労力がかかる可能性があること、前例のない事業であるため、業務量推計が困難であるなどの課題があるため、業務全般に対応可能な民間事業所へ委託し、事業を進めていきたいというふうに考えております。現在のところ、まだ契約先決定しておりませんが、主な委託業務内容としましては、まず調整給付に係る問合せ全般に対応するコールセンター業務、あとは申請書類の審査や不備連絡、返送作業などの事務処理業務、オンライン申請を含むシステム運用業務を予定しているところでございます。できるだけ職員に負担のないように、委託業務を今準備しているところでございます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

この観光振興費の委託料の事業でございますが、新規かというお話でございます。誘客促進事業、また閑散期対策事業としては継続してこれまでも実施してきているところでございますが、今回実施する内容につきましては、内容自体が新たなものということになっておりますので、事業そのものの自体は継続している中で、内容が変わるということになっております。

◎建設部長（川平陽一君）

なぜ当初予算に計上できなかったということですが、財源の確保など予算の調整に、少し時間がかかったということです。今回補正で計上します。

◎久貝美奈子君

道路ボランティア事業についてなんですけど、市民の方から4月過ぎですか、連絡がありまして、実際ずっとボランティアされていたんですけど、予算の都合で活動ができないという苦情の電話があったので、今後どうなるのかなという心配はしていたんですけども、今の時期がかなりやはり雑草が伸びる時期でもありますよね、この梅雨終わり。これをぜひ、道路の環境美化の相談というのはいろんな各議員にも結構届いていますので、ぜひこの事業は市民の皆さんが協力して、すごくいい事業だと思うんです。なので、毎年予算のほうをしっかりと計上していただきたいなと思います。

あと1点、すみません、33ページの住宅管理費、委託料について最後にお伺いします。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の33ページの1目住宅管理費の中の12節委託料です。委託料が1,293万3,000円となります。この補正額は、宮古島市空き家等実態調査委託業務と、上野第2市営住宅外壁の改修工事の施工管理費の合計額となっております。空き家実態調査業務につきましては、平

成28年度の調査により作成された宮古島市空家等対策計画の計画期間の5年間を経過したことで、計画の見直しが必要となり、現状の空き家実態調査のため、当業務を発注して、新たに計画策定を行います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

私も1点ばかり質疑をしたいと思います。

令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、29ページ、6款農林水産業費の3目農業振興費、3月定例会でサトウキビの収穫機械、ハーベスターが今年度4台予定をされているというふうなことでありましたが、今回この3目農業振興費の説明の中で、さとうきび安定生産確立対策事業補助金3,100万円補正がありますが、これは多分中型ハーベスターなのか、4台のうちのどのほうなのか、それと地区はどの地区に予定をしているのか、説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の29ページ、6款農林水産業費、3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金、さとうきび安定生産確立対策事業補助金についてでございます。

この補助金ですけれども、ハーベスター導入に1農業生産法人、トラクターの導入に6農業生産法人に対する沖縄県からの補助金となっております。今回ハーベスターの応募、実際には3件。4件と3月定例会で申しましたが、実際に応募が3件ありました。そのうちのハーベスターが1件採択となっております。残りはトラクター関連が6件でございます。地区としましては、中型ハーベスター、これは下地地区となっております。残りは、トラクター関係が下地地区1件、上野地区2件、伊良部地区2件、城辺地区1件というふうになっております。

◎我如古三雄君

このハーベスター4台のうち1台が下地地区というふうなことで、中型というふうなことですが、残りの3台の、これは小型になるかと思いますが、新規採択はこれからということになりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業で今回採択されたのは1件ということになっております。残りにつきましては、今後もこの事業継続ですので、次年度の応募に向けて市のほうとしても協力して、計画なりについて精度を高めていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

残りの3台の新規採択に向けてしっかりと取り組んで、なるべく年度内に採択が実現できますように、取組を期待したいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

二、三点質疑をしたいと思います。

まず、30ページ、3項水産業費、2目水産業振興費でありますけれども、904万円ですか、これの事業内容、これ総括で事業内容入っていませんので、事業内容の説明をお願いしたいと思います。多分漁業集落

再生関係の予算ではないのかなと思っておりませんが、詳しい説明を求めたいと思います

次に、31ページの都市交流事業で、これ静岡の藤枝市とのサッカー交流を少年少女のサッカー交流事業にしたいということですが、この内容、どこで開催するのか、藤枝に宮古島市から出向くのか、その辺の事業内容について説明をお願いしたい。

それから、32ページの2目道路維持費であります。先ほどの部長説明では、委託料については森林組合等々に清掃委託などを、道路維持のための清掃委託などをやるというふうな説明ではなかったのかなと思っておりますが、この下の工事請負費の中で、N-44号線の舗装と浸透ますなどの清掃事業に充てるということになっておりますが、浸透ますの清掃については宮古島全域を考えているのか。今回の梅雨入り後、あるいは梅雨入り前の大雨によって道路が冠水して、交通が遮断された箇所が数か所あります。新聞、マスコミ等々でもいろいろ取り上げられて指摘されているわけですが、この浸透ますの清掃についてどういうふうに考えているのか。

ちょっと戻りますけども、この委託料の森林組合への委託ですけれども、これまでは道路建設課、あるいは農政課のほうでも、市民を雇用して、市の臨時的な作業員として道路の清掃作業をやっていた。しかし、これが今年度入って作業人員が大幅にカットされて、その分が森林組合への委託で流れていると思っておりますけれども、なかなかこれまで、令和5年、あるいは従前のように清掃が行われていない。いわゆるもう伸び放題になった時点でしか道路の清掃をやっていないということ。これは、交通事故の発生にもつながっていきます。特に十字路で高木が植えられて、その下に低木、サンダンカとか、あるいはハイビスカスなど植えられているところなどは見通しが全く悪い。ですから、そういった箇所では交通事故が起こりやすいというふうなことであります。清掃回数がこれまでのもう半分ぐらいに減少しているということです。ですから、下地地区でいいますと、東急リゾートへの、向こうは県道ですけど、県道保良上地線ですけれども、東急リゾートへの道路、それから前浜港への来間線、それから来間大橋への皆愛学童線、こういったところの植樹帯、皆愛学童線には植樹ますありませんから、いいんですけれども、来間線、特に東急リゾートへの道路などは、観光客、観光バスが頻繁に通る道路であります。したがって、今の状態で委託に回して森林組合の清掃を待つということになると、年に2回、もしくは多くても3回ぐらいしかできないんじゃないかなと。観光客が多くなる、これから梅雨明けで、夏場のシーズンになりますと、今年は特に雨が多い影響もあって、雑草がすごく繁茂しております。そういった意味では、現場を十分に確認をして、委託をする場合でもどの箇所でどれくらいの作業量が必要で、予算がどれくらいかかるというふうなものをちゃんと見積り、積算をして、委託に出していただきたい。特に重点的に交通量の多い、あるいは観光地につながる道路などは、頻繁に現場の確認などもお願いをしたいというふうに思っております。答弁をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

30ページになります。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金になります。今回水産振興補助事業として904万円を計上しております。この事業ですけれども、宮古島漁業協同組合を通してモズク網の購入を支援するとして、モズク網の購入に640万円、冷凍の餌、まき餌の購入支援として264万円の補助事業を実施する予定となっております。

モズク養殖につきましては、ここ数年の生産量が1,100トンから1,300トン台で推移しておりますけれども、

令和５年度産出荷のモズクにおいて異物の混入があり、25トンの返品がされる事態が発生していることや、今年収穫されたモズクの出荷量が前年より370トン減少しているということが背景にあります。こういう異物混入の背景としまして、物価高騰によりまして、モズクの漁業者、養殖事業者が網の買換えをちゅうちょしているということや、経年劣化により老朽化した網を補修しながら継続使用している状況がありまして、その結果、育苗時及び収穫時において網が切れるなどにより、生産性の悪化、出荷品質の悪化が要因となっているところでございます。

また、餌の支援につきましては、本市の漁業者、小型船での操業が主でありまして、長時間長距離での操業が厳しいということで、漁場が近海に限定されております。魚種が大型の魚を取ることが難しいため、中型魚種のキハダマグロ等の中心の漁になっております。昨今の物価高騰によりまして漁業者の経費が増加しておりまして、携行するまき餌の数量を減らさざるを得ない状況があることや、前の操業で使った餌を使い回すなどしているということで、魚を集める効果が懸念されていると。漁業資源の減少に伴って、大分漁業者苦しくなっておりますので、本事業の実施によりまして水産物の品質向上と漁業者の所得向上を図りまして、生産意欲の向上につなげたいと考えているところでございます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第44号、令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）、31ページの都市交流事業補助金についてでございます。当該事業につきましては、株式会社ベストウェイからの企業版ふるさと納税寄附金を財源としまして、本市との友好都市であります静岡県藤枝市で開催されます少年サッカーの大会へ宮古島市の児童のサッカーチームを派遣する補助金となっております。宮古島市と友好都市協定を締結しました藤枝市が、令和６年度に市制70周年及びまたサッカーのまち100周年を迎えるに当たり、藤枝市から記念事業への参加の打診がございました。これを受けまして、都市交流事業の一環として、藤枝市で開催される大会へ宮古島市の児童を派遣することで、これまで実施してきました物産関係だけでなく、児童生徒も含めた幅広い交流事業を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎建設部長（川平陽一君）

令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第２号）の32ページ、２目道路維持費の中の工事請負費3,126万5,000円の説明です。この工事請負費は、主に大雨冠水に伴う対策としまして道路浸透ますの土砂の撤去工事または浸透ますの設置、舗装の劣化に伴う舗装の補修、環境美化に伴う市道の除草作業を計上しております。

工事の内訳としましては浸透ますの設置工事が１件、排水路設置工事が１件、上地廣敏議員からも指摘がありました浸透ますの清掃工事、これ宮古島全体で42件、舗装工事が１件、道路維持管理費、これ除草工事ですけども、７件、合計で3,126万5,000円を計上しております。その道路維持費の委託費、先ほど説明しましたボランティア清掃ですけども、この業務も森林組合に委託しておりますが、道路清掃作業の委託費としましては別で委託費で森林組合への委託費を計上しております。

◎上地廣敏君

２点ばかり再質問をいたします。

まず、冷凍餌の助成ですけども、これは宮古島漁業協同組合を対象にするのか、それとも伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合も対象に入っているのか。

もう一点、都市交流事業の藤枝市でのサッカー交流ですけど、これについて派遣される選手の選抜、これはどういう方法で選抜されるのか、この辺をお答え願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

冷凍餌については、宮古島漁業協同組合のみとなります。伊良部漁業協同組合につきましては、当初予算で、活動餌の確保支援事業として405万円の予算を組んでおります。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

派遣される選手の選抜、選考ということでございますが、宮古島のサッカー協会のほうと連携しておりまして、宮古島のトレセンに選ばれている選手を対象としているところでございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

何点か質問しますけども、まずは議案第44号の令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の36ページ、10款教育費、1項教育総務費の3目教育指導費ですけども、全国離島交流中学生野球大会というのが、宮古島大会というのが開催されるんですか、それに関連する予算が計上されています。大会の概要とその内容、予算の内容について説明をお願いします。

それから、28ページに戻りますけども、救急医療対策事業経費というのがあって、私的二次救急医療機関関係支援補助金1,000万円計上されています。その内容について教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、28ページの4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の中の救急医療対策事業経費、この事業は当初予算で1,000万円の予算を立てて、私的医療機関、これ宮古島徳洲会病院が救急搬送を受け入れる経費として市から補助しているものです。これが年々増加しておりまして、これ交付税になりますけれども、上限2,000万円ということで、1,000万円追加したいということで計上となっております。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、36ページ、説明欄の中の全国離島交流中学生野球大会（宮古島大会）事務費、予算額が542万9,000円についてお答えいたします。

この大会の正式名称は、国土交通大臣杯全国離島交流中学生野球大会で、別名離島甲子園と呼ばれてございます。大会の目的でございます。地理的環境から島外との交流機会の少ない全国の離島中学生が一堂に会し、野球を通じて島と島の交流を図るとともに新たな人間形成や健全な青少年の育成を促進することで、将来を通じて離島地域の振興に寄与することを目的としております。この大会につきましては、参加自治体の持ち回りとして開催してございまして、事務局のほうから宮古島市に来年度の令和7年度の開催ということで打診を受けているところでございます。大会の日程につきましては、全国の離島を回りながら、毎年学校の夏休みを利用しまして8月に行われてございます。

この補正予算の内容についてでございます。今年度、大会運営準備室を設置したいと考えております。予算の内容でございます。会計年度任用職員2名、職員も配置予定でございます。それに合わせて、補正予算の内容としまして会計年度任用職員2名でスタートしたいという形を想定しておりまして、会計年度

任用職員の報酬、あとは今年8月に開催されます長崎県壱岐市への視察旅費、あとは国土交通省または全国離島振興協会との打合せの旅費、その他事務費と合わせてトータル542万9,000円を計上させていただいているところでございます。

◎下地信男君

今の全国離島交流中学生野球大会は、過去に宮古島が優勝したこともありますよね。意義のある大会だと思いますので、準備をしっかりと。来年度ですね、今年度ではなくて。ということは、また来年度もそういう同じような予算が必要になってくるということになりますか。

もう一点は、議案第50号、財産の取得について、これも教育委員会の電子黒板の購入ですけども、これは何台で、何校分買うのか、それとも古くなった部分を補充するという意味でやるのか。それと、指名業者は何者で、落札率はどうなっているかということと、まずこの2点からお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第50号、財産の取得について、学校ICT機能強化整備事業についてでございます。

電子黒板の更新になりますけども、平成30年度、令和元年度に整備されております。全体で350台が整備されておまして、5年経過、耐用年数程度経過してございます。今年度におきましては125台整備予定でございまして、小学校4校、中学校5校、合わせて9台、9校を対象としております。一括交付金を活用しまして、3年計画で更新していく予定でございます。何者入札というのは、少し手持ちの資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

◎下地信男君

これ電子黒板というのは、要するに基本的には5年が、5年間の耐用年数が切れるという形になるんですか。それで、小学校4校、中学校5校、まずは125台を整備していくということになっていると。これ、その機器個々の状況ではなくて、5年たったら当然に更新していくという考えなのか。

もう一つ気になるのは、更新した際に、よく聞く話ですけど、電子黒板がうまく使えないと言ったら語弊があるかもしれませんが、うまく活用がされていない状況がある。その要因が、先生個々の使用能力というか、使用頻度が弱いという部分があって、その辺の指導というか、研修というのか、また新しく機種が変わると、これはそういうまた研修やらなくちゃいけないという類いなのか、グレードが上がっている以上は、また慣れない機器になってしまうというのがあるのか、その辺の対応というのは教育委員会というのは。そういう状況はないと、スムーズに移行しているなら、それはそれでいいんですけど、そういう購入された際の何か課題というのがあるって、その課題に対してどういうふうに整理、処理していくかと、対策を取っていくかということを知りたい、もう3回目ですね、終わりたいと思います。

◎教育長（大城裕子君）

今回個別最適な学び、共同的な学びの推進を図るため、機能強化として校内ネットワークへの接続等が可能な電子黒板などの更新整備を行う予定でおります。今回は教師への研修等が課題になっているのではないということもご質問の中にはございましたが、宮古島市といたしましては昨年度からICT推進委員を任命しておまして、その委員の皆さん、インフルエンサーと呼んでいるんですけども、その方たちを中心に活用についての研修を行っているところですし、それをまた各学校へ横展開していこうという取組をしているところです。昨年度、文部科学省のスクールDX、スクール事業にも鏡原小学校、中学校

が取り組みまして、それを今年度は横展開して、先生方の研修もより充実させていこうというところでの取組を行っているところです。

今回新たに導入させていただく電子黒板は3年間の計画で、令和6年度、令和7年度、令和8年度と、全ての学校に配備を完了する予定であります。先ほど部長答弁でもありましたように、今年度は125台、小学校4校、中学校5校となるわけですが、今回の導入によって、画面も液晶画面となり、82インチから98インチになります。大変見やすくなりますし、教室の明るさなどに左右されることなく、教室全体で子供たちがしっかり確認することができるという機器になります。様々なメリットもありまして、今回耐用年数5年というタイミングで随時更新ということになりますけれども、また新たな機器、新たな機能が強化された電子黒板を活用して、児童生徒のICT活用能力の育成に努めていきたいと思っております。同時に先生方の研修にも努めてまいります。

◎教育部長（砂川 勤君）

入札参加者についてお答えいたします。

入札参加、指名競争入札で5者になります。1者が辞退ということになります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時37分）

◎教育部長（砂川 勤君）

落札率、97.29%になります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時37分）

再開します。

（再開＝午前11時38分）

◎教育長（大城裕子君）

これまで導入した電子黒板の中で修繕が必要になってきた電子黒板もございますので、それも改めて更新するという目的もあります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

1点お願いします。報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度宮古島市一般会計補正予算（第12号））ということですが、これ理由のほうで、令和5年度宮古島市一般会計における観光形成推進事業と、また社会資本整備総合交付金事業の繰越し、変更の必要性が生じた、議会を招集する時間がなかった、余裕がなかったということですが、この繰越額に変更する必要性が生じた、このタイミングで出てくるのが分かりづらいんですけど、申し上げた変更の必要性、こちらをご説明くだ

さい。

◎建設部長（川平陽一君）

議案書の15ページをお願いします。議案書の15ページの中で、専決処分の承認を求める、令和5年度一般会計補正予算の第12号とあります。これは、補正予算の12号で説明いたします。20ページをお願いします。事業名が社会資本整備総合交付金事業、当初予算が2,606万9,000円で、補正後が5,680万円になっております。この事業は、A—56号線歩道設置工事です。場所が、下地線の松が原ゴルフ場から宮古総合実業高校に向けての路線となります。この事業は3月定例会で繰越承認を承認していただいておりますが、予算の繰越額を過少に申請し、変更が生じたことにより、今回の補正後5,680万円となります。このことについての変更繰越しの専決処分で報告をいたします。

◎前里光健君

これは、A—56号線、歩道の、こちらが過少申請というのが分からないんですけども、そのときに行っていた手続が過少に行われて、今回繰り越した、その点の説明をお願いします。市の観光形成推進事業、こちらは何の事業かというのと、こちら関係はないということですか。今の過少申請とは関係ないんですか、そこは。答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

まず、20ページの説明です。これ当初、A—56号線歩道設置工事で請負契約をしまして、その中の請負金額の中の40%、前金払いの支出を行っておりますが、その残額を工事の進捗状況を見ながら検討すべきでありましたが、令和5年度で工事が完成しなかったことで令和6年度に繰越しをしました。その中で、当初の予定していた額が過少に申請されたことで今回5,680万円の申請となります。

19ページの中の宮古島市観光景観形成推進事業、この事業は一括交付金を活用した事業でございます。1億5,166万円となっておりますが、この事業は一括交付金を活用して、上野海岸線無電柱化事業となります。この無電柱化事業は、沖縄振興公共交付金を活用した、一括交付金を活用した上野海岸線と、社会資本整備総合交付金を活用した無電柱化、これ中央縦線が2つございます。その中で中央縦線の部分は3月定例会で議会の繰越承認を行っておりますが、一方の上野海岸線が3月定例会で繰越手続を行わなかったことが指摘を受けまして、今回6月定例会で専決処分の報告となります。

◎前里光健君

ちょっと分からない。令和6年3月定例会で繰越しの指摘を受けて、申請が過少申請をされていて、その分を、まだ残りの仕事があるんですが、それを見越すともっとかかりますよと、だからこれを繰り越しますよと、そういうことなのか、これはもともと見越していた計画どおりの推進、予定どおりということなのか、そこら辺が分からないんですけども、ここで専決でやるというのは、本来はしっかりと3月定例会でやるものだったということですか。それをもう一度お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市観光景観形成推進事業、これ無電柱化事業でございます。当初は3月定例会で承認を受けるべきでしたが、先ほど申しましたように無電柱化事業が2件、2か所ございました。それを混合して、1か所は中央縦線は3月定例会で承認を受けましたが、この一方の上野海岸線の事業がさきの議会で提出されていなかったことに気づきまして、今回の報告となっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時46分）

再開します。

（再開＝午前11時47分）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第51号、財産の取得について、仮契約に至るまでの経緯についての説明をお願いします。

それと、議案第52号、財産の取得についての、どのような性能を持った車種なのか。各詰所があると思うんだけど、このような車種は宮古島では何台導入されているのか説明を求めます。

それから、議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の22ページの城辺中学校の解体工事費の説明を、プールの説明をお願いします。

それと、22ページの、同じなんですけども、説明の欄で適正管理という文言があるんだけど、いつその適正管理に指定されたのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

それと、38ページをもう少し説明を詳しくしていただきたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

一般会計補正予算の22ページの城辺中学校プール除却債の公共施設等適正管理推進事業債の中の、この公共施設等適正管理という質疑がございました。この質疑に関しましては、今、財政課のほうで公共施設等管理計画をつくってございます。その中に旧城辺中学校のプールについて解体の方針が示されておりますので、それでもって公共施設の適正管理という文言を使わせていただいております。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の38ページ、3項中学校費の1目学校管理費でございます。まず、説明欄の1つ目、学校管理運営費（中学校）の機械器具費の320万7,000円についてでございます。これにつきましては下地中学校、それと久松中学校のほうでワゴン車の経年劣化が著しくてギアが入らない、あるいはさび状態が全体的に悪いといった不具合がありまして、学校予算で対応できないということで、市のほうとして提供してというところです。

学校施設改修事業（中学校）の、まず委託料981万8,000円、これにつきましては城東中学校の屋内運動場の改修設計委託業務でございます。以前から雨漏りによる被害の報告がございました。以前より強い改修要望を受けておりまして、学校施設長寿命化計画により令和7年度に改修を行う予定でございます。その以前に改修設計委託業務が必要であるため、予算要求を行っているところでございます。

もう一点、工事請負費2,178万円、こちらが城辺中学校のプールの解体工事になっております。現在の旧城辺中学校プールにつきましては、現在使用されておりません。校舎は宝塚医療大学へ引き渡し、プールのみ残されている状態でございます。近くに生徒の寮であったり校舎がございます。環境面、あるいは衛生面にもよくない状態となっております。また、維持費につきましては、令和5年におきまして19万2,500円かかっているということで、それも要因の一つとして取壊しを行っていきたいという概要になってございます。

◎消防長（上地一史君）

議案第51号、財産の取得についてです。救助工作車購入事業です。この工作車は、救助工作2型といひまして、5トンから7トンの車種をベースにしております。クレーンとウインチ装置を装備、また昇降式照明装置を装備して、市各救助資機材を積載した車両になります。配備は、消防署のほうへ配備になります。

もう一点、議案第52号、財産の取得について、令和6年度池間詰所緊急車両導入事業についてということで、このポンプ車はCD-1型のポンプ車になります。2から3トンの車種を使用して、水槽容量が1,500リットル、水槽付ポンプ自動車になります。現在配備されているところは、城辺詰所へ1台は配備になっております。今回、池間詰所のほうで更新ということになります。

◎友利光徳君

総務部長のほうにお尋ねしますけれども、たしか公共施設適正化長期計画というのが作成されていると思うんだけど、この城辺中学校の適正化に指定された日はいつかということを知っているんです。例えば長期計画を作成したときに入っていたのか、二、三日前に入ったのか、そういうことを聞いています。もう少し詳しく説明をお願いします。

それと、教育部長にお願いしますけれども、関連しますけれども、これまでの一般質問で質問する場合に要請を受けたのが7月、そして決定をしたのが6月という答弁があります。これどれが正しいですか。関連しまして。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午前11時56分）

◎教育部長（砂川 勤君）

決定協議したのは教育長、私、教育施設課長のほう3名で、今の使用状況あるいは環境面、衛生面、それと維持費の部分、トータルして決定したのが6月頃、6月上旬だったかと思います。その後に要請がございまして、定例教育委員会で予算要求について説明をして、承認を得たところが最初の段階でございます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時57分）

再開します。

（再開＝午後零時09分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

申し訳ありません。大変お待たせしました。先ほど友利光徳議員の質問の中で、プールにつきまして解体の方針が示されているという答弁をしましたが、それではなくて、旧城辺中学校自体が平成28年に作成しました公共施設等総合管理計画の中で、施設の一覧として示されているところでございます。その中で、

学校の長寿命化計画の中で、学校のほうで廃止、解体という方針が示されておりますので、それに基づいて今回は起債、この公共施設等適正管理推進事業債というものを適用ができるということで予算計上させていただきます。

◎友利光徳君

ただいまの説明を聞いて一応ある程度理解できるんだけど、それではなぜ旧城辺中学校のプールを城東中学校の子供たちが使ったんですか。その関係は、ではどういうふうになるんですか。

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後零時11分)

再開します。

(再開＝午後零時14分)

◎教育長(大城裕子君)

城辺中学校のプールに関しては、近隣でプールのない学校の使用を認めてきたところです。ただ、解体が決まったことから、あるいは解体の方向性が決まったことから、近隣の学校の使用を認めず、別の近隣のプールの使用を促してきたところです。

◎議長(平良敏夫君)

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております19件のうち、日程第4、議案第44号から日程第13、議案第53号までの計10件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第44号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により、所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第14、報告第2号から日程第16、報告第4号までの計3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第14、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて(令和5年度宮古島市一般会計補正予算(第12号))に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより報告第2号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認されました。

次に、日程第15、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより報告第3号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第16、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（宮古島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

お諮りします。本日議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後零時18分）

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 18 日 (火) 2 日目

(一 般 質 問)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第2号

令和6年6月18日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月18日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（22名）

（延会＝午後4時34分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
		〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （6 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （7 〃）	欠 員	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（1名）

議 員（2 番） 下 地 茜 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ ども 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 友 利 毅 彦 君 次 長 楠 佐 与那嶺 彰 成 君
次 長 仲 間 清 人 〃 議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	15	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 本市の水需要対策について ①本市における水需要の現状について伺います。 ②観光需要の増加に伴い、水不足が懸念されます。安定した水の供給のため、新水源の開発や施設整備の更新計画が求められます。対策について伺います。 ③農業用水の生活用水への転用について見解を伺います。 ④行政・事業者・市民の水問題を話し合う協議の場の早急な設置が必要です。見解を伺います。 2. 離島割の拡充について ①離島住民が、宮古―沖縄本島間、多良間―宮古間などを移動する際の「離島住民等交通コスト負担軽減事業」の拡充の実現に向け、本市独自において県に対し、強力に要請すべきと考えます。市長の見解を伺います。 3. 観光目的税（宿泊税）の導入について ①税収の配分と使途について伺います。 ②税率及び導入の時期について伺います。 4. 上野出張所移転の撤回について ①上野出張所移転の撤回について伺います。 5. 台湾有事に備えた住民避難について ①政府は、6月3日の九州地方知事会議で台湾有事を念頭に、宮古、八重山の5市町村の住民ら約12万人を九州各県と山口県に避難させる計画をめぐり、市町村ごとの避難先の設定案を示し、各知事から了承された。宮古島市5万3,000人余は福岡、宮崎、熊本、鹿児島に避難させる設定となっている。以上を踏まえて伺います。 ア. 避難先となる、それぞれの場所について伺います。 イ. 各地域には、島に残りたいといった声や要配慮者に対する把握の在り方が求められます。見解を伺います。 ウ. 住民説明会の開催について伺います。 6. 防災体制の確立について ①災害被災による通信インフラの被災と、復旧体制の確立について伺います。		

	②災害避難用品の備蓄について ア．地震などの災害時に、避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品の備蓄状況について伺います。 イ．能登半島地震によってジェンダー視点に立った防災の在り方が改めて注目された。災害時ニーズの把握を遅らせるおそれがあり、防災危機管理課における、女性職員の配置が必要と考えます。市長の見解を伺います。 7．景観計画の変更と条例の見直しについて ①3月定例会において、宮古島市景観計画の変更と条例の見直しを進めていくとの回答があった。以上を踏まえて伺います。進捗状況について伺います。 ②早急な変更及び見直しの整備が求められます。今年度中における整備について伺います。 8．空港機能強化について ①県内の離島空港が所在する本市をはじめ石垣市、与那国町などの5市町村が1月29日玉城知事に対し、空港施設の早期の機能強化を要請した。以上を踏まえて伺います。 空港機能強化は経済振興や地域活性化のため喫緊の課題と考えます。要請の内容と要請後における空港施設の機能強化に向けた予算措置等について伺います。 9．宮古島市伊良部屋外運動施設及び宮古島市新総合体育館のネーミングライツの導入について ①スポーツ施設や公園などの公共施設に、企業や商品の名前を含めた愛称をつけられるネーミングライツの販売が全県でも広がっています。自治体にとっては、新たな収入の確保ができ、企業にとっては、宣伝や地域貢献によるイメージアップが期待できるなど、双方にメリットがあります。ネーミングライツの導入は、施設の維持管理における財政的課題に対処する手段として大いに期待されます。以上を踏まえて伺います。完成した宮古島市伊良部屋外運動施設及び宮古島市新総合体育館のネーミングライツを導入すべきと考えます。市長の見解を伺います。 10．庁内におけるハラスメントの実態について ①全国的にハラスメントに関する事案が発生し、後を絶たない状況であります。以上を踏まえて伺います。本庁内におけるハラスメントの実態について伺います。 ②職場内の環境改善に向けた問題点の把握など、ハラスメントのな

2. 福祉行政について	い職場環境の確立に向けた、ハラスメント条例の制定を急ぐべきと考えます。当局の見解を伺います。 1. 子育て支援策の拡充について 県の2023年度沖縄子ども調査報告書の公表によると、子供の貧困をめぐっては、収入は増えたものの、物価の高騰で実質賃金さがり、困窮世帯の割合が増加しております。以上を踏まえて伺います。 ①国の子育て支援策の拡充に伴い、本市独自による支援策について伺います。 ②こども家庭センターの設置について伺います。 ③出生率増加につなげる取組について伺います。 2. がん検診について ①各種がん検診の受診状況と今後の受診率向上に向けた取組について伺います。 3. 高齢者支援対策について ①自動車運転免許証自主返納に対する特典の取組について伺います。 ②認知症の早期把握及び予防について、自動車学校と連携し、免許証更新時において、認知症機能検査を受けた75歳以上の高齢者を認知症予防教室につなげる事業の展開が必要と考えます。見解を伺います。
3. サトウキビ振興・園芸振興について	1. 今期のサトウキビ搬入実績と今後の生産振興策について ①今期のサトウキビ搬入実績と今後の生産振興策について伺います。 2. 園芸農家への生産振興策について ①資材等の価格高騰により、脱園芸農家が出始めている現状を踏まえ、食い止めるためにも物流費軽減策として行政の手だてが必要です。支援策について伺います。
4. 道路行政について	1. 市道豊原1号線の整備について ①大雨のたびに冠水し、車両等の通行止めを余儀なくされて大変支障を来している。長期にわたり未整備の状態です。スピード感のある改良整備が必要です。整備に向けた対策について伺います。
5. 水道行政について	1. 水道管老朽化の更新計画について ①老朽化した水道管の更新に加えて、設備の耐震化に多くの財源が必要となることが挙げられます。このうち水道管の老朽化は、全国的にも問題視されています。以上を踏まえて伺います。本市における老朽管の現状と更新計画について伺います。

発言順位	2	議員番号	3	氏 名	砂 川 和 也
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 道路行政について		1. 道路拡張工事について ①腰原地区トラック協会から、宮古空港に抜ける道路の拡張工事の進捗状況を伺う。 2. 冠水について ①大野越果樹園・栄福果樹園周辺の冠水について 3年前に同様の冠水が起きた際に、役所側から県道との兼ね合いもあるため、県と協議をします。との回答があった。市は県と協議をしていたのかと農家の方から疑問の声が挙がっている。市の対応状況を伺う。 3. サンエーショッピングタウン宮古衣料館ライカムを市役所平良庁舎に向かった最初の交差点の街灯が消えている。対策を伺う。 4. 道路美化清掃について			
2. 福祉行政について		1. 保育所の一時預かり事業について ①一時預かり事業サービスは足りているか。 ②利用キャンセル待ちが多数出ている状況についての当局の対応 ③事業者・利用保護者・保育士等との意見交換会について			
3. 産業廃棄物行政について		1. 宮古島内の産業廃棄物について ①現在、島内で産業廃棄物の受入先がないとの声が多数寄せられている。先日の豪雨被害の冠水で使用不能になった家電の受入先がなく困っているとの声が多数挙がっている。当局の今後の対応について伺う。			
4. 海浜行政について		1. 令和6年3月定例会にてパイナガマビーチに宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の適用予定があり、今定例会で予算が計上されている。個人で利用中の水上バイク愛好家には、どのような対応を行うか。			
5. 防災行政について		1. 避難経路・避難指示について ①災害等が起きた際の避難誘導はどのように行うか。 ②スターリンクの導入について ③避難所の管理運営について			
6. 公共工事入札について		1. 後前竹地区ほ場整備工事（R6—1）開札結果について ①最低制限基準価格の決定について			
7. 観光行政について		1. クルーズ船対応について ①クルーズ船受入れの判断について			

8. 農地行政について			1. 農薬の補助率が30%から25%に減額になっている理由を伺う。		
発言順位	3	議員番号	6	氏 名	下 地 信 男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 自治会防犯灯の維持管理支援策について ①自治会が維持管理する防犯灯について電球切替え後の届出等がなされず、料金が割高となっている事案が発覚し、電力会社への調査を依頼するとしていたが、その後の取組状況について伺う。 ②電気料の安いLED電球への切替えについての財政的支援について伺う。 2. 脱炭素先行地域づくり事業について 本市が県内2例目となる脱炭素先行地域に選定され、発電と供給を完結する仕組みを構築する事業として、今定例会補正予算において約4億7,000万円計上している。そこで以下について伺う。 ①具体的な事業について伺う。（下地、狩俣地区別に） ②地域との連携は図られているか伺う。 3. 少子化対策について 少子化に歯止めをかけようと自治体独自の子育て支援を行っている。本市の少子化に向けた取組について伺う。		
2. 農林水産振興について			1. 圃場の冠水対策について ①おととしの10月から11月にかけての大雨で下地川満地区、嘉手苅地区における広範囲の圃場で冠水が起これ農作物に深刻な影響が出た。当局は、原因究明のための調査業務を実施し、その結果を踏まえて対策を講じるとし、予算も計上されておりましたが、その調査結果と対策について伺います。 2. 農林水産物条件不利性解消事業について ①農産物の輸送費は販売額のうち約30%を占め、農林水産物条件不利性解消事業の輸送費の減額は農家に大きな痛手となっている。輸送費補助金の増額復活を求める声が高まっている。市の見解を伺う。 3. コールドチェーン体制の構築の進捗状況について ①本市のコールドチェーン体制構築への取組状況と成果について伺う。 4. 有機質肥料への転換取組について ①施政方針において「みどりの食糧システム戦略」の目標と連動し、有機質肥料への転換を進めるとしているが、その方策について伺		

3. 行政財産の管理について	う。				
4. イベントの支援について	1. 運動公園（下地、城辺）の維持管理について以下のとおり伺う。 ①施設の概要について伺う。 ②公園の年間維持管理費用について伺う。 ③年間の利用状況について伺う。 ④市民の健康と体力づくりのためにリニューアルすることについて 当局の見解を伺う。				
5. 教育行政について	1. J T A ドーム宮古島の使用料減免について ①高齢者ゲートボール大会の主催者から使用料減免を望む声がある。使用料の減免対象にできないか。				
6. 水道行政について	2. サニツ浜カーニバルの支援協力について ①2019年をもって終了したサニツ浜カーニバルを若者が中心になって復活する計画が挙げられている。市として支援できないか伺う。				
	1. 市民プールの建設について ①市民プールの建設は多くの市民からも要望があるが、市では実現可能性調査業務を実施している。市民プール建設に関する市の考えを伺う。				
	1. 生活用水の現状と課題について りゅうぎん総合研究所の調査レポート「宮古島市の観光と水問題について」において、本市では観光客増加に伴うリゾート開発が進み、計画を超える水需要に対応し切れていない状況にあると指摘している。そこで以下について伺う。 ①生活用水の水需給バランスについて伺う。 ②今後の観光客の増加を予想した場合、さらなる需要にどう対処するか伺う。				
発言順位	4	議員番号	12	氏 名	仲 間 誉 人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 農林水産行政について		1. 宮古製糖伊良部工場への原料搬入が6月まで続いた件について ①要因を伺います。 ②宮古島市としての支援策はあるか伺います。			
		2. 水産養殖事業について ①宮古島市が行っている養殖の種目を伺います。 ②新たな養殖種目の検討はあるか伺います。 ③これまで民間企業からの養殖事業提案はあったのか伺います。 ④今後の養殖事業を含めた水産業の展望について市の見解を伺いま			

2. 福祉行政について			す。		
3. 学校行政について			1. 子育て支援について ①一時預かり事業について ア. 事業内容について伺います。		
4. 道路行政について			1. 伊良部島小学校中学校について ①4月25日に発生した市内における大規模停電の際、同校は停電によりトイレが使えないなどライフラインが休止状態となり児童生徒を下校させ休校措置となった件について今後の対応を伺います。		
5. 観光行政について			1. 佐良浜地区幹線道路整備について ①進捗状況について伺います。 2. 結の橋学園前の道路に横断防止柵の設置はできないか伺います。		
6. 市指定の史跡について			1. 観光地トイレについて ①牧山公園駐車場と隣接したトイレを整備できないか伺います。 ②佐和田の浜トイレの修繕について伺います。 ③管理において一元化の考えはあるか伺います。		
発言順位	5	議員番号	11	氏 名	上 地 堅 司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 道路建設行政について			1. 上野宮国の県道235号線沿いにある展望台、あずまやの対策はいつ頃に行われるか伺います。 2. 新総合体育館建設について ①バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ハンドボールなどのコート設計はどのように考えているのか伺います。 ②小学生用のバレーボールコートは、何面できるか伺います。 ③大型バスの駐車場は、どのように考えているのか伺います。 3. 市民プールについて ①宮古島市で市民プール建設をする予定はないか伺います。 4. 市道下崎10号線の道路照明の設置について伺います。 5. 千代田部落から上野小学校までの街路樹や歩道の清掃作業を早急に行ってほしいと住民や小中学校に通う子供の父母会からの要望がありました。最近の大雨で歩道に畑の土が流れ、通りにくくなっていますので、早急に枝の伐採、歩道の清掃作業はできないか伺います。		

2. 教育行政について	1. 体育館利用について ①小学校の体育館の使用時間について伺います。 ②クラブチームには、体育館や施設の使用時間は、どのように考えているのか伺います。 ③現在、体育館の利用ができない小中学校はあるのか伺います。 ④これから、総合体育館の改修工事が行われる中、体育館の使用が制限されると思いますが、本市は一般、小中学校、クラブチームに対して、どのような対策を考えているか伺います。				
3. 環境行政について	1. 産業廃棄物処理施設について ①宮古島市で産業廃棄物処理施設の建設はできないか伺います。				
4. 農業行政について	1. 伊良部地域のサトウキビ対策について ①宮古島市は、伊良部地域のサトウキビ対策をどのように考えているか伺います。 2. 下地島空港周辺地域の利活用について、どのような考えがあるのか伺います。				
5. 観光行政について	1. 公園について ①公園施設は何か所あるか伺います。 ②公園に子供たちの遊べる遊具を増やしてほしいとの依頼がありました。いろんな遊具を設置できるのか伺います。 ③JTAドーム宮古島に土日祝日いろんな遊具を設置して、子供たちの遊び場の提供ができないか伺います。				
発言順位	6	議員番号	2	氏 名	下 地 茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 令和6年3月定例会において賛成多数で可決された「宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の『高さ制限』を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議」では、宮古島市議会より宮古島市に対し、市景観条例の高さ制限の撤廃を求めている。当決議を受け検討するに当たり、本市の見解を次のとおり伺う。 ①本市の公示地価は令和6年、住宅地で12.3%、商業地で12.4%上昇しており、高い上昇率の状況が継続している。要因を、リゾートホテル等の建設が相次ぐ中、建設作業員やホテル従業員用の賃貸住宅の需要が高まっているとする調査も出ている（国土交通省令和2年地価公示 市区町村別地価動向）。全国2位ともされる本市の地価上昇について、要因をどのように考えているか伺う。 ②当決議の提案議員より質問に対し、「経済を回すことが重要」と			

2. 観光行政について	し、「投資の力を取り入れる」「人は10階の部分を買っていく」「（高さ制限は）投資をする方々の意欲を減退させる」など、本市にあるホテルが投資対象となっていることを示唆する回答があった。ホテル及び新築アパートが首都圏の個人投資家に投資用不動産として販売されるケースについて、本市は状況を認識しているか。またその場合、本市の市民生活にどの程度の影響があるか把握しているか伺う。 ③りゅうぎん総合研究所の「宮古島市の観光と水問題について」とした調査結果では、「主にホテル事業者からの給水希望が大幅に増加しており」「計画を超える水需要の増加による、水不足が懸念される」とし、提言として、「節水を意識したリゾート開発」や、必要に応じた料金体系の見直しなど5項目を挙げている。提言内では「随時計画と現状のずれがないかを確認する」こととされ、本市における実態把握が求められるものとするが、これを踏まえ次のとおり伺う。 ア. 本年度の新規事業である「長期水需要計画の策定」について、増加するホテルや、仮住まいのマンション等も考慮した需要の調査となるか伺う。 イ. 高騰する地価やそれに伴う住まい不足について、要因と影響、本市が必要な対策と費用について実態調査する考えはあるか伺う。 ④本年度の固定資産評価額平均（住宅地及び商業地）について前回との比較比率を伺う。また、地価の急激な上昇があった場合、負担調整措置により上昇率が据え置かれるが、本市にもそのようなケースがあるか伺う。 ⑤沖縄振興特別措置法に基づく離島について、ホテル・旅館などの固定資産税課税免除の特例があるが、概要を伺う。 ⑥沖縄振興特別措置法に基づく離島について、ホテル・旅館などの固定資産税課税免除の特例を行っていない離島市町村があるか伺う。 ⑦景観条例の高さ制限について撤廃及び緩和を求める市議会の決議について、本市の検討を伺う。 1. 宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例について次のとおり伺う。 ①現在、条例の対象となっている海浜と、今後対象として予定している海浜はどこか伺う。

	②当該条例につき、動力を持たない、ヨット、セイルボード、サーフボード、カイトボード等も対象となるものか伺う。 ③宮古島はセーリング・スポーツに適した場所であるとされ、全国からセーリングを楽しむ利用者が本市海浜を訪れるが、事前申請が必要なため、条例を事前に把握できない島外利用者は、実際に与那覇前浜などの海浜でセーリング・スポーツを行うことができない状況となっている。本市の見解を伺う。 ④与那覇前浜について、本市に海水浴場指定に向けて検討する考えはあるか伺う。
3. 防災行政について	1. 4月3日に発令された津波警報について伺う。 ①他市のSNSを利用した通知では、避難場所等の記載があり、避難時の注意等も記載されている。本市でも同様の対応ができないか伺う。 ②津波警報が発令された当時、避難場所が分からず混乱したという声があった。本市ハザードマップはPDFで用意されているが、他市と同様にウェブ版ハザードマップの導入は可能か伺う。 2. 4月25日に起きた大規模停電について、停電時に各種情報をFMラジオで知ったという声があり、池間・城辺の一部地域（新城・保良）ではFMラジオが入らないため、不安を感じたとの意見が寄せられている。以下のとおり伺う。 ①令和5年3月定例会において、民放ラジオ難聴解消支援事業（総務省）について検討する考えを示しているが、その後の進捗を伺う。
4. 医療行政について	1. アピアランスケア、若年がん患者支援について、周知方法を伺う。
5. 水道行政について	1. 地下水保全条例においては、「水道水源における地下水量が枯渇し、または汚染により水量の確保が困難であると認めたときは、水道水源以外の地下水利用施設の管理者に対して、当該施設の地下水を本市の水道に提供するよう（第34条2項）」要請することができる。次のとおり伺う。 ①水道水源以外の地下水利用施設の地下水を水道水に提供する際の整備はされているか伺う。 ②水道水源以外の地下水利用施設の地下水を水道水として使用する際の水質の担保をどのように行うか、検討はされているか伺う。
6. 環境行政について	1. 水質汚濁防止法では、「鉛及びその化合物」は有害物質の一つとして規定されており、地下に浸透させてはならない特定地下浸透水

			の要件として「１リットルにつき鉛0.005ミリグラム以上」と定められている。陸上自衛隊保良訓練場内の屋内射撃訓練場における鉛の使用及び使用後の処理状況について、本市への情報共有はされているか伺う。		
発言順位	7	議員番号	14	氏 名	下 地 信 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 宮古島市第2次宮古島市総合計画において入域観光客の満足度向上と観光消費額の増加を掲げているが2022年度から2023年度の満足度と観光消費額を伺う。 2. 観光客の増加と宿泊施設の増加に伴う生活用水の需給バランスについて当局の見解を伺う。 3. 宮古島市地下水モニタリング調査の進捗状況を伺う。 4. 産業廃棄物（発泡スチロール）収集状況について伺う。 5. ごみ収集業者の酒気帯び運転対応について 6. 大雨で冠水した伊良部大橋両端、伊良部の長山県道と久松側の冠水対策について伺う。 7. 介護保険法が施行されて24年を迎えるが介護事業所の経営状況や労働環境の悪化等介護従事者の人手不足が深刻化している。 ①宮古島市における人手不足について見解を伺う。 ②宮古島市における介護職員の必要数に対し不足人数は何人か伺う。 8. 介護保険料が改定のたびに上がり続けて、市民負担が増え続けているが介護保険料抑制対策について伺う。 9. 宿泊税導入に向けての進捗状況を伺う。 10. たらま島一周マラソン大会とロマン海道・伊良部島マラソン大会の日程調整について伺う。		
発言順位	8	議員番号	16	氏 名	前 里 光 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 農林水産行政について			1. 豪雨被害について 5月20日から21日に発生した豪雨により、市内各所で道路の冠水や畑への浸水、物損被害も発生した。高野地区では集落内が冠水し、数件の民家が床下・床上浸水の被害に遭い、自動車数台が走行不能となる被害が出た。また、高野地区近くの農家は、ハウスと作業場が浸水の被害に遭い、収穫後のマンゴーを保管する空調の室外機の		

4. 福祉行政について 5. 建築行政について 6. 教育行政について	③災害はいつ発生するか予測ができないため、早急に自主防災組織の設立を推進する必要があると考える。自主防災組織設立の計画や設立に向けた現状の課題について伺う。 1. 保育施設の防災について 去る4月3日に発生した地震によって本市でも津波警報が発令された。それに伴い、市内にある多くの保育施設では避難が実施された。以上を踏まえて伺う。 ①災害時における関係各所の情報発信について ア. 今回の地震・津波警報発令時に役所から保育施設に対してどのような情報発信が行われたか。 ②災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針を伺う。 ③保育施設のアプリ（コドモン等）の導入状況について伺う。 ア. 災害時、非常時用備品について ④保育施設では日頃から災害時・非常時用備品を常備しているが、今回の津波警報発令による避難を経験し、備品が不十分であるという課題を認識した施設が多かった。今後、備品の拡充が必要となるため、行政のサポートも必要であると考えているが、当局の取組を伺う。 1. 景観形成基準の見直しについて 令和6年3月定例会において副市長は「景観形成基準の見直しを実施していく」旨の答弁があった。以上を踏まえて伺う。 ①景観形成基準の見直しについての進捗状況と当局の見解を伺う。 ②基準を緩和する条件として、近年懸念されている地震や津波等の緊急時における宿泊者や従業員、周辺住民を含めた垂直避難の計画作成や訓練を実施する等、ある一定の義務を果たしてもらうことで住民の理解も得やすくなると思う。当局の見解を伺う。 1. 鏡原地区小中一貫校について ①小中一貫校に向けた建て替え予算の確保の進捗状況を伺う。 2. 旧宮原小学校の後利用について ①後利用計画における今後のスケジュールを伺う。				
発言順位	9	議員番号	4	氏 名	狩 俣 勝 成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 待機児童数について ①県は2024年4月1日時点における県内の待機児童数（速報値）を発表した。宮古島市は3年連続で「待機児童ゼロ」を更新したが			

	見解を伺う。 ②やむを得ず、子供を別々の保育園に預けている家庭があると聞いているが、対応について伺う。 2. 市職員のパワーハラスメントに関して ①市職員からのパワーハラスメントに関する相談について伺う。 ②アンケートは実施しているのか伺う。 3. 防災について ①4月3日、台湾東部沿岸を震源とする地震があり、宮古島地方に一時津波警報が発令された。高台に市民や観光客らが殺到し道路が混雑した。様々な課題が浮き彫りになったと思うが、どのような課題が見つかったか伺う。 ②津波非難に対応するマニュアルは作成してあるか伺う。
2. 農業行政について	1. 農業経営高度化支援事業について ①この事業の内容について伺う。 ②事業実施要項と要領が平成30年度に改定されましたが、どのように改訂されたか伺う。 ③これまで、年度別に幾らの補助金が交付されたか伺う。 ④今後の交付予定はあるのか伺う。 ⑤現在、地域計画策定に向け、集落ごとに話し合いを開催しているが、この地域計画との関連性はあるのか伺う。 2. さとうきび優良種苗安定確保事業について ①配布地区は、どのように決まるのか伺う。 ②栽培管理圃場は、どのように選定するのか伺う。
3. 道路建設行政について	1. 宮古島市新総合体育館建設について ①政府は3月に、武力攻撃を想定した避難シェルターの整備方針となる「基本的な考え方」を公表し、宮古島市を含む先島諸島の5市町村を対象に、2週間程度滞在可能な「特定臨時避難施設」を国の財政措置を受けて公共・公用施設の地下に整備すると明記された。その後、国から特定施設の仕様や予算措置について報告があったか伺う。 ②特定臨時避難施設の技術ガイドラインで、備えるべき設備計画について伺う。 ③地下駐車場が、特定臨時避難施設の整備要件を満たし、国が財政支援を行うことが決定した場合、その分の建設予算を市民プールの建設に活用できないか伺う。
4. 環境衛生行政について	1. 野犬対策について

5. 水道行政について		①最近、家畜の被害の報告が減っているように感じるが捕獲は進んでいるのか伺う。 ②野犬が箱わなを知ってしまって、なかなか捕獲できないのではないか。そこで捕獲器や餌の工夫が必要だと思いが見解を伺う。 1. 水需要について ①民間のシンクタンクが、リゾートホテルなどの開発が進んでいる宮古島で、2030年度に今の浄水場の給水能力を超えて、水不足になるおそれがあるとする報告書をまとめている。市としての見解を伺う。			
発言順位	10	議員番号	22	氏 名	上 地 廣 敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 指定管理施設である集落センター等の維持費について 2. 農振法及び農地法の適用について ①農振除外された農地の転用について市長・農業委員会の見解を伺う。 3. 与那覇西浜崎の海浜浸食について ①現状と今後のスケジュールについて 4. 下地竹アラ地区の圃場整備について ①現在の進捗状況について ②作物の作付調整等について ③換地委員会は組織されているか 5. 市営住宅の空き部屋対策及び管理について			
2. 水道行政について		1. 市の水道有収率は何%か。また、改善計画はどのように策定しているか。			
発言順位	11	議員番号	18	氏 名	長 崎 富 夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 市長の政治姿勢について ①2021年1月、第5代宮古島市長に就任してから3年半を迎える。来年1月には改選を迎えるが、今後について伺う。			
2. 観光行政について		1. 新城海岸のマリンレジャー占有状況について ①去る4月10日私たち与党市議団は國仲昌二県議と同行し、城辺の新城海岸でマリンレジャー営業活動の実態について視察した。 ア. 幾つの業者がパラソルを設置しているのか。その中で許可を受けている業者は何業者か伺う。			

	イ．県の海岸法の説明では「現状による県の管理による海岸法の状態でマリンレジャー業者に制限はかけられない」とし、管理については市の条例対象に追加し規制を行ったほうがよいと言っているが可能か伺う。また、県と市の海岸法はどう違うのか伺う。 ②新城海岸駐車場について ア．夏場の最も需要の高いシーズンになれば、既存の駐車場に観光客の車両が入り切れず、農地の周辺に路上駐車するため農作業に支障を来しているとお聞きしている。何らかの改善策が必要と思う。改善策があれば伺う。
3．水道行政について	2．パイナガマビーチについて ①パイナガマビーチの整備について ②トイレシャワー室から海岸に上り下りする階段について ③水際線の石の除去について 1．水道事業について ①水需要対策について ②安定した水の供給や水不足懸念に対する新たな水源の開発は可能か。 ③安定した水の供給には設備投資や維持管理費が必要である。その財源確保の提言について伺う。 ④りゅうぎん総合研究所は、節水を意識したリゾート開発など関係団体との協議が必要と提言している。協議会の設置は考えているのか伺う。 ⑤地下ダムからのファームポンドの農業用水を生活用水として転用は可能か伺う。
4．農業行政について	1．サトウキビ黒穂病対策について ①宮古島市におけるサトウキビ圃場の調査は行っているか。行っていれば調査結果を伺う。 ②本市のサトウキビ生産農家への黒穂病対策を伺う。
5．都市計画行政について	1．伊良部における総合的まちづくりについて ①伊良部地域における都市区域編入の進捗状況について伺う。 ②防災集団移転とはどのような事業か伺う。 2．根間公園整備事業について ①公園整備の概要を伺う。
6．自動運転実証実験について	1．自動車自動運転の実証実験について ①本市での計画はないか。

7. 給食費無償化について			1. 中学生の給食費無償化について ①県は、2025年度から、中学生の給食費無償化に向けて支援策を発表した。本市のご見解を伺う。		
発言順位	12	議員番号	13	氏 名	平 良 和 彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 宮古島市の人口減少と高齢化による持続可能な発展について ①城辺地域の人口減少や高齢化に伴う地域の健全化について市長の見解をお伺いします。 ②市の均衡ある発展として、城辺地域の発展を促進するための施策について市長にお伺いします。		
2. 畜産行政について			1. 宮古島市の畜産農家への支援について ①令和元年度から令和5年度までの年間の競り頭数が年々減少している要因についてお伺いします。 ②平均価格の推移について当局の見解をお伺いします。 ③配合飼料価格の高騰により、逼迫している畜産農家への支援策はあるのかお伺いします。		
3. 産業廃棄物行政について			1. 宮古島市の産業廃棄物処理について ①産業廃棄物処理方法についてお伺いします。 ア. 廃タイヤのリサイクルについて イ. ペイント等の一斗缶の処理について ウ. 発泡スチロールの処理について		
4. 道路行政について			1. 大野山林北側の栄福果樹園付近の道路冠水について ①近辺の沈砂池の処理能力についてお伺いします。 ②対処法についてお伺いします。 2. 株式会社ビッグワン宮古店から東側のオンワード技研前の路面冠水の道路排水機能強化について ①道路冠水の原因についてお伺いします。 ②排水設備の整備についてお伺いします。 3. 城辺比嘉自治会の東側にある県道78号線沿いの比嘉氏宅前の冠水対策について ①冠水の原因についてお伺いします。 ②排水設備の整備についてお伺いします。		
5. 教育行政について			1. 西城小学校の環境整備について ①施設作業員による学校環境整備についてお伺いします。 ②グラウンド整備用の乗用草刈り機の設置についてお伺いします。		

発言順位	13	議員番号	1	氏 名	久 貝 美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 平和行政について			1. 先島諸島の住民避難計画について ①台湾有事を想定した沖縄県・先島諸島の住民避難計画について、市民の皆さんから不安の声が届いています。テレビや新聞などで計画について報道されましたが、宮古島市民の不安、今後の生活への影響、実際に島に住んでいる私たち市民への説明など、市としてどのような考えか伺います。		
2. 市長の政治姿勢について			1. 人材育成の取組について ①宮古島は、可能性に溢れた島です。様々な分野において、宮古島から世界で活躍していく人材を育成することが、これから最も重要だと考えます。子供たちの教育はもちろんですが、大人も学び続けること、チャレンジしていくことなど官民学協働で人材育成に力を入れていく取組が必要です。市としてどのような取組があるか伺います。		
3. 市政運営について			1. 市役所における障がい者雇用について ①令和5年12月定例会において、市役所での障がい者雇用の状況を質問いたしました。令和5年6月1日時点で、市長部局及び教育委員会において法定雇用率が達成できていないとの答弁でした。新たな取組として、令和6年度より会計年度任用職員の採用についても、障がい者雇用のための予算を4名分計上するとのことでした。現在の採用状況について伺います。		
4. 福祉行政について			1. がん患者アピアランスケア支援について ①本定例会で、がん患者アピアランスケア支援事業補助金60万円が計上されています。内容について伺います。 2. 困難な問題を抱える女性支援について ①沖縄県において、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」が令和6年3月に策定されました。市町村においても、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有し、県と連携し支援を行うものがあります。本市において、どのような女性相談支援体制があるか伺います。 ②本市において、女性相談員への相談件数、内容はどのようなものがあるか伺います。 ③民間の団体等との協働による支援について、本市において民間と		

5. 都市計画行政について			協働で行っている支援にはどのようなものがあるか伺います。		
6. 道路行政について			1. 宮古島市景観条例について ①3月定例会において、「宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議」が賛成多数で可決されました。質疑や反対討論でも訴えましたが、開発が進む海岸線の建物の高さ制限については、慎重に議論していく必要があると考えます。この決議を受け、市長の考えを伺います。		
7. 畜産振興について			1. 大雨による冠水被害について ①佐良浜地区県道204号線で大雨のたびに、道路冠水し道路に面した住宅近くまで水が上がっている深刻な状態です。近隣住民から今後台風の時期になる前に対策してほしいとの声があります。対策はできないか伺います。		
8. 動物愛護行政について			1. 畜産農家支援について ①5月19日の競りにおいて、子牛平均42万円と前月と比べると約6万円安となりました。今後、畜産農家への支援策として、どのような考えがあるか伺います。		
			1. 動物愛護行政の拡充について ①5月28日、特定非営利活動法人ねこハピ、アニマルバディ、みゃーくTNR部、宮古島動物病院、来間自治会長、池間自治会長、久貝自治会長、松原自治会長より、市長へ「宮古島市における動物愛護行政の拡充を求める要請」がありました。内容として、1. TNRを行うための施術場所の確保をすること。2. TNRを行うための助成金の設置をすること。3. ふるさと納税「犬猫愛護枠」の設置をすること。となっています。今後、市としてどのような取組ができるか伺います。		
			2. ペットの災害対策について ①災害が起こったときに最初に行うことは、もちろんご自身、ご家族の安全確保ですが、ペットの安全確保も普段から考え備えておく必要があります。災害時に人とペットが同室避難できる避難場所が必要だと考えますが、市としての考えを伺います。		
発言順位	14	議員番号	10	氏 名	池 城 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 教育行政について			1. 学校職員の働き方改革について、学校事務職員の現金取扱いをなくすような取組の進捗状況について伺う。		

2. 水問題について			2. 平良第一小学校の体育館の雨漏りについて ①現在の状況を伺う。 ②今後の予定について伺う。		
3. 大雨の被害の対応について			3. 特別教室等のクーラーの設置について ①現在の状況について伺う。 ②今後の予定について伺う。		
4. 脱炭素先行地域の指定について			4. 学校のごみ処理に関して ①現在の状況を伺う。		
5. 宮古土地改良区について			1. りゅうぎん総合研究所が発表した調査レポート「宮古島の観光と水問題について」への当局の見解を伺う。 2. 宮古島の水問題について今後の対応を伺う。		
			1. 大雨による道路や農地への冠水や住宅への浸水被害への対応について伺う。 ①平良中学校正門前周辺の被害の実態について伺う。 ②どのような対応をするのか伺う。 ③大野越果樹園周辺のマンゴーハウスの被害の実態について伺う。 ④どのような対応するのか伺う。		
			1. 脱炭素先行地域の指定を受けましたが、その概要と現状の進捗状況を伺う。 2. 市民のメリットはどれくらいあるか伺う。		
			1. 宮古土地改良区の理事長の選出について伺う。 2. 宮古土地改良区への負担金の金額と目的について伺う。 3. 理事長の報酬が12倍になっていることについての当局の見解を伺う。		
発言順位	15	議員番号	9	氏 名	山 下 誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 公共施設管理について ①平良庁舎利活用計画について ア. 進捗状況について伺う。 ②市総合体育館について ア. 進捗状況について伺う。 イ. 財源について伺う。 ③豪雨対策について ア. 浸透池、排水路の管理状況について伺う。 イ. 道路冠水防止対策について見解を求める。		

2. 農林水産業振興について

質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 議案第45号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について ①マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等について ア. システムの改修内容について伺う。 イ. システム改修後の運用について伺う。 2. 総合庁舎1階ロビーに設置のコピー機について ①マルチコピー機の導入について伺う。 3. 総合庁舎内に売店を設置できないか伺う。 4. 通称イーザト地域について ①整備状況について伺う。 ②今後の開発について伺う。 5. 宮古島市市民所得向上プロジェクトについて ①推進本部会議の役割について伺う。 ②プロジェクトの期間について伺う。		
2. 公共交通行政について			1. ライドシェアについて ①宮古島市での取組について伺う。 ②関係機関との連携について伺う。		
3. 道路行政について			1. 冠水について ①平良中学校正門前の冠水について ア. 県道との調整について伺う。 ②平良第一小学校前の冠水について ア. 調査について伺う。 2. 通報アプリの導入について ①検討したか伺う。		
4. 環境行政について			1. 宮古島市熱帯植物園について ①市チョウ「オオゴマダラ」飼育について伺う。 2. 一般ごみの回収業者について ①回収できなくなった場合のサポートについて伺う。		
発言順位	17	議員番号	8	氏 名	狩 俣 政 作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 教育行政について			1. カラー横断歩道について ①全ての小中学校前の横断歩道及び通学路内にある危険な横断歩道		

2. 福祉行政について 3. 市民生活行政について 4. 環境行政について 5. 市長の施政方針について	を色つきのカラー横断歩道にできないか伺う。				
	2. 市道盛加越2号線について ①完成後に生徒の送迎等でかなりの混雑が予想される。横断歩道及び押しボタン式の信号機を設置できないか伺う。				
	3. 北中学校につながる私道について ①私道でありながら住民の理解を得て、45年以上もの間、学校への通路として利用されていることについて伺う。				
	4. 大雨の被害について ①北中学校裏手からの雨水について伺う。				
	5. 修学旅行費補助について ①特別支援学校への取扱いについて伺う。				
2. 福祉行政について 3. 市民生活行政について 4. 環境行政について 5. 市長の施政方針について	1. 補聴器購入助成事業について ①現在の進捗状況について伺う。				
	2. 特別支援学校の医療的ケア児の保護者の扱いについて伺う。				
	1. 市道Aー1号線、北中学校前交差点の信号機について ①交差点が広く、黄色になっても直進車が来るため、なかなか右折ができない状況で、特に生徒の登下校時はひどい状況。右折矢印信号機が設置できないか伺う。				
	2. 本市が締結したオンライン診療について伺う。				
	1. 廃タイヤの利活用について 2. 脱炭素社会の概要について 3. 頻発する停電について ①市はどのように捉えているか伺う。 4. 4月3日に発令された津波警報について伺う。				
1. 各課で行われる入札方法について ①どのような流れで行われているか伺う。					
発言順位	18	議員番号	20	氏 名	上 里 樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 公共施設の管理について			1. 公共施設の樹木の管理について ①市の管理する公園や道路に植栽されている樹木の倒木防止について ア. 樹木の異常を観察し倒木を未然に防ぐ対策が必要です。本市はどのような対応をされているのか伺います。		
2. カママ嶺公園の階段について			1. 手すりの設置について ①市民から、カママ嶺公園の階段に手すりを設置してほしいという		

3. 防災について	声が寄せられました。見解を伺います。				
4. 経済の活性化について	1. 防災行政について				
5. 陸上自衛隊駐屯地について	①先般の津波警報の発令で、新たに見えてきた課題はどのようなものがありますか。				
6. トライアスロン大会について	②本市の避難所への避難状況について伺います。				
7. 教育行政について	③避難所の空調設備はどのようになっていますか。				
8. 子どもの貧困について	④海拔表示を地域の店舗や公共施設、電柱などに掲示し最寄りの避難場所の案内標示を増やすべきです。見解を伺います。				
	1. 中小企業振興条例の制定について				
	①中小企業振興条例制定の進捗状況について				
	1. 陸上自衛隊宮古島駐屯地の増強・配備について				
	①電子戦部隊の施設建設と隊員の配備について				
	ア. さきの定例会での確認で、防衛省は市の要望に対し「丁寧な説明や適切な情報提供は必要であり、しっかり取り組んでいく」とのことでした。しかし、いまだ説明会は開かれておりません、いつ開催するのですか。				
	②野原集落内の道路にNTTが航空自衛隊宮古島分屯基地から陸上自衛隊宮古島駐屯地まで光ケーブルの敷設工事を計画し作業を開始しましたが、集落の住民の反対でストップしています。その工事について、市に説明はありましたか。				
	1. 第38回全日本トライアスロン宮古島大会について				
	①戦闘服姿の自衛官がバイクコースの交通整理に当たっていました。なぜ自衛官がそのようなことをされたのか、その経緯について伺います。				
	②自衛官はボランティアで活動されたのですか。				
	1. 学校給食費について				
	①玉城デニー知事が中学校の学校給食費の無償化を来年4月から段階的に実施することを表明しました。				
	ア. 県の事業実施に伴い、本市の学校給食費負担額は幾らの軽減になりますか。				
	1. 県の2023年度「沖縄子ども調査（0～17歳）報告書」について				
	①報告書の概要について伺います。				
	②受診抑制が低所得者層ほど多い現状が浮き彫りになりました。本市の児童の受診抑制の実態はどのようになっていますか。				
発言順位	19	議員番号	19	氏 名	友 利 光 徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発 言 事 項	要 旨
1. 市政全般について	1. 伊志嶺亮初代宮古島市長の功績について ①平成17年10月の市町村合併後に初代宮古島市長を務めた故伊志嶺亮氏に対して、名誉市民条例を制定し、名誉市民の称号を贈呈する考えはないか伺う。 ②叙勲等への推薦の検討を行う考えはあるか伺う。 ③功績をたたえ、氏の銅像を建立する考えはないか伺う。 ④伊志嶺市政の検認と継承について ⑤平成19年度の施政方針に、「島の隅々まで豊かさと活力にあふれたまちづくり」と記されているが、伊志嶺市政当時の施政方針に対する市長の見解について伺う。 2. 職員管理について ①職員による発言と行動について ②担当職員による職務権限の範囲が逸脱したと考えられる場合の取扱いについて ③職員の守秘義務違反が生じたときの対応について 3. 会計年度任用職員の勤務形態における労働基準法の適用範囲について伺う。 4. 職員人事について ①6月1日付、部長級人事が発令されたが、発令の経緯について伺う。 ②平成31年3月定例会会議録307頁（総務部長答弁：部長級、課長級の昇任については、見識、経験年数等を総合的に勘案し決めている。管理職の異動については原則3年をめどに配置している。）との整合について伺う。 ③課長級昇任時期のめどについて伺う。 5. 独り住まいの高齢の方や、障がいを抱える方など、いわゆる交通・買物弱者等の夜間における避難の考え方について伺う。 6. 宮古島における人頭税の廃止運動に取り組んだ西里カマ、中村十作などの功績をたたえ、後世へ伝えていくためにも功労者の銅像等を建立する考えはないか伺う。
2. 水道行政について	1. コロナ禍後、宮古島市を訪れる観光客は、今後も増加することが予想されることに伴い、伊良部島を含め本市の水需要は高まると考えられるが、伊良部地域における新たな水道水源地の開発など、市としてどのように対応していくか伺う。 2. 水道水源水における塩素イオン濃度に対する取組について

3. 農業行政について	①平成20年、平成25年、平成30年、令和元年、令和5年時点における水道水源流域内の塩素イオン濃度の推移について伺う。 ②塩素イオン濃度の上昇した原因について伺う。 ③塩素イオン濃度が上昇したことに対する市の対策について伺う。 1. 平良字松原地区の農地の違反転用について ①新たな農業委員会委員の中で決まった会長の持論について伺う。 ②農業委員会委員の応募の過程で違反転用農地の問題について取り上げなかった理由について伺う。 ③農地の違反転用問題についてこれまで解決が図られていないばかりか拡大が常態化する現状を踏まえ、今後どのように解決していくつもりかその方策について伺う。 2. 宮古土地改良区の運営状況について、市の捉え方と課題について伺う。 3. 沖縄県農業共済組合との連携の強化について ①沖縄県農業共済組合総代会を宮古島で開催する予定はないか伺う。 ②沖縄県農業共済組合への農家加入促進への取組について伺う。
4. 教育行政について	1. 福嶺中学校の後利用に係る市の考え方を伺う。 2. 福嶺幼稚園の後利用について、市の考え方を伺う。 3. 旧城辺中学校の体育館の現状と課題について ①体育館の雨漏りについて伺う。 ②体育館内の備品等の活用方法について伺う。 4. 旧城辺中学校のプールの解体が決まった具体的な時期について伺う。 5. 市内の学校給食共同調理場で提供する給食における、牛乳、米、宮古牛などの地元食材の割合について伺う。 6. 今年4月に、宝塚医療大学が開校したが、旧城辺中学校敷地内に建てられた学生寮について、建設までの経緯を伺う。
5. スポーツ振興について	1. 国民スポーツ大会について ①2034年沖縄県での開催が予定されているが、トライアスロン競技や、ビーチバレー、マリンスポーツ、ビーチサッカーなど、宮古島への競技を誘致することは考えていないか伺う。 ②宮古島市陸上競技場スタンドの増築等の考えはないか伺う。 2. 全日本トライアスロン宮古島大会について ①大会を継続的に開催することは、宮古島発展の起爆剤になると考えるが、次年度以降の大会をコロナ禍前と同様の距離に戻したロ

6. 福祉行政について	ングディスタンスの大会として運用する考えはないか伺う。 1. 城辺地区世代間交流複合施設について ①指定管理者の選考過程における担当職員の窓口対応は適切だったかその妥当性について伺う。 ②指定管理者の応募に係る必要な資格等があるか伺う。 ③今回の指定管理者を選定した際に複数の応募があったと聞いているが、申請者が提出した申請内容の相違点について伺う。 ④現在、指定管理者として事業を行っている事業者の事業計画に対する執行状況について伺う。 2. (仮称) 福里認定こども園の建設に向けた取組の進捗について伺う。 3. 訪問介護費が引下げとなり、本市における市民への介護サービスの低下が懸念されるが、市の見解を伺う。
7. 戦後処理と平和行政について	1. 島外避難計画に対する市の取組状況について伺う。 2. 戦争時の遺骨収集について、市はどのように取り組んでいくのか伺う。 3. 大規模な地震などの災害時における市民の避難方法について、市内各団体等と市との関わり方について伺う。 4. 沖縄県糸満市摩文仁にある、平和の礎に刻銘された戦争犠牲者の氏名を読み上げる取組に対する市の対応状況について伺う。 5. 慰霊の日の式典の見直しについて ①市の取組状況について伺う。
8. 城辺地区地域づくり協議会について	1. 令和2年11月9日付で、宝塚医療大学学長より宮古島市長宛てに提出された要望書の内容について伺う。 2. 令和2年12月7日付、城辺地区地域づくり協議会から教育長に提出された要望書の具体的な内容について伺う。 3. 令和6年6月6日に私が市に提出し、先日回答のありました公開質問状に対する回答を受けて、お聞きしますが、城辺地区地域づくり協議会と市の役割や責任などの関わり方について説明を求めます。 4. 城辺地区地域づくり協議会会則について、同協議会の役員はその会則を尊重するべきだと思うが、会則第13条の総会に記載している事項から逸脱した運用がされていると考えているが、市の捉え方について伺う。 5. 城辺地区地域づくり協議会会則第10条は、役員の任務について定めており、先日の総会で新しい役員の選出が行われたと思うが、各

9. 本市における老木・巨木の管理について		役員の具体的な任務の目的について伺う。 6. 令和4年11月4日から6日までの間、新潟県上越市で行われた板倉ふれあい祭りに、城辺地区地域づくり協議会からも参加があったと聞いているが、同協議会からの参加人数について伺う。 7. 平成30年度から令和5年度までに城辺地区地域づくり協議会から、各交流都市へ訪問した人数について伺う。 1. 宮古島市の各地域に現存する老木や巨木など歴史的な価値が高いと考えられる樹木の保全状況や、市の指定樹木等について、市の考え方を伺う。			
10. 道路行政について		1. 市道城辺15号線について、これまで大雨が降ったときに、道路冠水が度々起きている状況から、市として現状認識と、どのような対策を講じていくか伺う。			
発言順位	20	議員番号	21	氏 名	栗 国 恒 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 来年度の国の沖縄関係予算について市町村との意見交換会がありましたが、本市ではどのような要請を行ったか伺う。 2. 今後、増加すると見込まれる水需要に適切に対応するための長期水需給計画について 3. 後前竹地区ほ場整備工事の最低制限価格の変更について 4. 海浜保全対策について 5. 法定外目的税（宿泊税）について 6. 宮古島市六次産業化・地産地消支援事業について 7. 無電柱化事業について 8. 防災機器管理部署への地域防災マネジャーを取得している退職自衛官募集について 9. 下地島空港周辺用地の明渡しについて 10. し尿等処理施設整備工事（プラント電気）の入札について 11. 本市の産業廃棄物処理について 12. 本市の現在の基金残高について			
2. 福祉行政について		1. 子供の貧困対策について			
3. 教育行政について		2. 市立保育所・幼稚園・認定こども園の移行計画について			
4. 農林水産行政について		1. 宝塚医療大学への地元学生受入れ枠の取組について 1. 製糖工場からの副産物等の資源を活用した有機質肥料を製造し、圃場への運搬・散布等を行う地域循環型堆肥製造施設について 2. 経営コストの削減や地力増進による持続的な安定生産等とハーベ			

		スター事業者への免税支援について 3. 下地竹アラ地区の土地改良事業で、これまで実施した工事費の総額について 4. 漁村再生交付金で整備された久松漁港の用地の利用について 5. 農業委員会事務局に在職する職員が農地購入をした経緯について 6. 第1種農地の転用の許可基準について			
発言順位	21	議員番号	24	氏 名	山 里 雅 彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市政運営について 2. 財政について		1. 宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回について ①上野出張所設置に係る条例の撤回理由について 1. 令和4年度に改定した長期財政ビジョンにおける令和5年度の試算と、令和5年度決算について、試算額と決算額による以下の項目の比較について ①予算（決算）規模（長期財政ビジョンにおける試算額）と令和5年度決算について ②起債額について ③公債費について ④財政調整基金繰入金について ⑤市債残高について ⑥基金残高について ⑦実質公債費比率について ⑧将来負担比率について 2. 長期財政ビジョンでの令和6年度の試算額と令和6年度当初予算における財政調整基金繰入金の比較について ①長期財政ビジョンでは、令和6年度の試算額は2億3,000万円の歳入不足となり財政調整基金からの繰入れが必要となる見込みだが、令和6年度当初予算では約11億6,000万円計上となっている。また、試算では財政調整基金の残高は今後の財政指標においても、50億円の確保は必要と考えられるとしているが、令和12年度の計画最終年度では、財政調整基金残高が約32億円となっている。今後の財政指標への影響について ②今後も予算編成において収支不足が見込まれると思うが、財政調整基金の残高が減少していく中、収支不足に対しては、今後どのような対策を講じていくのか、見解を伺う。			
3. 農業振興について		1. 圃場整備事業・西原第4地区整備事業について			

4. 水産行政について 5. 教育行政について 6. 道路行政について	①事業の進捗状況について ②今年度の取組について 2. 県の農業振興費における過去5年間の本市事業予算の推移について 1. 水産業振興費について ①水産振興費補助事業904万円について ②次年度以降の対応取組について 1. 西辺中学校校舎改築について ①現在の進捗状況について 2. プール設置について 3. 運動場整備について 1. 県道83号保良西里線（県道狩俣線）整備について ①未整備区間の整備の進捗状況について

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

日程に入る前に産業振興局長から先日の会議における答弁について訂正の申出がありますので、これを許します。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

会議前から申し訳ございません。答弁の一部修正をお願いいたします。

6月12日の日程第3、議案第27号宮古島市出張所設置条例の一部改正についての撤回についての栗国恒広議員の質疑の中で、上野自治会から提出された上野庁舎活用、上野出張所移転についての意見及び要望書の日付を2月8日付と発言いたしました。正しくは2月28日でございます。また、上野自治会からの意見書を受け住民説明会を開催したと説明いたしましたが、正しくは住民説明会の開催後、上野自治会より意見及び要望書が提出されたに訂正させていただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。よろしくをお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、議会運営に関する申合せ事項により、質問の1人持ち時間はいずれの質問方式も質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数は一括質問方式については3回以内、一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限を設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問に入る前に、少しばかり所見を申し述べたいと思っております。先月20日から21日にかけて観測史上最大となる1時間に100ミリの雨量を観測したと報じております。この雨の影響で市内各地で道路が冠水、車両7台が水没するなど、また収穫前のマンゴーハウスが水につかり、マンゴー被害が出ております。そのほか雨による被害が発生している状況に鑑み、行政当局におかれましては日頃から大雨対策しっかりと取り組んでいただきたいと強く申し上げます。

また、毎日の生活を顧みれば、多くの食料品、電気やガソリンなどの値上がりで家庭を直撃しております。新型コロナの収束で経済は回復傾向とされますが、物価の高騰により賃金の上昇も追いつかず、依然として人手不足も深刻であります。また、子供の貧困をめぐっては、困窮世帯の割合が増加しております。このように行政当局におかれましては、それぞれの部署においてしっかりと市民目線に立った業務に取り組んでいただきたいと強くお願いを申し上げます。

先日執行された沖縄県議会議員選挙において、旧町村部において期日前投票を実施されました。このこ

とも非常に市民目線の行政だと高く評価するものであります。

それでは、通告に従いまして、私見を述べながら一般質問を行います。当局におかれましては市民に分かりやすい説明、答弁を求めたいと思います。最初に、市長の政治姿勢についてであります。本市の水需要対策について伺います。本市の水需要対策は、現状はどのようなになっているのか伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

答弁の前に、4月1日付で水道部長を拝命いたしました下地貴之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、本市の水需要の現状についてであります。本市の水需要は、平成27年の伊良部大橋開通後、観光客の増加やリゾートホテル等の建設により増加してきております。水需要は、令和2年度と令和3年度は新型コロナの影響で減少しておりますが、令和4年度から再度増加しており、今後も引き続き増加傾向が続くと見込んでおります。1日当たりの平均給水量でありますけれども、平成30年度と令和5年度で答えたいします。平成30年度、2万4,446立方メートル、令和5年度、2万5,302立方メートルとなっております。平成30年度と令和5年度の比較で856立方メートル増加している状況であります。今後も増加していくことが予測されております。なお、現在の水道計画の1日当たりの平均給水量は2万6,800立方メートルとなっております。

◎我如古三雄君

りゅうぎん総合研究所が本市の水問題に関する調査について会見を開いてレポート公表しております。以上を踏まえて伺いますが、ホテル事業者からの給水希望が大幅に増加しております。計画を超える水需要に対応し切れていないという現状があります。市が2021年度に策定した第4次の宮古島市地下水利用基本計画によりますと、2030年度の1日当たりの給水量は平均2万6,629立方メートル、最大3万4,228立方メートルとなっております。浄水場の施設能力3万4,005立方メートルを超えております。ホテル建設ラッシュで既に水需要を超過していると思いますが、どうですか。当局の見解を伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

浄水場の施設能力につきましては、今後伊良部浄水場の再稼働及び新水源開発を予定しておりまして、2030年の計画では1日当たり3万4,500立方メートルとなっております。十分に対応可能であります。

◎我如古三雄君

伺いますが、今後ホテル建設を計画する事業者側の希望給水量に市が応じられないといったケースはこれまで出ているのか伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

ホテル事業者のほとんどが多くの水量を求めている現状があります。多量の給水につきましては、配水管の口径など地域の水需要も勘案し、水圧、水量の低下が懸念されることから、給水装置工事申込みに係る事前協議取扱要綱に基づきまして双方協議、市と事業者ですね、協議の上、水量等決定しておりますので、市が応じ切れないというケースはございません。

◎我如古三雄君

次に移ります。観光需要の増加に伴って本市の水不足が懸念されますが、今後とも安定した水の供給のため、新規の水源の開発あるいは施設整備の更新計画が必要かと思いますが、その対策はどのような

ているのか。

◎水道部長（下地貴之君）

観光需要の増加に対する水需要については、令和13年度までの水道計画で対応可能であるとしております。主な内容としましては、令和9年度を目標に伊良部浄水場の再稼働に向け、今年度より整備を行っております。今後、入域観光客数の増加が見込まれるため、どの程度需要水量が増加するかを把握することは重要であります。また、施設計画の件数や詳細等について、関係部署からも情報を得ながら、必要となる需要水量を確認してまいります。現在の水道計画を踏まえつつ、小雨、大規模災害等においても安定的かつ持続的な水需要への対応及び冗長化を含めた長期水需給計画の策定に取り組みながら、多様化する水需要に対応していく必要があると考えております。

◎我如古三雄君

水道施設の能力を超えない範囲で、事前確認も必要かと思います。

次に、農業用水の生活用水への転用について見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業用水の生活用水への転用についてお答えいたします。

農業用水の生活用水への転用については、宮古島市地下水保全条例第2条に「かんばつや地下水汚染、その他社会状況の変化等により本市の水道用水が不足した場合は、その供給を優先する」とあります。現在の本市の農業環境は、マンゴーや施設野菜の作付など作物の多様化が図られているとともに、水需要が増加しております。伊良部島への農業用水供給するための新たな地下ダム開発が進められております。こうした状況を鑑みまして、農業用水の生活用水への転用は、大干ばつや自然災害など急を要する場合においてのみ転用することが望ましいと考えております。

◎我如古三雄君

この水問題、次の④ですが、行政と、あるいは事業者、市民が一体となって市の将来を、水問題を話し合う、議論する協議の場が早めに必要ではないかと思いますが、どのように考えているのか見解を伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

本市水道事業のマスタープランに位置づけられる宮古島市新水道ビジョン及び水道事業経営戦略の策定には宮古島観光協会や市民も審議会委員として携わっており、令和13年度までの水道ビジョンを示しております。計画期間内において施策の進捗状況や事業計画に変更等があった場合には、必要に応じて見直すこととしていることから、現段階で水道ビジョンの審議会以外に新たに会議体を設置することは検討していませんが、昨今の水需要に対し、市民の皆様や各企業が不安を抱いていることは認識しております。本市としましても、現在の計画を踏まえつつ、安定的かつ持続的な水需要への対応を含めた長期水需給計画の策定に取り組みながら、多様化する水需要に対応していく必要があると考えております。

◎我如古三雄君

確かに今、宮古島、開発ラッシュでございます。市民が懸念する水問題、これは正直本当に市民の率直な考えであります。地下水は、宮古島豊富だというふうなのは分かりますけれども、これをやはり市民に対して不安を与えない、しっかりした当局の水問題に対する説明は必要かと思っております。

次に、離島割の拡充についてであります。沖縄県中小企業家同友会、宮古支部長が県に対して離島住民等交通コスト負担軽減事業の拡充を要請しております。以上を踏まえて伺いますが、同事業の割引は新幹線並みの運賃となるよう補助率が設定されております。新幹線は、県をまたぐ移動手段であります。離島住民は、同じ離島住民として非常に不利性、不公平であります。現状では大会派遣の参加を断念する生徒や、経済的理由で修学旅行を諦めざるを得ない状況も見られ、現在の運賃改定、低減率約4割を5割程度まで引き上げて、同事業還付対象を高校卒業年代までに拡大を求めています。離島の不利性解消の大きな一歩につながると思います。そこで伺いますが、本事業の拡充の実現に向けて、本市独自においても県に対し強力に要請すべきと考えますが、市長、見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

離島割の拡充についてお答えをいたします。

離島住民等交通コスト負担軽減事業につきましては、離島の地理的条件がもたらす移動の不利性を解消し、市民の経済的負担の軽減を図るためにも必要不可欠であると考えております。これまでも県に対しまして美ぎ島美し市町村会などを先島地区の市町村で連携し、永続的な支援が可能となる仕組みの構築等につきまして要請を行ってきたところです。現在離島割引運賃は、県が一括交付金を活用し、全国的な陸路による移動コストの負担と整合させるとの考えから、我如古三雄議員がおっしゃっていました新幹線運賃と同程度となるよう航空運賃に対し約4割の補助を実施しております。県に確認をしたところ、離島割引運賃へのさらなる補助については、現在の考え方である陸路による移動コストと整合させ、新幹線運賃と同程度とするという前提が崩れるということから、運賃設定の考え方に関する新たな基準、仕組みを構築するため、今後国と相応の調整を図る必要があるとのことでありました。また、離島割引運賃につきましては、本市のような離島市町村の定住促進や不利性軽減においても非常に重要であるものでありますので、市としましても永続的な制度として構築が図られるよう、国や県の調整状況及び措置状況を踏まえながら、美ぎ島美し市町村会や、また離島市振興協議会などを通じまして要請をしていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、観光目的税（宿泊税）の導入について伺います。観光目的税の導入を予定する宮古島市など5市町村と県との意見交換会が5月15日に開催されました。以上を踏まえて伺います。税収の配分と使途について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光目的税、宿泊税の税収の配分と使途についてでございます。現在県が示している原案としましては、1対1の配分となっております。独自で導入を希望する市町村は、税収に係る事務経費や徴収コスト等の負担があること、また徴収後の使途について、市の現状や課題に合わせて柔軟に活用できることから、独自で導入を検討している本市を含めた本部町、恩納村、北谷町、石垣市の5市町村で連携し、配分割合の見直しを県へ提案しているところでございます。使途につきましては、受入れ態勢の充実強化、環境及び景観の保全、文化芸術、スポーツ振興、持続可能な観光の推進の大きく4つの枠組みを決め議論を進めているところです。

◎我如古三雄君

税率及び導入の時期について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

税率導入時期でございます。宿泊税の税率につきましては、定率制か定額制かは現在県において議論がなされているところです。県から市町村へは定額制での導入の原案が示されているところです。本市としましては、導入を検討している他市町村と足並みをそろえ、定率制での導入を県へ要望しており、県の観光業界団体からも同じく定率制での要望が上がっているところです。また、総務省より、制度設計と導入時期については県と市町村で足並みをそろえるようにとの指導がございますので、沖縄県が目指している令和8年度中の導入に向けて取り組んでいるところでございます。

◎我如古三雄君

県の試算で税率2%の場合73億円、あるいは3%の場合111億円との税収が示されております。質の高い観光地を形成して、観光客や市民に対し、しっかり還元していくためには、定率制での徴収が望ましいと考えます。また、導入が遅れますと、その分の税収がなくなるわけですから、スピード感のある対応が必要かと思えます。

次に、上野出張所移転の撤回についてであります。撤回の主な要因について伺います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野出張所移転の撤回に至った主な理由につきましては2つございます。1つは、3月定例会から状況が変わったこと、2つ目は動線が重複する問題についての地域の考え方が意見交換会において確認できたという2点でございます。状況が変わったことにつきましては、1自治会からの意見書と上野地域全体からの要望として上野地域区長会長より出された表明書の違いでございます。そのことに対しては重く受け止めた上で、地域との対話の必要性があるとの認識により意見交換会を6月6日に開催した次第です。また、動線の問題につきましては、上野出張所の利用者の9割以上が地元上野地域の住民ということもあり、地元の参加者より問題なしとの意見が出されましたので、計画内容を決定する上で、加えて撤回の判断材料といたしましても大変重要な意見として受け取った次第でございます。

◎我如古三雄君

市長に伺います。私は、3月定例会においても、上野庁舎がある限りにおいて出張所は庁舎内に残すべきだと強く求めたところであります。当初からそのまま残したままでよかったわけですが、計画が甘かったといえますか。また、住民説明会等には市のトップが、市長がじきじきに出向いて、住民の声をよく聞いて判断するのが筋だと思います。今回の出張所移転の撤回は、座喜味一幸市長が重要な案件を職員任せのため市政運営が露呈された、ここにつながります。住民の理解を得ることができなかったということであります。市長、コメントあれば伺います。

◎市長（座喜味一幸君）

上野出張所の件で、変更というようなことで議案を取り下げるなどの件に関しては、大変申し訳ないなと思っております。ただし、今回私は方針の変更という形になるわけですが、出張所そのものを移動するということが課題になっておりますけれども、基本的には担当の者とは上野庁舎の敷地も含めた将来の計画を地域と共に考えていく。要するに地元の方は、これまでの歴史を踏まえて、にぎわいの拠点として活用していくという将来ビジョンというのが見えない。そういう部分においての不安等もあった

かと思うんです。それから、移転すべき公民館等、改善センター等、極めて現状老朽化とか、農業機械の展示室ですか、そういうもの等が放置されている部分があるんで、その辺も含めて活用していくというように、宮古島市地産地消振興センターそのものの中での出張所の機能をまずは計画し、それから大きくはこの庁舎周辺の活性化、にぎわいの創出、それにつなげていくために、もうちょっと広い立場から議論を進めてもいいかというふうに思っておりますので、しっかり地域の意見を聞きながら、上野庁舎あるいは公民館等々含めてしっかりと行政サービスが行き届くよう、また宮古島市地産地消振興センターの波及効果が最大限に発揮できるように議論を進めていきたいと思っております。

◎我如古三雄君

次に移ります。5番、台湾有事に備えた住民避難についてであります。政府は、6月3日の九州地方知事会議で台湾有事を念頭に、宮古、八重山の5市町村の住民ら約12万人を九州各県と山口県に避難させる計画をめぐり、市町村ごとの避難先の設定案を示しております。各知事からも了承されたというふうなことであります。宮古島市5万3,000人余は、福岡、熊本、宮崎、鹿児島に避難させる設定となっておりますが、以上を踏まえて伺います。避難先となるそれぞれの場所について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難先となるそれぞれの場所についての質問にお答えをいたします。

沖縄県国民保護共同訓練における先島市町村の避難受入先につきましては、九州7県と山口県とし検討を進めており、去る6月3日に熊本県で開催された九州地方知事会議で政府案として先島5市町村の具体的な避難受入先が示され、その中で宮古島市の避難受入先としましては、福岡県、宮崎県、鹿児島県、熊本県の4県としておりますが、具体的な避難先市町村についての決定はしておりません。

◎我如古三雄君

このことは、台湾有事はあつてはならないことでありますが、しかし世界の情勢が予断を許さない状況というふうなことで、国もやはり市民の防衛、島の防衛のためにそれぞれの様々な角度からそういったことをやっているわけですが、この件について地域住民への住民説明会も大変重要かと思えます。そういった考えはないのか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

住民説明会の開催はないのかというご質問にお答えをいたします。

有事の際の住民の保護に関する取組につきましては、沖縄県国民保護意見交換会、検討会という枠組みの中で国や県、先島市町村、多くの関係機関で様々な議論を重ねているところでございます。様々な諸課題について検討を重ね、本市の避難実施要領の具体化を進める中で、住民説明会につきましても規模や内容など、その在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、防災体制の確立についてであります。①、②、順番を変えます。②のア、地震などの災害時に避難生活を送る女性や妊産婦、あるいは乳幼児向けの用品の備蓄状況は現在どのようになっているのか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

地震などの災害時の備蓄状況についてお答えいたします。

女性や乳幼児、高齢者など要配慮者向けの災害時用の備品につきましては、生理用品や紙おむつ、粉ミ

ルクや哺乳ボトル、おかゆなどを備蓄しているほか、災害時に生活物資などの提供を行う協定をイオン琉球株式会社や静岡県藤枝市、大塚製薬と締結しているところでございます。

◎我如古三雄君

次のイですが、能登半島地震、ジェンダー視点に立った防災の在り方が改めて注目されました。災害時ニーズの把握を遅らせるおそれがあります。防災危機管理課において女性職員の配置が必要と考えますが、市長の見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災危機管理部門に女性職員の配置が必要であるという考えについてお答えいたします。

平成11年に制定されました男女共同参画社会基本法に基づき令和2年に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画の中でも防災分野の女性の積極的な参加は大変重要であるとされ、国は地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめたガイドラインを作成しております。本市におきましても、そのガイドラインに基づき地域防災計画の策定段階から防災会議への女性委員を配置するなどし、男女共同参画の視点を取り入れた内容となっております。そのほかにも防災研修、訓練での女性の参加推奨、女性用備蓄品の整備などにも取り組んでおりますので、防災部局への女性職員の配置につきましては、毎年実施しております職員への意向調査や他自治体の取組なども参考に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、7番の景観計画の変更と条例の見直しについてであります。3月定例会において、宮古島市景観計画の変更と条例の見直しを進めていくとの回答がありました。以上を踏まえて伺いますが、進捗状況について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

景観計画における基準の見直し検討に当たり、市民や事業者の意向を把握するアンケートを実施することが最も重要な手続であると考えております。そこで、本年度においては、3月定例会における決議書の記載事項や景観条例の規定に基づき、7月に開催予定の第1回景観審議会において本決議書を提出し、議会から求められた内容を共有しながら、その見直しの方向性について意見を伺う予定となっております。

◎我如古三雄君

早めの変更及び見直しの整備が求められますが、今年度中における整備について再度伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

手続につきましては、10月に開催予定の第2回景観審議会において市民や事業者の意向を把握するアンケートの案を提出し、審議会の意見を伺った上で、11月から12月にかけて当アンケートを実施したいと考えており、その結果を基に見直しの必要性を検討してまいります。

◎我如古三雄君

早めの計画変更、条例の見直しを強く求めたいと思います。

順番を飛ばしまして、9番、宮古島市伊良部屋外運動施設、それからこれから建て替えられます新総合体育館のネーミングライツの導入についてであります。スポーツ施設や公園などの公共施設に企業や商品の名前を含めた愛称をつけられるネーミングライツの販売が全県でも広がっております。自治体にとって

は新たな収入の確保ができる、企業にとっては宣伝や地域貢献によるイメージアップが期待できるなど、双方にメリットがあります。ネーミングライツの導入は、施設の維持管理における財政的な問題に対処する手段として大いに期待が持てます。以上を踏まえて伺いますが、完成した伊良部屋外運動施設及びこれから出てくる新総合体育館のネーミングライツを導入すべきと考えます。市長の見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

ネーミングライツの導入についてでございます。本市においては、宮古島市スポーツ観光交流拠点施設においてネーミングライツを導入し、名称がJTAドーム宮古島となっております。近年、地方の自治体におきましてもネーミングライツの導入事例が増加しており、その有効性については認識しているところです。本市の伊良部野球場、伊良部屋外運動施設につきましては、今年度から来年度にかけて運動広場の整備に合わせ、ネーミングライツの導入に向けて準備を進めてまいります。また、新総合体育館のネーミングライツの導入につきましても、今年度総合体育館の取壊しと建て替えが始まります。新総合体育館の供用開始が令和10年度予定となっておりますので、供用開始に合わせたネーミングライツの導入に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、庁内におけるハラスメントの実態についてであります。全国的にハラスメントに関する事案が発生し、後を絶たない状況であります。以上を踏まえて伺います。本庁内における調査は実施したことはあるか。ハラスメントの実態について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ハラスメントの実態についてお答えをいたします。

各総務課、市長部局、水道、消防、教育委員会の総務課になりますが、各総務課にハラスメントに関する事案で相談等のあった件数ですが、防止規定及び指針が策定された平成30年5月以降で申し上げますと、相談件数は令和5年度が1件、令和4年度が3件、令和3年度が1件、令和2年度が2件、令和元年度が2件となり、合計9件となっております。全件数が上司、部下、同僚の職員間の事案でございました。また、相談件数のうち、ハラスメント調査委員会の開催に至ったケースとしましては、令和3年度の案件の1件となっております。結果的にはハラスメントには該当しないという結論に至ったということでございます。

◎我如古三雄君

実際に存在するということですが、議会側から、あるいは農業委員、教育委員あたりからのハラスメント行為等について調査したことはありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今、議会と農業委員会のお話でしたが、各議会であるとか農業委員会に特化して調査を行ったことはございません。

◎我如古三雄君

お互いにハラスメントのない職場環境、大事なことであります。職場内の環境改善に向けた問題点の把握など、ハラスメントのない職場環境の確立に向けたハラスメント条例の制定を急ぐべきだと考えます。当局の見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ハラスメント条例の制定についてお答えいたします。

我如古三雄議員ご指摘のとおり、ハラスメントに関する事案は職員間の事案のみならず、特別職からのハラスメント被害も全国的に増えてきており、本市としましては今後しっかりと対策を講じていく必要があるというふうに考えているところでございます。我如古三雄議員ご提案のハラスメント条例の制定でございますが、本市では議員を除く特別職や職員を対象とした規定、指針を定めております。それに関しましては、国から発出されている通知におきまして、規則、要綱、指針等の文書により定めた上で職員に周知するというふうにございますので、基本的には規定や指針にて対応していくという予定でございます。

◎我如古三雄君

ハラスメント条例の制定に向けては、前向きにしっかりと早めの対応をお願いしたいと思っております。

次に、福祉行政についてであります。1番目に子育て支援策の拡充について伺います。県の2023年度沖縄子ども調査報告書の公表によると、子供の貧困をめぐっては、収入は増えたものの、物価の高騰で実質賃金が下がり、困窮世帯の割合が増加しております。以上を踏まえて伺いますが、国の子育て支援策の拡充に伴って、本市独自による支援策について伺いたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市独自による支援策についてということでお答えをさせていただきます。

市独自の取組としましては、現在出産祝金交付事業、初回妊婦受診料の助成等を実施し、今年度より新たに乳幼児の聴覚診療に係る渡航費の一部助成を実施しております。そのほかにも国、県の補助を活用しながら、様々な子育て支援事業を実施しております。今後も子育て支援策への取組を進めてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

教育費や医療費の無償化枠を広げるなどの世帯所得にかかわらず全ての子供に届く施策を求めるべきだと考えます。

次に、こども家庭センターの設置について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども家庭センターの設置についてでございます。令和6年4月施行の改正児童福祉法により市町村にこども家庭センターの設置が義務づけられました。本市では、今年度4月よりこども家庭局家庭保健課内に宮古島市こども家庭センターを設置しております。母子保健と児童福祉の両機能を一体的に運営することで、児童虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制の強化を図っております。

◎我如古三雄君

既に設置をしてあるということであります。これは、強く国から設置が求められているというふうなことでありますから。

次に移ります。順番を飛ばしまして、高齢者支援対策について伺います。自動車運転免許証自主返納に対する特典の取組について、現在あるのかどうか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

答弁の前に、6月1日付で福祉部長を拝命しました守武と申します。よろしくお願いいたします。

自動車運転免許自主返納者に対する特典についてです。運転免許返納者に対する特典の取組につきましては、沖縄県警察と協力企業等で締結された優遇措置が行われております。主に公共交通機関の運賃の一部割引、民間事業者店舗における購買費用の一部割引、飲食店での一部割引などの特典があります。本市におきましては、高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進することを目的に、高齢者が運転免許を自主返納後も社会参加や外出、交流の機会を保ち、認知症や要介護状態の進行を防ぐことを目的として、昨年度よりシニアカー購入費補助事業を実施しております。

◎我如古三雄君

次に、認知症の早期把握及び予防について、自動車学校と連携しながら、免許証更新時において認知症機能検査を受けた75歳以上の高齢者を認知症予防教室につなげるような事業の展開が必要かと考えますが、見解を伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

免許更新時における認知症検査を受けた75歳以上の高齢者の認知症予防等の対応についてお答えいたします。

運転免許センター宮古支所へ確認したところ、75歳以上の運転免許更新については、道路交通法において認知症機能検査が必要となっており、認知症の可能性があると判断された場合は医師の診断書の提出を求め、認知症の診断の有無を確認することとされており、この診断の結果によって、免許更新手続の可否について判断をしているとのことでした。我如古三雄議員のご提案については、埼玉県や香川県の一部自治体で取組が進んでいるもので、高齢者の運転免許更新時における認知機能検査及び医師の診断により認知症と診断され、免許を自主返納または失効した方について、本人の同意を得た上で自治体等の認知症相談窓口や医療機関等との情報連携を行う内容となっております。本市といたしましては、現状では個人情報などの管理運営面、専門相談員の体制確保などが懸念されますが、今後運転免許センターや認知症疾患医療センター等の関係機関との意見交換を実施してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。サトウキビ振興・園芸振興についてであります。今期のサトウキビ搬入実績、生産実績ですね、今後の生産振興策についてであります。今期のサトウキビ搬入、生産実績と今後の生産振興について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和5年、令和6年の製糖操業について、各製糖工場からの実績を基に報告させていただきます。まず、生産、搬入実績です。本市の全体でのサトウキビ生産量は29万528トンとなっております。対前年比で約2万トンの減というふうになっております。生産振興策につきまして、安定したサトウキビの生産を図る上では、生育を阻害する病害虫の対策が必要となります。令和6年度におきましても、生産農家が病害虫対策として購入する農薬の一部を支援を実施しております。加えて、アオドウガネの駆除を図るため、各地区のサトウキビ生産組合と連携し、市全域に誘殺灯の設置事業を展開しております。今後もサトウキビの安定生産を図るため、関係機関と連携、協議を図りながら、本市の基幹作物であるサトウキビの生産振興に努めてまいります。

◎我如古三雄君

次に、園芸農家への生産振興策についてであります。資材等の価格高騰によって、脱園芸農家が出始めております。そういった現状を踏まえて、食い止めるためにも物流費軽減策として行政の手だてが必要かと考えます。支援策について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業用資材の物価高騰については、令和4年から令和5年にかけて約15%高騰し、現在も高止まりの状況となっております。こうした状況を踏まえ、市としましても園芸資材等の高騰緊急対策支援事業として令和4年度に185件の農家へ533万円、令和5年度に258件の農家へ404万円の支援を実施しております。JAによりますと、現在も資材が高騰していることから、7月中旬まで価格を据え置く措置を実施するとのことでございます。市としましては、今後の資材価格等の状況を見据えつつ、さらに価格が上昇した場合にどのような支援が有効か検討していきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、道路行政についてであります。市道豊原1号線の整備について伺います。大雨のたびに冠水して車両等の通行止めを余儀なくされております。長期にわたって未整備のままです。スピード感のある改良整備が必要と考えます。整備に向けた対策について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

市道豊原1号線の冠水対策につきましては、大雨が降ると、既設の浸透池では雨水の処理容量を満たしていないため、我如古三雄議員ご指摘のように大雨が降るたびに豊原1号線の冠水が発生している状況となっております。現在、冠水の対策としましては、雨水の処理容量を満たすため、既設の浸透池を拡張する整備計画を進めております。今後のスケジュールとしましては、今年度用地交渉を行い、同意を得て、来年度、令和7年度に浸透池の拡張工事に着手する計画となっております。

◎我如古三雄君

この路線については、もう私は4年ほど前から議会のほうでも質問をして、早急な整備を求めています。なかなか一向に前進しておりません。しっかりと早期整備に取り組んでもらいたいと思います。

次に、水道行政であります。水道管老朽化の更新計画について。老朽化した水道管の更新に加えて、設備の耐震化に多くの財源が必要。このうち水道管の老朽化は、全国的にも問題視されております。以上を踏まえて伺いますが、本市における老朽管の現状と更新計画について伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

本市の水道施設における管路の総延長は約520キロメートルで、法定耐用年数は40年となっております。そのうち法定耐用年数を超過している管路は総延長の約44%、228キロとなっております。ちなみに、耐震化率は今約10%程度となっております。それから、老朽化、耐震化への改良は急務であることから、これまでの改良計画を老朽化・耐震化改良計画として今年度に新たに見直しを行いまして、耐震化率の向上に取り組みながら、一日でも早く災害に強い水道施設を目指したいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、がん検診についてです。各種がん検診の受診状況、そして今後の受診率向上に向けて取組を伺いたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和5年度がん検診の受診率と今後の取組についてお答えいたします。

本市では、集団、個別検診で本市に住所を有する二十歳以上、男女合計2万3,651人を対象にそれぞれの検診を行っております。受診率についてお答えいたします。肺がん15.9%、胃がん5.7%、大腸がん15%、子宮がん29.5%、乳がん、これエコー検査です、20.5%、マンモグラフィー検査23.5%となっております。特に40歳未満の受診率が極めて低いことから、各関係団体と医療機関を含めて協力を得ながら、さらなる未受診者への対策を図ってまいります。また、昨年度より試験的に始めた受診勧奨事業、これはインセンティブ事業ともいえますけれども、の拡充や、大腸がん検診推進モデル事業を引き続き実施してまいります。

◎我如古三雄君

制限時間となりました。これまで申し上げました事項について、ぜひ早急に解決が図られますようお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問を終了しました。

◎砂川和也君

一般質問初日2番目、議員番号3番、市民創会、砂川和也です。よろしくお願いいたします。早速質問のほうに入らせていただきます。

まず、道路行政について伺います。道路拡張工事についてです。こちら腰原の自治会の総会に出たときに挙がりましたので、質問させていただきます。腰原地区トラック協会から宮古空港に抜ける道路の拡張工事の進捗状況を伺います。これ腰原地区の皆さんが非常に関心が高いものでございますので、できればいつまでにはできるというような進捗状況をしっかり説明していただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員のご質問の道路は腰原39号線になります。本路線は、詳細設計委託業務を5月28日に契約締結し、業務に着手しております。今後の事業計画としましては、令和7年度で用地、物件の調査をした後、用地買収や物件の補償を行い、令和8年度から工事に着手し、年度内に工事を完了する予定となっております。

◎砂川和也君

スムーズに工事が進むように業務をしっかりとお願いいたします。

続きまして、冠水について伺います。多分今回冠水の質問はすごく多いと思うのですが、大野越果樹園、栄福果樹園の冠水についてです。3年前に同様の冠水が起きた際に、市役所側から県道との兼ね合いもあるため、県と協議しますとの回答があったそうです。いわゆる県道のほうからも水の流れが来ているということで、市だけでは解決は難しいということで協議をしますよという話があったそうなんですが、その後一切農家、市民の皆さんにその協議があったかどうかという進捗状況の説明がないそうです。今回、私は何が言いたいかというと、やはりそういうふうに協議しますよと言ったのであれば、最後までしっかりフォローしなきゃいけないかなと思うんですが、これが県とまだ進んでいないよというのであれば進んでおりませんか、しっかり伝えなきゃいけないと思うんですが、一切そういう話が来ないので、不信感を持

っているということです。実際これは県と協議しているかどうかということを伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、県との協議事項について農家等に、農家の皆さんに情報提供がないことを大変申し訳なく思います。大野越果樹園と栄福果樹園のある西仲佐事地区の冠水解消に向けた県との協議を令和4年度と令和5年度に実施しております。この地区の冠水解消に向けては、記録的な大雨の際に排水路からのオーバーフローだけではなく、本地区の周辺一帯から大量の雨水に湧き水も重なり、想定を超える水が流れ込むことから広範囲の対策が必要なることもあり、補助金を活用した事業として長寿命化防災・減災事業が導入できないか協議しております。なお、事業採択までの応急的な対策といたしまして、排水路の清掃、浸透池の清掃と堆積している土砂の撤去を行うとともに、昨年度に実施いたしました本地区の調査業務とボーリング調査の結果を踏まえまして、8月までに、排水路底盤の掘削工事に着手し、排水路の浸透能力を向上させる予定をしているところです。

◎砂川和也君

そうやってちゃんといろいろ協議を進めているということですので、それをしっかり伝えてあげるといふこと、説明をしてあげるといふことが抜けていると思います。今、沖縄本島でもすごい大雨が降って、想定を超える雨が降っているんで、この冠水に関しては致し方ないという部分があるということはどう農家の皆さんも言うておりました。ただ、やはり先の見通しが見えないと、いつまでここで農家をやるのかということも考えなきゃいけないのかなということを決断しなきゃいけないと言っていたので、やはりこういうふうに工事をやっていると思うのであれば、まだ私たちもここで農家続けようかなと思う。でも、これずっとないんであれば、そういうこともあると言っていたので、今聞くとしっかり進めていくという感じに見えたので、そういうのをしっかりと伝えていってください。お願いします。

次、3番、サンエーショッピングタウン宮古衣料館、ライカムを市役所平良庁舎に向かった最初の交差点の街灯が消えている。すみません、ここの道路の名前が分からなかったんで、建物名で書いたんですが、何かここしょっちゅう消えるらしいんです。何か直してまた消える、直してまた消えるみたいなので、対策をどうするのかというのを伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員ご指摘の箇所の街灯につきましては、6月10日に業者に委託してブレーカー等の取替えなどを行い、修繕を完了しております。

◎砂川和也君

実は聞き取りのときもそう聞いたんですけど、ありがとうございます。ただ、やはりここもしょっちゅう消えて、直るんだけど、また消えて直ると。今回もそういうことがないかということも気になったんですけど、今回はもう大丈夫ですね。

◎建設部長（川平陽一君）

現場を確認したところ、ブレーカーが落ちておりましたので、ブレーカーを全体的に交換してありますので、今後は照明灯は消えないと考えております。

◎砂川和也君

周辺の方も安心すると思います。

次、4番、道路美化清掃についてということで写真と画像を見ていただきたいんですが、市民の方から写真を頂いているんですけど、幾つか見せていきますけど、今5枚写真をお見せしたんですが、どこももう草が荒れ果ててぼうぼうです。これ結構学校の周辺が多いらしいです。この美化清掃という言葉がちょっと、清掃というのはふだんからやるもの、伸びてからやるという形の、何か今宮古島がそうなっているのかなと思っております。宮古島の道路美化清掃というのはどういうスケール、どういう考えでやられているのか。美化というのは、ある程度常にきれいにしておくというほうがいいと思うんですけど、汚くなったらきれいにします、汚くなったらきれいにしますの繰り返しのような気がしていて、これ市民の方が、私がもう草刈り機貸してくれるんだったらやるよという方もいて、もしあるんだったら全然貸してくれと、私らがやるよという自治体とか市民の声もあるんです。であれば、そういう方々のお力を借りてやっていくということも、やはりもう観光、観光と言っていて、観光地がこんなに汚いのかという声もよく聞きます。なので、その辺、いわゆる道路美化清掃ということについて当局としてどう考えているのかという考えをお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員ご質問の道路美化清掃につきましては、これ観光地の道路美化事業と道路美化ボランティア支援業務がございます。その2つをご説明します。観光地アクセス道路の美化事業は、一括交付金を活用して観光地へのアクセス道路が32路線、延長が約78キロを宮古森林組合に委託して、枝の剪定、植樹ますの除草、道路清掃を行っております。道路の美化ボランティア支援業務は、市民との協働による継続的な緑化の推進を目的に、道路植栽ますの美化活動を行っているボランティア団体の支援を行うものです。この道路につきましては、道路パトロールを実施して道路の除草、雑木などについては交通に支障のないように定期的に管理を行っておりますが、宮古島全体の市道管理を行っていることから、管理が行き届かない場合もありますので、今後は一層計画的に管理を行い、道路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

◎砂川和也君

今回、久貝美奈子議員から指摘があったと思うんですけど、このボランティアの予算が今定例会にしかついていないよということで、当初予算でつくべきではないのって思うんです。だって、この時期が一番伸びます。なんで、正直年に2回、3回というよりは、この時期に2回、3回やったほうが実はいいんじゃないかなと思うので、何かその予算のつけ方も当初予算に本来ついているべきかなと思うのが今定例会でついているので、今定例会を通らないとその予算も執行できないってなると、今この時期どうするの、この時期の草、美化清掃をどうするのとなるので、今後は当初予算でつけていただきたいなという考えもあります。なので、先ほど言ったようにボランティアの方がやってもいいという、やらせてくれという方もいますので、その辺をしっかりと聞いていただきたいです。やはり皆さんそういうマーケティングというんですか、市場調査、市民の声とそういうのがちょっと隔たりがあると思うので、そういうのをしっかりと聞いていくという場を設けてやってください。お願いします。

次は福祉行政についてです。保育所の一時預かり事業について。今現在、島内で一時預かり事業サービスは足りているかどうかという認識を教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

一時預かり事業サービスをされているかとのご質問でございます。一体型の一時預かり事業については、主に家庭保育をしている家庭において、日常生活上の突発的な事情で一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れの解消など、保護者の負担を軽減するための支援として一時的に施設で預かる事業となっております。現在、本市における一般型の一時預かり事業所としましては、市の実施要綱に基づき運営している施設が2か所、民間で独自に運営している施設が3か所の合計5か所の施設があります。一般型の一時預かり事業の確保量については、第2期宮古島市子ども・子育て支援事業計画の中で令和5年度における見込みを延べ4,772人としております。令和5年度の利用者の実績が6,125人となっていることから充足していると考えております。

◎砂川和也君

こども家庭局長、今足りているということですか。足りていると思っている。私、認可外の3件のところを回ってきました。お伺いしていると、ある1つの事業者からデータを頂いたんで、出してもらっているんですか、画像。結構キャンセル待ち数がすごくあるんです。令和5年度の利用数が5,714名、キャンセル待ちが4,269名、結構キャンセル待ちをされているという状況が、今こども家庭局長の話した内容と全くずれているなというふうに思います。今回やっている事業者が、これすごく利用者が多いということは、多分すごくいい事業だと思うんです。これ多分国の補助金を利用してやっている事業だとお伺いしております。この事業者は、8時半から5時まで何時間預けても一律1,200円で預けられます。すごい破格の値段です。1日預けて1,200円という形でやっております。ただ、これ国の事業で、いわゆる時間ではなくて利用者数によって補助額が決まるという形になっているそうです。この事業者、今正直赤字だそうです。いわゆる保育料の1,200円というのも条例か何かで宮古島市が設定されているということで、これほかで1時間もし預かるとなると1時間1,900円取っているそうです。なので、これすごくいいサービスで、利用者が物すごく多いという形になっていると。それでキャンセル数が出る。ただ、この事業者も赤字ですと言っています。この事業者もいつまでも続けられるか分からないと話をしております。では、この事業者がいなくなったら別の事業者が手を上げるんですかとなったときに、宮古島にそういう事業者いるんですかって聞いたときに、多分分からないと思います。だって、先ほど足りているって言っていたんだから。何が言いたいかという、次の質問にもなるんですけど、もっと保育士とか事業者とか保護者の皆さんの意見をちゃんと聞いて、お堅い会議とかではなくて、膝と膝を交えてざくばらんに話して、いわゆるもっとそういう場を設けていただきたいというんです。この1,200円を、簡単に言うと1,200円の事業ではもういつまでできるか分からないっておっしゃっているんです。そうすると、どうするかというと、この1,200円を上げるかと。でも、これ上げられない。宮古島の条例上の規定によって。では、これ誰が負担するかという話になると思うんです。私この苦しい分を市が負担してもいいんじゃないかって思ったりするわけです。この利用者が年間で9,983人、これキャンセル待ちと利用者数合わせてなんです。これに100円出しても、そんな大した金額にならないんじゃないかなって思うわけです、例えばの話しますけど。高齢者には食事の負担金とかもあるではないですか。1食何百円という負担金とかもやっているではないですか。なので、先ほど我如古三雄議員も言っていた子育て支援対策というのが、やはり市独自の子育て支援対策というものをもうちょっと充実させてもいいんじゃないかなって思っています。ただ、結局ゴールはないと思うんです、100%というのは。ただ、やはり市民が使っているサービスの市民満足度の1%か2%のパーセ

ンテージを上げていくという作業を我々はやらなきゃいけないと思っております。なんで、こども家庭局長、すみません、近々この保護者、利用者、保育士等と呼んだ意見交換会をやってください。これが約束できるかどうか、この場でお答えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

事業者、利用保護者、保育士等との意見交換を持ってくださいというご質問でございます。砂川和也議員ご指摘のとおり、事業者等との意見交換会を通して実態の把握を図り、必要とする体制を整えていこうというふうな考えを持っております。近い段階で意見交換を図る場を設けたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

近い段階というのが、私にとっての近いとこども家庭局長にとっての近いが違うかもしれないんで、できればもう来月にはやってください。来月にはできますか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

今、例えば来月、7月に実施しますとかということは申し上げられないんですが、先ほども申したとおり、近い段階で実施したいというふうに思っております。

◎砂川和也君

市長、来月できないですか。

◎副市長（嘉数 登君）

現在6月定例会開会中ですけども、砂川和也議員ご指摘の点、大変重要だと思っております。我々も子育て環境の整備というのは重要視しておりまして、先ほど見せていただいたデータを見るからに、やはりニーズとギャップがかなり生じているということがございますので、早急に開催いたします。7月に開催いたします。

◎砂川和也君

副市長、欲しい言葉をありがとうございます。

続きまして、産業廃棄物行政について、移らせていただきます。先ほどの冠水にも関わってくるんですけども、前定例会で、私産業廃棄物のことずっと結構言っているんですが、島内で産業廃棄物の受入先がないという声がやはりいまだに多数来しております。今回冠水の影響で電化製品がやられたという事業者が結構いらっしゃいます。これ保健所に電話したそうです。そしたら、保健所はもう泥水とか、そういうのがついたものは一般のごみで捨ててくださいみたいな形を話したらしいんですけど、結構この方々ご高齢で、自分たちでもうその場所に積んでおいておくのができないということで、お金かかるけど、保険があって保険で何とかかなりそうなので、事業者をお願いをしたそうです。ただ、事業者も今すぐには行けない状況、受け取りができないよということで、契約に2週間かかるとかやはり言われたそうです。やはりその間ずっとこの使えない家電というのがあって、前定例会でも言ったとおり、今このごみの問題、産業廃棄物の受入先というのが本当になくて困っている方がいっぱいいます。この考えについて、例えば冠水とかでもそういう問題が出てきちゃっているんで、もう本当にこれどうしましょうかということをお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

家電等につきまして、豪雨等の被害により被災した場合、台風などで被災した場合も、罹災証明書などがあれば市のクリーンセンターで受入れが可能となります。ただし、処理困難物、この場合はフロンガスを言っておりますが、については市での受入れができませんので、産業廃棄物としての処分が必要になります。これらの詳細につきましては、一度市の担当課、これ衛生施設課のほうになりますので、そちらに電話連絡を行い、ご確認いただきたいと思います。今回、砂川和也議員のご指摘を受けまして産業廃棄物処理事業者のほうに確認したところ、大雨により被害を受けた家電についても受入れは行っているが、先ほども申し上げたとおり、搬入した際にフロンガスが入っている場合は処理困難物として受入れができないとの回答でございました。それではどうすればいいのかということになると思います。その際、フロングスの引き抜きを行う作業が必要となります。業務用、これ家庭用ですが、エアコン及び冷凍冷蔵機器等に冷媒として使用されているフロン類の取扱いについて規制するフロン排出抑制法が施行されたことによりまして、引取り証明書でフロン類の回収が必要となっております。そのフロンに類するものが回収済みであることが確認できた場合は、これは市のほうでも産業廃棄物処理事業者のほうでも受入れが可能となります。砂川和也議員のお話を伺っていると、これは収集運搬する事業者がいないということなのかと思って聞いておりました。その収集運搬事業者に関しては、許可を得ている事業者が幾つかございますので、これは先ほども言ったとおり、衛生施設課のほうに問合せをいただければ幾つかの登録されている事業者をご紹介しますことができますので、一度問合せをしていただきたいと思います。

◎砂川和也君

多分認識は私もそうなんですけど、実際はこの業者もやはり最終処分場に持っていくところと契約をしなければいけないとかで、今単発的な契約ができないみたいな事業者が増えていると聞いております。1年間、2年間という契約をするならいいんだけど、単発でだと取れないんだよねという事業者が増えているということなので、ただ今聞いていると、この衛生施設課ではそういう事業者ではなくて、単発でも取るという事業者をしっかりと紹介するということですよね。そこに今度アナウンスしていきますので、それをしっかりとご説明をお願いします。一応宮古保健所には電話してあるそうなので、ただ保健所もそこまで案内してくれればよかったんですけど、なんでそこを市と共有して、保健所とも共有して、しっかりと市民の皆さんにアナウンスできるようお願いします。

続きまして、4番、海浜行政についてでございます。3月定例会で質問したところ、条例の適用がありますよということで今定例会で予算が計上されております。パイナガマに宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例に関連した予算が計上されているので、パイナガマにもブイを打つのかなというふうに思っております。そこで、パイナガマには個人的に愛好家の方が結構いらっやまして、これは営業とかではなくて、もう昔からずっとパイナガマで結構やっている方々がいますので、そういう方々にはどういうふうに対応を行うのか、そういう方々はどういうふうにしたら使えるのかということをお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例第7条を適用し、水上オートバイ等の事故防止重点区域を設定した場合は、区域内に水上バイク等の乗り入れは原則禁止ということになります。砂川和也議員ご指摘の個人で水上バイクを利用する方への対応につきましては、同条例第8条を適用し、水

上オートバイ等発着区域を設定することとしておりますので、営利目的ではないなど条件を満たすことで個人利用者が区域内に進入することが可能となります。

◎砂川和也君

前浜と同じような形で発着区域をつくって、そこに申請を出して許可を得た者であれば、そういうふうな乗り入れはできますよという同じような形を、対策を取るということでよろしいでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

砂川和也議員からありましたように、前浜等を参考にしながら対応は行っていきたいと考えております。

◎砂川和也君

あそこは布干し堂マリン観光協業組合の方々が水上オートバイを下ろして使っていることも多いので、どういうふうな手続が必要かというのを皆さん心配しているので、しっかりアナウンスをしてください。新聞等でもいいですし、やはりホームページ等だけでは弱いと思いますので、しっかりアナウンスをお願いします。

次に、防災行政について質問させていただきます。避難経路・避難指示について、災害等が起きた際の避難誘導をどのように行うか。これいつでしたか、津波警報が出たときにカママ嶺公園にすぐ行ったんです。そうすると、港湾関係者の方々がどっと押し寄せてきて、もう車が大渋滞になっておりました。私バイクで行っているんで、港湾のほうも見に行ったら港湾のほうは全然人いなくて、宮古島市役所、宮古島市未来創造センターっていろいろ回ったんですけど、やはり一番多いのがカママ嶺公園でした。カママ嶺公園に一斉に人が集まっていて、新聞記者もいろいろ来ていたんですけど、どんどん車が集まってくることによって大渋滞というか、もう車が通れなくなってしまって、警察も来ていたんですけど、警察も何しているかわからないみたいな、誘導もできないぐらいの、もう詰まってしまって、道路が。これ本来、東京とかの大きい幹線道路だと多分基本的には車では避難しないとか、車避難した際は鍵をつけて避難するとか、そういうのがあると思うんです。多分東京とか環七、環八、大きい道路とかで車を降りて、鍵をつけてくださいとか、基本的に。ただ、やはりそこには社会福祉協議会の方とか、結構周りの介護施設の方々が来ていたんです。逆に車でそういう人たちを運ばないといけないんですけど、車で大渋滞しているものだから、下から歩いてこなきゃいけないという形になったんです、おじいちゃん、おばあちゃんが。それがすごく大変だと。そのときに誘導というのか、避難経路のそういうものが明確ではなくてばらばらなので、そういうのをある程度しっかりと、ハザードマップとかを作るだけではなくて、こういうのをしっかりやっていかないといけないんじゃないかなって思いました。なので、災害が起きたときの避難誘導とかは、当局はどのように考えているのかというのを教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難誘導についてお答えをいたします。

本市における避難行動が必要とされる災害につきましては、大雨による浸水害や土砂災害、台風による暴風雨、地震、津波による災害などが挙げられ、その種類により避難行動は異なりますが、市の対応としては、まず防災無線、戸別受信機、市公式LINEや防災アプリなどのSNS、FMラジオ等を通して避難を呼びかけることになります。また、津波による被害が発生する可能性がある場合には、身の安全を確保しつつ、消防、消防団、警察、海上保安庁、自主防災組織、津波浸水地域にある事業者などが避難

の呼びかけを行うことになります。

◎砂川和也君

多分そうなっていると思います。今回、私行ったんですけど、結構新聞記者とかもいっぱい来ていて、私を見つけて、役所の人は誰も来ていないよ、役所の人は誰も来ていないとか言うんです。私に言われてもなと思ったんですけど、やはりあとカママ嶺公園がトイレが少ない、水が出ないよ、いっぱい人が来てもトイレが1か所しかない、1か所ありますけど、この避難所の展望台のほうにはないよって、水が使えない、手を洗う水もないよ、おばちゃんたちが休むとこないよ、日差しがあつて日よげがないよとかやはりいろいろ問題が出てきたと思います。やはり一番あそこら辺の人はカママ嶺に来るなというのが今回で分かったと思います。非常にたくさんの人が来ておりました。1つ提案ですけど、私はオートバイで通ったから擦り抜けられたんです。車しか持っていなかったら中に行けません。役所もやはりオートバイ準備したほうがいいと思います。オートバイとか、そういう小型のものがなくて情報収集できないですよ。行って車が渋滞していたら、自分たちも車降りていくんですかとなったときに行けないので、多分そこら辺も考えたほうがいいなと思います。正直、今もう冠水があつたり、何があつたり、防災があつたりと非常に大変な仕事が多いんですけど、今回車の誘導していたのは宮古総合実業高等学校の先生たちと社会福祉協議会の皆さんでした、実際。その方々が率先して何か車の誘導とかをされておりました。学校の先生方はしっかり歩いてきておりました。こういうときは、災害のときは歩いていくんだという認識があつて、生徒とかを連れてしっかり歩いてきておりました。やはり災害弱者というんですか、そういうおばあちゃん、おじいちゃんというのは最初に運ばなきゃいけないけども、車が行けないから、これをもうおんぶしなきゃいけない、だっこしなきゃいけないとかあったときにすごく大変だと。なので、先ほどのこういうふうになっておりますというのは分かるんですけど、実際それ誰がやるんですかとなったときに、みんな被災者になっている場合に誰ができるんですかという形もあるので、やはり前の定例会でも自主防災組織の話をさせていただきましたけど、そういうのを高めていく。防災士の話も市民創会としてさせていただいて、防災士を増やそうとかいう話もさせていただいていますので、そういうところにも予算をつけていくという時代になってきているのかなと思いますので、ぜひお願いします。

次に、スターリンクの導入について。これスターリンク、衛生ですね。災害が起きて、電気が落ちて通信手段がシャットダウンされてしまったときに宮古島市はどうやって外部と連絡を取るんですかということ、これKDDIがやっているサービスなんですけど、幾つかの自治体ではもう導入されているという実績もあります。宮古島市も個人の方が持っている方がいて使わせてもらったら非常に良かったので、何が聞きたいかという、こういうふうにいわれる外部と遮断されたときにどうやって外部と連絡を取ろうと思っている、手段を考えているのかということで、私はスターリンクしか知らないから、スターリンクというのを載せてもらったんですけど、どうお考えですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

スターリンクの件についてお答えをいたします。

スターリンクは、従来の固定回線に比べまして、受信アンテナを設置するだけでインターネット通信が利用できるようになることや、従来の衛星通信に比べて低軌道周回衛星であるため、高速かつ低遅延のデータ通信ができることなどがメリットとなっております。通信回線が遮断された場合でも活用できるとい

うことで、災害時においても有効だというふうに考えております。本市へのスターリンク導入につきましては、他自治体の状況を参考に導入の必要性を検討してまいりたいというふうに考えております。砂川和也議員ご指摘の件ですが、まず非常時の通信手段ということで、現在沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話というのがございまして、庁内の電話から県庁を経由しまして、衛星回線を利用して国や全国都道府県市町村につながるようなシステムもございます。また、衛星電話、市長と、あと防災危機管理課のほうで1台ずつ所有しておりますので、そこら辺は通信手段としては今活用できる部分はございますが、今後もそういった手段は大事だというふうに認識しておりますので、様々な手段について検討を重ねていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

スターリンク、結構そんなに高額ではなかったと思うので、回線数とかによって何か値段が変わる契約だったので、正直保険的な形で導入してもいいんじゃないかなというふうには個人的には思います。

次、避難所の管理運営についてに移ります。これ停電したではないですか、夜中。沖縄電力の管内の何か問題によって。朝4時ぐらいに停電したんですよね。そのときに、また私バイクでぐるぐる回ったんです。まず、役所のほうに行ったら、役所はいつもより逆に何か予備電源がついて明るくて、宮古島市未来創造センターとかいろいろ回ると、結構ついている信号が幾つかあって、予備電源があるのか、ついているアパートもホテルも幾つかありました。西里通りとか市内のほうに行ったらびっくりしたのが、多分この夜居酒屋とかで飲んでいた人たちなんでしょうね、三、四十名がもう全部道路にたまっているんです。もう店舗が全部電気が消えているもんだから、皆さん外に出てくださいという形で、結構どっちかという若い方々が中心に、スマホをみんな操作しながら、三、四十名の塊が、これが3つ、4つぐらいあったんです。結構みんな、やはりお酒飲んでいるから、テンション高くて、いたんです。私思ったときに、待て待てと、これ私の感想なんですけど、同じ避難所にこの人たち来たら、私のテンションどうなるのかなと思っちゃったんです。私らはもう寝ていて、朝、やばい、避難しようと思って来た。でも、ある一方で、もうすごくテンションの高いグループが同じ場所にいたときに、これすごく難しい問題だなと思ったんです。来ても来るなとも言えないし、来てください、むしろ避難所なんで、受け入れなきゃいけない。でも、こうなったときに、この避難所でもめごとが起きるんじゃないかなと正直思ってしまったんです。そういうときに、この管理運営というのは誰がどういうふうにするのかなということが正直疑問に思ったので、今回伺っています。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所の管理運営についてお答えをいたします。

まず、宮古島市が指定している避難所につきまして、災害の種類によって異なりますが、小中高等学校の体育館や校舎の一部、公民館や市役所などがございます。管理につきましては、ふだん使用している学校や市の担当部局、または自治会により適切に維持管理されているものと理解しているところでございます。運営につきましては、避難所開設運営マニュアルが整備され、配布されているところでございます。それに基づき基本的には対応していくことになります。砂川和也議員ご指摘の避難所の対応については、本当に難しい部分はあると思いますが、その事案が発生した段階で判断していくということになりますので、トラブルに発展しそうな場合には、警察などの協力も得ながら連携して対応していきたいというふう

に考えております。

◎砂川和也君

多分役所が平良庁舎だったら、私何名か来たと思います。ここではなくて、平良庁舎がまだやっていたら、多分あの時間、私来たんじゃないかな、行った人結構いるんじゃないかなと思いました。多分行ったと思います。やはりその中には観光客も含まれているんです。結局その中に観光客も含まれているというのがあるので、やはりふだん宮古島のことを全く分からない人たちが含まれているということは考えて対応していかなくちゃいけないという、やはり我々の自治体は観光地ということもあるので、ほかの普通の観光地ではない自治体とは違う管理運営ということをしていかなくちゃいけないという認識を持って運営していかないと、そういうやはりマニュアル等もつくっていかないと、実際なってみないと分からないと思うんですが、臨機応変にできるような、結構難儀だと思います。ということをお伝えして、もし何かあれば一緒に考えていきたいと思いますので、これ結構何かすごく大事なことだなと思ったので、一緒に考えていきましょう。よろしくお願いします。

次です。公共工事入札について、後前竹地区は場整備工事の開札結果について伺います。これ多分初めての一般電子入札だと思います。これに対して業者の方から疑問が来ておりますので、質問させてください。私あんまり建築の専門ではないので、いろいろ勉強させていただいたんですけど、今回何が違うかというと、事務方が業者とかに出している資料がございます。算定表ですか、これ情報開示請求してもらったんですけど、業者はこれを基に入札価格をいろいろ考えて、計算してやっていると思います。今回それをして、情報開示したときに、事務方が出してきた最低制限基準価格と実際の最低制限基準価格が違っているの、それを質問したいと思います。事務方が出している、算定表とかを基に出されているお金は4,371万2,900円です。実際の最低制限基準価格というのが4,384万円になっております。12万7,100円の差があります。これ何が言いたいかといいますと、何かいろいろ聞いていると、ここここの価格はほぼ一致するんだよという事業者の意識があります。事務方が出している最低制限基準価格と実際の落札した制限基準価格に隔たり、金額の差があります。しかも、12万7,100円という形で増えています。いろいろ何か調べたところ、基本的にはいろんな自治体でここの基準価格というのは一致するそうです。ただ、今回一致していないのはなぜですかという声が来ているので、この質問をしています。いろいろ調べていく中で、総務大臣と国土交通大臣が各都道府県知事殿、各都道府県県議会議長殿、各指定都市市長殿、各指定都市議長殿宛てに出しているものがあって、適正な予定価格の設定、入札契約適正化法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており、そのためにまず予定価格が適正に設定される必要がある。市場実態等を明確に反映した積算により、予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけている。予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬、処分に関する費用や法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことというふうになっております。多分それを基に事務方はこれを事業者に出して、この算定表を作成していると思います。その事業者は、この算定表を基に入札価格を考えて入札をしていると思います。今回入札価格の差があるということで、これはなぜ12万7,100円増えているんですかということをご説明ください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、最低制限基準価格につきましては、宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領第4条におきまして、設計書等に基づく所定の掛け率を乗じて算出した額の合計を目安として、最低制限基準価格設定者が設定することとなっております。担当者が作成した算定表は参考としまして、それを基に最低制限基準価格設定者が価格を設定しております。

◎砂川和也君

その最低制限基準価格設定者というのは誰ですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、宮古島市契約規則の中で価格によって専決区分が違います。500万円未満は部長が設定……

（議員の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

今回は市長が設定者となります。

◎砂川和也君

市長が多分、この情報開示請求に手書きで誰か書いているのがあって、市長の判こが押してあるので、押したのは多分市長かなとは思っております。なので、市長にお聞きしたいと思います。市長、12万7,100円高くなっております。この根拠は何なんでしょうか。

◎市長（座喜味一幸君）

基本的に私のほうで最低制限価格、事務方からあります、この示された計算の値をしっかりとチェックしながら判断をするわけですが、基本的には適正な品質を確保するというのが最低基準価格の趣旨でございますので、それらを含めてトータルとして判断をいたしますし、時として経費等の増嵩が見込まれる、燃油等の増嵩が認められる。それから、一般競争入札となりますと、えてして最低制限価格のほうがあぐつと集中するということ等も配慮して、大幅には変えられませんが、その辺の価格を設定しております。

◎砂川和也君

市長、私この制度、すごくいい制度だなと思ったんです、最初。やはり今まで指名入札とか、そういうのがあって、選挙にも指名入札というのがあったので、建築会社とかいろいろ絡んできて、そういうのがあったので、これがもうなくなってシステムで一般入札になったので、これからは宮古島市というのはすごくいい方向に進んでいく、このシステムはすごくいい入札方法だなと思っておりました。これ第1回目ですよね。第1回目で事業者から不信感が出ているんです、もう既に。これ事業者は、この算定表を基に一生懸命計算して、時間をかけて当てに行くわけです。これ見ると、取った業者もびっくりしていると言っていました、自分たちが取ったと。下の業者はほぼだんご状態です。取った業者は、満額で出したという話でした。これ、市長、一番高いところを取っているんです。4,800万円ぐらいになっているんです、4,300万円ぐらいだったというのが。これって、だから第1回目から大事な一般入札が疑惑を持たれているんです。多分意見書とかを出している事業者もいると聞いています。この中で、市長、せっかくいいシステムを導入して、いい入札をしようとしているのに、市長が12万7,100円上げていると。これいろいろ調べると、上げたという自治体はほとんどないという話を聞いています。この7,100円の100円を丸めたと

か四捨五入したというような形でやったという事例はあるそうですが、12万7,100円上げたというところは同じような入札のシステムではないって聞いています。なので、なぜこの12万7,100円上げたかという根拠を教えてください。

◎市長（座喜味一幸君）

今後、入札制度も大幅に変わってくるし、基本的に今入札制度、各都道府県自治体においても議論のあるところですよ。沖縄県内においても予定価格を提示しないという方向になっておりまして、その理由としては、予定価格を出すことによって、基本的に積算の発注業務に対する中身のチェックだとか、いろんな技術的な検討というものが反映されない。それから、最低制限価格を、予定価格が決まっちゃうと、もう最低制限価格のルールが決まっているんで、事務的に中身のチェックがされずに、その最低価格に集中するというような問題等が起きておりまして、これは課題として各自治体でも今議論が進められているところでございます。今回の件に関しては、一般競争入札に変わりまして、基本的に算定された最低制限基準価格をベースにして係数を乗じますが、引いたくじが最も低い係数であった場合に品質が担保できないことが懸念されるため、このランクの上のほうを私は選定し、決定いたしました。

◎砂川和也君

だから、それをしっかり説明してもらわないと疑惑が生まれていて、今の説明だと、だから市長の思うままでやったら、これ市長の意を知る人がいたら談合できちゃうんじゃないですかみたいなにも聞こえちゃうんですけど。だって、書いてあるではないですか。予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき適正に価格を決めなさいって国土交通大臣と総務大臣が言っています、国土交通省と。最終的に市長がその決定権を持っているのは知っているんです。だから、なぜ12万7,100円という中途半端な値段にしたんですかというのを教えてくださいと言っております。

◎市長（座喜味一幸君）

それぞれ計算、事務方のほうからはそれぞれの最低制限価格、それによってそれぞれの下限、上限の範囲が出てきますんで、そういうものの中から基準をベースにしながらも、例えばこの燃油高騰等で影響を受けやすい工事、それから共通仮設費等でダブるような地区、そういうもの等判断しながらやっていますんで、できるだけの最低に動かない方向、示された最低制限価格の計算より上にいく方向での入札、その方向に考えて数字は決定しております。

◎砂川和也君

市長は、最低制限価格が係数が高いほうになるという考えで上げているということですか。だから、価格を宮古島市は多少市長の考えで、物価高騰とかいろいろあるから上げるようにしているということで、これで入札なんですか。だから、違うんです。でも、事業者はこの算定表を基につくるではないですか。これを基に出したのに、市長の気持ちが入っている別の算定表があるんだったら、それを下さいよってなるではないですか。一生懸命この教科書で勉強しているのに、違う教科書からテスト出されるみたいな形になっていません。そういうことをやると、1回目から信頼を失っていると言っているんです。これいい制度だと思っていたんです、本当に。なのに、1回目からこういうふうな疑義を持たれて、結局入札価格上がっていますよね。今市長言ったように上がったほうがいいというんだったら、初めから高く設定していくよということを、これ今言ったということは、全事業者そう思って次は高めに入札してきますよ。そ

うでしょう。入札ってそういうことではなくて、適正価格があって、そこに対してみんなが、事業者が自分なりの勉強をして、覚悟をして100円、200円の差でぎりぎりを出してきているわけではないですか。なら最初から高めに出示しますよって教えてください。だって、これ1社以外全部どぼんですよ。失格になっていますよ。これ下手したら全員失格だったんじゃないですかというぐらいの形で、だから取った事業者に聞いたらびっくりしているって言っていました。だから、なぜこうやって1回目から疑惑を持たれるような、信頼を失うようなことをやるんですか。それをもうちょっとこういうふうにやったというのを明確に分かるように説明をお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

今の入札制度をよくよく、今後も総合評価までの過程というのが出てくると思って、その方向に行かないと、結局今やっている予定価格から最低制限価格公表されております。その計算をすることによって円まで合うような形というのは今後続くべきではなくて、将来行く行くは総合評価、要するにいろんな技術提案、事業施工計画、提案等々をしながら総合的に評価されていくべき方向になると思っております。今回の最低制限価格、今の実態というのは結局この最低制限価格を設定して、あとくじ引で逆に言うと業者が決まっていくというようなことは、みんな共通にして改善しなければならないというふうに思っております。建設業界からも今後意見交換しながら、一般競争入札から総合評価への方向性を意見交換しましょうというようなことになっておりますから、第1回目の一般競争入札を通して、今後総合評価方式までの過程を議論をしながら改善に努めていきたいと思っております。

◎砂川和也君

市長、その説明だと、何で導入したんですか。何でこの仕組みを、この一般入札の電子入札を導入したんですか。今の市長の話だと、そういうふうな電子入札ではない方向で私はやっていきたいんだって。では、何で導入したんですか。市長、だから本当に私はいい導入だと思ったんです。でも、結果見たら不信感が業者に残っている。この情報が、なぜそんなことをやったんだと。今の市長の話を聞いていると、いやいや、私はそんなんではなくて、入札なんていうのは電子入札ではなくて、過去のいろんな経験とか、そういうので総合的に判断したいんだよとおっしゃっているではないですか。では、何で電子入札を今1回目、導入しちゃったんですか。何か今の答弁って導入したことに対して反対のこと言っていない。もう一回聞いていいですか。何で電子入札を導入したんですか。

◎市長（座喜味一幸君）

電子入札、これは透明性、公平性というものにつながることです。今回の私の、今価格が違うということにおいても、一つみんなでこれ課題として今後検討していくんだろけれども、私のこの価格の設定については、総合的な判断で私は設定したというふうに思っております。

◎砂川和也君

市長、もう入札終わっておいて、これが今後の課題だって言っちゃいけないんじゃないですか。市長が自ら課題をつくって入札の結果に……

◎議長（平良敏夫君）

時間を考えてくださいね。

◎砂川和也君

終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問を終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信男君

午後一番の質問となりました。早速通告に従って質問させていただきたいと思います。

まず、市長の政治姿勢ということで、かねてから自治会の防犯灯の維持管理費用について、何とか自治会の財政的な現状に鑑みて市が支援してくれないかというお願いをしていますけれども、電球を切り替えた後に、例えば蛍光灯を設置した防犯灯がありますけれども、これをLEDに切り替えると、切替え申請手続をしないと従来の蛍光灯型の料金で加算されるということがあって、LEDに切り替えた自治体が余計に負担しているという現状があります。これ私、自治会に対してアンケート調査をして分かったんですけども、これはただLED切替え、切替え申請というんですか、これ1件当たり3万円かかるという話があって、なかなか自治会当たり60件、70件防犯灯を持っているところは、とてもではないけどこの変更申請ができないということがあって、これを何とか市が助成するか支援できないかという質問をまず最初にさせていただきたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

自治会防犯灯の維持管理の支援策についてでございます。沖縄電力によると、市内自治会が管理している防犯灯数は75自治会で約1,700台との報告を受けております。これを受けて市は、各自治会がこれまで実施した防犯灯のLED電球への切替えに伴う届出が適正なのか、現在沖縄電力と電気事業者との打合せを行い、調査を進める準備を行っているところです。今後の取組としては、届出等の調査後、各自治会においてLED電球に切替え済みの防犯灯については、年度内に市において電気料金改定の申請手続を実施する方向で進めてまいります。

◎下地信男君

切替え時に申請しておけば問題はなかったんですけど、その手続を怠ったために防犯灯利用料金を余分に払ってしまったということがあって、ただこれをやってくれと、やるとなるとまた多額の費用がかかるということで自治会が困っています。防犯灯というのは地域の安全ですよね。安全を守るために必要な設備ですので、その辺を市も一緒になって考えていく、この問題を処理していくという姿勢をぜひ市民生活部長、よろしくお願いしたいと思います。手を差し伸べてあげてください。

2番目の電気料の安いLED電球への切替えについては、この問題をまずは優先的に処理していただいて、その後にもまた新たに設置したいという自治会がいた場合に、またぜひ財政的な支援等考えていただき

たいと思います。

次の質問です。脱炭素先行地域づくり事業について。今定例会補正予算として4億7,000万円余を計上していますけれども、この事業の全体像も含めて、この4億7,000万円余という事業費がどういう形で市民に還元していくのかということをまずは簡潔に説明をお願いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素先行地域づくり事業についてお答えします。

具体的な事業ということで通告にありました。簡単に言いますと、事業概要ですけれども、大きく分けて2つあると思っております。1つは、先行地域である下地地域と狩俣地域全体に地域住民に初期投資負担がない形で太陽光発電と蓄電池を導入しまして、地域内で発電した電力の需給を適切に管理することにより、再エネ由来の電気で地域内の全電力の需要を賄いたいと考えております。その仕組みを脱炭素グリッドと呼んでおりまして、そういったシステムを構築しながら、地域内で再エネ由来の電気がちゃんと発電しているのかというのを見る仕組みとなっております。また、2つ目は、動く蓄電池である電気自動車の観光客と地域間住民のシェアリング、また省エネ改修した空き家等の地域主体による宿泊事業等を考えておりまして、脱炭素と地域課題解決に向けた両立を図っていきたいと考えております。

次に、今回の4億7,000万円余の予算計上の内訳ということでございます。まず、オンサイトPPA事業ということで太陽光発電のためのパネルと蓄電池を設置する等の費用で3億2,200万円、脱炭素グリッド事業に6,400万円、省エネ家電買換え補助に6,100万円、電気自動車導入事業に約1,000万円、合わせて事務費として1,500万円の合計4億7,200万円を計上しているところであります。

◎下地信男君

企画政策部長、早口過ぎる。簡潔にゆっくりとお願いします。

市としてこの事業が市民にもたらすメリットといいですか、メリットは何なのかということ。これは市民の費用負担がないという、もう100%補助ということですよ。それだけでもありがたいということなんですけれども、こういう質問がありました。例えば既に太陽光発電を設置している方が、今回の事業では太陽光と蓄電池を導入するんですよね、一緒にセットで。蓄電池は高額なので、太陽光だけ設置して、蓄電池は後でと考えている方々が多くて、この場合に蓄電池だけを設置してほしいという要望があった場合に市はどういう対応するのかという素朴な疑問ですけれども、本事業のもたらすメリットと、こういう場合の対応というのはどうなるのかということを少しお答え願えますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

まず、地域の市民のメリットということです。脱炭素先行地域づくり事業の市民へのメリットとしましては、先ほどもお話ししましたが、初期投資負担がない形で太陽光パネルと蓄電池を各家庭に整備することで通常の電気料金よりも安い価格でサービスの提供を行い、蓄電池にためた電気によって夜間、停電時においても再生可能エネルギーの電気を使用することが可能となります。それと、蓄電池だけを導入したいという希望があるという話でした。現在の検討中の補助メニューにおきましては、太陽光発電と蓄電池はセットでの導入が基本となっております。しかしながら、太陽光発電設置済みの家庭においても蓄電池のみを導入したいとの声は承知をしております。今後対応できるかどうか、現在環境省並びに共同提案事業者との調整を行うことを検討しているところであります。

◎下地信男君

発電するのも大事ですけども、蓄電しておくということがやはりこの事業の大きなメリットではないかなということで、従来設置していた家庭にも蓄電池がまた届くようにぜひお願いしたいと思います。

これ下地、狩俣地区を先行地域として本市ではやるということになっています。これだけ市民にとってメリットがあるというのであれば、行く行くの話ですけども、市全体に広げて横展開していくということが期待されていると思いますけれども、今後の方針、この事業終了後の方針というのがあるのであればそれをお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

事業終了後のほかの地域への横展開という話でございます。脱炭素先行地域づくり事業は、本市でこれまで取り組んできた実証成果であるエネルギーマネジメントシステムの下、太陽光発電と蓄電池を最大限導入して脱炭素グリッドを構築するとともに、電源を適正に制御、運用するシステムの連携体制の構築、また地域内の担い手育成を行って、この5年間でいきたいと思っています。これらの取組を通じてP P A事業者、また送配電事業者等と分散電源の技術制度、また経済性などを検証しまして、今年度から始まった事業ではあるんですけども、この事業の成果を基本としながら、ほかの地域にも横展開をしていきたいと考えております。

◎下地信男君

エコアイランドの島であります本市にとって、市全体に展開していくということがやはり今後求められると思いますし、またそのことが島の魅力にもつながる、また市民の利益にもつながっていくと考えています。

次に、下地、狩俣地域の皆さん方は、この導入は初めての事業ということで戸惑いも感じられるということが当初あったと思います。地域との連携、これは市民との協働でやっていく事業だと思いますので、今後この地域との連携というのはどういうふうに図られていくのか。当初、多分住民説明会をしたときに、この事業は地域の課題を解決する力がある事業ですよと、何か大きな目的を持った事業だということで説明があって、各地域の説明を受けた方々からはちょっと引いたという話があったりしたんですけど、例えばこの地域の課題を解決する電力は、再生可能エネルギーに置き換えていくだけではなくて、地域の課題を解決するというのは例えばどういうことが想定されるのか。また、そういう参考になる事業というのが先行地域の中にあるのであればぜひ示して、下地地域、狩俣地域の参考というんですか、今後の取組の参考にでもなるとしますので、その辺の仕組みづくりを行政が情報を提供して、スムーズにこの事業が走るような、そういった仕組みをつくっていただきたいんです。もしこの地域の課題を解決しているという取組があるのであれば、また想定されているものがあるのであればお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

地域の課題解決ということです。この脱炭素先行地域というのは太陽光を普及させるというのが何か一般的に前に出ている感じはしているんです。そういったことではなくて、やはり地域の中でもたらしめたこの再エネの部分を活用しながら、ほかの事業にも持っていきたいという部分があります。その中で単に太陽光パネルを設置する事業者だけが恩恵を受けるということではなくて、やはり地域の皆さんへの恩恵も必要だということを考えておりまして、その中で、先ほども言ったんですけど、宿泊事業に関して狩俣、

下地、両地域のほうからも出ております。特に下地地域においては、ある若い方なんですけども、民宿事業をやっている方がおりまして、その方が一応キーパーソンという形になって、今後そういった空き家を取り込みながら、またカーシェアをしながら、また地域の足としての買物支援とか、そういった部分も取り組んでいきたいという話もありますので、単に発電事業者だけがもうかる仕組みではなくて、それ以外でも地域が恩恵を受けるような形のものを今後取り組んでいくことになっておりまして、現在そういった中で、先ほど言った宿泊事業に関しましては、その地域の主体者となるべき方と今調整を図っているというところです。

◎下地信男君

この事業の総額、交付金が六十何億円でしたか、大変大きな事業だと思いますし、また市の裁量でできる事業もあるということで、ただどういうふうな仕組みをつくるかということは大きな課題であると思いますけども、今企画政策部長がおっしゃるような地域の課題を解決し、また電気事業者のみが恩恵を受けていくような形になるとなかなか市民の理解というのは得られないと思いますので、市民がこの辺は改善してほしいなという部分がこの事業で取り組んでいけるということを、積極的に事業活用していただきたいなと思います。

次の質問です。少子化対策は後ですとして、農林水産振興について。去る5月の大雨が農作物に大きな被害を与えたという我如古三雄議員の指摘もありました。私の話は、一昨年の10月から11月にかけての話ですけども、当時約2か月間にわたって大雨が降って下地川満地区、それから嘉手苅地区において広範囲の圃場が冠水しました。農作物に大きな影響が出ております。当時の副市長、それから農林水産部長、担当課長も同行していただいて、あまりにもひどかったものですから、現地を見ていただいて、そうすると当局は原因究明のための調査事業を実施するよということで予算も補正で組んでいただきました。ところが、その成果が今もって全く見えないというんですか、補正予算を組んで、繰越して調査をすると言ったんだけど、なかなか何をどうするという話が、何のアクションもないということで、あまりにも対応が遅いのではないかと。死活問題だと思って私も現場に当時の副市長に同行したんですけど、何ら改善されていないということで、それがどうなっているのかということを少しお聞かせ願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

下地地域の調査といたしまして、川満東部地区、宮星地区、オホナ地区、ピサタ地区において、昨年10月に土質、地下水位調査、冠水流域調査業務を発注し、今年3月に完了しております。調査の結果、冠水の要因として標高や湧き水、地層などが挙げられております。各地域の要因と対策案は次のとおりとなります。まず、川満東部地区についてです。全体的に地下水位が高く、地盤が低いため、一部の範囲で圃場のかさ上げや暗渠排水での対策を施し地下水位を低下する案が出ております。宮星地区です。既存の咲田川排水路と隣接しているため、排水路と圃場内の地下水位がほぼ同一なため、圃場基盤高を上げるかさ上げ対策による案が出ております。オホナ地区は、周囲地形が上がって圃場勾配が地区中央部へ集まる区域となっておりますため、排水処理できない状態で冠水が起こっております。新たに水兼農道を設けて排水処理をする案が出ております。ピサタ地区につきましては、市道皆愛学童線での道路冠水が地区内の圃場に流入していることから、以前対策工事を行い、浸透ますを設置しているものの、機能していない状況があるため、冠水箇所から地区内の既存集水ます及び沈砂池へ排水施設で導き、地区内処理をする案など、各

地区の対策案が出ております。この対策案を受けまして、対応できる補助メニューがないか県と調整していたところ、基盤整備促進事業での活用が可能ということで、現在令和7年度で調査設計、令和8年度事業採択に向け取り組んでいるところでございます。

◎下地信男君

基盤整備促進事業、令和7年度に設計で令和8年度に事業採択。その採択の見通しはどうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在のところ、まだ確定的ではございませんが、やはり広範囲の冠水被害が出ておりますので、採択できるようにしっかり取り組んでいきたいと考えています。

◎下地信男君

スピーディーにお願いしたいと思いますが、大雨降るたびにあちこちで冠水がありますよね。これはもう大雨だから仕方ないとしても、やはりこういった事業のノウハウを少しずつ積み上げていくといいますか、スピーディーにするためにもまずこの事業をしっかりと、1度やったから終わりではないということもあるかもしれませんが、徹底してやっていただいて、今後の冠水の処理のノウハウとして生かしていただきたいなと思います。ぜひ採択に向けて、農林水産部長、頑張ってください。

次に、2番目です。農林水産物条件不利性解消事業、これはこの間JAから農家へ説明がありましたが、やはり輸送費の減額に農家はとても嘆いていました。輸送費が販売額の30%を占めるというような状況になってきています、空路で送った場合。また後で質問しますが、コールドチェーン体制ができない、今は空輸しかないということになるとやはり負担が大きいということで、輸送費の補助金の増額復活を求める声大きな声としてありました、JAの説明会でも。これについて市の見解を少し、これは県が一括交付金でやっている事業ですけども、何らかの形で市も努力できる部分があると思うので、その辺を少しお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

昨年8月、美ぎ島美しゃ市町村会として沖縄県に対し、農林水産物条件不利性解消事業における輸送単価の見直しについて要請しておりました。その回答が今年2月にございました。回答内容の要旨といたしまして、新たな補助単価についても全国の産地や流通事業者と同じように出荷者それぞれが販売単価に見合った輸送方法を適切に選択し、年間を通した輸送、物流コストの低減の取組により、持続可能な稼ぐ力の向上を促すため、国との調整により決定されたものでございます。県といたしましても令和4年度より立ち上げております関係市町村との協議会、生産者団体との意見交換会議において、関係者の理解と協力が得られるよう、引き続き丁寧に対応するとともに、事業の運用改善に向けた検討を進めてまいりますとの回答をいただいているところです。本市としましても、輸送コストの高騰というのはやはり生産農家にとって大変な痛手になりますので、コールドチェーン体制が構築されるまでの間、航空輸送単価を前制度の115円と同額へ見直ししていただくよう、引き続き要望してまいります。

◎下地信男君

この事業で県の担当と意見交換したときにモーダルシフトという考えが打ち出されていましたが、大量輸送と。ただ、国、県の考え方は、もう頑として多分変わらないのかなという思いはしています。まして一括交付金で、もう10年以上経過しているということなので。

そこで、次の質問ですけど、今農林水産部長がおっしゃった、私はもし品質が劣化しないで船舶で送ることができる、これ農家にとって相当負担軽減になると思うんです。輸送費が安くなるので、航空輸送で運ぶよりは。このコールドチェーン体制構築を今市が一生懸命、担当のほうに聞くと、一生懸命取り組んでいるという話がありました。この取組状況について、そしてこれまでの取組状況の中でこういった成果が上がっているのかということも併せてお答えをお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

コールドチェーン体制構築の実証事業の取組状況と成果についてお答えいたします。

まず、水産関係からお答えしたいと思います。水産関係のコールドチェーンに関しましては、3項目で実証を行っております。まず、1つ目が漁船ヘチラーと呼ばれる冷水装置を設置するもの。そして、2つ目がC A Sと呼ばれる技術を用いた鮮度保持冷凍設備。そして、リーファーコンテナによります冷蔵、冷凍コンテナの3項目で実証を行っております。現在の取組状況の成果としまして、まず漁船に設置しております冷水装置、これは取れた魚を海水で冷却する装置でございます。漁船に設置して実証をしております、鮮魚の品質向上が確認されております。これまで漁獲量が7割程度の取引だったものが9割を超える取引量の向上につながっているということでございます。そして、C A S冷凍についてでございます。これは、昨年9月に稼働しております、まだ漁獲量が少ない、実験種類が少ないということもありまして、機器の稼働から半年程度ということもありますので、費用対効果の検証、取引価格の検証まで至っていないところになっております。一番メインのモズクにつきましては、リーファーコンテナでの輸送実証を行いまして、リーファーコンテナの割当て平準化によりまして、令和5年度は実証前の輸送量800トンから1,200トンと約400トンの大幅増加と、取引額約2億円と増大しているところでございます。

続きまして、農林水産物のコールドチェーン体制についてお答えいたします。本市で多様な農産物が生産されて県内外に出荷されておりますが、ドライバー不足とか燃料等の物流コストの高騰が農家の大きな負担となっているところでございます。そうしたことから、船舶輸送による流通コストの削減を図るため、コールドチェーン体制の構築をやっております。令和5年度におきましては、海上輸送の移行や廃棄ロス削減に向けて、鮮度技術を用いて農産物の保存期間の延長の可否の実証を行っております。実証を行った品目として、農産物としてカンショ、ゴーヤ、イチゴ、インゲンの5品目を実証しております。ゴーヤについては1.7倍、それ以外の品目については2.3倍の延伸が可能という結果になりましたが、カンショについては効果が見られなかったため、今年度も引き続き実証を行います。この実証を踏まえまして、ゴールドデンウイークには実際に電場技術を用いたリーファーコンテナを海上輸送、船舶輸送を実施しまして、大阪港経由、神戸に運びまして、神戸のスーパー5店舗で販売の実証を行っております。その中におきましては、品質保持とも問題なく、全ての商品で鮮度がいいということで、特にゴーヤは、当日ゴーヤの日だったということもありまして、よく売れたということでございます。販売店からは、物量がある程度確保ができれば規模のメリットも働くので、もっと積極的に販売してもいいというふうな回答を得ているところです。

◎下地信男君

水産物については、モズクを中心に消費者に好評であるということと、5月の神戸での販売というのも消費者に認められるレベルまで順調にできているということなので、これは宮古島市の農林水産物全体を

運ぶとなるとなかなかまたキャパシティの問題もあると思いますけど、1つの成功を足がかりにして本当にこのコールドチェーン体制というのが十分にできていくと農家も喜ぶのではないかなと思っています。

あとは、気になるのはこの間JAの説明会がありましたけど、JAの皆さん方の話を聞くと、どうも市がやっているこのコールドチェーン体制の構築というのはあまり乗り気ではないみたいですね。自前の考えでやはりやっていくというスタンスだと私はお見受けしましたが、これ国の政策的にも、農家のためにもやはり船舶で輸送するというのはこれから避けられないので、ぜひ市がリーダーシップを取ってJAも巻き込んで、一緒に議論できるようなテーブルをつくっていただきたいなと思います。どうぞよろしくお願いします。

次の質問です。有機質肥料への転換取組についてということで、座喜味一幸市長は施政方針において、みどりの食料システム戦略という国の目標と連動して有機質肥料への転換を進めるとしてはいますけども、その取組について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

国は、みどりの食料システム戦略で2050年度までに化学農薬の使用量、リスク換算にいたしまして50%低減と輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料使用量の30%低減を目指す姿を掲げております。本市では、農地の地力増進を図りつつ、地下水保全の取組も重要であることから、国の方針と連動して農薬の低減を図りながら、有機質肥料への転換を進めていく方針をしております。農薬については、毎年度さとうきび病害虫防除用農薬購入補助事業として農家が農薬を購入する費用の一部を支援しておりますが、令和6年度においては農薬購入補助事業の補助率を30%から25%に減額する形で事業を進めております。また、有機質肥料の活用による土作りを推進するため、肥料購入の30%補助に加え、農家所得アップ支援事業で購入費用の70%を支援することにしております。あわせて、令和6年度からは新たに有機質肥料のばら売りの購入についても支援を拡充することにしており、製糖工場から排出されるトラッシュ、バガス等の副産物の活用についても狩俣地区において堆肥製造施設の整備に向けて取組も進めております。これらの取組を通して、有機質肥料や島内で製造された肥料の活用を促進し、地力の増進と併せて地下水保全を図ってまいります。

◎下地信男君

有機質肥料への転換ということで、これも農業の転換として捉えていいですか、農林水産部長。ただ、農薬を減らしていくという農業というのは、これも必要だと私も認識しています。ただ、補助率が30%から25%になりました、農薬が。市の認識というのは、補助率を下げれば農薬を使用しないという認識でそういうふうになっているんですか。これは違うと思います。現状では農家は農薬を使わないとできないと、農薬に置き換わるような病害虫を駆除する仕組みがない限り私は難しいと思います。それは将来必要ですけど。ただ、市長も聞いていただきたいんですけど、これは本当に政策の転換なんです。農家にこのことを理解してもらわない限りは、補助金を減額したから買わないよという話にはならないです。農家にこういう宮古島の環境を考えたときに農薬というのは減らしていくべきだということを丁寧に説明して理解してもらわないと、予算がないから減らしているのではないという認識でやると、この事業というのはおかしい方向に行きますよね。農家の方がサトウキビの農薬補助申請書を見て25%になっているねと、予算が

ないのかねという話をすると、これ違うでしょう。農薬を減らして抑止に転換していくんですと、市の方針はこれですと、どうか皆さん理解してください、協力してくださいと、これは市民との共同作業だと私は思います。その辺を市が一方的に補助金を低くしたというだけで終わったら、これおかしい方向に行くと思います。だから、申請に行って、市民が何だこれだと、補助金下がったなと、こういった物価高騰と言いながら、市長何やっているんだという声が聞こえてきますよ。この辺は、私はしっかりやっていくべきだと思います。また、理解を得る、皆さん方努力すべきだと思っていますので、その辺しっかりやってください。

次の行政財産の管理について、運動公園の施設の概要については割愛をして、私が聞いているのは下地と城辺地区の運動公園の事です。まず、公園の年間維持管理費用、下地公園、城辺総合公園、それぞれお願いできますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

下地公園、城辺総合公園の年間維持管理費でございますが、下地公園の維持管理費は令和3年度から令和5年度までの過去3年間平均で約2,200万円になります。また、城辺総合公園の維持管理費ですが、令和3年度から令和5年度までの過去3年間平均で年間約930万円となっております。

◎下地信男君

この運動公園内には野球場とか、それからテニスコートとかゲートボール場もあったんですか、城辺総合公園では。これ年間の利用状況というのはどういう状況になっていますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

年間の利用状況でございます。過去3年平均の利用申請による利用者でお答えさせていただきます。下地公園が1万621人になります。施設ごとの内訳としまして、下地体育館8,148人、多目的屋内運動場1,239人、屋外テニスコート67人、下地球場992人、陸上競技場175人、ゲートボール場はゼロ人となります。城辺総合運動公園は、スポーツ振興課へ管理が移管された令和4年度からの2年間平均の予約状況でお答えいたします。2年間平均の予約件数は17件となっております。内訳は城辺球場が6件、ゲートボール場、多目的広場、こちら合わせて11件となっております。

◎下地信男君

観光商工スポーツ部長、今の年間の利用状況を見て十分に活用されていると思いますか。観光商工スポーツ部長の意見をお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

下地公園につきましては、年間の利用者数としましては、利用できていない施設もございます。これは管理といいますか、施設の老朽化によって施設が適正に使えない状況になっている部分もございますので、そこら辺に関しますと、うまく使っていないのかなというふうな認識でございます。また、城辺総合公園につきましては、野球場も含め全ての施設で利用状況が芳しくない状況になっているというふうに感じております。

◎下地信男君

次の質問です。ここが言いたかったんですけど、市民の健康と体力づくりのためにこの施設をリニューアルできないかということです。私、八重瀬町のスポーツ施設を視察してきました。八重瀬町は東風平町

と具志頭村が合併してできましたけども、具志頭陸上競技場を中心とする施設がもう使わないと、合併によって余剰施設になっているということでプロサッカーのキャンプ場となるような本格的なサッカー場と、旧具志頭陸上競技場周辺をプロサッカーが使うサッカー場にリニューアルしました。それから、人工芝のフットサル、それからパークゴルフ場、それからウオーキングコースを設置して、体操器具というんですか、ウエートではなくて、何か筋肉を鍛えるようなものをコース上にちりばめてリニューアルしているんです。パークゴルフ場は1日60名が利用して、もう施設の維持管理費はこれでペイできるぐらい利用者が多くて、特に中高齢者の方が健康づくりの場として本当に親しんで使っているということをお話されておりました。事業名が具志頭運動公園健康増進機能強化事業という、これ一括交付金を活用したという話をしていましたけど。本市でも下地の公園をよく見ますけど、テニスの話、年間平均で67件という話ですけど、ほとんど使われていないですよ。ゲートボール場もそうです。野球場もあればキャンプの期間中しかほとんど使われていません。こういうことを勘案すると、県営公園ができるという話が、期待があったので、なかなかこういう提案もできなかったのですけれども、県営公園というのもう何年先になるかわからないという状況になってきているという話聞いています。そうすると、こういう遊休施設を、今使われていない施設をリニューアルして市民が健康づくりの場として、あるいはコミュニティー、一緒にみんなが集まってわいわいできるような雰囲気、を、再利用していただきたい。ぜひともお願いします。これ合併して余剰施設だといって、約20年になるけど、なかなか進まないということからすると、多分打つ手はないと思います、処分する。であるならば、市民のために使うというのも大きな目的ですし、やっていただきたいという要望です。市長の見解を聞かせていただきたいなと思いますが、市長いかがですか。

◎市長（座喜味一幸君）

城辺総合公園、下地公園含めて、その他公共施設としての活用が十分にされていない、これ大変重要な課題だと思っていて、私もちょいちょい現場へ行くんですけども、一体このままでいいのかと。芝を刈って、キャンプのときだけ掃除して、それでいいのかというようなことを一応職員のほうとも議論を重ねているところですが、今おっしゃるような先進地での事例等々を参考にしながら、場合によっては時としては大胆に地域の人の発想を取り入れながら、役所だけではなくして地域の人と連携しながら管理運営して活用していくというようなこと、大変重要かなと思っておりますので、また提言等がございましたらよろしくお願いします。

◎下地信男君

前向きな答弁だったと思いますけども、ぜひこれやっていただきたいです。ウオーキングしたくても、もうあの辺怖いなど、夕方ですよ。以前あった外灯というんですか、これ下地公園の話です。今もうほとんど消えています。例えば20基ぐらいあったのが今はもう4基、5基ぐらいしかないんじゃないですか。夕方あそこに行くのもちょっと怖いなどという話があったりするので、ぜひ前向きにリニューアルについて考えていただきたいと思います。これはどうぞやってください。

次のイベントの支援についてですけども、JTAドーム宮古島の使用料減免についてですけども、高齢者ゲートボール大会がありました。主催している事務局の方から減免を望む声がありました。何か負担が大きいということをお話しておりましたので、この使用料の減免対象に、聞き取りの職員の話では既にやっているという話ですけど、2分の1を減免しているということなんですけども、全額減免にできないかと

いう質問です。よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

J T A ドーム宮古島の使用料の減免についてでございます。今下地信男議員からもお話がございましたが、ゲートボール連盟につきましては半額を減免しているところでございます。ゲートボール連盟のドーム利用につきましては、条例に定める使用料の減免 8 条第 1 項第 7 号、利用する団体の構成員の半数以上が 65 歳以上である場合、使用料の 2 分の 1 の額をとということで適用し、半額を減免しているところでございます。そのほか、また附属設備に関しましても、同じく 8 条第 2 項とございます。ただ、この減免に関しては、附属設備に関しては適用しないという条例となっておりますので、減免対象外となっております。施設の使用料のみとなっております。また、全額減免ができないかというふうなお話でございます。全額減免につきましては、話の中で公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合というふうなことで全額減免ができる規定がございますが、ゲートボール連盟を含めた活動に関しましては、各種スポーツ団体も含めて愛好者の集う健康づくりの団体であるというふうに認識しておりますので、行政活動への協力目的という点においては該当しないのではないかと考えておりますので、全額減免ではなく半額減免の適用をさせていただいております。

◎下地信男君

今の減免の条例ですか、規則ですか、公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合は全額、私もここが引っかかっていました。総合計画の話をするとまたおこがましくなっていくんですけど、やはり高齢者が生きがいを持って暮らせる環境づくりというのは大きなテーマだと思いますし、その辺を駄目な方向に理解するのではなくて、やはり高齢者の皆さん方に楽しんでもらうと、スポーツ活動をしっかりやってもらうことによってこういう生きがいづくりをしていくということをプラスに捉えれば、担当の皆さんがですよ。これ全額になるのではないかなと期待しています。ぜひ観光商工スポーツ部長、ご検討ください。

次は、同じイベントの支援についてですけど、サニツ浜カーニバルが復活する見込みです。復活します。7 月 21 日に、有志の会でつくった実行委員会がもう今宣伝をして、あるいは協賛金を集めたりしています。これは 2019 年に終わって、もう何年ですか。5 年になりますね。どうしてああいう楽しいイベントをなくしたんだという声も多々この間聞こえてきました。これ主催しているのは 26 歳の若者です。やはり小学生のときから高校まで自分はここに、祭りにいつも参加していたよという方々が戻ってきて、そういう思いを持って 26 歳の青年が仕掛けています。小さい頃の経験が、やはり私がいつも願っている青少年の健全育成というのが将来の宮古島市に大きく寄与するんだよ、力になるんだよということがこのサニツ浜カーニバルの復活で私は証明できるのかなと本当にわくわくしました。そこで、市から支援できないかという話ですけど、財政的な支援をするということは私はよくないと思います。話を聞いていると、やはりマンパワーが不足しているので、その辺のイベントのノウハウを持つ市がこれしっかりと伴走してあげるのが成功に行く大きな力になるのではないかなということと、テントとかいろんなイベントに必要な器具、そういった備品等をやはり貸してください。こういう話をすると、無理だよという話が当初あったという話聞いていますので、市も全面的にこのイベントの成功に向けて支援していただきたいと思いますが、市長いかがでしょう。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

サニツ浜カーニバルのほうの支援、協力についてでございます。サニツ浜カーニバルについては、地域の若者が中心となってイベントを復活させ、開催する計画があるとの新聞での報道がされております。そのような動きの中で市のほうへ開催を計画している方が来庁され、過去の運営などについてお尋ねしていただきました。この相談を受けて、市としましてはイベント開催に当たり、担当課として使用機材、備品の貸出し等に加え、これまでイベント開催で培ったノウハウ等を生かしたイベント運営へのアドバイスを行うなど、こういった形で支援をしていきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

イベントを企画して運営していくというのは並大抵のエネルギーではできないと私は思っています。若い人たちは、やはり思いだけで動くと言ったら失礼かもしれませんが、本当に準備はしていますけど、なかなか至らない部分があるのかなというふうに思っていますので、ぜひしっかりと支援していただきたいと思います。これはお願いです。

次に、教育行政について、市民プールの建設についてですけども、民間プールが使えなくなったということで、特にアスリートの皆さん方から何とかプールはできないかという話もあります。市では、教育委員会ですよね。教育委員会では実現可能性調査というのを今プロポーザル方式でやっていくということで、ホームページを見たらありました。市民プールの建設に向けて、今市はどういう考えで動いているのか、これをお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

市民プール実現可能性調査業務についてでございます。現在業務実施に向けて、公募型プロポーザルによる業者の選定手続を進めているところでございます。実現可能性調査業務では、ニーズ調査を行った上で整備すべき市民プールの条件を整理し、適切な検討モデルを複数設定して維持管理に係る収支を比較検討することを予定しております。プロポーザルでは、整備すべき市民プールの条件をどのように整理するのかについて技術提案を求めているところです。調査業務は年度末までを予定しており、結果を踏まえて方向性を検討してまいりたいと考えております。

◎下地信男君

この実現可能性調査で他の地域、モデル地区を見定めてやるというのは賛成です。ただ、ニーズ調査をするという話は、皆さん方がつくったスポーツ推進計画の中に、きちっとこれニーズ調査は終えて、市民の42.2%が、断トツですよ、プールが欲しいという要望は。これからニーズ調査をするという話ではなくて、皆さんがつくった計画にもちゃんと市民の造ってほしいというのは明らかなんです。だから、ニーズ調査ではなくて、もう造る方向で私は動いてほしいなと思います。要望は多くあると思います。例えば結の橋学園もプールを造ることに決まったんです。ただ、あれも市民プールを造って、各学校のプールの維持管理費用というのがもう大変なので、しかも各学校使っているのは多分あれ一月もないですよ、夏休みを除くと。水泳の授業時間で使うのは多分10日ぐらいしかないと思います。狩俣、池間あたりは併用していますよね。そういう学校もあります。そうすると、市民プールを造ることによっていろんな効果があると思うんです。その辺を私は目指しているのかなと思ったんですけど、これからニーズ調査とか他の地域のモデルを調査するとかいう話なので、これいずれにしろニーズ調査なのかな。でも、これ早めにやっ

ていただきたい。これは、本当にニーズの高い私は事業だと思うので、教育委員会にはこれをしっかりとやっていただきたいなと思います。スポーツ推進計画はご存じですね。あの中にもしっかりとニーズが高いというのは示されていますので、どうぞお願いします。

少し戻って、少子化対策ですけど、ちょっと時間ないですね。水道行政について。これは我如古三雄議員にもお答えしていました。ただ、りゅうぎん総合研究所の認識と市の認識が私は違っているのかなと思っています。りゅうぎん総合研究所は、計画を超える水需要に対応し切れていない状況にあると指摘していますよね、このレポートには。ただ、先ほどの水道部長の答弁では十分対応可能であるという話。これどこがどうなんですか。何かこれりゅうぎん総合研究所の職員の皆さん方に聞き取りをしたという前置きがレポートの中にあるんですけど、その辺はどういう理解をすればいいんでしょうか。

◎水道部長（下地貴之君）

民間の研究所からのレポートで2030年に最大給水量の推定値が浄水場の施設能力を超過する、またホテル事業者からの給水希望に対し、計画を超える水需要に対応できていないとの発表がありました。まず、2030年に超過するとご指摘のある浄水場の施設能力については、今後伊良部浄水場再稼働及び新水源開発を予定しております。そのため、現在の施設能力と2030年の最大給水量を単純に比較するものではないと考えております。整備後の施設能力で十分に対応可能であります。また、ホテル事業者からの給水希望に対応し切れていないとの件につきましては、午前中にもお答えしましたが、市と事業者、双方で協議を行っております。その上、水量等を決定しておりますので、対応し切れていないとは考えておりません。

◎下地信男君

これまでも従来、前任の部長の皆さん方は問題ないという話があったので、ただこのレポートを見て、宮古島の水は足りないんじゃないか、対応し切れていないんじゃないかと思ったんです。トゥリバーにある大手ホテルの方からも話を聞いたら、やはり自分たちは中水を使っているんだと、やむなく。できれば上水がしっかり整備されて、供給してくれるとありがたいなと。というのは、中水というのは何か費用が、維持管理費がかかるらしいんです。そうすると、やはり現場のほうでもそれを望む声があるし、何とかしてほしいという思いがあるんです。ただ、市はもうこれで十分対応できているという認識なので、もうこれ以上は言いませんが、いずれにしても宮古島もこれからどんどんそういう需要が高まっていくと思いますので、その辺には的確に対応していくしかないと思います。水がないとなかなか事業も進まないという部分はあるでしょうから、ぜひ。ただ、民間のシンクタンクのこういったレポートが出るとびっくりするという状況にあったので、質問しました。

残り1分ですけど、またご丁寧なご答弁ありがとうございました。また、各部長の皆さん方、新しくなっていますよね。ぜひ市民の声を聞いてしっかりと、市民の意見が最優先ではありませんけれども、声を十分に聞くというのが行政のまずは鉄則だと思いますので、頑張ってください。

以上をもちまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

◎仲間誉人君

眠い時間帯とは思いますが、大きな声で質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

します。議員番号12番、仲間菅人です。通告に従いまして、早速ではありますけれども、質問していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、農林水産行政について。1、宮古製糖伊良部工場への原料の搬入が6月まで続いた件について。①、要因を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古製糖伊良部工場は、昨年の12月26日より操業を開始し、今年6月7日に原料搬入を終了しております。サトウキビ売渡し期間は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律にて売渡し期間が5月31日までと定められており、伊良部工場としましては5月中の刈取り、搬入に向けて作業を進めてまいりました。結果として6月まで操業が続いた状況となっております。6月まで操業が続いた要因としまして、伊良部工場に聞き取りを行いました。伊良部工場としては、4月中旬以降からの雨天による天候不良の影響からハーベスターの刈取りができず、工場への原料搬入ができなかったことが大きな要因と捉えております。今期の製糖操業においては、伊良部工場の原料を城辺工場に搬入する取組を実施しており、4月4日から4月25日までの搬入で約4,681トンの実績となっております。

◎仲間菅人君

これは、やはり民間の株式会社ということで、市としての要望といいますか、農家からの声が多く上がっているのも、今回の質問に入れさせていただいております。その中で、やはり宮古製糖伊良部工場については操業がおとしは7月まで続いたと。こちらも天候の要因が大きかったとは思いますが、そして続いて昨年は2,000トン廃棄をしているという現状がありました。そして、今回、今年は6月までずれ込んでいるということで、やはり農家の方からの多くの意見を受けております。そして、夏植えは早い農家では4月から始めると。遅くなると、8月までずれ込むことで年間のサイクルが崩れてくるという意見が多数出ております。それを受けて続いての②、宮古島市としての支援策はあるか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

おとし7月まで操業して、去年は2,000トン廃棄しているということがあります。宮古製糖伊良部工場としましては、城辺工場などに搬入して早期の終了を計画していたんですが、天候不良によって当初計画の1万トンを城辺工場に搬入することができなかったということで、結果として6月まで操業が続いた状況となっております。これについて宮古島市の支援策としましては、宮古製糖と意見交換を行っております。製糖会社としては、今回の状況を踏まえまして、城辺工場への搬入方法、時期について検証することになっていると伺っております。現段階の案として、操業開始直後、伊良部工場の原料を城辺工場に搬入する方法、次に毎日100トン程度城辺工場に搬入する方法、次に今回同様、城辺工場の操業終了後、原料を搬入する方法など、幾つかの手法を検討しているということを伺っております。一方で、原料の運搬費用や伊良部工場の継続等、会社経営の観点からも様々な視点に基づき検討する必要があるとも伺っております。収穫作業の機械化が進み、製糖工場においては天候に大きく左右される状況がありますが、本市としても品質の高い時期の刈取り、株出し栽培期間の確保など、早期の操業終了、売渡し期限内での操業終了の確立が望ましいと考えております。製糖会社としても城辺工場への搬入の取組を行うなど、早期の操業終了に向けて取り組んでいるところでございます。今後の製糖操業の在り方については、様々な視点に基づき製糖会社が判断することになりますが、引き続き意見交換を図りながら、市として協力できると

ころは連携して対応していきたいと考えております。

◎仲間営人君

搬入方法の改善取組として、城辺工場に製糖期入った直後から搬入していくであるとか、毎日100トンぐらいの搬入をしていくとかいう、意見交換も含めて行っているということでもありますけれども、やはり私が受けている意見といたしますか、これも添えておきたいと思いますので、お願いします。4つほどあるんですけども、1つ目が施設の改修。どうしても今現在の処理能力1日490トン、約500トンの処理能力では間に合わないという話が多々聞こえておりますので、第一に考えられるのはやはり施設の改修です。しかしながら、改修費用は100億円ぐらいはするという話も聞いておりますので、いろんな観点から、やはり財政が関わってくることなので、しっかりとまた協議を進めていただきたいと思います。そして、もう一つ、製糖の開始時期の前倒し。そして、3つ目は、先ほどの搬入方法のところで城辺への搬入を考えている、調整を行っているということでございました。引き続き宮古島市含め製糖工場、そして農家も入れていただいて意見交換等、やはり製糖工場だけではなくて関係する方々、皆さんの意見の交換とスキルアップも含めて協議する必要があるかなというふうに考えておりますので、引き続き意見交換等、協議等お願いをいたしたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。農林水産行政の2つ目です。水産養殖事業について。①、宮古島市が行っている養殖の種目を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市で行われている養殖の種目といたしまして、モズク、クルマエビ、ヒトエグサ、アーサですね。海ぶどうの4品目です。令和5年度の生産量としましてはモズクが1,200トン、クルマエビは、あさひ冷凍でございますけれども、約30トン、ヒトエグサが約10トン、海ぶどうが約15トンとなっております。

◎仲間営人君

種目の中にはシャコ貝は入っていないですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

シャコ貝については、海業センターで試験養殖という形を取っておりますが、まだ販売には至っておりませんので、今回除いております。

◎仲間営人君

次に、②、新たな養殖の種目、検討はあるか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

新たな養殖種目につきましては、昨年モズク養殖業の担い手の若者により、モズク収穫後の養殖場の利活用に向けて、カキの養殖について検討したいという申出がありました。昨年の12月には、宮古島漁業協同組合の組合員5名が兵庫県の水産会社の養殖場や広島県水産技術センターの種苗等を視察しているところでございます。

◎仲間営人君

カキの養殖の検討をしたいという若者が5名ほどという答弁でありますけれども、カキの養殖は県内の事例等がありますか。伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時43分)

再開します。

(再開＝午後 2 時43分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

県内でのカキの養殖の事例について現在確認しておりませんので、調べまして、後ほど報告いたしたいと思います。

◎仲間誉人君

後で調べた上で報告をいただきたいというふうに思います。

このカキの養殖の検討、実証実験等いつ頃行う予定ですか。スケジュール等あれば伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

実証試験のスケジュールについてでございます。海でカキ養殖の実証試験を行う場合においては、漁業法第69条の規定により、区画漁業権免許取得の申請が必要ということです。県に確認したところ、申請して最低でも2年ほどかかるということでございます。そういうことを受けまして、区画漁業権、そこまで大規模ではなく、一部の海域を利用して、そういうものが緩和できないかということも含めまして県と話し合っていきたいというふうに考えているところです。ちなみに、この視察に行った5人からは、まだカキの実証試験を行いたいという申出はございません。

◎仲間誉人君

次の質問に移ります。③、これまで民間企業からの養殖事業等、提案はあったのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

民間企業からの提案はございません。

◎仲間誉人君

提案はなかったということでもありますけれども、先月、沖縄本島のほうで、提案になるかと思うんですが、中城村にある中城の養殖技術センターというところを視察してまいりました。そこではヤイトハタ、ミーバイの養殖を行っておりました。そして、その施設は民間の企業が出資をした施設となっており、農水一体型のサステナブル陸上養殖のグローバル拠点として造られた施設でありました。その施設は、養殖をしてもうけるという目的ではなくて、養殖の課題を解決する場所という位置づけでありました。そして、屋根には太陽光パネルを設置したり、資源の循環、循環社会モデルの形成を目指しているというところでありました。こういったパンフレットも頂いてきてはあるんですが、後で見せますね。やはり宮古島市においても、エコアイランドへの取組とか1,000年先の未来を考えるという上ではこういった取組は必要ではないかなというふうに思っております。また、企業の提案はなかったということではありますけれども、民間の企業の力も借りながら養殖事業の検討をしていただきたいというふうに思っております。なので、ぜひ視察に行ってくださいと思います。私も一緒に行きたいなと思っておりますけれども、それで1つ付け加えると、5月末に行ってきたんですけれども、その際に話を伺いました。そして、今年、年末には琉球大学のキャンパス内に養殖場ができるそうです。なので、それに合わせて視察に行ってくださいというふうに思いますけれども、当局の見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産資源が減少する中で、養殖の可能性というのは水産業の振興にとってやはり重要だと思っておりますので、新たな取組が、可能性があるということでございますので、大変興味はありますので、ぜひ見てみたいなと思っております。

◎仲間営人君

ぜひよろしくをお願いします。

次の質問に移ります。④、今後の養殖事業を含めた水産業の展望について市の見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の養殖事業、水産業の展望についてでございます。水産業の今後の展望としまして、マグロ漁やカツオ漁などの海面漁業においては、資源減少により水揚げ量の減少が続いております。モズクやアーサなど海面養殖業では平成29年よりモズク養殖が大きく増加し、安定した生産量となっており、養殖事業の活性化が水産業の振興発展に不可欠だと考えております。市としまして、これまでモズクを中心に種つけの支援、網購入支援、販売促進の支援、カツオ、マグロ漁に対してはまき餌購入などの支援を行ってまいりました。今後とも、もうかる漁業の構築に向け、宮古島市水産基本計画に掲げた施策に取り組んでいきたいと考えております。

◎仲間営人君

今定例会の補正予算についても水産振興の補助費が組まれていますよね。それで、モズク網、餌、物価の高騰等による補助支援であるというふうに理解をしていますけれども、取組が遅いのではないですか。私、何度もこの議場においても提案してきたと思うんです、農林水産部長が前任の部長のときから。議員になって就任1年目から漁業行政においては毎回取り組んできた議案、案件であります。今回予算がついているというところにおいては、ありがたいなというふうに思っております。近年の漁業、水産業においては漁獲量、水揚げ等が減少する傾向にある。そういった中で、養殖技術を含めて漁業の振興がさらに図られるということが求められてくるのではないかなというふうに思っております。もうかる漁業の実現に向けて、様々な観点からやはり第1次産業、漁業の可能性は行政が引っ張っていくべきではないかなと思いますが、見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産業の振興もそうですけど、各産業の振興というのは行政だけで引っ張っていく、推進、進行するということは厳しいですので、3漁業協同組合とも連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

◎仲間営人君

ぜひ連携を取りながら、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

次の質問に移ります。次に、福祉行政について。子育て支援についての①、一時預かり保育についてでございますけれども、先ほど午前中の砂川和也議員の質問もありましたので、要望だけ伝えたいというふうに思います。先ほど質問の中で事業者、利用保護者、保育士との意見交換を開催してほしいという質問に対しての福祉部長の答弁で、実態の把握も含め近い段階で意見交換会を設けたい、そして再答弁として近い段階で実施をしたい。そして、副市長におかれましては、子育て環境の整備、7月に開催いたしますという答弁でありました。やはり一時預かり保育事業は少子化対策、子育て支援の方向性を定めていくた

めにも、子育て世代、若い世代への支援の強化にもつながってくるというふうに思います。現場の声、大きな声、小さな声を聞いていただくためにも、保護者、事業者、宮古島市との間で意見交換会や勉強会を行うなど、早期の開催と子育て支援の充実に期待をして、お願いをいたしたいと思います。

次の質問に移ります。3つ目、学校行政について。1、伊良部島小学校中学校についてです。①、4月25日に発生した市内における大規模停電の際、同校は停電によりトイレが使えないなどライフラインが休止状態となり、児童生徒を下校させ休校措置となりました。その件について今後の対応を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

伊良部島小中学校の給水装置につきましては、学校施設は水の使用量が多くなることから、近隣住宅の水圧低下を考慮し、直結給水方式ではなく、一旦受水槽に貯水し、そこからポンプを用いて送水する方式となっておりまして、停電時には装置が作動せず、送水できなくなるということになります。今回の事情を踏まえまして、非常時においても学校運営に支障がないよう改善してまいりたいと思います。

◎仲間誉人君

これ早急に改善する必要があると思うんですけども、いつ頃をめどに改善しますか。お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

改善対応策としまして、緊急時における発電機の設置、あるいは非常時用の本管直結バイパスといたしますか、そういうふうな工程がありますので、調査を含めて早急に対応したいと思います。

◎仲間誉人君

発電機を設置するなど、調査を含めてという答弁ですけども、調査中にまた起きますよ。急いでやっていただきたい。そして、伊良部島小中学校においては、総務部長、避難所にもなっていますよね。避難してきた方、学校に来た方々が帰されるんです。それについてどうお考えですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

私のほうで停電になった翌日、出勤後にすぐ校長先生に聞き取りを行いました。その結果、校舎あるいは体育館内の手洗い、トイレの水が出ない、あるいは校舎の外であれば水圧が弱い、体育館の外側であれば平常どおりということをお聞きしまして、話を聞いていく中で、4月3日の津波警報のときも避難世帯があったようでございます。校長先生とも意見交換をする中で、今回のように避難してきて停電になった場合は物すごく心配であるという声を聞きましたので、担当課のほうでは早急に改善やっていきたいという話でございます。

◎仲間誉人君

これは、学校施設という観点からですか。避難所の観点からどうですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所の観点ということでございますけど、まさに災害はいつ起こるか分からない状況でございますので、それは早急に整備していく必要があるのかなと思っておりますので、教育委員会と相談しながら早めの対応ができるように取り組んでまいります。

◎仲間誉人君

ぜひ早い対応、改善をお願いいたします。

次の質問に移ります。4、道路行政について。1、佐良浜地区幹線道路の整備についてです。①、進捗

状況について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

佐良浜地区の幹線道路整備の進捗状況につきましては、本定例会で補正予算を計上しており、補正予算の承認を得て本年度概略設計業務を発注し、次年度、令和7年度に計画道路の隣接地の用地調査等を実施し、事業化に向けて検討してまいります。

◎仲間誉人君

用地調査ということですが、具体的にどのような、どの区間であるとか、全体的なのか、端的なのか、お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

今後の計画としましては、概略設計を7月から8月頃に発注を行い、概算事業費、平面計画の作成を行い、地域説明会を来年の2月頃に開催し、道路の法線案を示しながら、地権者の同意の確認を行います。

◎仲間誉人君

概略設計、そして2月に地域説明会ということでもありますけれども、やはり地域の合意形成も図りながらということであると思いますけれども、この狭隘な道路、緊急車両が入れないような道路の改善に向けて、補正ではありますけれども、予算がついて調査費がついたということは一歩前進かなというふうに考えますので、今後とも事業の推進をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2つ目、結の橋学園前の道路に横断防止柵の設置はできないか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

仲間誉人議員のご指摘のとおり、当路線は通学路ということもあり、車両や児童生徒の通行が多い箇所であると現場を確認しております。学校、地域からの要望や議員からのご指摘等を受けておりますので、今年度、令和6年度に交通安全対策事業で学校周辺を優先的に横断防止柵の設置を予定しております。

◎仲間誉人君

やはり学校の前ということもあって、令和6年度の交通安全対策ということでもありますけれども、このガードレール含め横断防止柵のお願いをしてきて1年以上はなるかなと思います。いろんな道路行政について質問する中で学校周辺を優先的にやりたいと、進めていくとの答弁が以前にはありましたけれども、学校前であるにもかかわらずまだまだ進んでいないということなので、早めの対応をしていただきたいというふうに思いますけれども、いつ頃設置するのか、お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、設置工事の設計書を作成しておりますので、8月頃には契約を行い、年内、12月頃には完成すると考えております。

◎仲間誉人君

年内に設置ということですので、早急に進めていただくようお願いをいたします。

次の質問に移ります。5つ目、観光行政について。1、観光地トイレについてです。①、牧山公園駐車場と隣接したトイレを整備できないか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

牧山公園駐車場と隣接したトイレの整備でございますが、仲間誉人議員ご指摘の牧山公園駐車場と隣接

したトイレの整備につきましては、牧山公園再整備を現在進めているところでございます。この再整備の中において新たに設置することを検討しております。公園全体の再整備に当たっては、個別の施設をそれぞれ整備するのではなく、公園全体のコンセプトに応じた整備となります。観光マネジメントの業務の中で再整備に向けて検討を進めてまいります。

◎仲間営人君

公園全体の整備ということですが、この牧山公園、展望台からの見晴らしがよくて、観光バス等も多く入ってきております。そして、駐車場に入って慌ててトイレに行こうとしても、400メートルぐらいあるんです。展望台の近くまで行かないとトイレがない状況があります。そして、車両が乗り入れできないので、徒歩で行かなければいけない。そういった状況が前々からあります。以前は駐車場のそばにあったんです。でも、撤去したんです。撤去して、再整備がされていない中でこういった状況が、意見がたくさん上がってきております。できるならトイレの整備を先に進めてほしいんですが、全体的な構図等、設計等入ってくる中で厳しいかと思いますが、ぜひやっていただきたいんですが、どうですか。見解を伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

トイレの整備が先にできないかということでございます。繰り返しになって申し訳ございませんが、公園全体のコンセプトに応じて整備してまいりますので、駐車場の面積、各施設の配置などを考慮した上で進めてまいりたいと考えております。この牧山公園全体の整備でございますが、2024年基本構想、基本設計の作成、2025年度から実施設計に入ります。2026年度から本体工事のほうに入りますが、その中で第1期から第3期までを想定した整備の進め方を想定しております。その中で、早期になりますと第1期中で駐車場、トイレ、この2つは進めてまいりたいというふうに考えておりますので、全体での整備についてご理解いただきたいと思っております。

◎仲間営人君

全体的な整備ということでございます。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。②、佐和田の浜トイレの修繕について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

佐和田の浜のトイレ修繕についてでございます。佐和田の浜のトイレは、平成12年度に旧伊良部町におきまして、農業改善事業を活用して整備された施設となっております。本施設については電気、水道設備の故障、ドアの破損等もあり、調査した結果、トイレ施設として必要不可欠な各機能の損傷が激しく、想定以上に多額の修繕費がかさむことから、隣接する市有地において簡易トイレを設置するなどして対応していきたいと考えております。

◎仲間営人君

こちらのトイレについても、やはり建築してから結構、30年、40年ぐらいになっているのではないかなというふうに思いますけれども、このトイレ含め、そして隣接する伊良部屋外運動施設周辺、公園のトイレも使えない状態であるんです。なので、佐和田の浜で遊んだり、公園で遊んだりする利用者の方々がトイレがないというふうに、意見がたくさん来ます。なので、早急に補正でも組んで対応していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。③、管理において一元化の考えはあるか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市内観光地に設置されたトイレの一元管理についてでございます。市内観光地、各地に設置されたトイレ施設につきましては、市単独事業で設置した施設のほか、また各部署において国、県の補助事業を活用した施設もございます。現在、補助事業等を活用して設置した施設につきましては、各部署にまたがって管理を行っているところでございますが、仲間菅人議員ご指摘のとおり、利用に際して管理状況等の問合せを行う際に、どこへ問い合わせればいいのか分からないという声がございます。利用者への対応策として、施設管理を所管する担当課及び連絡先などを明記した表示板を設置するなど、関係部署と連携しながら、こういった問合せ先のほうについては表示してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間菅人君

やはり今の答弁の中で、事業の目的、補助事業によって担当課、管理が違うということでありました。私のほうに寄せられる意見として、声として、トイレが使えないとか壊れているとか、そういった声を聞くたびに私も調べるんですけども、観光商工課に行くところではないと、農政課ですという場面があります。なので、今回この質問をさせていただきました。そして、管理が違う中でもどこが管理しているのか、担当課、連絡先を明記した表示板を設置するという対応をしていただけるということでもありますので、ぜひ早急に対応をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、6番目、市指定の史跡について。1、サバウツガーについて。この質問については、3月の定例会にも質問をさせていただきましたが、再度質問をいたします。①、漂着ごみ撤去等の対応について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

サバウツガーの漂着ごみについては、3月定例会でもご質問があり、年度内での対応を予定しておりましたが、井戸内の漂着ごみの量が当初の見通しよりも大量で、またその堆積も非常に深いことから、足場を組んでの作業が必要となりました。現在、漂着ごみの撤去に係る見積りを徴取しており、必要経費について補正予算を計上し、改めて漂着ごみの撤去に取り組む予定となっております。

◎仲間菅人君

生涯学習部長、いつ頃補正予算を組んで予算計上するんですか。スケジュール等あれば伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

現在、9月補正を予定しております。

◎仲間菅人君

スケジュールを組んだ後に発言をするのはどうかなと思ったんですけども、実は日曜日に朝、ボランティアで井戸内の清掃をしてきました。20人ほどですか、サバウツガー、井戸の中も外も含めてごみ拾いをしてきました。その中で井戸の中に、やはりほとんどが漂着ごみなんです。拾っていく中で軽石と小さい発泡スチロールのくずのような、水でやってもどちらも分別できないと思うんです。そういったごみが多数ありました。そして、掘り下げていくにつれて臭いも発生したりしておりました。中には、何キロぐらいかな、60キロぐらいの流木がありました。あれは早急に取り除いたほうがいいのかなというふうに思います。やはり市としては、予算を組んで取り組んでいくというふうになると思うんですけども、こ

のボランティアの皆さんもやはり地域として、サバウツガーにおいては地域の水道事業が設置される昭和47年ぐらいですか、それまで地域の貴重な水源として利用、活用されていた場所であります。そして、今現在でも地域の神事の際にはその水をくんで使うんです。なので、この質問は上げさせていただいております。なので、急いで取り組んでいただきたいなというふうに思っております。やはりそのためには地域の意見も、こういった事例、こういった地域の行事があるとか、いろんな方面から見ていただいて、聞いていただいて取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、ぜひ急いで、お願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

質問項目は以上となります。これで私の6月定例会……

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほどの、県内でのカキ養殖の事例についてということでございます。糸満漁業協同組合が沖縄水産高校と琉球大学と連携して取り組んでいるということでございます。あと、久米島のほうでも陸上養殖の事例があるようですので、今後調査研究していきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

県内でもあるということですので、ぜひ宮古島でもしっかりと実証を行って、実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

これをもちまして、6月定例会一般質問終了させていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

しばらく休憩して3時35分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後3時19分）

再開します。

（再開＝午後3時35分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

議員番号11番、上地堅司、通告に従って質問したいと思います。よろしくお願いします。

最初に、道路建設行政についてお伺いします。上野宮国、県道235号線沿いにある展望台、あずまやの対策はいつ頃行われるか伺います。今月の6月4日に県宮古土木事務所並びに、宮古島市の道路建設課の担当と現場を確認しました。この展望台、あずまやは、私が3年前から訴えてきているんですけど、その現場が相当破損してしまっていて、確認したところ、展望台は屋根を支える柱が壊れ崩落しています。あずまや2つは、柱にひびが入るなど危険な状態で、今の状態では立入禁止になっております。そして、近くの深江橋も海側のフェンスを支える柱のボルトがさびており、相当腐食が進んでおります。その件も担当と確認し、迅速な処理をするようにとお願いしたところ、県の担当は、今業者と撤去などを含めて調整しているとの回答がありました。どのような対策を考えているのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、現在施設の撤去方法とその必要額について検討を行っており、今後本庁所管課と調整の上、予算の確保に努め、対策を進めていく予定との回答を得ております。

◎上地堅司君

調整していると言っているんですけど、建設部長は現場を見ましたか。現場を見たら、早急に対応しないと、もう7月、8月、これから台風の時期です。その辺含めて担当には早めの対応をと相談したんですけど、予算を決めていたらもう来年になるのではないですか、これは。もう3年間私はこの件に対して訴えてきているんですけど、ようやく担当と現場まで行って、フェンスの撤去もやってもらい、速やかに対応するという意見ももらっているながら、予算も調整しながらと、今から予算を決めたら、もう8月までには間に合わないかと思っています。その点自分が思うのは、県道、国道、市道とかいろいろあるんですけど、宮古島には。やはり宮古島にある県道だろうが市道だろうが、そこは宮古島、自分たちが考え、やはり行政も考え、県道だから自分の担当ではないと、そういうわけではなくて、やはり宮古島にある県道だろうが、市道、国道、みんな一つに考えて対応していかないと、予算がないといっても事故が起きてからは遅いです。その考えどうですか、建設部長。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

県道、国道の維持管理については、市民からの問合せがあった場合には県に伝えて対応してもらっております。県の回答としましても、今後本庁の所管と調整を行い予算確保に努めてまいりますということでありますので、これは沖縄県の対応を確認したいと考えております。

◎上地堅司君

なかなか対応が遅いということで、先ほど質問した3名の議員も思っています。宮古島の困りごとは、自分たちが一生懸命考えて、行政もそれに進んで解決するのが当たり前と私は思っています。そのことで、市長はこういった問題をどう考えているか、今道路とか公園、そういった設備が本当に県管轄、整備されていない面が結構見えています。やはり宮古島の長であります市長は、そういったのを先頭になって解決するのが当たり前と思っていますので、市長の考えがあればお伺いしたいと思います。

◎副市長（嘉数 登君）

上地堅司議員ご指摘の点についても、それから今回大雨で県道、市道、いろんなところで被害が出ております。それは、被害の箇所によっては問い合わせてもなかなか対応できないというところがございますので、これは所管にかかわらず、やはり情報を共有して対応を取っていかねばいけないというふうに思っております。以前は県の事務所と宮古島市との意見交換というのが年度当初に開かれまして、いろいろ課題を共有しながら対応できることから対応していったということを記憶しておりまして、ぜひともそういう体制も構築しながら、早急に対応できるように取り組んでまいりたいと思っております。

◎上地堅司君

ぜひとも県としっかり話し合ってほしい、宮古島のことは宮古島でしっかりと考え、県にも訴えて早急な対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、新総合体育館建設についてお伺いします。1、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ハンドボールなど、コート設計はどのように考えているかお伺いします。今本設計に入っていますか。

まだ。できましたら考えをお願いしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、基本設計時の各スポーツコートの面数については、バレーボールコート、メインコート4面、サブコート2面、計6面。バスケットボールコートはメインコート2面、サブコート1面の3面。バドミントンはメインコート8面、サブコート4面、合計で12面。ハンドボールコートは1面。卓球、ラージボールコートはメインコート20面で計画されております。

◎上地堅司君

それで、バレーボール4面、サブコート2面と言っていますが、バレーボールのコートの設営というか、田の字型とかいろんなコートのつくり方があると思いますけれども、その辺どういうふうにコート4面はつくることに、設計は考えているんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

バレーボールコートにつきましては、田の字型で4面配置する計画となっておりますが、実施設計において4面を平行に配置することが敷地や施設計画の制約上可能かどうか、改めて検討してまいります。

◎上地堅司君

今は田の字型のコート。これをやると、やはり網で仕切らないといけないので、応援するところによって応援もしづらい。4面、4面のほうがやはり応援もできやすいかなと。それ一番、豊見城総合体育館は360度応援席があって、応援するのも応援しやすいです。できれば向こうを参考にして設計をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、小学生用バレーボールコートは何面ぐらいできますか。お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

小学生用のバレーボールコートの大きさは、縦16メートル掛ける横8メートルとなっております。一般の中学生上は18メートル掛ける9メートルと、さほど変わらないため、小学生用、一般用ともにメインコート4面、サブコート2面、計6面を予定しております。

◎上地堅司君

小学生用も4面とサブコート2面。これもまた豊見城総合体育館は6面はできます、コートでは。それを踏まえて、やはり小学生は8メートル、8メートルで小さいので、しっかりとそういったのを計算して、6面かそれ以上かできればつくってほしいなと。なぜそれを言うかといいますと、今小学校の大会は同じ会場では男女はできないんです。できれば同じ会場で男女試合できたほうが効率もよく、また応援する保護者も男女を見ながら楽しむことができますので、ぜひ4面、4面ではなくて、小学生用コートは6面ぐらいはつくれると思いますので、それも検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、新総合体育館は地下に避難所、駐車場を設けるということで今進めていると思いますけれども、なかなか大型バスの駐車場の件が出ていなかったと思います。その件、大型バスはどのように駐車場を考えているかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、基本設計の段階ですが、大型バスの駐車場は地上部に2台分計画されております。

◎上地堅司君

地上に2台とあるんですけど、地上のほうには駐車場、大型だけですか。それとも、併設して普通の駐車場も造る予定ですか。そういったどこに造るというのはまだ決まっていない。決まっていたらお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

体育館の地上部に大型バス用で2台、大会関係者用の一般駐車場も設置しますが、これは今基本設計の段階でありますので、この辺も実施設計の中で今後検討してまいります。

◎上地堅司君

大型バスの利用は結構団体客も来ますので、その利便性があるようにぜひ大きくして、多く駐車場を、体育館の前のほうが私としてはいいかなと思っていますので。そして、付け加えて、玄関のほうにも大型バスが停車できるように、大きな雨でもぬれない屋根も造りながらできればいいかなと思っていますのでよろしくお願いします。

続いて、市民プールですが、先ほど下地信男議員もおっしゃっていました。その答弁はいいですので、私が最近の、市民の声をみんなに伝えたいと思います。6月に入って、一保護者から、私は毎週2回、孫をプールに連れていくと。孫は、これを毎日のように楽しみにしている。そして、おばあちゃんが孫に、プールはもう閉鎖したよと。孫は、本当にこの週に2回のプール利用を楽しみにしていて泣いていたということで、保護者からぜひとも市民プールを造ってほしいとの声が出ました。そして、高齢者からの声もありました。健康増進のために自分たちは暇があればプールに行き運動していると。自分たちの楽しみは、健康を維持するのが年取っての楽しみ、運動が楽しみということも伝えて、だったら海に行きやろうかなと。だけど、海は毎日に行きません。ぜひとも市民プールを造ってくださいと高齢者からの要望もありましたので、市民プールは五、六年前から市民の要望もあったと聞いていますので、ぜひとも前向きに検討をよろしくお願いします。

続いて、市道下崎10号線の道路照明の設置についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

下崎10号線道路照明設置については、道路照明施設設置基準にある線形が急激に変更する場合、これカーブの部分指します、に基づき、池田冷凍前に今年度で1基設置を予定しております。

◎上地堅司君

今年度中に池田冷凍のカーブの前に1基、ありがとうございます。できればその中間ぐらいにもあと1基、予算があればよろしくお願いします。

続いて、千代田部落から上野小学校までの街路樹、歩道の清掃作業を早急に行ってほしいと住民や小中学校へ通う子供の保護者から要望がありました。最近大雨で歩道に畑の土が流れ、通りにくくなっていますので、早急の枝の伐採、歩道の清掃作業はできないかお伺いします。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、該当箇所の街路樹の枝の剪定は今年度で実施を予定していますとのことです。歩道の清掃につきましては、最近の雨により同様の箇所が多数あるため、優先順位を勘案し、対応を検討してまいりますとの回答をいただいております。

◎上地堅司君

枝の伐採は今年度中。できれば歩道の清掃を早めに市からも要望して行ってほしいなど。今、陸上自衛隊宿舎の子供たちもそこを歩いて学校に通っています。本当に土とか枝があるために道路に出てそこを歩いている姿も見えますので、早急に対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、教育行政について。体育館利用について、小学校体育館の使用時間について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市教育委員会においては、宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針をベースに設定してございます。小学校では夏季、4月から8月、18時45分、春秋期、2月、3月、9月、10月が18時30分、冬季、11月から1月が18時という時間設定を行っております。

◎上地堅司君

4月から8月が18時45分、2月、3月、9月、10月が18時30分、11月、12月、1月は18時。今おっしゃった時間、スポーツ少年団の下にとありますけれども、この時間は、私が毎年のように6月には質問しているんですけど、学校側にはどのように通知していますか、伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど申し上げました宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針というのを令和元年宮古島市教育委員会で作成してございます。この在り方、方針の策定につきましては、国が策定しました運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、あるいは沖縄県の方針を参考にスポーツ少年団等の在り方に関する方針が作成されておりまして、これに基づく宮古島市の方針を令和元年度に通知してございます。

◎上地堅司君

スポーツ少年団にある国の方針、県の方針、そして宮古島市の方針、私は前から言っているんですけど、小学校はほとんど指導しているのがボランティアです。ボランティアであって、5時、5時半まで仕事をして、それからしか教えられないと。去年も教育長には言ったんですけど、これは国の方針がこれだから、県の方針がこれだから、やはりこれは大人が勝手に決めた時間ではないんですか。子供のためにしっかりと考える時間ではないと私は思っています。やはり指導者は一生懸命子供のために指導しています。こういうふうに教育長から学校側に通知が行ったら、校長先生もそれに従わなければいけません。スポーツは教育でしょう。教育の一環ですよ、スポーツも。しっかりと小学校のときに体づくりをすることによって、中学、高校、大人まで丈夫な体ができると私は信じています。なぜ国がこうだから、県がこうだから、勝手に国の大人が決めたこと、子供の立場になって考えることが一番大事だと自分は思っています。その辺教育長の意見を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

上地堅司議員おっしゃるとおり、小学校段階におけるスポーツ活動、文化活動は、心身の成長過程にある児童がスポーツや文化活動等に親しむことで体力及び知識、技能を向上させ、公正さと規律さを尊ぶ態度や好奇心を培う教育的意義の高い活動であると認識しています。その中で宮古島市教育委員会は、先ほど教育部長答弁でもありましたように、宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針を定め、これの遵守を求めているところです。この活動時間につきましては、適切な休養日等の設定として、スポーツ少年団等における休養日及び活動時間については、家庭学習の時間の確保や成長期にある児童が運動、食事、休養及び睡眠のバランスの取れた生活を送ることができるよう、スポーツ医学の研究も踏まえ、合理的、

効率的な活動を行うとして設定しているところです。上地堅司議員にはこれまでも度々ご質問をいただきました。それを踏まえて、昨年11月に教育委員会としてアンケートを実施いたしました。これは、11月17日に各学校を通して保護者に宛てた文書であり、アンケートの対象は教職員と保護者となっております。スポーツ少年団等の運動部活動、文化活動における活動終了時間のアンケートのご協力についてということで、全ての保護者、教職員を対象にアンケートを実施いたしました。その結果、スポーツ少年団等の運動活動、文化活動における活動終了時間のアンケートとして、この方針に記載されている活動終了時間は適正だと思いますかという質問をいたしております。その質問に対して、適正だと思うが57%、適正ではないが17.2%（ 部分は125頁に発言訂正あり）、分からないが25.8%（ 部分は125頁に発言訂正あり）という結果が出ております。適正ではないと回答した方の自由入力の部分でも、もう年間を通して18時にしてほしいという意見もかなり多く寄せられました。また、中にはやはり上地堅司議員おっしゃるとおり、コーチが指導に携わる時間が少ないので、何とか年間を通して18時30分終了にしてほしい、18時45分終了にほしいというような要望もございました。ただ、アンケートの結果から見えてきますのは、やはりこの終了時間が適正だと考えている教職員、保護者が全体の57%というところで、現状この内容の見直しについては考えていないということです。子供たちの健全育成のためにもどうかご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎上地堅司君

57%、25%、17%、教育長、子供の健全育成のためと言っていますけれども、やはり小学校はクラブです。スポーツ少年団は国の定めた機関です。普通のクラブでいえばサッカーとかありますけれども、小学生も。J T A ドームを使って21時頃までやっています。できれば、私が言いたいのは、体育館を使える時間を定めて、18時から20時までではそういった小学生を教えるクラブが使っているよとか、そういったのを決めてもらいたいんです。教育、健全のためと言っているんですけど、前も言ったかもしれないんですけど、小学校から塾に通い、英語塾、書道、今の小学生は行っています。その中でやりたいのは子供が決めてやって、クラブのほうはまた週に二、三回やっている子供もいます。健全育成のためと言うのであれば、スポーツも教育の一環です。それだけ何か違う面に見ているのではないかと私は思っていますので、ぜひともこの時間、今言ったように17時から19時半までは小学生を教える、中学生を教えるクラブのチームに貸してほしいなど。そういったふうに決まり事をしっかりやって、そして施設を借りているので、施設料は電気料だけでも徴収したら市にも負担がかからないと思います。そういった面、昔と変わって、今いろんなものが変わってきています。子供に対する教育、それはもう昔とは全然違ってきています。その考えで、昔の考えだけ、自分たちのわがままだけ、いいように動かすのは、現状、大人の考えだけで動かすのは間違っていると思います。子供の立場になってしっかりと考えることがこれからの成長にも役立つのではないかと私は思っていますので、ぜひともこの時間は、もう決めたではなくて、あしたからでも検討をお願いしたいと思いますので。やはり大人の決めたことを、子供たちは全然決めていないんです。だったら、クラブはクラブだから、その責任があるので、学校側には全然責任はないんです。だったら、子供が一生懸命頑張る施設は、市が担当しています。管理しています。そういった管理体制しっかりとルールをつくってもらえれば、指導者も子供たちのために一生懸命頑張ります。ぜひとも時間はしっかりと決めてほしいなと思います。

次もそういった感じの質問ですけど、クラブチームには体育館、施設使用時間はどのように考えているかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校施設の借用、使用及び利用時間につきましては、学校施設を借用する団体が借用申請時に学校と調整しております。また、日本スポーツ協会は、クラブチームの活動場所について、既存のスポーツ団体の施設や公共の運動施設のほか、地域の中学校をはじめ学校の体育施設なども積極的に活用することと提言がございします。その提言を踏まえ、学校と借用する団体が学校施設の借用及び使用に関して活動方針等を確認し合い、適切に対応していくものと考えてございします。

◎上地堅司君

最近クラブチームの現状、クラブチームから聞いてまいりました。現状、サッカーが城辺陸上競技場、J T A ドーム宮古島、上野陸上競技場、バレーボールが下地体育館、バスケットボールが上野体育館、下地体育館、久松小学校、西辺中学校を使っているそうです。その中で課題が、下地、上野体育館は一般市民との取り合いになっているそうです。使用料が高い、クラブチーム等の月謝が高くなる傾向にある。大会やイベントが入ると使用できない。バスケットは施設によりリングの出し入れが必要。もろもろ今そういったクラブチームは、本当に子供たちから月謝を取って、高い月謝を取りながら教えている現状で、施設の使用料も高くなって負担になっています。ですから、今クラブチームが、中学校のクラブチームですけど、現状いろいろと中学校とも考えながら、1チーム、2チームぐらい、また来年、今年はもっと増えるんじゃないかと。もう中学校の部活の在り方が令和5年度から変わっています。その中でクラブチームも増えてきています、県内、全国。やはりそういったものを考えたら、先ほども言っているようにこの施設は子供をしっかりと教えているクラブもあります。部活もあります。一般も使っています。ある程度のルールをつくって、よりよい一般からクラブまで利用しやすい環境づくり、時間づくりですか、それをやっていかないと、本当にいろいろともめごととも起きるんじゃないかと私は思っています。ですから、この体育館の使用、施設の使用、今から教育長、考えていかないと、本当に後回ししていたら大変なことになると思いますので、ぜひクラブのチームの体育館使用とか、一般市民の施設の使用、体育館の使用も検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですけど、現在体育館の利用ができない小中学校はあるかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市教育委員会におきましては、宮古島市立学校管理規則第36条におきまして、校長は学校の施設、設備を社会教育その他公共のために使用させることができると定めてございします。小学生や中学生の活動及び一般の体育館利用につきましては、各学校長と調整の下、適切に対応しているものと認識しておりますが、防犯上の観点やごみの散乱、使用許可条件を遵守できないケースにおきましては、学校長が総合的に勘案し、使用の差止めや借用の可否について判断していることを確認してございします。

◎上地堅司君

小学生、中学生は、校長先生の采配である程度使用は許可していると。校長先生がもう貸さないと言ったら貸さない、使用できない。それはいかがなものかと思ひます。校長先生裁量ではなくて、やはり市の施設、学校の管理は市がやっていますよね。何時から何時と時間を決めればしっかりと校長先生も協力す

と思います。何か聞いたらある校長先生は、もう自分の言うことを聞かなかったら何も使うなと言っているようなものですので、それだけ権限があるんですか、校長先生は。違うでしょう。校長先生は、やはり子供のためにしっかりと指導するのが校長先生であり、自分の気持ちで使わせない、使っていい、そういった校長先生は要らないと思います。ぜひとも校長先生にもしっかりと指導しながら、みんなで利用できる体育館はみんなで利用できるように指導してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、4番目、これから総合体育館の改修工事が行われます。体育館の使用が制限されると思いますけれども、本市は一般、小学校、中学校、クラブチームに対してどのような対策を今から考えているのかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

総合体育館の改修が行われる中、それまでの間の体育館の利用についてでございます。総合体育館は、今年8月末で閉館予定となっております。完成まで市民の皆様にはご不便を来すこととなりますが、新総合体育館の整備によって、市民の利用に際して利便性や快適な運動環境が得られるものと考えております。現在、建て替え期間中の代替施設としまして、上野体育館と下地体育館を予定しております。バスケットボールやバレーボールは上野体育館、卓球は下地体育館など、種目によって利用を振り分けるよう宮古島市スポーツ協会と調整しているところでございます。また、個人利用日を設けるなど、一般の利用者にも使いやすい管理を考えております。また、クラブチーム等に関しましては、総合体育館閉館に伴い、新たな施設ができるまでは利用が制限され、ご不便をおかけする場合もあると思います。その場合は、小中学校の施設利用なども含め、教育委員会、学校関係者等関係機関と調整して考えていきたいと思っております。

◎上地堅司君

よろしくお願いします。これから体育館施設を使う子供たち、また一般、本当に今からいろんな課題が出ると思います。その中で本当に早めな対応を示してくれないと、多分今からいろんな問題が起こりますので、ぜひとも早めの対応をお願いします。

続いて、環境行政についてですが、産業廃棄物処理施設について。宮古島市、産業廃棄物処理施設建設はできないかですけど、先ほども質問がありましたけれども、産業廃棄物処理施設を宮古島市で造るとなればどれぐらいの期間でそういった県の許可とか、民間がやるとしたらそういった施設はできますか。これだけお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物処理施設を宮古島市として整備できるかということですが、市といたしましては産業廃棄物処理施設の整備を行うことについては難しいものと考えております。その理由といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条によりますと、地方公共団体の責務といたしまして、市町村は一般廃棄物の適正な処理について必要な措置を講ずることとなっております。都道府県は、区域内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることとなっております。市としましては、それに基づきまして一般廃棄物を適正に処理することなどを担っております。産業廃棄物処理施設の設置については、所管は沖縄県となっております。それに加えて、現状では市内に民間の産業廃棄物処理施設を持つ事業者が既に数社ございます。市としましては、その民間事業者の

事業活動に影響を与えることもございますので、現状で整備を行うことは難しいと考えているところです。

◎上地堅司君

民間の産業廃棄物処理施設もあるということで、市が迷惑はかけられないということですね。そうですか。違うか。ですけど、今本当に、去年ですか、1社の産業廃棄物処理業者が取消しになり、本当に業者、また葉たばこ農家のマルチ、そういった処分が結構困っているという声が聞こえています。市としても何らかの処置をしてほしいなと思っていますので、ぜひやはり市が先頭になってそういった産業廃棄物の処理も考えてもらえれば、そういった産業廃棄物処理もうまくいくかなと思っていますので、よろしくお願いします。

続いて、農業行政ですけど、先ほど仲間誉人議員もサトウキビ対策はどのようなかとおっしゃっていましたので、割愛させていただきます。

2番の下地島空港周辺利活用をどのように考えているのかお伺いします。今まで周辺の農業用地、サトウキビを作っている、カボチャを作っている伊良部農家は本当に一生懸命頑張りながらそこで生計を立てていますけれども、明渡しを1年、2年、今3年目ですか、やって、来年の4月には渡さないといけないという話も聞いています。その中で、市はどのように県と対応しているかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時21分）

再開します。

（再開＝午後4時21分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

伊良部の下地島で耕作している方々が仮に明渡しとなった後の対策についてお答えいたします。

伊良部地区に限らず、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されております。地域農業を維持、発展していくためにも、現在下地島で耕作されている方々でこれからも農業に意欲のある農業者の方々は農地の有効活用ができるよう、市としましても協力していきたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

いろいろ課題はいっぱいだと思いますけれども、ぜひとも宮古島市で伊良部の整備事業した畑を、早めのスプリンクラー設置等をして整備事業を進めていけば、ハウス栽培、いろんな農業できると思いますので、そういったのも早めに進めてもらいたいと思います。

続いて、観光行政について。公園について、公園施設は宮古島には何か所あるかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

公園施設、幾つかの部署にまたがりますので、私は農林水産部所管の公園についてお答えさせていただきます。農林水産部所管の63か所となっております。農政課管理の公園がイムギャーマリンガーデンなど4か所、水産課関係の公園は高野漁港の公園など9か所、農村整備課で管理する、所管する公園50か所ございます。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部都市計画課が管理する公園施設は21公園でございます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光商工スポーツ部では、7か所の公園を管理しております。

◎上地堅司君

全体的にちょっと計算ができないので、百幾つかの箇所、この中で子供たちが遊べる公園は何か所ぐらいありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部が管理する21公園のうち、13公園で遊具が設置されております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

子供たちが遊べる部分というのは、遊び方にもよるとは思うんですが、広場等が整備されている部分では5か所ございます。その中でまた遊具がある場所を特定するのであれば、故障等もございますが、把握できているのは2か所に遊具が置かれて、使えるのかなというふうに考えております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在遊具が置かれている公園、高野漁港の公園を確認しているんですけども、ほかの地区に遊具等が置かれているか確認しまして、答弁させていただきます。

◎上地堅司君

本当に公園は百何十か所あるんですけど、機能していない公園が多いかなと。今親から、子供が遊ぶにしても、なかなか遊具が少ないので、思いつき遊び場所がないと、声が本当に聞こえております。このようにできれば指定して公園を生かして、そこにいろんな遊具を設置して遊ぶ公園をつくってほしいと思いますので、その点遊具の設置はできるのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市が管理する都市公園につきましては、公園施設長寿命化計画を策定して、沖縄振興公共投資交付金を活用して実施しております。しかしながら、当該補助制度は既設の遊具を対象とした改修が補助金の交付要件となっていることから、遊具施設の新設につきましては市単独事業となります。

◎副市長（嘉数 登君）

補足で答弁させていただきます。

上地堅司議員ご指摘のように各部にまたがって非常にたくさんの公園が整備されておりますけども、必ずしも適切な維持管理ができているかという点については十分ではないというふうに考えております。もちろん遊具の修繕等の適切な実施による市民のレクリエーション、それから健康づくりも重要な視点ではございますけれども、加えて適切な維持管理の観点からは、これは数の問題、集中化も含めて検討していかないと、将来にわたってこの公園を適切に維持できるかということについては問題があるというふうに考えておりますので、その辺は立地場所ですとか維持管理の状況を踏まえて検討もしていきたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ぜひ、こういった維持管理費も大変だと思います。本当に年間どれぐらいかかっているか分かりません

けれども、これだけの公園があるし、しっかりとした公園を整備しながら、やはり必要ないところは必要ないで整理して、ちゃんとした公園をまとめて管理できるような運営体制をしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、J T A ドーム宮古島に土日、いろんな遊具を設置して、子供たちの遊び場を設けることができないか伺います。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

J T A ドーム宮古島への遊具の設置でございます。J T A ドーム宮古島では、コロナ期間中から一昨年、おとしまでJ T A ドーム宮古島に遊具を設置し、親子ふれあいDAYを開催しておりました。その後、コロナが収束いたしましてドームの利用が増えたことで、1年間、昨年度休止しておりました。本年度につきましては、夏休み期間中、これ期間が8月17日から8月22日の間で、イベント予約のない週となっておりますので、親子ふれあいDAYを開催する予定となっております。また、予約状況にもよりますが、子育て世代にも利用しやすいよう、今後も継続して開催できるよう取り組んでまいります。

◎上地堅司君

ぜひともドームの有効活用をお願いして、雨天のときに宮古島には遊ぶところがありません。そして、そういった大きな施設を、子供たちのためにいろいろな遊具を備えて、子供たちのために遊ぶ施設、遊具を設置できればと思っていますので、どうか未来のある子供たちのために、やはり宮古島に住みたい、宮古島でよかったというぐらいに、そういったいろんな施設を造ってほしいなと思いますので、どうかよろしくお願いします。

6月一般質問、上地堅司、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎教育長（大城裕子君）

上地堅司議員のご質問に対しての答弁の中で誤りがございましたので、訂正させてください。

発言事項2、教育行政についての1、体育館利用について、①、小学校の体育館の使用時間についてというご質問に対しまして、宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針に記載されている活動終了時間は適正だと思いますかという、アンケートの調査結果につきまして、適正だと思う57%、適正ではない25.8%、分からない17.2%と答弁いたしました。正しくは、適正だと思う57%、これは変わりございません。ただ、適正ではないは17.2%でした。分からないが25.8%となっております。訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

◎上地堅司君

ぜひとも今度はクラブチームの監督、コーチ、保護者呼んで意見交換会でもしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

これで上地堅司、6月一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会＝午後 4 時34分)

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 19 日 (水) 3 日目

(一 般 質 問)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第3号

令和6年6月19日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月19日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（21名）

（延会＝午後3時28分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（2〃）	下 地 茜 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （3〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （7〃）	欠 員	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （9〃）	山 下 誠 〃	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
		〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
		〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（2名）

議 員（1 番） 久 貝 美奈子 君

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 友 利 毅 彦 君
次 長 仲 間 清 人 〃

次 長 楠 佐 与那嶺 彰 成 君
議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は21名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、下地茜君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎下地 茜君

議員番号2番、下地茜です。トップバッターを務めてしっかり質問をしていきたいと思っておりますので、当局におかれましては丁寧なご答弁をお願いいたします。

それでは、早速、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、少し順番を入れ替えて、観光行政についてお伺いしたいと思います。宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例についてです。昨年からはスタートしていますが、現在条例の対象となっている海浜と、それから今後対象として予定している海浜はどこかお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島市水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例の対象となっている海浜と今後の対象予定ということでございます。現在条例の対象となっている海浜は、与那覇前浜ビーチ、渡口の浜、みやこサンセットビーチでございます。今後、海域等において遊泳者または漁業者の安全確保のために必要があると認めたときは、追加して水上オートバイ等事故防止重点区域の指定を検討いたします。

◎下地 茜君

必要であれば、宮古島市の海浜を随時追加していくということかと思っておりますが、水上バイク禁止条例ということになってはいますが、禁止の対象、水上バイクだけではなくということでスタートしてからいろいろ声が届いていますけれども、動力を持たないヨット、ウインドサーフィンなどサーフボード、カイトボード、こういったものも対象となっているものなのかをお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

動力を持たないヨット、セールボード、サーフボード、カイトボード等も対象になるかというご質問でございます。水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例は、海上保安庁、また警察署など関係機関と協議し、令和4年12月定例会で可決され、制定されているところでございます。同条例は、海域等における水上オートバイ等の利用に伴う事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的としております。その中にありまして、動力を持たないヨット、セールボード、サーフボード、カイトボードなどにおいても危険性の排除はできないことから、当該条例から排除する予定はございません。

◎下地 茜君

今年の5月……、4月だったかな。神奈川県に行く機会をいただきまして、逗子、鎌倉、三浦海岸と、幾つかセーリング文化の根づいた浜、ビーチを見てきました。鎌倉なら鎌倉でそれぞれそこが拠点となっ

て、ショップなどが拠点となって利用者が集まるコミュニティーがあって、そこをお互いに行き来しながら情報交換を皆さんされているわけですが、例えば今年の鎌倉はどうだよ、いいよとか、いろいろ情報交換するわけなんです。そうした皆さんの声を聞いても、宮古島ってすごく希少な場所であるんだなというのが感じられまして、すごくコンディションが、場所がいいみたいなんです。季節によるんですけども、風が結構吹いているということと、その割に波が穏やかであるということと、海外から来られた方も宮古島は本当にいいと、満足されるということでした。

セーリングは、実は今年からオリンピックの競技にも入っていきまして、国際競技に出場する選手ですとか、オリンピックを目指す選手も強化訓練で訪れるのが宮古島ということです。ところが、昨年から水上バイク禁止条例が始まりまして、対象となった浜は原則的にはセーリングスポーツができない浜になってしまったわけなんです。これが今後宮古島市の各海浜に広がっていくと、宮古島スポーツアイランドどころか、スポーツできないアイランドになりかねないと心配して私は今回質問に取り上げているわけなんです。許可を取れば使えるでしょうと言われるかもしれないんですけども、ビジターで訪れる方、来てから初めて知るという方もいらっしゃるわけです。土日に来られるともう窓口もやっていないので、できないか、あるいは与那覇前浜だと漁港の船着場からは発着していいということになっている。ただ、そこは水上バイクが通常出るところと、使っていたところなので、そこに併せてセーリングもそこから使っていきたいということになっているので、セーリングのヨット、ウインドサーフィン等出すときに、やはりバランスが悪いということで、そこで滑って転んで骨を折ったとか、爪を割ったとか、そういうような事例も去年はあったということでした。

今、水上バイクとセーリングスポーツも一緒くたにしてしまっているのが、これが宮古島の今後のスタンダードになっていっていいのかということのを少し考えていただきたいなと思っているんです。今、サステナブルツーリズムと言ったりもしますが、やはり観光資源を宮古島市自身が、これが観光資源であると、それを育てるというような意識も大事なのかなと思っています。質問の③になりますけれども、現状について本市の見解をお伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

現状では、やはり遊泳者の安全を確保するというので、今の条例のままで運用していくということになります。先ほどご指摘がございました当日に訪れる方が申請ができないということで利用できないという状況になっているということにつきましては、水上オートバイ等の発着区域の乗り入れについては事前申請が必要であるという原則でございますので、現在、宮古島市のホームページ、また「広報みやこじま」での周知に加えて、規制対象海岸への看板設置、そのほか店舗等での周知を図って、事前申請していただくようお願いしていきたいと思っております。そのほか、現在、土日、祝日できないというようなご指摘もございました。現状ではなかなか土日の申請ができないということでございますので、市のホームページから様式のダウンロードをしていただいて、担当窓口のほうにファクスなり、メールなりをお送りいただいて、メールであれば土日でも受付というか、受信できますので、これで申請していただくということも可能でございます。こういった形で事前の申請がよりスムーズにできるかということにつきましては、また今後検討課題とさせていただきますので、よろしくお願いします。

◎下地 茜君

ホームページであったり、看板を立てたりというのは、やはりどうしてもローカルな周知にとどまるわけですから、できないということが基本になってしまっているということにはやはり変わらない状況なのかなと思います。この条例をつくるに当たって、今後改正していくことがあり得るのなら、現状で言えることは、セーリングをやる皆さんの声がテーブルに上がっていない状態でつくられてしまった。仕組みをつくる上で、セーリングをされる皆さんの事情が配慮されていない条例になってしまっているということは指摘したいと思います。今の進め方、少し狭い視野で進めているものと感じていまして、今後柔軟に対応していくというようなことを言っていたとしても、見方自体が変わらないと、考え方自体が変わらないと変わることはないんじゃないかなと感じています。なので、ほかの市町村の例もぜひ見に行ってくださいなと思っていて、県外、こういうセーリングの文化がきちんと根づいている海浜を持っている自治体へぜひ視察にも行っていただきたいと思っていますが、そのような予定をつくることはできるでしょうか。お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

他県他市の状況についての視察等についてでございますが、条例制定の際には他県他市の状況は視察させていただいたというふうに聞いております。今下地茜議員ご指摘の部分は恐らく、こういったマリンスポーツをされる、ボード等をされる部分でどういったすみ分けをしているのかというようなところを見てきたらどうかというようなご指摘だと思いますので、これにつきましてはまた他市のほうに電話なり、また情報等を様々集めて、今後視察なり意見交換が必要であれば、それについては前向きに対応していきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

④、与那覇前浜について、本市に海水浴場指定に向けて検討する考えはあるかお伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

与那覇前浜の海水浴場指定に向けてですが、前浜海岸や砂山海岸など、本市には全国的に認知度が高く観光客に人気の海岸が数多く存在しております。しかしながら、市の開設している海水浴場はトゥリバー地区のサンセットビーチのみとなっております。また、民間での海水浴場はリゾートホテルで2か所ございます。本市観光において海は重要な資源であり、観光客の安全確保は重要な課題であるというふうに認識しております。

市はこれまで前浜海岸の海水浴場化に向けた検討を進めてまいりましたが、海水浴場開設には、海水浴場開設期間、開設時間、また開設遊泳範囲の設定、また監視員やライフセーバーの確保、監視施設、監視棟等の設置など、様々な準備、課題があるというふうに考えております。特に監視員、ライフセーバーの確保、また開設範囲の設定や潮流等の調査については、今後さらに議論する必要があると考えられますので、海上保安部等関係機関と協議を重ねてまいりたいと思っております。

◎下地 茜君

財源確保等も課題かなというところかなと思っています。

現在の水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例では、重点区域ゾーンということで設けて、ほとんどの部分がそこになるんですけれども、遊泳するエリアとして定められていて、その遊泳するエリアに重ねて水上バイク、セーリングの発着区域があるんです。そこはブイで区切られているだけなので、

遊泳者からすると、あまり区別なく、結局この発着区域に出入りしてしまっていると。そのエリアを水上バイク、ウインドサーフィン等が出ていくという形なので、ゾーニングし切れていないんです。ゾーニングし切れていないけれども、一律禁止、申請制ということにしているので、何となく安全性が保たれているようになってしまっているんですが、ほかのところはどうやっているか、例えば逗子とか鎌倉はどうやっているかという、遊泳エリアを規定して、その外側を自由に出ていくと。だから、きちんとゾーニングがされていれば、申請制、原則禁止ということにする必要は本当はないですし、ほかのところでセーリングが根づいているような海浜においては、禁止しているところなんてないわけです。だから、神奈川県の方々に話を聞きに行くと、宮古島そうなのと、そんなことになっているの、それ大変だねと言われるわけなんです。そういうところでスポーツが根づくわけないと思うんです。もちろん営利目的のものは登録していただくんですけども、スポーツに関してまで登録を求めていくというのは、やはりゾーニングをきちんとし切れていない部分がある。セーリングの皆さんからするとペナルティーを受けているような状態で今やっているというような状況に見えますので、本来は海水浴場を指定して、ゾーニングをきれいにして、その上で原則禁止というような形はやめて、安全性を担保するというのが本来あるべき姿なんではないかというふうに思っています。これがおかしいと思えるのは、宮古島の外に出て、外から宮古島を見てみないとやはり分からないんです。さっき、ぜひ視察に行ってくださいと言ったことに対して、観光商工スポーツ部長からは明確なお答えがなかったんですけども、やはり宮古島を外から見て考え直してほしいなと思います。今宮古島が進もうとしている水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例がスタンダードな形になっていく、宮古島の遊泳者の安全を守るスタンダードな形になっていくというのは、私は大変今危うい状況に宮古島は進み始めていると思っていますので、少し考え直す意味でもしっかり他市の状況等を参考にさせていただきたいというふうに思っています。引き続きよろしくお願いします。

続いては、1の市長の政治姿勢についてというところに戻りたいと思います。3月定例会で、決議の名前が長いので短く言いますが、景観条例の高さ制限を撤廃もしくは大幅緩和を求める決議が賛成多数で可決されました。決議を受けて、宮古島市の、本市の見解をお伺いしていきたいと思っておりますが、①について、宮古島市の公示価格、2024年度版で見ますと、住宅地で12.3%、商業地で12.4%、高い上昇率の状況が継続している、そういうような報道もありました。この地価公示は国土交通省が毎年出しているんですけども、その中でも指摘がもう令和2年度にされていまして、要因としては、リゾートホテル等の建設が相次ぐ中、建設作業員やホテル従業員用の賃貸住宅の需要が高まっているというような指摘が国土交通省のほうでされておりました。住まい不足が深刻な問題とも言われる中で、今全国2位とも言われる本市の地価上昇があるわけですけども、宮古島市はこれをどのように考えているのかお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

地価上昇についての要因についての質問でございます。下地菫議員がおっしゃったとおり、国、国土交通省の土地鑑定委員会が公表している公示地価は、最新の取引事例、また定められた標準となる場所、標準地と言われているんですけども、そこから収益の見通しなどを勘案して判定され、有効需要や利便性、人口動態などの要因によって変動すると分析されております。

本市の公示地価につきましては、国が示している令和6年市町村別地価動向によりますと、住宅地につ

いては、大型商業施設の開業に伴い生活利便性が大きく向上したこと、また商業地につきましては、新型コロナウイルス行動制限がなくなったということもありまして、観光客の大幅な回復や、また新たなリゾート施設の開発等によって観光客向けの店舗等の需要回復が要因となっており、地価は高い上昇を見据えるとされております。市としましては、地価上昇につきましてはこれらが一因となっているものと捉えているところです。

◎下地 茜君

ホテルが増えていくのがよいことかというのは、ほかの市民生活とのバランスがどうかとか、様々な要因で考えられていくべきことだと思いますが、今、宮古島市は、ではバランスが取れているのかというところは問われなければならない時期かもしれません。

さらに、提案議員から、私が質問したんですけれども、質問に対して、経済を回すことが重要として、投資の力を取り入れる、人は10階の部分を買に行く、高さ制限は投資をする方々の意欲を減退させるなど、本市のホテルが投資対象となっていることを示唆する回答がありました。公的な調査で出ているわけではないんですけれども、オンラインの記事等では宮古島が投資の対象になっているというような記事はちらほらと出ておりまして、例えばビジネス総合雑誌のオンライン記事で金融アナリストの方が書いておりましたが、宮古島は地価が上昇していると、首都圏の個人投資家などに投資用不動産として販売されるケースも出てきていると紹介しています。近いところで今騒がれているのは、東京のほうで晴海フラッグといって東京オリンピックの選手村を改修した分譲住宅があります。NHKが登記簿を使った調査をしまして、多数の部屋が投資家によって購入されて、元値の1.5から2倍の価格で転売されていると。これは、公有地を使った分譲マンションというところで公共性に疑問符がつくというところの記事でもあるんですけれども、NHKの取材班はこれを少し問題点としてまとめて、こう書いています。一般世帯にとって東京で住宅を確保するのは難しくなってしまった。宮古島市が投資対象となっていくことでさらに経済が回っていくからいいだろうなのか。しかしながら、それは私たちの生活にどういう影響を与えられるのか、ここに行政は応えられるのかというところが聞きたいところですが、宮古島市は市内のホテルやアパートが投資対象となっていることを認識しているのでしょうか。また、その場合、私たちの生活への程度の影響があるか把握していますか。お答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

本市における首都圏の個人投資家による不動産投資に関するご質問ですが、不動産市場で市内のホテルやアパートの売買があるということは聞いております。売買の情報など詳細は調査が難しく、個人投資家かどうか把握できませんが、島内の地価高騰や家賃高騰により不動産価格は上昇しており、島外の投資家が参入していることは十分に考えられます。

市民生活の影響としましては、不動産価格の上昇に伴い、住宅価格の上昇、賃貸住宅家賃の上昇、物価の上昇も懸念されております。

◎下地 茜君

一時期は宮古バブルとも言われました。今も宮古バブルに当てはまるのかどうかですが、バブルというのは実態がないけれども、実態をはるかに超えて価値が膨れ上がる。それにブレーキをかけると一気に崩壊するので、この価値を膨らまし続けなければいけないと。コントロールが利かない、危うい状態でもあ

るわけです。本来の宮古島の本当の需要に対して適切な供給量なのか、把握するのはなかなか難しいと思うんです。今年の4月に新聞の見出しでも水の問題などが出て、一例で、沖縄タイムスでは、「ホテル続々、水不足懸念」というふうに見出しをつけて話題になっておりましたが、このりゅうぎん総合研究所の調査レポート、宮古島市の観光と水問題について提言が5つ書いてあって、節水を意識したリゾート開発、あるいは水源地開発、設備の更新、計画・コストへの理解をしてもらうということ、そういった中で随時計画と現状のずれがないか確認するということも提言の中に書いてありました。実態把握が何にも増して必要だと思いますが、まず質問したいことは、本年度の新規事業、長期水需給計画の策定を計画していると思いますが、これは今増加するホテルあるいは仮住まいの方が住まうマンションなど、そういったものも考慮した需要の試算となるものかお伺いしたいと思います。

◎水道部長（下地貴之君）

今年度において発注する業務は、長期水需給計画策定に向けた基本調査検討業務であります。具体的には5つ項目がありまして、1つ目に既存施設等の現状把握、課題の整理、2つ目に水需要予測の検証と計画水量の設定、3つ目に既存計画である新水道ビジョンの現状分析、4つ目に新たな水源確保の方向性の検討、提案、5つ目に現有施設の更新の方向性の検討提案の5項目において計画策定に向けた業務を行っていきます。下地茜議員ご質問の増加するホテル等につきましても、水需要予測の検証の中で、現計画である新水道ビジョンにおける水需要予測の推計書を基本にして、現時点における人口や水利用の推移等を踏まえ再検証を行います。また、新たなリゾート開発の動向や大規模災害等を含む不測の事態を勘案して給水量を推計しまして、令和16年までの水需要予測を基に長期水需給計画を策定いたします。

◎下地 茜君

水については、観光をはじめ島外労働者、島外から来られる労働者、自衛隊や海上保安庁など、言わば社会増に対する需要について、恐らく必要性を認識して調査する準備をされているのかなと思っております。これは大変評価すべきことだと思っております。

では、一方で、高騰する地価やそれに伴う住まいの不足について、宮古島市は、これの要因はこれであり、影響はこうでありと、ではそれに本市はどういう対策が必要で、費用は幾らかかるというような、今後何か都市計画を考えていく上での実態調査をする考えはあるかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

本市における地価高騰や住宅不足について、要因と影響に関するご質問ですが、本市の観光地としての人気がとても高く、リゾート開発による土地の売買などが活発になっていることが地価高騰の主な要因と考えます。また、リゾート開発に関わる事業者の島内での一時的な住居や、ホテルなど観光関連事業者の従業員の住居として民間賃貸住宅が不足していると考えております。さらに、地価高騰や建築資材の高騰により民間賃貸住宅の建設費が高騰し、結果、家賃を高くしないと採算が取れないという状況も生まれております。これらの問題が若者の住宅不足、定住の課題となっております。現在、実態調査の予定はございませんが、若者の定住促進に向けた取組により対応を進めてまいります。

◎下地 茜君

本来は、そういう辺りの影響をまとめていただいて、その上で、宮古島市景観条例もそうですけれども、どういう未来予想図を描いていくのかというところがあるべきかなと思っています。今、口頭で答弁いた

だきましたけれども、これが何かベースになって今後の計画を立てていくというような調査であったり、何かベースになるようなものではまだまだないのではないかなと思っているんです。そういう本来であれば長期水需給計画をつくった先に様々な計画をつくっていくと同じように、都市計画に関しても今の建設ラッシュの影響、市民生活への影響を土台にして次の景観条例の在り方等を考えていくというのが順番ではないかなというふうに思っています。

提案議員からまた、高さ制限を撤廃して高さのある建物が建つようになると市の固定資産税の収入がアップするという説明などがありました。私からは、地価が上がり、固定資産税が上がると市民の税負担が上がるのではないですかというふうに質問したんですけれども、回答としては、市民のことを話しているのではないと。企業が払う固定資産税を指しているのだという話でした。私も今年は固定資産税の通知書で相談を受けまして、建物が建ちようもない土地でも上がっているわけです。恐らく、畑は別として、土地、建物を持っている市民の皆さん、漏れなく固定資産税の上昇のさなかに置かれているのではないかなと思うんですけれども、では提案議員の言うように企業も含めてどのような状況か聞いていきたいと思いますが、まず本年度の固定資産評価額平均について、前回との比較、比率をお伺いします。また、地価の急激な上昇があった場合に負担調整措置により上昇率が据え置かれることとなっていると思いますが、本市もその状況にあるのかを併せてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

負担調整措置についてお答えをいたします。

比較と、あと負担調整措置がされているかという質問でございました。令和3年度と令和6年度の評価替え年度の概要調書の宅地価格の比較になりますが、令和3年度平均価格が1平方メートル当たり1万1,530円、令和6年度平均価格が1平方メートル当たり1万4,400円で、約25%の上昇となっております。また、宅地最高地点の価格比較としましては、令和3年度が1平方メートル当たり9万8,840円、令和6年度が1平方メートル当たり11万3,540円で、約14.8%の上昇となっております。

負担調整措置につきましては、本市におきましても宮古島市税条例に基づき、土地の評価額の急激な上昇があった土地に対して、税額も急激に上昇させるのではなく、緩やかに上昇させる措置を取っているところでございます。

◎下地 茜君

上がっているということではありますが、負担調整措置されている、急激に上がらないように措置はされている。ただ、毎年上がっていくような形になるのかなというふうに思っています。

次の質問ですが、沖縄振興特別措置法に基づく離島ということで、ホテル、旅館などに固定資産税の課税を免除する特例があると思います。概要をお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

固定資産税課税免除の特例についてお答えいたします。

宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例の第3条に離島の地域における課税免除の条項がございます。概要としましては、旅館業法に規定する旅館、ホテル営業及び簡易宿泊所営業の用に供するホテル、旅館または簡易宿泊所の建物を新設または増設をした青色申告者等について、当該対象設備である家屋及び当該家屋の敷地である土地に対して課税されるべき初年度分から5年度分までの固定資産税につ

いて課税免除することができる内容となっております。

◎下地 茜君

課税免除をできる制度があるということですが、宮古島市でどのくらい使われている制度なんですか。この制度の中で宮古島市負担のようなものがあるのか、併せてお聞きできればと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

課税免除の令和5年度の件数、あとは免除金額についてお答えをいたしたいと思います。

令和5年度におきましては、免除件数が、土地が14件、家屋が39件、免除金額は、概算税額にしますと8,406万8,200円（ 部分は136頁に発言訂正あり）となっております。ちなみに、全額免除いたしますが、該当する部分には免除しますが、そのうちの75%が交付税として措置をされる措置制度となっております。そのうち25%の税収はその分、免除しますので、減るという形にはなりません。

◎下地 茜君

では、沖縄振興特別措置法に基づく離島のホテル、旅館への固定資産税免除措置、取り入れていない市町村があるかどうかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

修正があるそうです。

◎総務部長（與那覇勝重君）

すみません。先ほど免除金額がちょっと、発言が間違っていますので、訂正したいと思います。

先ほど8,468万2,000円というふうに申し上げましたが、8,406万8,200円の間違いです。すみません。訂正させていただきます。

3番目の質問で、固定資産の課税免除の特例を行っていない市町村があるかという質問にお答えをしたいと思います。まず、沖縄振興特別措置法に基づく離島につきましては、同法第3条第3号及び同法施行令第1条で、沖縄にある島のうち、沖縄本島以外の島で、宮古島、石垣島その他内閣総理大臣が関係行政機関の長と協議して指定した島とすると定義をされております。指定離島を有する市町村は18ございます。そのうち、ホテル、旅館などの固定資産税課税免除の活用実績のある市町村は、本市を含めて7市町村、活用実績のない市町村は11市町村となります。

◎下地 茜君

すみません、少し分かりにくかったんですが、県のホームページのほうにでも事業者向け概要がありまして、それを見ると、令和3年度時点では粟国村と石垣市はこの特例措置やっていないですよという注意書きがありました。念のため石垣市のほうへ確認しましたら、石垣市はやっていないということで、理由として市町村任意であるのでということでありました。

25%という話もありましたが、本当に費用対効果というところも考えて必要な制度なのか、いま一度その制度概要を読んでみると、観光リゾート産業の立地を促進というふうに書いてあるんです。本定例会の一般質問でも、昨日見させていただいていましたが、急増するホテルと水供給量など、オーバーツーリズムの問題が頻繁に取り上げられていると思います。そうしたさなか、一方で宮古島市は立地促進を進めている現状でもあるということです。

昨今、地価が上がって、市民の固定資産税の負担も上がっていると。提案議員が大きな企業の話である

としたホテルのケースを見ると、免除措置されている現状があるということです。固定資産税免除措置については、私も質疑の中で提案議員に質疑しましたが、何の答弁もありませんでした。決議書が市民の声を反映しているのかとした質疑に、提案議員からは業者も市民であると答えられたように、決議書がもし主に業者の声を反映したものであるとしたら、業者ではない市民の声はこの決議書の一体どこに反映されているのか。市の行政というのは市民の生活を一番に守るものではないのか。今宮古島市がどういう状況にあり、将来どういう状況に向かっていくのか、その認識も把握もなかなか難しいという中で、ただ、だからといってこういう部分を見捨てていいというわけではないですから、宮古島市としてどういう次の宮古島を描いて、そこにどういう市民生活があつて、この景観条例の高さ制限を撤廃というようなことが出ましたけれども、これを考えていくのか。これどういうふうに見直しされていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市景観計画における基準の見直し検討に当たり、市民や事業者の意向を把握するアンケートを実施することが最も重要な手続であると考えておりますので、景観審議会の意見を伺った上で、11月から12月にかけて当アンケートを実施したいと考えておりますので、その結果を基に見直しの必要性を検討してまいります。

◎下地 茜君

アンケートという話がありました。高さ制限をよしとする方の中には、ゾーニング規制に変えたほうがいいという意見もありました。ただ、それならゾーニング規制を先に検討すべきはなんです。まず真っ先に高さ制限を撤廃するというのは、やはり順番が違うだろうと思います。

昨年、久貝美奈子議員、会派で、2人で恩納村へ、景観むらづくり条例というのが恩納村にあるんですけれども、その話を聞きに行ってきました。ちょうど恩納村でも景観むらづくり条例の改定を検討していて、その中で当然アンケートもやるということでした。このゾーニング規制が宮古島市に合っているかどうかというのは少し別として、話を聞いてみる必要があると思いますが、改定に当たっての考え方や進め方、参考になるのではないかなと思います。視察という形でも直接宮古島市が話を聞ける機会が大事なのではないかと考えています。ぜひいろいろ地域の声を聞いてほしいという意見も建設部長との意見交換の中では述べましたが、他市町村の先行事例等も参考にしながら、慎重な対応を求めたいと思います。

続きまして、3の防災行政についてお伺いします。4月3日に津波警報が発令されております。関連してお伺いします。他市のというと、これは宜野湾市ですが、LINEを利用した通知では避難場所等の記載があつて、避難時の注意等も記載されておりました。本市でも同様の対応ができないかお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

4月3日に発生しました台湾東部地震に伴う津波警報におきまして、市防災情報システムにより防災無線、LINE等のSNS、防災アプリへの情報発信を行っております。災害時には迅速かつ的確な情報伝達が求められますが、本市といたしましては、防災アプリとしてハザードンやヤフー防災アプリの活用を推奨しているところでございます。両アプリにつきましては、位置情報を基に最寄りの避難場所、避難所を確認できることや、津波警報などの防災情報以外に国民保護情報や市からの防災情報の取得が可能となります。平時から避難場所や避難経路の確認を行っていただくことも防災時には情報取得や避難支援ツ

ルとして活用いただけるよう、引き続き防災アプリ等の普及に努めていきたいというふうに考えております。各家庭に配布しました宮古島市防災マップの裏のほうにも防災情報の配信についてということでQRコードを掲載しておりますので、活用していただきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

防災アプリの活用を促していくということでした。周知等が大事かと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

今回、カママ嶺と野原に避難された方が多かったようで、ハザードマップを見ると、別にその一番高い場所を目指さなくても、北小学校とか宮古総合実業高校とかも避難場所だったんです。避難対象ではない地域の方がもっと高いところというところで避難をして、1か所に避難が集中したというような状況もあったのかなと思っています。そういったところをどう知らせるのかなという課題があると思っています。津波警報が発令されたときに避難場所が分からないという声も聞かれました。宮古島市のハザードマップ、PDFで用意されているので、私も当日見たら、少しアクセスが集中して操作しにくい状況がありました。他市町村と同様にウェブ版ハザードマップの導入は可能かお伺いしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどの答弁と少し重なりますが、本市では防災アプリ「ハザードン」の活用を推奨しているところがございます。石垣市、名護市が導入しているウェブハザードマップの機能もほぼ有しているものと理解しているところがございます。様々なアプリや防災システムは機能が向上していく傾向にあるというふうに考えておりますので、今導入されている石垣市、名護市も含めて、いろんなものを含めて比較検討しながら、もし更新の必要性があれば適宜更新していきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

アプリもいいんですけども、そのアプリはスマートフォンでないと見られないので、例えばパソコンから見たい人とかはやはりPDFでやらないといけないので、他市町村が使っているものが費用が幾らでとか、その辺りが分からないところではありますが、規格をそろえるというか、宮古島市だけが見た感じPDFになっているのかなと思うので、可能であればウェブ版というところも検討していただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、4月25日に大規模停電がありました。停電時の情報をFMラジオで知ったという声もありましたが、一方で、池間島、城辺地域の一部地区、これ福嶺地区ですけれども、FMラジオが入らないため不安を感じたという意見が寄せられています。令和4年度の3月定例会では、狩俣勝成議員の質問に、民放ラジオ難聴解消支援事業、総務省の事業について検討するという考えを示されていましたが、その後の進捗をお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

FMラジオ、FMみやこの難聴地域の件でございます。難聴エリア解消のための中継局を整備する事業としまして、総務省、民放ラジオ難聴解消支援事業があります。放送局が主体として中継局を整備する方法と、市町村が整備をして放送局に委託する方法があると聞いております。令和5年3月定例会の終了後、FMみやこに聞き取りを行ったところ、FMみやこは、コミュニティーFM放送局の出力制限措置によりましてFMみやこの送信出力は20ワットに制限をされておりまして、そのことから難聴エリアが発生する

ということがありました。それを受けて、親局として20ワットのほかに上野中継局、伊良部中継局、多良間中継局の3つの中継局を設置しているとのこと。一方で、下地茜議員がご質問されております東海岸、また池間島につきましては難聴エリアとなっており、改善が求められているというのは聞いております。難聴エリアの解消に向けては、さらなる中継局の整備をする必要があるということとして、整備費や保守メンテナンス費用は、整備する場合、経営を圧迫するもので、これ以上整備運営費の捻出は困難であるため、ほかの方法による難聴エリアの解消を現在検討しているとのことでした。また、FMみやこによりますと、難聴対策としまして、送信出力を現行の20ワットから増力することで良好な受信環境が構築され、中継局までの伝送路使用料や、また保守メンテナンス費用が削減され、経済的にも有効であるということがありまして、現在そのシミュレーションを行いながら関係機関と調整中ということでありました。

◎下地 茜君

関連機関と調整中であると。ぜひ進めていただきたいなと思います。総務省の事業概要を読むと、特にラジオは災害時のファースト・インフォーマーであるとして、難聴地域の解消を進めていくものとしています。本市だけで進めるものではないので、時間がかかるというのは分かるんですが、情報の届かない地域へ災害時においていかに等しく情報の機会を届けるかというのは行政の責務でもあると思いますので、市民の声があるときに、これは民間に行方を任せるというのではなく、行政が通称ナンコウジ坂の向こうに住む私たちの生命、財産もひとしく守られるように情報提供を確保する、むしろ行政が引っ張って進めていただきたい事業というふうに思っております。難聴地域の方から厳しく言われておりますので、しっかりお伝えしたいと思います。よろしくお願いします。

では続いて、6月補正でも予算が上がっております若年がん患者等支援事業、アピアランスケアの支援と若年がん患者在宅療養生活支援、市町村が支援をするときに県が2分の1の助成をするという仕組みになっていますが、市町村のほうで制度をつくる必要があるわけですが、しっかり対応していただきました。ありがとうございます。アピアランスケアについては、おおむね必要な支援者数の想定がついているようでしたが、若年がん患者支援のほうは見えない数字でもあり、必要なところへきちんと伝わるのか、この制度があるよということがですね、心配もあります。周知方法についてどのようにされるのかお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今定例会で補正計上しております、新規事業となります、がん患者アピアランスケア及び若年がん患者の支援事業については、本定例会で予算が成立した後に、市のホームページ、広報誌、公式SNS等を活用し、また宮古病院地域連携室、こちらの中にがん相談支援センターというのがございますので、そういう市内の医療機関とも連携しながら周知に努めていきたいと考えております。

◎下地 茜君

的確に届くように関係機関、関係団体に協力をお願いしていくというのは重要なことだと思います。例えばリーフレットを作成するなど、そういうところにも担当部署がもし予算をつけたいということがあれば予算をつけてあげるとか、市としてもぜひ周知されやすいように支えていただきながら、この事業を進めていっていただきたいと要望いたします。

では、水道行政についてお伺いします。宮古島市地下水保全条例で、水量の確保が困難であるという

きには水道水源地以外の地下水利用を市の水道に提供するように要請することができるというような条文があります。では、もし今そういうような状況になったという場合に、速やかにこれは対応できる状況にあるのかというところを確認したいと思うんですが、初めの質問は、これはハード面、この際の整備がしっかりされている状況なのかお伺いしたいと思います。

◎水道部長（下地貴之君）

ご質問の水道水源地以外の地下水を水道水に提供できるような整備はされておりません。

◎下地 茜君

幾つかやはり課題が出てくるだろうなと思っていて、そこを明らかにして、ではどういうふうに対処していくのかというあたりを今後、市として必要なことになっていくんではないかなと思っていますが、ハード面の整備というところと、それから水質の担保、もし農業用水なりそのまま水道水に使えるのかというときに、やはりその水質の担保、水質検査とかが必要になると思うんですけれども、その辺りどういうふうにされるのかという検討はあるのか、ガイドラインのようなものがあるのかなど、お伺いいたします。

◎水道部長（下地貴之君）

先ほど答弁しましたが、水道水源地以外の地下水を水道水に提供できる施設が整備されておりませんので、検討は行っておりません。

◎下地 茜君

条文にはできると書いてあるけれども、まだそういう準備はされていないという状況かなと思います。今年は長期水需給計画で今後の水需要を出していくということなので、差し当たって水が今足りていないという認識ではまだないのかなとは思ってはいるんですが、ただこの長期水需給計画を出していく中でそういうようなところも、もしこういう不測の事態が起こったときにどうするのか、条文のあるとおりに使えるようなことを整えていく必要があるんだろうと思うんですけれども、そのためには何が不足していて、何が必要なのかというところも次の課題としてぜひ持っていて、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次の環境行政は、少しこれは追加していろいろ質問もしたいと思っておりまして、30秒では難しいので、次回、もう少し制度を私も調べて、写真等も併せながら質問をしたいと思っています。鉛を使う施設というところで、本来であれば環境の監視の対象なんですけれども、恐らく今そういうような状態ではなく、宮古島市にも情報共有されていない状態だと思いますので、ここは次回しっかり聞いていきたいと思っています。

以上をもちまして私の6月定例会一般質問を閉じさせていただきます。残業しながら答弁を作成された職員の皆様、遅くまでお疲れさまでした。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

◎下地信広君

最近、観光客の方と交流がありまして、伊良部島にあまりに街灯が少ないということなので、ぜひとも、県道、市道ありますが、ちょうど伊良部島から佐和田に抜ける通称ゴカリ道に、ぜひとも100メートル間隔で街灯をつけていただきたいなと要望申し上げまして、早速一般質問に入りたいと思います。

まず、観光について伺いたいします。宮古島市の第2次宮古島市総合計画において入域観光客の満足度向上と観光消費額の増額を掲げておりますけど、2022年度から2023年度の満足度と観光消費額をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

2022年度から2023年度の満足度と観光消費額についてでございます。第2次宮古島市総合計画で掲げている観光客満足度、また観光消費額は、沖縄県の観光統計実態調査の数値を基に算出しております。目標値は、2026年度を最終年度として、満足度は74%、観光消費額は807億8,000万円を設定しているところです。2022年度の観光客の満足度は67%で、目標に対しては90.5%、観光消費額は779億6,360万7,155円で、目標に対して96.5%の達成となっております。2023年度の数値につきましてはまだ発表されておませんが、観光消費額については、2022年度の数値を基に算出いたしますと、911億561万1,135円、目標に対して112.7%となり、2026年度で掲げている目標値を達成する見込みとなっております。

◎下地信広君

2022年度67%ということですが、この満足度についてはどういうふうな計算しているのか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

満足度の算出についてでございます。観光客の満足度については、沖縄県が実施しております観光統計実態調査での宮古圏域についての結果を用いております。また、観光消費額については、空路の算出は、同じく観光統計実態調査の宮古圏域における1人当たりの観光消費額を本市の空路入域観光客数に乘じ算出しております。海路については、こちらも県が実施している外国人観光客実態調査の1人当たりの宮古圏域における観光消費額を本市の海路入域観光客数に乘じて算出しております。ただ、外国人観光客実態調査は、令和2年度から令和4年度においてはコロナの影響により調査がされておませんので、令和元年度の数値を基にしているところです。

◎下地信広君

この満足度で67%、2022年ですね、目標が令和8年度74%を目指していますけど、これは可能性としてはどうでしょうか。大丈夫でしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

2023年度につきましては、まだ数値が公表されていないということでお話ししております。それが2026年度で達成できるかというようなご質問でございますが、2023年度の実態調査を踏まえまして、そこは今後検証に入るとは思いますが、年々観光客の満足度は向上しているというふうに感じておりますので、これにつきましては目標達成に向けて、担当部局、宮古島の観光団体、関係団体含めて取り組んでいきたいと考えております。

◎下地信広君

本当に最近観光客が増えて、自然環境への影響が懸念されております。伊良部島でも雑木とか伐採されたのがありましたけど、この美しい宮古島、美しい海とか自然、この景観、観光資源の保全について、観光商工スポーツ部長、どういうふうに考えているのか、観光商工スポーツ部長の考えをお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島の自然を今後守っていく観光の在り方という考え方でございますが、観光客の増加は、本市の観

光産業、また飲食産業をはじめ、多くの分野が活性していくことで島の経済が発展していくことが期待されるところです。その一方で、二次交通の課題や環境及び市民への負荷なども懸念されているところがございます。市としましては、宮古島の観光資源であります豊かな自然を守りながら、市民生活と調和した観光推進を図っていくことが重要であるというふうに考えております。市民と観光客が一体となって持続可能な観光地づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

次に、観光客の増加と宿泊施設の増加に伴う生活用水の需給バランスについて当局の見解をお伺いします。ほかの同僚議員も質問しておりましたが、もう一度お願いしたいと思います。

◎水道部長（下地貴之君）

本市は、令和10年度において入域観光客数200万人を目標としておりまして、そのうち空路で105万人を見込んでおります。令和13年度までの水道計画で、令和8年度をピークとして、1日平均給水量、これは2万6,800立方メートルを目指すこととしておりまして、令和5年度の実績で1日平均給水量2万5,300立方メートルと比較すると約1,500立方メートルの水量が確保できます。将来における観光客の増加に伴うホテル等の使用水量、それからアパート等の増加に伴う需要水量も予測されている計画となっております。それと、現在の水道計画、これ伊良部島の浄水場再稼働も含めまして、あと新水源の開発、それで十分に対応可能であると考えております。水の需給のバランスは、現在問題ありません。

◎下地信広君

問題ないということではありますが、今袖山の浄水の処理能力が2万9,960立方メートルです。加治道の浄水場が4,044立方メートル。ということは、皆さんの計画でも30年においたらこれ足りないんだけど、伊良部島の上水道の処理施設ができれば大丈夫という考えでよろしいですか。

◎水道部長（下地貴之君）

伊良部島の浄水場の再稼働と新しい水源の開発で十分対応可能であると考えております。

◎下地信広君

新しい水源の浄水場の処理能力というのはどれぐらいを考えていますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時12分）

再開します。

（再開＝午前11時12分）

◎水道部長（下地貴之君）

伊良部島の浄水場では、1日当たり2,000立方メートルを目標としております。

◎下地信広君

次に、宮古島地下水のモニタリング調査の進捗状況でございますが、昨日の新聞にも全地点で水質基準を下回ると書いてありましたけど、これに付け加えることがあれば答弁をお願いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境保全課では、通常の地下水モニタリング調査に加えまして、地下水に含まれるネオニコチノイド系

及びフェニルピラゾール系農薬の調査を令和6年2月に9地点で実施いたしました。結果は市ホームページに公表しておりますが、国が示す基準を大きく下回った数値となっております。なお、農薬のモニタリング調査につきましては今後も継続していく方針で、今年度も4回実施する予定となっております。

◎下地信広君

水道部長、教えていただきたいんですけど、今、袖山と加治道、湧き水と、あとは11か所の井戸から取水していますよね。取っていますよね、水。この上水道の水、今言っている原水の調査とかは、水質調査はどうなっていますか。

◎水道部長（下地貴之君）

水道水源から取水される地下水については、毎月検査をしております。ホームページにも公表しております。

◎下地信広君

次に、産業廃棄物、これは発泡スチロールの収集状況についてお伺いしますが、たしか4月から取って3か月になろうかと思っておりますが、その収集状況、満杯なのか、それとも処理しながらやっているのか、変わらないのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

発泡スチロールの受入れ状況についてお答えいたします。

事業所等から排出される産業廃棄物に該当いたします発泡スチロールについては、宮古島市内の処理が滞っている状況を受けまして、今年4月1日より市のクリーンセンターで受入れを開始しております。処理については、現時点で焼却処分がまだできない状況でございますので、ストックヤードで保管を行っております。4月1日から6月13日時点の受入れ数については、搬入車両台数が延べ222台、保管しているフレコンバッグの数は77袋となっております。事業所が持込みできる数量について、受入れ開始時は1事業所当たり45リットル透明袋で1日10袋まで持込みを許可しておりましたが、4月下旬には島内で3社目の産業廃棄物処理事業者の発泡スチロールの処理を行っている事業所が許可を取ったということが確認できましたことと、またストックヤードがうちのほうに逼迫している状況も踏まえまして、5月20日より1事業所当たり1日3袋までと制限をさせていただいております。発泡スチロールを処理できる産業廃棄物処理事業者のほうを市のほうでも案内をしているところです。

◎下地信広君

本来なら県のほうが産業廃棄物は担当だと思うんだけど、その県との調整はやっているのか、いつまでこれ続けるのかどうか、お伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

クリーンセンターのほうは環境省による国庫補助を活用し設置した一般廃棄物処理施設であるため、財産処分等の変更承認を得ずに、産業廃棄物、今回は発泡スチロールですけれども、その焼却処分を行うことがまだできておりません。現在、産業廃棄物に当たる廃プラスチックを一般廃棄物と併せて焼却処分できるよう、沖縄県と協議を行って、併せ処理の承認申請手続を進めているところです。承認の見込みといったしましては、現在はまだ環境省のほうからは返答はいただいておりますが、なるべく早急に承認が得られるよう、県との協議も進めていきたいと思っております。

◎下地信広君

発泡スチロールはリサイクルできるわけですので、燃やすよりやはりリサイクルのほうがいいのかなと思っておりますが、リサイクル業者もできている話も聞いておりますので、そういった部分ではリサイクルに持っていく方法というのは考えていないんですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

下地信広議員おっしゃいますとおり、伊良部島のほうに発泡スチロールをリサイクルできるような産業廃棄物処理施設について整備した事業者がございます。これ4月の下旬のほうに許可をいただいているということで、私も施設を視察させていただきました。ただ、発泡スチロール、汚れているものは駄目だそうで、きれいなものでなければリサイクルできないということでした。きれいな状態のものでしたら、なるべくリサイクルすることがよいかと考えておりますので、市のほうでもそちらのほうを案内していきたいと思います。

◎下地信広君

やはり資源は大事にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、ごみ収集業者の酒気帯びの運転対応について、新聞でも報道されましたけど、どういうふうに対応したのかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和6年5月17日に発生いたしました、市が委託しておりますごみ収集業者が道路交通法、これは歩道走行について注意を受けまして、その後、酒気帯びで逮捕された事件につきましては、市民の信頼を失墜する行為であり、市といたしましても憤りを感じております。6月6日に市の顧問弁護士と相談しており、今後、処罰委員会等を開催し、酒気帯びで逮捕されたごみ収集委託業者に対し処分を検討してまいります。市が委託しております収集委託業者を集め、今後、宮古島警察署及び関係機関の協力を得ながら研修会等を開催し、二度とこのようなことが起きないように周知徹底を図ってまいります。

◎下地信広君

宮古島市が指定している業者ですので、しっかりと対応していただきたいと思います。

次、大雨で冠水した伊良部大橋両端というか、伊良部島の長山県道と久松側の冠水対策についてお伺いしたいと思います。どちらも県道ですけど、よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご質問の伊良部島側の道路は市道伊良部103号線で、冠水の原因としましては、浸透ます横断溝が詰まっていることを確認しております。早急に浸透ます横断溝の清掃を実施し、改善に向けて努めてまいります。

久松側の冠水対策につきましては、県道平良下地島空港線及び臨港道路伊良部島線の交差点で冠水が発生し、道路が遮断されたことにより周辺で渋滞を引き起こすなど、多大な影響をもたらしました。冠水対策につきましては、県道、臨港道路の両道路における浸透池を清掃業務を発注済みで、改善に向けて取り組んでいるところでございます。

◎下地信広君

県道ですけど、一応は掃除すると。これは市の予算でやるの、県の予算でやるの。掃除。県道だけ。

◎建設部長（川平陽一君）

伊良部島側の道路は市道になっておりますので、市の予算で清掃はいたします。それと、県道平良下地島空港線と臨港道路、臨港道路は市道になっておりますので、この交差点になりますので、これはおのこの、県の管理する浸透池、市が管理する浸透池がございますので、それはそれぞれ県と市で対応してまいります。

◎下地信広君

次です。介護保険法が施行されて24年目を迎えております。介護事業所の経営状況や労働条件の悪化等、介護従事者の人手不足が深刻化しております。これを踏まえてお伺いしますが、まず宮古島市における人手不足について当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

介護職員の人手不足についてお答えいたします。

介護職員の人手不足については、全国的に深刻さを増している状況で、今後高齢化が加速する中、本市においても人手不足の解消は喫緊の課題であります。

その対応策として、本市では今年度、介護人材確保対策事業として、介護職員初任者研修と介護士実務者研修を開催します。新たに介護職に関心を持ってもらうことや資格取得に向けた道を開くことで現職の離職を防ぐ目的として実施いたします。

◎下地信広君

次に、宮古島市における介護職員の必要数について、必要数と、また不足の人数、どれぐらいの差があるのかお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

介護職員の不足人数についてお答えいたします。

現在、本市の介護事業所における介護職員の必要数に対する具体的な人員の不足人数の把握がまだできておりませんが、介護職員を配置できないため利用者の受入れを制限している事業所が実際にあると伺っております。

◎下地信広君

それほど事業所はないと思うんで、電話かけても、足を運んででも、やはりこれ調査したほうがいいと思います。次のサービスにつなぎますので。

介護保険が2000年に開始されて、もう24年目を迎えておりますけど、社会全体で家族を支えようというのでできましたけど、だんだんとこれも崩壊しつつある。今、1月から5月まで5か月間で全国で74件倒産しておりますけど、倒産とか休止状態に追い込まれた事業所が宮古島にあるのかどうか、把握しているのかどうか。

◎福祉部長（守武 大君）

本市における今年1月から5月までに廃業した事業所はありませんが、一時休止した事業所が1か所あります。そのほか、障害の事業所なども、人手不足や報酬改定により休業や廃業をした事業所も実際にあります。

◎下地信広君

次に、介護保険料が改定のたびに上がり続けて、今度は9期だと思いますけど、市民負担が増えております。この介護保険料抑制対策について、当局の見解をお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

介護保険料抑制対策についてお答えいたします。

介護保険サービスや介護保険施設などを利用する高齢者の増加に伴う介護給付費総額の上昇が見込まれることから、財源の一部である介護保険料の負担額を上げざるを得ない状況であったことが介護保険料が上がった要因と考えております。

今後、介護給付費及び保険料負担額の上昇を抑制するため、本市では、介護サービス等の適切な給付を推進することを目的に介護給付費適正化事業を実施するとともに、介護を必要としない元気な高齢者の増加を目的に、関係機関と連携して各種介護予防事業の展開を図っているところです。

◎下地信広君

今、宮古島市の介護認定率は何%ぐらいでしょうか。お伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時30分）

再開します。

（再開＝午前11時31分）

◎副市長（嘉数 登君）

先ほど下地信広議員から介護人材不足に対する調査の必要性というご指摘がございました。市としてもこの介護従事者の人手不足というものは深刻だというふうに受け止めておりまして、先ほど答弁させていただいた介護職員初任者研修ですとか介護士実務者研修というものをやっておりますけども、ご指摘のあった不足人員、それ現時点では把握できておりません。早急に調査をいたしまして、必要な対策といったものは検討していきたいというふうに考えております。

◎福祉部長（守武 大君）

すみません。介護認定率についてお答えいたします。

現在、18%が認定率となっております。

◎下地信広君

介護保険料を抑えるにはやはり介護認定、みんな健康のほうがいいんですけど、要介護にならない状態をつくっていく、つまりは予防に力を入れるということが大事だと思っておりますけど、いろんな介護予防の事業を皆さんやっておりますが、なかなか効果が出ないのではないかなと私は考えている。というのは、その評価をしていただきたいわけ。つまり体操をやるにもどれぐらいの体力があるのかどうかからやって、これ1年経過した後にはどれぐらい回復したとか、そういった筋力の強化とか、そういったのをみんな評価していかないとなかなか私は難しいのかなと思っております。もう一つは、40歳から介護保険料を払うわけですから、予防に取り組むというのも大事なかなと。そうする環境をつくってあげる。一番私がいいと思うのは東小学校近くの学びの森、ああいうところを郡部にそれぞれ1つずつ造って、併設してウエートトレーニング室も造る。そうすれば、今最近ウエートトレーニングブームですから、両方やれば

もっともっとみんな健康的になるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひとも頭の片隅に置いて、まずは予防も大事なんだけど、結果がどれぐらいいついてくるのかどうかというのを調査して、ちゃんとデータを取っていただきたいなと思っております。

それで、介護保険、最後に聞くんですけど、最初、1期、今9期だと思うんで、1期が多分宮古島市は3,160円から始まっていますよね。全国が2,917円です。この1期から今までの、9期までの基準額は分かりますか。今できますか。

◎福祉部長（守武 大君）

介護基準額の推移についてお答えいたします。

宮古島市が合併した後の平成18年からの基準額を答えたいと思います。平成18年から第3期が4,500円、平成21年からの4期が4,800円、平成24年からの第5期が6,400円、平成27年からの第6期が6,940円、平成30年からの第7期が7,150円、令和3年からの第8期が6,982円、そして第9期、現在、令和6年からのものが7,235円となっております。

◎下地信広君

だんだんとやはり上がっておりますので、サービスだからもう仕方ないのではなくて、やはり努力する。本当にみんな困っていますので、ぜひとも次、3か年後、少しでも横ばいであつたらうれしいなと思っておりますので、ぜひ努力していただきたい。一番安いのが今、日本では2,800円ですので、そう考えるともう3倍ぐらい高くなっているところもあるということです。

次、これも何名かの同僚議員も言っておりますけど、宿泊税導入について、令和8年度を目指しているとは言っておりますけど、その県との調整、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宿泊税の県との話合いの進捗状況でございます。宿泊税導入について、前回定例会以降からの進捗状況についてご説明いたします。

宮古島市3月定例会終了後の3月28日に第3回目となります。沖縄県と宿泊税の導入を検討している5市町村との連絡会議が開催されました。これは、担当課長、担当者での会議でございます。その後、年度が明けまして、5月15日、導入を検討しております5市町村の市町村長と沖縄県の池田竹州副知事との意見交換会が開催され、本市からも嘉数登副市長のほうが出席しております。

◎下地信広君

最後になりますけど、たらま島一周マラソン大会と、ロマン海道・伊良部島マラソン大会の日程調整について、たらま島一周マラソン大会は第3土曜日にやっているみたいなんですけど、かち合うのが多いということで相談を受けました。これ可能かどうかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

日程の調整の件についてでございます。ロマン海道・伊良部島マラソン大会は、17エンドハーフマラソンに名称を変更し、毎年11月に開催しております。たらま島一周マラソン大会との日程調整につきまして、同じ11月開催ということもございますので、同日にならないよう、多良間村の観光振興課と日程調整は行っております。ちなみに、今年度の実施予定では調整は済んでいるところでございます。ちなみに、たらま島一周マラソン大会は11月16日を予定しているということです。

◎下地信広君

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時39分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎前里光健君

前里光健です。一般質問を始めたいと思います。

農林水産行政について伺います。豪雨災害についてです。5月20日から21日に発生しました豪雨により、市内各所で道路の冠水や畑への浸水、物損被害も発生しました。高野地区では集落内が冠水し、数軒の民家が床下、床上浸水の被害に遭いました。自動車のほうも数台、走行不能となる被害が出ております。また、高野地区の近くの農家、大野山林水路近くではビニールハウス、作業場の浸水被害等、収穫後のマンゴーを保管する空調の室外機損壊や収穫にも影響が出るなど、今回の災害級の突発的な豪雨は市内各所に被害をもたらしております。

以上を踏まえて何うんですが、一度モニターをお願いします。作成したデータなんですけども、こちらは大野山林が中心にあります。右下の黄色い矢印のほうが高野地区になります。この辺りです。上のほうが果樹園の冠水が起きたところです。また、こちらは体験工芸村のほうの冠水の起きた場所。赤い矢印のほうが大野山林の排水路のほうで、最終的には白川田の貯水池のほうを通して最終的に海のほうに排出されるというふうになっております。この海へ排出する排水能力に私は課題があるとは思ってはいるんですけども、続けます。こちらは前の被害状況です。こちら高野の集落です。これ実は排水しているんです。こちら高野地域の排水は海のほうに流れています。ただ、あまりにも大野山林側から流れてくる雨水の量が多いので、ずっとたまった状態です。一番たまったのが4時頃ですか、4時、5時ぐらいですが、これは朝方8時頃です。まだずっと流れ込んでいると。こちらのほうも実は排水はしているんですけど、まだたまっているというところ。これが一番たまった時間帯ですか。もう本当トラクターのタイヤの部分も見えないぐらい水かさが上がっています。これも朝方なんですけど、水が引いた状態でもこのような状況だったと。写真を送っていただいて、私も現場を見に行きました。これは、大野山林の果樹園側のため池です。排水路と言われているんですけども、左側の赤い矢印のほうがその排水路で、大野山林が左側です。青い矢印の部分が実は道路なんです。農道です。オレンジ色の矢印の部分が畑となっております。このように、もう畑か道路か農道か分からない状況になっているということで、かなり大きな影響が出たということでございます。

以上を踏まえてなんですけども、昨日も質問ありました。大野山林側のため池、排水路の冠水は過去

にも何度か発生しております。対策について要望が出されております。令和5年6月定例会において周辺流域や水量及び浸透層の調査委託業務などが実施されるという答弁がありましたが、現在講じている対策についてお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

マンゴーハウスへの被害が発生している西仲佐事地区については、2年前の令和4年度においても記録的な降雨により同様の冠水が発生したことから、令和5年度においてため池等整備調査を行いました。そのときのボーリング調査において排水路底盤の地中には水が浸透する岩盤の層があることが判明しており、今年度、冠水解消へ向けた対策として排水路底盤の掘削工事を実施しようとしていたところ、今回の観測史上最大の大雨災害が発生しております。

今後ですが、応急対策といたしまして、排水路末端の雑木除去を行いながら石積み等を撤去し、末端間口の高さを50センチほど下げまして水が流れやすくする応急措置を取っております。また、排水路内へ揚水ポンプ機器を設置し、水をくみ上げ、排水路末端から下流側へ水が流れていくように排水処理を行っております。今後は、現在堆積されている土砂の撤去を行いながら、排水路の浸透能力を向上させる排水路底盤の掘削工事を8月に行う予定をしております。

◎前里光健君

その上で、こちらは次の質問になるんですけども、令和5年6月定例会において改良事業導入に向け国、県と協議をしていくという旨の答弁もありました。私先ほど申し上げたんですけども、排水の能力もそうなんです、大野山林周辺のもう全体的な見直し、そこに調査を入れないことには、これ抜本的な解決には至らないのかなと思っています。今農林水産部長おっしゃっていた西仲佐事地区、また高野、また大野山林周辺、その部分が最終的には大野山林側のオーバーフローした水が、あふれた水が地域に流れたり、道路に流れたり、今言ったようなマンゴーハウスへの被害というものが起きているのではないかと思います。今おっしゃったように海に流れていく排水の能力を強化するというのも大事なんですけど、これはもう本当に応急措置です。それを全面的にどういうふうに、長期的なビジョンにはなると思うんですけど、考えているのかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

冠水解消に向けた県との協議を令和4年度と令和5年度に実施しております。本地区ですけども、今回の記録的大雨の際には、北側地域の山川地区やその周辺一帯からの大量の雨水に加え、湧き水も重なり、想定を超える水が流れ込むことから、冠水に影響する広範囲な区域の調査が必要と考えております。福山自治会の上のほう、大福牧場の辺り、ピンフ嶺、あの辺り、もう大分広域的な範囲の調査が必要というふうに考えています。この調査を県と協議しまして、長寿命化・防災減災事業を導入することを検討しております。令和6年度で調査費を要求しまして、令和7年度で調査設計を行い、令和8年度の事業採択に向けて取り組んでいきたいと考えているところです。

◎前里光健君

抜本的な解決につながるような中長期的な計画にはなるかと思いますが、ぜひ早期実行を図られるように期待をしております。

その上で、去る5月24日、議員有志または会派で豪雨災害に関する緊急要請を行いました。被害に対す

る速やかな支援と再発防止策の実施を要請しております。これらの要請に対する当局の取組をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

去る5月24日に前里光健議員をはじめとする議員の皆様から豪雨被害に関する緊急要請を受けております。要請の趣旨といたしまして、今回の記録的な大雨による被害状況を早急に把握すること、それぞれの被害状況に応じた対策を直ちに構築すること、農作物被害に即した支援策を講じること、大災害を想定した被害軽減策及び避難訓練等の拡充についてとの4項目がございました。市としましては、警報の発令を受けましてパトロールを実施するとともに、冠水場所の通行止めの措置など、被害状況等の情報収集と応急的な対応を行いました。農産物の被害等につきましては、被害調査等を行い、情報収集に努め、応急対策についても取組を開始しております。農作物の自然災害への支援については、市は以前より農業共済保険金加入者負担の一部を補助する支援を行っております。

近年、地球温暖化の影響等により、豪雨や台風の襲来など、想定を超える自然災害が毎年のように頻発しております。こうした状況を踏まえ、本年度より収入保険や施設園芸共済の掛金の農家負担分への補助を大幅にアップしたことや、サトウキビ共済への補助を復活するなど、自然災害におけるリスクを軽減し、持続的に農業生産が行えるよう、農家の支援に引き続き取り組んでまいります。

◎前里光健君

今ある制度を使ってくださいよということだというふうに思います。その制度を使って対策も必要かと思しますので、この件に関しては引き続き取組をお願いいたします。

次に、福祉行政について伺います。順番を変えさせていただきます。保育施設の防災についてということになります。去る4月3日に発生した地震によって本市でも津波警報が発令されております。それに伴い、市内にある多くの保育施設で避難が実施されました。その後、保育施設の防災についての相談が多くありました。それで、市内20か所ほどの施設を回り、防災状況を確認してきましたけども、以上を踏まえてお尋ねをしたいと思います。

災害時における関係各所の情報発信についてなんですが、今回の地震、津波警報の発令時に役所から保育施設に対してどのような情報発信が行われたのかお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

津波警報発令時の情報発信としましては、津波警報が発令された際に、安全確保のため、各保育施設で指定されている避難場所へ避難することについてメール送信をいたしました。その後、施設によっては保護者にお迎えするよう連絡しているところもあるとの情報があり、警報発令中は、児童と保護者の安全確保を第一に考え、施設からお迎えの要請をしないよう呼びかけをしております。また、保護者が迎えに来た場合は引き渡してもよいかとの問合せ等もありましたが、その際には施設の避難場所と一緒に避難するよう呼びかけを行っております。また、津波警報から注意報へ変わったタイミングと市の防災危機管理課より警戒区域が沿岸部のみとの情報が入った際に、それぞれメールにて情報提供しております。

◎前里光健君

一斉送信をメールで行っているということなので、ある一定の何に基づいてというのが出てくるとは思いますが、次の質問に移るんですが、災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針をお聞

かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

災害発生時の保護者のお迎えに関する本市の基本方針はありませんが、地震、津波警報発令時は避難することが何より大事なことから、保護者においても自身の避難を優先してもらい、児童のお迎えの要請はせず、迎えに来た場合には児童と共に避難行動を行うことが第一と考えております。ただし、津波の到達予測時間や高さ、市作成の津波浸水想定マップなどから施設の場所を勘案し、安全だと判断ができる場合においては児童を保護者に引き渡すことも想定し、事前に保護者と協議をし、確認しておくことが必要だと考えております。

◎前里光健君

実は今答弁いただいたんですけど、基本方針、ガイドラインみたいなものはないんです。なので、私は、これは早急に作成をして、こういう場合はこのように対応しようというのを事前に周知しておかなければ、お迎えをしようとか、お迎えは駄目ですとか、その部分で混乱が生じたということで、多くの施設からの声が上がっております。何がベースなのか。先ほど答弁いただきましたけれども、大きい被災があったところでは、その迎えに来た後に事故に遭ってしまうと。なので、今のようなお迎えに来るのは、基本的には保護者は来ないでほしいと。もし来るのであれば一緒に避難してくださいというような訓練も実際はもう行われているんです。なので、ガイドラインを早期に作成して周知をする必要があると思いますが、その点についてお答えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

4月3日の津波警報発令があった後、各保育施設に対し、当時の避難状況について、課題や訓練で役に立った事例などについてアンケートを行っております。現在ガイドラインについてはありませんが、アンケート結果を踏まえ、登園前、登園後における例えばJアラート発令時の施設対応について、一定の基準を作成し、施設へ周知する準備をしているところでございます。

◎前里光健君

ぜひガイドラインを早期整備してほしいと思います。何に基づいて、ではそのメールを送ったのか、その責任の所在を問われる可能性が出てきますので、しっかりとその部分のガイドラインの作成をお願いしたいと思います。

その上で、保育施設のアプリの導入状況についてなんですけれども、今回の避難の際に保護者に対して児童の避難状況も含めて報告が行っているの、そういうアプリが活用されたということを伺っております。今現在のそのアプリの導入状況を教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

アプリの導入状況についてお答えいたします。

保育施設のアプリ導入状況につきましては、これまで市内の認可保育所等全35施設中26施設に、補助金を活用し、ICT、これは保育管理システムですけれども、を導入しております。また、公立につきましても全施設に導入しております。導入した保育管理システムには、保育に関する計画、記録に関する機能、園児の登園及び降園の管理に関する機能、そして保護者との連絡に関する機能を備えることとなっております。災害時には保護者への一斉メールでの通知など情報発信が重要となることから、今後も未導入

施設に対しては、補助金などを活用し、導入を検討いただけるよう周知を行ってまいりたいと思います。

◎前里光健君

未導入の施設もあるんです。それによって自分のほうに関係者から声が上がったんですけれども、ぜひ市のほうからも率先してその導入を促していただきたいと。その状況によってそのアプリで情報発信ができないので、そこで、本来これは義務的なものではないんですが、その活用をしっかりと進めていくことによって子供たちも守られると、児童たちも守られるということで、ぜひ導入を積極的に進めていただきたいという要望がございました。よろしくお願いをいたします。

次に、災害時、非常時用の備品についてなんですが、保育施設で日頃から災害時、非常時用の備品を常備しております。今回の津波発令によって避難を経験し、備品が不十分であるという課題を認識した施設が多くありました。今後備品の拡充が必要となるため、行政のサポートも必要であると考えていますが、当局の見解をお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

備品の拡充についての行政の取組については、認可保育所等の施設型給付費に係る各種加算の中に施設機能強化推進費加算があります。この施設機能強化推進費加算は、施設における火災、地震等の災害に備え、防災対策に必要な事業を実施するなど、施設が要した費用について加算適用され、運営費として支給されるものであります。施設型給付費については、認可保育施設の運営費となることから、認可外保育施設に対しての適用はありません。国、県、市からの運営費の支給はありませんが、認可外の企業主導型保育施設については、公益財団法人児童育成協会の運営費等の手引によりますと、災害に備えた備蓄品等は運営費の対象経費とされております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時51分）

再開します。

（再開＝午後 1 時52分）

◎前里光健君

認可外については、ちゃんと施設に応じてしっかりとその対応がなされて、災害時における備品の購入の補助も行っているというお話だということなので、ぜひこのメニューも使っていただきたいと。ポータブル電源が必要だということも、ここも10万円、20万円ぐらいかかってしまうので、それを購入を補助があったら助かるというようなこともあったので、その声もお伝えをしておきたいと思いますので、全ての施設においてこういった災害時における備品の導入を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、景観形成基準の見直しについてでございます。私は、今回の景観形成基準の見直しについて、地域の防災という観点から質問をさせていただきたいと思います。令和6年3月定例会において、副市長は景観形成基準の見直しを実施していく旨の答弁がございました。その上で、景観形成基準の見直しについて、今現状、進捗はどのようになっているのかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

景観計画における基準の見直し、検討に当たり、市民や事業者の意向を把握するアンケートを実施することが最も重要な手続であると考えております。景観審議会の意見を伺った上で、11月から12月にかけて当アンケートを実施したいと考えており、その結果を基に見直しの必要性を検討してまいります。

◎前里光健君

その上でなんですけども、前回の議会で景観形成基準の見直しは3つのパターンがありますということで、まず1つ目が都市計画マスタープラン、ほかの計画も全体的に見直していきますということが1つ。次に、2つ目が景観計画、景観条例、景観計画ガイドラインの変更。そして、景観計画ガイドラインのみの変更。この3つがあるんですが、どの方向でというのは景観審議会によって判断されるということではないのか、お答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

最も重要な手続は、市民アンケートを実施することだと思います。アンケートの内容を基に、他市町村の事例とか、7月に開催予定の景観審議会の意見を伺った上で検討していきたいと思います。

◎前里光健君

このようなアンケートはとても重要だと思いますので、やはり今、次の質問に移っていくんですけども、先ほど農林水産部長もお答えになりましたけど、近年はそういう地震や災害というのが起きやすいと、起きているということにおいて、その観点から景観形成基準、高さ制限というものを見直していく。もちろん景観形成基準というのはいろんな考えがありますので、そこも同時に見直しながら高さ制限の見直しを実施していく。その基準を緩和する条件として、近年懸念されている地震、津波等の緊急時における宿泊者や従業員、また周辺住民を含めた垂直避難、もういとまがないときでも上に逃げまじょうと、周辺にいる人たちはぜひここからすぐ上に上がってくださいという、大体3階以上という条件があるらしいんですけども、垂直避難の計画作成や訓練を実施する等、ある一定の役割、義務といいますか、それを果たしてもらうことで住民の理解を得やすい、その部分も反映の基準の一つというふうに入れていただきたいなという考えなのですが、当局の見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

防災を優先、考慮することも非常に重要だと思います。被災という非常時とペアになる日常において享受する景観を考えなければ、住民の生活の全てをカバーすることはできないと考えております。命を守ること、景観をよくすることを両立することは非常に厳しい問題であると考えております。このことで景観審議会の意見等を伺いながら議論させていただきます。

◎前里光健君

命を守るという観点から、近年はもうコロナ禍が落ち着いて、観光客がもう増加しています。200万人とかという目標設定もまだ生きているとは思いますが、そういった中で人が増えるというところで、そういう緊急時、災害時というときにどういうふう沿岸部、観光で訪れた人たちであったり、地元の人たちをどのように守っていくのかということも問われるのかなと思います。そして、国内の観光客もちろん、外国の観光客の方ももちろん増えていますので、それに伴い、いわゆる要配慮者という方々も近年そういう観光の地には訪れる。そういった中において、これ高齢者、乳幼児、障害を持っている方、また言葉が通じない外国人ということを要配慮者ということだというふうに聞いておりますが、そういった中

で何かあったときには避難をするということにおいて、やはり高いところに避難するというのが肝要かと思います。その中で、恐らく海岸地域の景観ゾーンも、もちろん私も条例の緩和、そして罰則の強化とか、そういう部分も必要かとは思いますが、海拔が低いところ、津波の影響を受けやすいところ、また人が集まっているエリアの中の制限というものを協定を結ぶとかそういった条件の下でカバーしていくと、防災の体制を強化することで見直しをしていくというところを考えていただきたい。もちろん違反した場合は罰則を強化するという対応もぜひ参考にさせていただきたいなということがあります。

それで、例えばその条件として、緊急時の連携が市と地域と、またその施設が、法人とかですが、強化できるという上での緩和、また緊急時の指定緊急避難場所というところも一部、全国的にはあるらしいので、そういうビルに当たるのであれば、これハードルは高いんですけども、ぜひ条件の一つといいますか、そこはできますよと。あとは、那覇市とかでは、高さ制限とはまた違うんですけども、津波緊急一時避難ビルというのが協定を結んでいます。そこはもう3階以上というものが決まっていますので、もう百何十か所協定を結んでいるそうなんです、例えばサンエー那覇メインプレイス、パレットくもじ、東横インホテルとか、そういったところも協定をしているということなので、何か緊急時における高さ制限の見直しというのはこういう防災の観点も見ていただきたいなということもあります。副市長もいろいろ答弁されていますけれども、社会の変化に合うバランスというのが大切なのかなと思います。宮古島らしい観光地づくり、地域住民がもちろんより住みやすい、住み続けられるということも重要です。そしてまた、行政や、また観光客、そして観光事業者、また自然を守るとか等々、そういった協力体制の中での観光地のまちづくり、どう描くか、全体的にどう描くかというところでの大きな見直しを図っていくというのが重要かなと思っております。これは、どこまでやるかというのはこれからだと思いますけども、大きく見直しをしていくと。ぜひそこは、条例の見直し、また景観形成基準の見直しというのは、そういった観点からの見直しを行っていただきたいというふうに思っております。

次に移ります。鏡原地区小中一貫校についてです。小中一貫校に向けた建て替え予算の確保の進捗状況をお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、鏡原地区小中一貫校につきましては、小中教育連携の施設隣接型一貫校で令和7年度開設へ向け計画を進めているところです。施設整備につきましては、公立学校施設整備事業長期計画に基づき、現在、鏡原小学校屋内運動場の改築へ向け、関係機関と協議を重ねているところです。また、中学校校舎につきましては、大規模改修、増築など、活用補助財源も含め検討を行っているところでございます。

◎前里光健君

これは前回と同様の答弁にはなっているんですけども、例えば、前回というのは3月定例会ですか、3月定例会のときには、山里雅彦議員に対して、あらゆる補助金の活用を模索するということで、ハード面、ソフト面の部分を同時にしっかりと、隣接型の今答弁ありました。進めていきたい。その中では、補助金の確保に向けて、これは答弁書を読んでいただくと分かるんですけども、もう3年前ぐらいからそこは調整を県と行っていますよというところが示されております。今つくろうと思っているのは小中一貫校ですよ。そこに向けての補助金を獲得する。これは、国もそれを推進するわけですから、その補助金を出しているんですけども、その獲得に向けた動きをしっかりと行っている、調整を行っている、これは県

と連携して行っているという理解でよろしいのか、答弁ください。

◎教育部長（砂川 勤君）

昨今、文部科学省の方針といたしまして、施設の長寿命化という大きな方針がございます。耐力度基準を満たさない施設についても、安易に改築ではなくて、長寿命化改修あるいは耐震改修を検討しなければならない状況になってございます。今年1月、県とのヒアリングにおきましても、鏡原地区の小中学校の児童生徒数の推移、あるいは人口、あるいは大型ショッピングセンターができたこと、それにアパートが建設ラッシュであること、それをお示した上で、県のほうも意見交換を図っていききたいと前向きな回答を得ておりますので、今後も県との協議はしっかりとしていきたいなというところです。

◎前里光健君

あまり納得のいかない答弁です。私が申し上げているのは、長寿命化計画に対する補助金というのは建て替えの予算なんです。それは、今ある学校を、小学校は小学校、中学校は中学校として建て替えるという表現での長寿命化計画なんです。新しい学校をまた建設に向けていくという、あとはまた社会情勢、周辺の人口が増えている、子供たちが増えているというようなことを加味した中では、そこを勘案してそういう一貫校設立を目指すので、その予算を取りに行くのかという質問なんです。そこを今協議しているかないか分かりづらいんですけど、新しい学校に向けた施設の整備の予算の確保に向けた取組を進めているのかということ聞いています。お願いします。

◎教育長（大城裕子君）

現在小中一貫校開設に向けて進めていると申し上げたのは、ソフト面での小中一貫教育導入についてです。建物に関しては、一体型ではなくて分離型を想定しております。その中で中学校の建て替えを早期に、建て替えといいますか、大規模改修、増築などを早期に行えるようにというところで調整をしているところですが、あらゆる可能性を模索しているというところは現在も同じでございます。ただ、現時点では、大幅にこちらで申し上げられるような進捗はまだ見られていないというところです。

◎前里光健君

あらゆる可能性というのは何をもちっておっしゃっているのかが分からないんです。こちらで今進捗をお示しすることはできないと。教育長、大変厳しい言葉ですけど、それ、ではいつ分かるんですかと。どこで分かるんですか。誰が分かって、それを答弁していただけるのか。教育長が一番この宮古島市の教育を把握されているわけです。それ一貫校を目指しているというあなたがこちらでは分からないと。その責任感のなさはいかなものかなと思います。そこはどのようにしていけばその解決が図られるのか、目指すべき学校がつかれるのか、そこは明確に示していただかなければ納得しないと思います。そこはもう一度答弁をお願いします。

◎教育長（大城裕子君）

小中一貫校については、もう明確に、このような学校、このような教育を行っていききたいということはこれまでも度々示してきたとおりです。施設に関しましては、一体型が難しいという今結果が出ておりますが、その件も含めて100%可能性がないわけではないのではないかというところで努力しているところがございます。その辺りのことは、関係機関との調整等もありますので、答弁は控えさせていただきます。

◎前里光健君

教育長答えにくいと思いますけども、100%あり得ないけども、関係機関と調整するんですが、その関係機関、調整はどのように行っていくのかという考えを強く示すことができれば、そこも要は教育委員会次第だと私は思っているところがあります。だから、そこをどういう協議をすることによって可能性が見えてくるのか、教育部長でいいです。教育部長、お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど申し上げましたが、あらゆる補助メニューを模索をしたりしております。県とも意見交換をしていきたいという前向きな回答を得ておりますので、今年5月にも県とさらに協議を、ヒアリングしたときに資料を示してお話をさせていただきました。これまでよりも県の感触はよかったという、資料を示したことによって相談がスムーズにできていくという感触を得ております。

◎前里光健君

そのいい感触はいつ頃どういうふうな形で分かるんですか。そこはお答えいただけますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

毎年1月に県とのヒアリングがございますけども、その以前から今回のケースにつきましては積極的に話を持ちかけて相談していききたいと思います。

◎前里光健君

今6月ですよ。来年の1月また積極的に求めていくと。1月にあった、5月にあった、来年の1月求めていく。いや、何度でも行ってくださいよ。積極的ではないではないですか。ぜひ早急な整備を求めたいと思います。

次に、旧宮原小学校の後利用について伺いたいと思います。後利用計画における今後のスケジュールをお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧宮原小学校でございます。校舎とプールの老朽化に伴い、昨年8月に解体が完了してございます。現在、大部分が更地となっておりますが、敷地内に存在する個人有地等の課題がございます。現在のところ、後利用の計画はございません。今後、個人有地の課題解決に向けて取り組むとともに、後利用に関する要望等があれば検討していきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

教育部長、今個人有地が残っている、共有地が残っているということで、なかなか動かせないということもあります。今、後利用計画は示されていないということでもありますけども、後利用計画、個別計画というのも存在するというふうに私のほうで把握しているんですけども、その中で例えばある一定の提案があればそこも検討していきますよと今答弁がありました。これは、地元のほうからの提案も含めて可能なのか、今進めることができますよということなのか、お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

敷地を利用したい旨の要望がございましたら、現在本市は、旧城辺中学校の後利用において、建物は無償譲渡、敷地は賃貸としております。ほかの学校においても、民間あるいは自治会からの申請がございましたら、事業者選定委員会、公有財産検討委員会等の審査を経た上で、同様の扱いで取り扱っていきたいと、そのように考えております。

◎前里光健君

そういう考えがあれば、その検討を一緒にしていきたいということだったと思うんですけども、実は1年以上前に私、教育委員会のほうの担当とお話をさせていただきました。最初1回目のときは、もちろん共有地、また個人名義の残ったところがありますので、そこを避けた形で市の土地、その地図があったんですけども、そこについては、地元も含め、例えば公のもの、市とかほかの部分で考えがあれば、そこを優先します。でも、なければ地元優先ですと。次に事業者、そういう形で対応することを検討することができますと、後利用に向けてですけど、という話を受けて、私、自治会長を呼んで一緒にまた教育委員会のほうに出向いて、地域の皆さんにはこういうふうに話をしてくれということで、また一緒に行ったんです、教育委員会の担当者のほうに。そしたら答弁が全く一変して、先ほど申し上げた後利用計画なるもの、個別計画ですね、個別計画の中では、建物、今校舎改築していただいて、プールも解体していただいて、もう感謝申し上げます。ただ、幼稚園と体育館も含めて解体をしなければその後利用というのは受け付けることができない旨の、これは対応できない旨の個別計画であるということを自治会長と私におっしゃったんです。それを受けて、もう私はなぜそういうことになったんですかと強く申し上げたんですが、いや、これはもうちゃんと計画にうたわれて、5年間は動かせないということを話をしたんです。私は、納得いきませんけども、そういうことであればということで、会長も納得いただいて、自治会の皆さん、また私もその後利用計画どうなったんだというふうに言われたときには、こういう状況なので、今手がつけられませんという話を1年以上してきたんです。何が変わったからこういうふうに話が、今は後利用は受け付けます、以前は受け付けられません、これ何が変わったんですか。個別計画の中でそういうふう建物に解体しないと動かせない旨の内容が盛り込まれていますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

個別計画の中では、そのようなことはうたわれておりません。先ほど述べましたとおり、敷地内の共有名義とか、そういう問題解決ができれば、幼稚園校舎あるいは体育館があっても、残りの土地については賃貸という後利用計画は存在するということでございます。

◎前里光健君

今私が申し上げたのは、例えば市の土地がありますよね。そこは、今現在は使うことは可能ですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

市有地につきましては、利用申請を提出していただければ、許可なり、その方向でお貸ししたいと思います。

◎前里光健君

ですから、何も個別計画でもうたわれていないし、それはなぜ自治会長、また私に対してそういう話をされたのか全く理解ができないんです。もうそれをずっと自分も言って、地域の皆さんに話をしてきたわけです。2015年に閉校になって、その後、後利用が地域の皆さんから要望が上がって、どうしていくのかと常に、私も地元ですから、卒業生でありますから、それをずっと話をする中で、どうにかできないものかと。解体いただいた校舎の、プールも含めてですが、その後の期待が高まっていたと。その中で、その後利用はできませんよ、個別計画によってそれは示されていますよ、5年間は動かさせませんよという話がなぜ出てきたのか私には理解ができませんし、この件に関して教育委員会にもう不信感しかありません。

これどのように説明をしていくんですか。ここで終わりですか。地域の皆さんはもう5年間動かさせないと思っています。それはなぜか。自治会長、私に対してそういうふうに話をしたからです。私が言えればいいですか。お聞かせください。

◎教育長（大城裕子君）

教育委員会よりのご説明で誤解を招いてしまいましたことを心より、誤りがありましたことをおわびいたします。この件については確認が取れておりませんので、どのような経緯でそのような説明に至ったかということに関しましては、こちらでも調べてまいりたいと思います。

◎前里光健君

教育長、誤解は一切していません。真摯にどういうふうにやれば動かせるのか聞きに来ました。なので、また自治会の皆さんにもしっかりとお話をしていく機会を設けていただきたいと思います。

次に、後前竹地区ほ場整備工事の入札結果についてです。後前竹地区ほ場整備工事に関して、令和6年6月6日の農村整備課が開示した最低制限基準価格算定表の最低制限基準価格では4,371万2,900円と記載されております。しかし、後日通知された落札者決定通知書に最低制限基準価格4,384万円と記載されておりました。本来であれば、最低制限基準価格算定表の最低制限基準価格と落札者の決定通知書の最低制限基準価格というものは同額になるというふうに伺っております。その結果を踏まえて伺います。

①、最低制限基準価格の変更ができる法的な根拠をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

最低制限基準価格の変更ができる法的な根拠でございます。最低制限基準価格の設定につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項第2号及び宮古島市契約規則第8条第1項に基づき宮古島市最低制限価格の設定に係る事務処理要領を定めており、同法第4条により最低制限基準価格を設定しているところでございます。最低制限基準価格は、最低制限基準価格設定者が予定価格算出の基礎とする設計書等に基づき、所定の掛け率を乗じて算出した額を目安として設定するものとしておりまして、最低制限基準価格設定者が設定した額が最低制限基準価格となります。

◎前里光健君

では、その上で当初の基準価格は4,371万2,900円、変更後の基準価格は4,384万円となっております。差額が12万7,100円。これ掛けますと444万円ほど差額が出てくるというふうに思います。この差額12万7,100円ほどとなっておりますが、この差額の積算根拠といたしますか、理由をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、4,371万2,900円につきましては、工事担当課が作成した最低制限基準価格算定表、参考により算出した価格となっております。当該工事に係る最低制限基準価格は、先ほども申しましたが、最低制限価格の設定に係る事務処理要領に基づき設定された、落札決定通知書に記載されている4,384万円となっておりますので、それでもって最低制限価格を決定しているということでございます。

◎前里光健君

休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 2 時24分)

再開します。

(再開＝午後 2 時24分)

◎前里光健君

答えていないんですけど、それであれば何をもって12万7,100円、この差額が出たのか。自分も勉強しましたが、直接工事費とか、共通仮設費とか、現場管理費、一括計上価格、また一般管理費というふうにあると思うんですけど、何をもってそれを変えることができるのか。そこは、例えば今回初めての一般入札ということになりますか、そんな中で市長は公平性、透明性ということを書いて総合的に判断したと。その総合的な判断の基準が分らないと、今後どうやって入札というものが、システムの中で担保されているものが担保されていなければ、どうやって企業も入札をするのか。市長の気分を考えるのか。いや、ちゃんとした根拠がありますよと、市長、そして市民の皆さんが納得するようないししっかりとした入札が今回進められていますよと。ですから、なぜ上がったのか分かりませんが、公共施設整備、公的資金を使うわけですから、本来だったら市長は、し尿処理とかではもうどんどん下げて市民負担を減らすというような話がありました。なので、そういった中では、上がるというのが、なぜそれが妥当なのか、その部分の説明も、また事業者に対してもなぜこういうふうに上がることが妥当であるということか、次につながるように丁寧な答えをお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

この最低制限価格を設定することについて、どの程度に設定するか法令等で定められておりませんが、最低制限基準価格を画一的に定めた場合には契約の公正性が害されるおそれがあるものであり、最低制限基準価格を十分に弾力的に定めて訓令することはやむを得ないと考えております。工事担当課が算定した算定表をベースにしながらも、これまで述べております公平性だとか、あるいは今の現在の制度の中で最低制限価格を求めながらも、それをくじ引でプラスとマイナスのをいきますと、ダンピングの防止だとか品質の確保というような意味で定められた最低制限価格を下回るというような傾向が出ております。これは全国的にも今問題になっておりまして、その適正のために制度の改正が進められているところでございまして、それが予定価格の事前公表だとかというのをやめるとかというようなことで今検討されているところでございますが、トータルとして最低制限基準価格を少なくとも担保するために、私は枠を上げて設定したというようなことで、業者に示されている最低制限基準価格を最低担保するというような意味で価格を設定したところです。

◎前里光健君

ということは、今回の最初出された最低制限基準価格は担保されていなかったと。農村整備課のほうにお聞きしたいんですけども、今市長が公約の公平性が害されると。全国的にもそういったものが見直されているから、今回の制度がルールに基づいてやるべきではないという、だから市長が判断できますよと。その算定根拠も今示してはいませんが、農林水産部長、今回のものは公平性が害されるような契約、そういった入札だったということよろしいですか。

◎副市長（嘉数 登君）

何を参考にとという話がございました。開示請求で最低制限基準価格算定表というものは皆さんのお手元

にも行っているかと思っております。今回の事業で示された最低制限基準価格、これ4,371万2,900円という数字が設定されております。最低制限基準価格設定権者、今回は市長に当たりますけれども、では何を基に市長は設定したかというところ、ここで示されている係数番号の1から10、この中からどの基準で設定するかというところで選定しております。今回の場合は4,384万円。4万4,000円というのは丸めて4,384万円ということで設定をしまして、これを最低制限基準価格として設定いたしました。今回、入札の前にくじ引を行っております。くじ引の結果、8番が選定されています。8番の係数は1.003。たまたま市長が基準とした最低制限価格とくじ引で引かれた番号が一緒であったということで、26者の入札がありましたけれども、25者が失格したという形になっております。これは最低制限価格をどの係数に基づいて設定するかによっても、それからくじ引の結果、係数番号が何番になるかによっても結果が違ってくるということで、今回はたまたま8番、参考としたものが8番であって、くじ引の結果も8番であったということになっております。

◎前里光健君

この件に関しては、また同僚議員も質問されるかと思しますので、丁寧な説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、もう時間がないので、すみません、自主防災組織については次回取り上げさせていただきます。一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

本日、ラストバッターでございます。議員番号4番、市民創会、狩俣勝成です。皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。早速、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1番、市長の政治姿勢について。待機児童数について。県は、2024年4月1日時点における県内の待機児童数速報値を発表しました。宮古島市は3年連続で待機児童ゼロを更新しましたが、見解をお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

待機児童とは、保育所等に入所申込みをしており、保育の必要の認定がされているが、入所に至っていない児童を指します。ただし、ほかに利用可能な保育所等があり、特定の保育所等を希望し待機している場合は除くこととなっております。本市において令和4年度より3年連続で待機児童ゼロとなっていることについては、保育士確保対策として、保育士の正規雇用化を図る事業や、保育士が休憩や年休を取得しやすくするための代替保育士を雇用する保育士確保対策事業などを行っております。加えて、保育士資格取得を目指す者に対しても試験対策講座を実施しております。また、昨年度からは小田原短期大学と協定を締結し、島内において保育士資格が取得できるよう保育士確保に向けて取り組んでいることが待機児童ゼロにつながっていると考えます。

◎狩俣勝成君

市の取組として保育士確保対策事業など、様々な取組が功を奏して3年連続待機児童ゼロになっているということですね。

次に、やむを得ず子供を別々の保育園に預けている家庭があるという話が聞こえてきております。その対応についてお伺いしたいんですけども、私のほうには何件かそういう話が来ていて、その件に関して、まず把握しているかどうかを聞かせてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

兄弟児で別園となっている世帯についての把握についてでございます。兄弟が別園となる理由は様々ではございますが、保護者自身で別々の保育施設を希望する場合などもあります。兄弟児で別園となっている世帯については、兄弟児のある世帯462世帯のうち92世帯が別園となっております。

◎狩俣勝成君

私のところに届いている話は、本当は兄弟2人同じ保育園に預けたいんですけども、空きがないので、やむを得ず別々の保育園に預ける。そうすると、仕事に行く前にもう2か所、あるいは3か所、預けていくのにも時間がかかるし、また迎えも時間がかかる。そしてまた、同じようないろんな行事が重なって、両方に行けないとか、手分けして祖父母に行ってもらったりとか、そういったのが聞こえてきますけども、そういうふうな家庭、本当は同じ保育園に行かせたいんだけど、空きがないので、やむを得ず別々の保育園に行かせているという家庭に対してどのような対応を取っているのかお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

認可保育施設の入所については、保護者の就労など保育の要件及び兄弟児の利用の有無など、優先順位の高い世帯から各施設と調整した受入れ可能人数の範囲、かつ保護者の利用を希望する施設の順位で入所調整を行っています。また、各施設の保育士数や在園児数により受入れ状況の変動などもあり、兄弟同園の入所を希望したが、施設の受入れができない場合もあります。結果、別々の保育園に決定した場合においても、引き続き保護者からの聞き取りを丁寧に行い、その後についても希望に沿えるよう調整をしています。

◎狩俣勝成君

小さなことかもしれませんが、こういった問題を抱えている家庭がありますので、待機児童ゼロとはいえますけど、本当の意味での待機児童ゼロはこういった問題を解決することだと思いますので、引き続き対応をお願いします。

次、2番、市職員のパワーハラスメントに関して。市職員からのパワハラに関する相談についてお伺いしますけども、昨日の我如古三雄議員への答弁で、令和元年から令和5年までに9件の相談があり、そのうち1件が委員会ですか、諮られたが、ハラスメントには該当しないとの判断だったとのことですけども、市は何かそういったパワーハラスメントの定義みたいなものがあるんですか。お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市としましては、ハラスメントの規則等を定めて、それにのっとってやっております。

◎狩俣勝成君

ただいま規則にのっとってやっているということなんですけども、この規則に、もしパワーハラスメントに該当すると判断された場合、どのような対応をしているのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、ハラスメントの防止の規定と指針がございます。それに基づきまして、最初にハラスメント相談

員を毎年任命しているところでございます。相談員につきましては、課長級職員が4名、係長級職員が8名、総務課付保健師が1名、この13名で組織をしております、まずハラスメント相談、その中でどういったハラスメントがあったかという委員会を開きます。もちろん内容によってハラスメントに該当するということであれば、宮古島の懲戒の指針がございますので、その中で処分をしていくという流れになります。

◎狩俣勝成君

令和4年4月1日から中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。それによりますと、職場におけるパワーハラスメントの定義としまして、1、優越的な関係を背景とした言動、2、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、3、労働者の就業環境が害されるものとありまして、また代表的な言動の6つの類型が示されていて、1番目に身体的な攻撃、これは暴行とか傷害、あと2、精神的な攻撃、脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言、あと3番目に人間関係からの切離し、隔離、仲間外し、無視など、あと4番目に過大な要求、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害、5番目に過小な要求、業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこととなっております。6番目に個の侵害、私的なことに過度に立ち入ることなどが明記されて、このように確実に義務化されております。それも踏まえて、市としてそういった定義とか、そういったものを作成する予定はないのかお伺いします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時41分）

再開します。

（再開＝午後2時42分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

狩俣勝成議員がおっしゃったように、国のほうでそういう定義が定められているということでございます。市のパワハラ防止の規定等を運用する中で、その国の規定を準用して、規定に合わせて運用していくという流れでございますので、そこは改めてつくるのではなくて国の規定を遵守して運用していくということでございます。

◎狩俣勝成君

国の規定にのっとってやっていくということですね。

次、2番目ですけども、そういったパワハラに関するアンケート等は実施しているのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

アンケートの実施についてお答えいたします。

今年、令和6年1月16日から26日の間で、会計年度任用職員、再任用職員を含む全ての職員を対象にアンケートを実施しております。

◎狩俣勝成君

では、そのアンケートの内容は聞いても大丈夫ですか。内容についてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

アンケートの内容でございます。まず、13項目のアンケート項目で実施をしております。まず、主なものでお答えしたいと思います。まず、3年以内にハラスメントを受けたこと、見聞きしたことがあるか。ある場合は、被害者から見た役職は何か。あとは、ある場合、どのような行為だったか。ハラスメントを受けたり、見聞きした後の状況、どのような対応を取ったか。あとは、宮古島市のハラスメント規定や指針、相談窓口があるのを知っているかなどの13項目についてアンケートを実施しております。

◎狩俣勝成君

では、受けたことがある、また見聞きしたことがあるというのは何%なのか。そういった答えに関してお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年1月時点の職員数が全体で1,321名となっております、回答率が249名、約19%の回答がございました。その中で、あるという回答が89件というふうになっております。

◎狩俣勝成君

規定にのっとっているかどうか分からないですけども、本人があると認めたのが89件ですので、これからもいろんなアンケート調査は引き続きやっていただいて、アンケート調査にはパワハラの実態把握やパワハラに対する知識を高めたり、気づきを与えることでパワハラ行為を抑制する効果があるとされていますので、ぜひ定期的に実施してほしいと思います。

次に、3番、防災についてでございますけども、これは昨日の同僚の砂川和也議員も質問しておりました。また、本日も下地茜議員、前里光健議員も質問しておりました。私たち市民創会会派で今年度の取組として防災の強化を挙げておりますので、私のほうからも少し質問させていただきたいと思います。

まず、4月3日の台湾東部沿岸を震源とする地震があり、宮古島地方に一時津波警報が発令されました。高台に市民や観光客らが殺到し、道路が混雑しました。様々な課題が浮き彫りになったと思うんですけども、どのような課題が見つかったかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

津波警報による課題についてお答えをいたします。

4月3日に発生しました台湾東部沖地震に伴う津波警報発令時には、本市への津波警報は東日本大震災以来ということもあり、一部の市民や観光客などが避難行動に困惑されたものと思われ、狩俣勝成議員ご指摘のとおり、避難のための交通渋滞の発生や、避難所や避難場所となっていない公共施設に避難してくる方がおり、飲食物を要求された避難者への対応に苦慮した、避難行動がスムーズに行えなかったなどの報告がある一方、日頃の訓練の成果が発揮され、適切な避難行動が取れた、避難者の受入れに臨機応変に対応できたなどの声もいただいているところでございます。幸いにも被害の報告はありませんでしたので、これを機に、いま一度防災について考える機会になればというふうに考えております。防災に関する行政の取組につきましても、今回の経験を参考にしながら、引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

そうですね。総務部長、幸いにも何も被害がなかったんで、私のほうにも、いい避難訓練になったとか、

そういったのも聞こえてきました。

次に、津波避難に対応するマニュアルは作成してあるかお伺いしますけども、今回の津波警報発令では、観光施設のおよそ半数で津波に対応したマニュアルがないことが業界団体のアンケート調査で分かっています。市としては、市民向けのマニュアルは作成してあるのかどうかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市での津波避難に対応するマニュアルにつきましては、宮古島市地域防災計画をはじめ、職員初動マニュアル、対策本部事務局マニュアル、避難所開設運営マニュアル、業務継続計画、避難行動要支援計画、道路啓発作業マニュアルなど、部局ごとに様々な災害時対応の計画やマニュアルがございます。民間企業におきましても様々なマニュアルがあるものというふうに理解しているところでございます。

市民向けのマニュアルとしましては、今年5月に全世帯へ配布した防災マップが挙げられます。防災マップには、地震や津波、台風等の風水害時における避難行動手順や指定避難場所、指定避難所、平時から備えとして自助、共助を育むことの重要性についても記載されておりますので、ぜひご一読いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◎狩俣勝成君

避難経路、避難に向けての市民向けのマニュアルはこの防災マップにあるということであります。

では、今回津波警報でしたけども、津波には津波注意報、津波警報、大津波警報がございます。その警報ごとに、もう全ての警報、注意報が出た時点で緊急避難場所まで行くのか、それとも津波の予想される高さによって避難場所を決めておくのか、例えば今回は到達する津波の高さが約3メートルと想定されております。その中で、自分がいる場所の標高を確認しておいて、例えば3メートルであると、約10倍として30メートル見て、もし自分がいる場所が30メートル以上あれば、そのいる建物の屋上に行ったりとか、そういったのもいいのかなと思っております。一概にはどのようなスピードで津波が押し寄せてくるか分からないんですけども、一番危なかったのを見たのは、保育園の生徒たちを引率の先生が連れて道路を横断して避難所へ向かっておりました。そこには車で避難してくる方が殺到して、もう本当に子供たちが危険な状態を見ております。そういった中でも、その保育所のある標高がもしそういった高いところにあるのであれば、屋上に上がる階段等を設置しておいて屋上に上がるとか、そういったのも想定されるかなと思いますけども、だから津波の高さによってそういった避難場所だとか避難所まで行くとか、そういったのは決められているのかどうかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

災害時の現在地や津波到達時間によってもそれぞれ避難行動は異なるものというふうに考えております。防災マップにも記載されておりますが、津波避難の基本としては、遠くへ逃げるのではなく高い場所へ避難するというのが基本となるというふうに考えております。今回の津波警報の場合は、1メートルから3メートルの津波予報となりますので、沿岸部にいる場合は直ちに高台やビルなど安全な場所へ避難というふうにしていただいております。高台であれば、必ずしも避難所や避難場所へ避難する必要はないというふうに考えているところでございます。緊急時に慌てることがないように、施設であるとか、そこら辺も日頃からいろんなパターンを想定して、それぞれの事業所で話し合うとか、家族で話し合うなど、ふだんから備えていただきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

そうですね。ですから、今カママ嶺公園は指定避難場所になっていますけども、そういうところに住民が殺到したというのも、そういった1メートルから3メートルぐらいだったら垂直避難でよかったのに、そこまでまた来たと。そういったのもあって混雑したのかなと思いますので、それに関してはもう十分周知していただいて、やっていただきたいと思います。

次に、農業行政についてです。1、農業経営高度化支援事業について。この事業の内容についてお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業経営高度化支援事業についてお答えいたします。

本事業は、平成24年度以降に採択された県営水利施設整備事業とセットになっております。農用地の集積を推進するため、圃場整備事業と同時に採択されるソフト事業となっております。事業の内容は、事業完了後5年以内に地区内の農地集積率が55%以上に達した場合に、圃場整備事業の農家負担分、事業費の1%ですが、それが国から交付金として交付される事業となっております。

◎狩俣勝成君

次に行きますけども、この事業実施要項と要領が平成30年度に改定されました。その前は認定農業者でないとその集積に関わる担い手とは言えなかったと思います。今回、平成30年度に改定されましたが、どのように改定されたかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

改定以前は、地区内に3人以上の認定農業者がいること、また集積率に応じた補助金の交付条件がありました。例えば集積率が20%だった場合、農家負担金が例えば400万円としましたら、400万円のうちの80万円しか交付されなかったということでございます。現在は、認定農業者または人・農地プランに記載されている方、作業受託者、これはハーベスター所有者等ですね、が地区内にいて、55%以上の集積率を達成すれば国からの交付金が交付されるよう改定されております。

◎狩俣勝成君

次、3番目に、ではこれまでに年度別に幾らの補助金が交付されたかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

年度別の補助金交付について、令和以降でお答えいたします。

令和元年度はありませんでした。令和2年度に交付された地区が3地区ございます。松原南地区で1,769万3,000円が交付されております。西西地区で2,529万6,000円、村越地区で2,647万6,000円の合計6,946万5,000円が交付されております。令和3年度、令和4年度はありませんでした。令和5年度に交付された地区は3地区で、加治道地区1,560万円、西原第3地区2,021万8,000円、西新生地区2,566万7,000円で、合計6,148万5,000円が交付されております。

◎狩俣勝成君

かなりの高額な交付金の下りているということですね。

それでは、4番の今後の交付予定はあるのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度の交付予定の地区は3地区となっております。長中地区で約2,600万円、イリノソコ地区で約1,600万円、福地地区で約2,600万円、合計で6,800万円を交付する予定となっております。現在、市と県で協力し、集積率55%以上達成に向けて農家と調整を図っておりますので、令和7年度以降は、集積率が達成された地区に順次交付していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

私が今ざっと聞いたのは、この事業、本当に農家にとっては素晴らしい事業であります。県営の圃場整備事業完了時に農地の集積率が55%以上に達する、要するに1町歩あったら5町5反ぐらいですか、の集積が図れれば、農家の負担金に相当するお金が国から促進費として宮古島市を經由して農家へ交付されます。したがって、農家負担金がほぼゼロになりますので、非常にありがたい事業でございます。しかしながら、この事業を知っている農家の皆さんは少ないと思います。これ各地区で推進委員を立ち上げて、圃場整備事業を採択に向けて取り組んでいるんですけども、なかなか採択されないケースも見られます。それには負担金の捻出に対する意見もあると聞いております。もしこの事業を知っていたら、その負担金がなくなるという話を聞きましたら、もしかしたら反対していた農家の皆さんも同意したのかもしれないと思います。宮古島市には国から促進費として各地区ごとに50万円交付されていますね。ですから、農家の皆さんに周知してもらって、圃場整備事業がスムーズにいくよう、できればその推進委員会に出向いて説明すべきだと思いますが、いかがですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣勝成議員もおっしゃっていたとおり、この事業はとても有利な事業だと考えております。やはり農家にとって負担金の拠出というのは大きいものがありますので、この事業の活用について周知を図っていききたいと思います。

◎狩俣勝成君

次、現在、地域計画策定に向け、集落ごとに話し合いを開催しています。この地域計画との関連性はあるのかと伺うんですけども、これは地域計画の話し合いで協議事項の中に農用地の集積、集約化や多様な経営体の確保などがあり、本事業と類似点があります。また、地域計画策定のメリットを確認したところ、国の補助や支援を受けやすくなるとのことでした。私が思うには、もしこの地域計画を策定した後に何らかの形で国のほうからそういった支援策が示されるのではないかと考えておりますので、そこでそういった互換性、関係性はあるのかという質問をしますが、これに対して答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業経営高度化支援事業と現在作成に取り組んでおります地域計画との関連性はございません。地域計画ですけれども、地域計画は、農地を荒廃させず有効利用していくと、地域の将来の農地利用の姿を明確にしていくという設計図でございます。また、農業経営高度化支援事業は農地の集積を図って作業効率、生産性を高めていくということでございますので、方向性は同じだと認識しております。また、地域計画を作成して、農地の利用に対して国のほうから何らかの支援が有利になるというふうに伺っておりますので、地域計画の策定に向けても、市としても取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

地域計画も法定化して、令和7年3月末までには計画図を作成しないといけないというのがありますの

で、ぜひ皆さん回っていただいて、地域計画の作成に向けても取り組んでいってほしいと思います。

次、2番、さとうきび優良種苗安定確保事業について。この事業は、農家が自家増殖し、繰り返し生産を行うと、生産地でウイルス病や細菌病が蔓延し、収穫量が減少するなど、大きな影響を及ぼすことがあります。このため、健全、無病な優良種苗を安定的に農家に生産、供給し、サトウキビの生産性を向上させるため、優良種苗生産のもととなるサトウキビの原種として生産、配布する事業でございます。

①として、配布地区はどのように決まるのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業でございますけども、定期的は無病、健全な種苗を導入し、病虫害による減収を避け、安定生産と品質向上、品種の普及促進を図るために実施しております。事業を進める際には、製糖工場と品種及び設置面積について協議を行った後に、各製糖工場内で種苗を全域に配布できるよう考慮した上で、地域ごとに、栽培実績を踏まえ、優良な生産農家を種苗植付け設置者として推薦していただいております。推薦を基に設置者と契約を締結し、事業を進めており、配布地区も考慮しながら設置者の選定を行っております。

◎狩俣勝成君

そういった圃場栽培管理をする方を先に推薦で決めて、その人にやっていくと思うんですけども、この圃場の選定というか、その人が使っている畑かと思うんですけども、その圃場に対する選定はどのように行っているのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

圃場の選定についてでございます。種苗植付け設置者を製糖工場で検討するに当たっては、これまでの栽培実績を考慮した優良な生産農家の選定を行っていますが、圃場の条件としましては、まず初めに植付け圃場は圃場整備済み、かんがい施設があることです。次に、苗配布が容易にできる圃場、交通の便がいい圃場であることを設置者の圃場の条件としております。本条件に基づき、設置者は自身が耕作する圃場内で圃場を設定し、市に報告しているところです。市としましては、報告をいただいた圃場について、栽培状況の管理を適宜行っているところでございます。

◎狩俣勝成君

栽培管理は約10か月かかると思われますけども、確実に農家に配布するまでに、栽培管理をこの方がちゃんとできるかどうか、私が言いたいのは、例えばこの方が万が一体調を崩して病気になったりとか、またこの圃場がこの人の持ち物なのか、小作しているのであれば最後まで使用可能か、そういったものを調べるというか、そういった聴取はしているのかどうか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

病気や何らかの不測の事態が生じた場合ですけども、栽培管理が滞ることから、結果として生産農家へ種苗が配布できず、不利益が生じることとなります。また、設置者によっては、栽培管理が不十分な状況から、配布を受ける生産農家から苦情を受けるケースも少なからず存在いたします。事業の趣旨からも、健全な種苗を配布することが重要となるため、再度、製糖会社と協議を行いながら植付け設置者の選定を進めるとともに、設置者本人にもしっかりと事業の趣旨を伝えながら事業に取り組んでまいります。

◎狩俣勝成君

この苗の配布に関しては、本当に人気があって、我々の自治会の中でも班長を通して申込みがあるんですけれども、かなりの量で申込みがされています。今言ったように管理が行き届きであったりとか、突然苗がなくなったりとか、もう生育が追いつかなくて配れなかったというケースがないように、そういったのも指導していったほうがいいと思います。

次に行きまして、道路建設行政についてです。1、宮古島市新総合体育館建設について。政府は3月に、武力攻撃を想定した避難シェルターの整備方針となる基本的な考え方を公表し、宮古島市を含む先島諸島の5市町村を対象に、2週間程度滞在可能な特定臨時避難施設を国の財政措置を受けて公共、公用施設の地下に整備すると明記されました。その後、国から特定施設の仕様や予算措置について何らかの報告はあったかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

特定臨時避難施設の仕様につきましては、3月に公表された特定臨時避難施設の技術ガイドライン以外で国からの報告は特にございません。予算措置につきましては、防衛省及び内閣官房と調整中であり、体育館部分は防衛省、地下駐車場の特定臨時避難施設部分は内閣官房の予算になると伺っております。

◎狩俣勝成君

正確には来ていないんですけれども、地下部分は内閣官房予算、上の部分は防衛予算ということで、これはほぼ多分決まりかなと思っておりますけれども、2番の特定臨時避難施設の技術ガイドラインで備えるべき設備の計画についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

避難の際に必要な設備につきましては、ガイドラインで示されている設備計画に基づき実施設計を行う予定でございます。

◎狩俣勝成君

その技術ガイドライン、電気設備であったり、給水設備であったり、いろんな設備が約10項目ございます。その中で空調設備のところ、避難者の体調維持、設備機器の適切な作動等の観点から設置しなければならないとなっております。基本設計の中には空調が入っていなかったなと思うんですけれども、これに関してはもう設置するということによろしいでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

空調設備につきましては、ガイドラインにおいて、在館者の体調維持、設備機器の適切な作動等の観点から、本施設内の適切な温度、湿度に維持するために空調設備を設けると示されておりますので、空調設備は設置する計画でございます。

◎狩俣勝成君

空調設備は設置されるということですね。

次に、地下駐車場が特定臨時避難施設の整備要件を満たし、国が財政支援、先ほど言いましたように内閣官房の予算でそれが決定した場合に、その分、建設予算といいますか、総事業費81億円の中で、恐らく地下に係る事業費のほうはかなり莫大だったと思います。その分が、表現はいいのか、その分浮くという感じで捉えておいて、その予算で市民プール、皆さんが言っておりますように、昨日も上地堅司議員が市民からの要請等もありました。恐らく議員の皆さんの中には市民プールを造ってくださいという要望がた

くさんございます。その中でその予算を確保して市民プールを造ることはできないかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

地下駐車場が特定臨時避難施設として国の財政支援が得られた場合、当初の地下駐車場整備に係る防衛省予算は交付されず、代わりにその駐車場整備に係る費用が財政支援として内閣官房から予算措置されることになりますので、補助金が余るということはありません。補助金に余剰が生じないことから、市民プールの建設に活用することはできないと考えております。

◎狩俣勝成君

私は、ちょうど今がチャンスかなと思っております。生涯学習部のほうで今市民プールの実現可能性調査業務を行われておりますけども、これは市長が責任、リーダーシップ持って防衛省に再度予算要求を頑張してほしいなと思いますけども、それに対してお答えできますか。

◎市長（座喜味一幸君）

狩俣勝成議員の熱い提案、ありがとうございます。いろいろと市民のほうでも、市民プールを含めてこの体育館、総合的な多機能な施設にできないかという提案はございますが、今のところ、体育館を中心にして特定臨時避難施設としての対応で今仕事を進めておりますので、基本構想、基本設計も終わっておりますし、今具体的にもういよいよ実施設計に入っていくわけなんですけど、基本的には今の地下駐車場、それから体育館、それを中心として進めることとなりますが、市民体育館については、教育委員会でも議論がありますし、いずれしっかりと検討していかなきゃいけない課題だとは思っております。

◎狩俣勝成君

市長、もう任期があと半年ちょっとでございます。市民プールを造ることに対して、市民に私の手で造るんだと意気込みを見せてやっていただいて2期目に挑戦するのか、それとももう何もしないで終わるのか。最後に、座喜味プールでもいいですよ。座喜味プールという名前を残していてもいいし、それを実績として残して、また再度出るのか、そういった意気込みがないのかお伺いしたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

あんまりあおらないでください。これまで述べましたとおり、市民プールの必要性も大変ありますし、るる課題ありますんで、しっかりと余すところ詰め込んでいきたいというふうに思っております。

◎狩俣勝成君

市民プールは皆さんが望んでいる大切なことでありますので、いろいろ検討していったほしいなと思います。

次、4番、環境衛生行政について、野犬対策についてお伺いします。最近、家畜の被害の報告が私のほうにも減っているような感じがします。そこで、捕獲は進んでいるのかということなんですけども、最近猫の被害といいますか、牛舎で飼っていた猫がいなくなって、防犯カメラを見たところ、野犬がくわえて出ていく姿が捉えられております。そしてまた、牛舎ではないんですけど、普通の倉庫が荒らされているということで、私らも防犯カメラをチェックしたところ、犬が5匹ぐらい、恐らくそこでも猫を飼っていたので、猫が多分狭いところに入り込んでいったのかな、その間のベニヤも全部かみちぎって、そういったのが防犯カメラに映っておりました。そこで、鏡原ではレンタカー店舗の猫が食べられるという、新聞にも載っておりました。こういったのもありますので、今捕獲状況はどうなっているのかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今年度、令和6年度6月現在において野犬による家畜被害件数は2件、これは牛が1件と鶏が1件となっております。昨年度が12件、牛が7件、鶏が5件であったことから、月当たり1件発生している状況となっているところです。昨年度と比べますと、現状の家畜被害は横ばいであると考えております。また、野犬の収容数が昨年度で147頭となっておりまして、今年度の6月時点で28頭となっております。昨年度が月12頭の収容、今年度が月9頭ということになっておりますので、現状では、昨年度と比べますと減っているという状況になっております。

◎狩俣勝成君

捕獲頭数も減っていて、被害も減っていると。恐らくもう餌がなくなったのかどうかであるんですけども、犬も減っているのかなと。最近はあまり見られなくなっているかなという気もします。しかし、箱わなを設置してもなかなか引っかからないというものがあります。また、いたずらで、引っかかっていたけど、これを逃がしてしまうとか、そういったのも聞いておりますので、その箱わなを知ってしまって、なかなか捕獲できないのではないかと。そこで、捕獲器や餌の工夫が必要だと思うが、見解をお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

犬の収容数が今年度6月現在は28件となっております。箱わなにかからない野犬がいるのではとのご指摘のとおり、一度箱わなに捕まっても、箱わなから脱出した経験を持つ野犬は警戒心が高まり、かかりにくくなると認識しております。そういった状況から、野犬の警戒心を下げることのできる捕獲器を導入すること、また餌についても、鼻の利く犬の習性に合わせまして、餌に熱を加え匂いを出すなどの工夫を行っております。

◎狩俣勝成君

では、その工夫を凝らした捕獲器、餌ですね、それで捕獲できたかどうかをお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

工夫されたわな、箱わなは野犬の体全体が入ることによりわなが作動する仕組みとなっております。野犬が入り切らなければ作動しないところが箱わなのデメリットと捉えているところです。そのデメリットを解消しまして、野犬の体全体ではなく、餌に食いつくことでわなにかけることのできる通称土管わなというものを導入して、宮古保健所の指導を基に今進めているところです。効果の程は、いいとは聞いておりますが、それ以降はまだ報告は受けておりません。

◎狩俣勝成君

土管わなですね。これは本当に、多分箱わなですと2人以上で持ち上げないといけないと思うんですけど、これに対しては1人でも設置できるのかなと思っていますので、それが成功すれば、被害に遭っているような牛舎であったり、そこにまた貸出ししてやってもらってもいいんじゃないかなと思っています。

次に、水道行政について。水需要についてですけども、この件に関して多くの議員が質問していて、りゅうぎん総合研究所の報告書と市の見解は大きくかけ離れていて、伊良部浄水場の再稼働や新水源の開発で対応できるとの答弁でございますけども、市民からは依然として水は大丈夫かとか足りるかとの声があります。水道部長、この場で、大丈夫ですよと、安心して下さいというふうな答弁いただけますか。

◎水道部長（下地貴之君）

発表されたレポートは、本市へのヒアリングや令和３年に策定された新水道ビジョンなどを基に調査、分析を行った上で、水問題の視点から公表されております。昨日も答弁しましたが、2030年に消化するとご指摘のある浄水場の施設能力につきましては、今後、伊良部浄水場の再稼働及び新水源の開発を予定しております。そのため、現在の施設能力と2030年の最大給水量を単純に比較するものではないと考えております。

また、ホテル事業者からの給水希望に対応し切れていないとの件につきましては、市と事業者、双方で協議の上、水量等を決定しておりますので、対応し切れていないとは考えておりません。

現在の水道計画を踏まえつつ、小大規模災害等にも安定的かつ持続的な水需要への対応及び冗長化を含めた長期水需給計画の策定に取り組みながら、多様化する水需要に対応していく必要があると考えております。懸念されております将来の水の需給バランスにつきましては、今後の施設整備により十分に対応可能であります。

◎狩俣勝成君

水道部長、では大丈夫ですね。私、市民からよく聞かれますので、もう大丈夫ですと、水道部長が言っていましたよという感じで説明しておきますので、よろしくお願いします。

これを持ちまして私の６月の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後３時28分）

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 20 日 (木) 4 日目

(一 般 質 問)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第4号

令和6年6月20日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月20日（木）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（20名）

（延会＝午後2時31分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
		〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
議 員（2〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
		〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （7〃）	欠 員	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （9〃）	山 下 誠 〃	〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃		

◎欠席議員（3名）

議 員（1 番） 久 貝 美奈子 君
〃 （24〃） 山 里 雅 彦 〃

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 課 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
こ ども 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 友 利 毅 彦 君
次 長 仲 間 清 人 〃

次 長 補 佐 与那嶺 彰 成 君
議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は20名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上地廣敏君からであります。

順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、指定管理施設である集落センター等の維持費の問題でありますけれども、このことにつきましては、基地周辺整備事業補助金で整備された集落センターが下地地域に5か所あります。1つが来間島の離島振興総合センター、そして与那覇部落のコミュニティーセンターです。あと高千穂、嘉手苧、洲鎌部落、この5か所が基地周辺整備事業で整備された施設になっております。土地については、自治会の名義、上物である建物がいわゆる市の財産になっているというふうなことで、役所の地域振興課を通して予算要求を、当初予算の要求を出したところ、これ財政課で切られたというふうな報告が入っております。当然市の施設でありますから、言い換えれば、市が集落からそういった情報が入れば、本来であれば市が外向いて調査をして、10万円以上は市が負担する、10万円以下は自治会の負担というふうになった協定が結ばれているようでありますから、その辺のところも判断をしながら、当然に予算計上すべきであるとは思っておりますが、そのことについて、令和6年度の当初予算で要求された予算について、なぜ計上しなかったのか、その理由を伺いたい。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

まず、市民生活部が所管する公民館機能を有するコミュニティー施設は8か所ございます。現在施設が設置されている自治会が指定管理を行っているところでございます。議員ご指摘の各コミュニティー共用施設の修繕等につきましては、自然災害等による緊急を要する修繕は市において随時修繕等を行います、施設の経年劣化による修繕等については、市の公共施設等総合管理計画との整合性を図る必要があることから、今後市と自治会で施設に関する協議を行った後に修繕等の費用負担を含め検討を行い、必要に応じて修繕を実施していくこととしております。そのことから、まずは譲渡なのか、そういう検討が先であるということで計上が見送られたということになると思います。

◎上地廣敏君

今の市民生活部長答弁を聞いていますと、譲渡を自治会にするのが市の方針であると、そのほうが先になるというふうな話だと思うんですけれども、譲渡するにしてもですよ、雨漏りした状態の建物を譲渡するのか。当然譲渡する場合は、ちゃんと修繕をして、いつでも使えるような状態で譲渡するのが、これ本来での筋であります。だから、まず譲渡の話を先に自治会とやるために今回の予算計上を見送ったというふうな答弁ですけれども、これ逆ではないですか。修繕をし、不便な状態がない形で譲渡の話を進めてい

くべきだと思いますけれども、もう一度答弁お願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほどお話ししました計画に伴う自治会との調整ということで、昨年意向調査を実施しておりまして、指定管理を行っている8件のコミュニティー施設のうち、譲渡を承諾する意向を示している自治会が1つ、条件付で承諾をする意向がある自治会が2か所、それから譲渡を受けない自治会というのが5つございましたので、それぞれの意見が、見解が違うことから、譲渡に向けて自治会の希望や予算の公平性、合理性を調整しつつ、なるべく早く実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

市民生活部長、最初にその部分を答弁すればいいんです。そういったものを答弁しないから、今のよう
な質問を出すということです。

ところで、令和6年5月9日の地元紙によりますと、公民館改修、修繕等について自治会支援をするというふうな記事が掲載されておりました。これは、条件として地縁団体を組織している自治会が対象ですよというふうなことです。対象外とされているのは指定管理、いわゆる今先ほど申し上げた下地地域の5か所の公民館、集落センターは指定管理施設ですから、当然対象外になるわけです。最大経費の5分の4、いわゆる8割を上限100万円として助成をしますよと。申込みは今日までです。そういった認可地縁団体を組織している自治会のいわゆる中核施設である集落センター等は最大8割の助成をして、上限100万円
で修繕とか、いろんな備品の整備をしてあげますよと言っておきながら、一方では、市の財産である基地周辺整備事業等を活用して造った建物は、譲渡を優先するから、予算計上は見送りましたというふうなことで、自治会の皆さんは納得しないというふうに思っております。

いろいろ話を進めているうちに、5か所の自治会の中からも相当不満が出ております。一方では、認可地縁団体を組織している自治会には最高100万円助成しますよと言いながら、一方ではいわゆる市の財産である建物の修繕費も出しませんよと、いわゆる払下げを受けない限り出しませんよというふうな行政の手法が果たしてよく言う市民目線で行政をやっているのかというふうな不満が噴出しておりますので、ぜひそのことについては、いわゆる健全な状態で譲渡ができるような形で修繕をし、引渡しを希望する自治会には引渡しをしていただきたい。このことについては、強く申入れをしておきたいと思っております。

次、2番目であります。農振法と農地法の適用についてであります。まず、農振除外された農地、いわゆる農振白地について、当局である市長、そして農業委員会の会長の見解をお伺いしたいと思います。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農振除外されていた農地であっても、農地転用については、農地法及び農地法施行規則、施行令で基準が示されております。これに基づき農地種別を判断しております。農地種別の判断は、申請地の周囲も含め、現在の許可基準に基づき判断しているため、種別によっては農地転用が可能な農地とできない農地があるため、転用を行う申請者は、申請農地が農地種別のどの区分に該当しているか事前に確認する必要があります。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私からは、農業振興地域の整備に関する法律の関連で答弁させていただきます。

農振農用地区域内の土地を農業以外の用途に変更するには、変更事由や必要性について十分な検討、意

見照会を農業委員会と関係機関と調整を行い、要件を満たした農地について、農用地の指定から除外しているものでございます。申請目的により他の法令の見込みを確認していますので、目的が変更されたり、除外から着手まで数年を経ってしまうような場合、転用をはじめ他法令がクリアにならない場合が出てきます。除外後は、速やかに申請時の目的で利用するよう促しております。

◎上地廣敏君

去る3月定例会だと思えますけれども、農林水産部長から、農振農用地から除外された、いわゆる農振白地についてのお話がありました。関連して、農振農用地から除外されていない農地、いわゆる農振農用地内の農地でありますけれども、その農地を農業以外に転用というか、正式な転用ではないんですけれども、農地以外に利活用する、それは農業振興地域の整備に関する法律、これに抵触をするので、農振法違反であるというふうな答弁などがありました。もって今、今定例会でも質問の対象になっている久松の農地の件も絡みますけれども、向こうのほうは農振農用地の中の農用地であって、それから除外しないで、そのまま農地以外の利活用をしているというふうなことで、農振法違反に当たるというふうなことであります。

では、お聞きしますけれども、農振農用地から除外された農振白地について、当然先ほど農業委員会の会長からありましたように、農地以外で活用したい場合は、まず初めに農振白地にする必要があります。そして、その後に農地法に基づく農地転用の許可申請をするわけです。しかし、農振法から除外されたいいわゆる農振白地を農地転用したい、農地以外の利活用をしたいというふうなことで農地転用の申請をした場合、農業委員会に認めてもらえない。先ほどは畑、あるいは周囲の状況等を勘案して最終的に判断をしますというふうな農業委員会会長の答弁でありましたけれども、しかしこれはその部分、同じ条件下であるにしても、場所によっては認められている箇所と、認められていない、認めない箇所が宮古島市内に相当数あると私は思っておりますし、現実そういったところも見ているわけであります。

では、農林水産部長にお聞きしますけれども、農振白地になった農地を、いいですか、農振白地の農地を農地転用したいという場合に農業委員会が許可をしない、その場合当然土地所有者は、農地以外で利活用したいということで農振法から除外をしているわけですから、市は農振法の農振農用地から除外した農地について、それ以外の利活用を認めないというふうなことになるれば、これも農振法以外に当たるんじゃないかというふうに疑問が出てきますけれども、そのことについてはどうでしょう。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時17分）

再開します。

（再開＝午前10時23分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

遅くなり申し訳ございませんでした。農振除外されたところの土地ですけれども、農地として使用する分には罰則等はございません。ただ、農地を農業以外の用途に変更する際に、やはり当初の目的を他の法令等の見込みを確認して除外されておりますので、除外から着手までまだ時間を要するようなことがあります。再度農振の指定をする場合がございます。

◎上地廣敏君

私が聞いているのはそういったことではない。いいですか。農振農用地内の農地を白地にしないまま、除外しないままですよ、農振農用地を農振除外をしないまま別用途に活用するのは農振法違反ですよということをさきの議会で答弁しているわけです。ならば、農振農用地から除外された農地を農業以外に活用しようと申請をした場合に、農地転用の所管である農業委員会が認めないと、この土地は認められませんというふうに許可しない場合、これは農振法に抵触するんじゃないかということです。いいですか。農振法はなぜ、農地以外に使っていいですよと除外しているにもかかわらず、農業委員会の農地転用申請をしたら、いや、ケース・バイ・ケースで認める農地もあれば、認められない農地もあると、そういうふうな答弁でありますから、では農振除外をした認められない農地については、農振除外をした意味が全くない。それを認めた市は、農振法違反をして認めているんじゃないですかというふうなことを聞いているわけです。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時26分）

再開します。

（再開＝午前10時28分）

◎上地廣敏君

調整で時間がかかるようでありますから、別項目を先に質問をしたいと思います。

まず、5番目の市営住宅の空き部屋対策及び管理についてであります。

◎議長（平良敏夫君）

モニター出したいんですか。休憩しますか。

休憩します。

（休憩＝午前10時29分）

再開します。

（再開＝午前10時29分）

◎上地廣敏君

このモニターに映っている写真でありますけれども、これは市営住宅、下地の棚根市営住宅の写真であります。このようにこの部屋は空き家になっておりますけれども、退室したのは令和2年10月31日であります。あれから3年以上が経過して、その後まだ一度も入居した例がない。どうですか。これ建設部のほうは、今度の補正予算で1,293万3,000円の予算を、委託料を計上しております。その中には200万円ほどの上野第二市営住宅の施工管理委託料が入っておりますけれども、ほぼ1,000万円余の予算を費やして、宮古島市内の空き家の実態調査をしたいというふうに今補正を提出しているわけであります。御覧のとおり屋根より高いこいのぼりではないんですけれども、屋根より高いギンネムの木が生えている。隣には市民が入居しております。大変迷惑をしている。

そこで、お伺いいたしますけれども、こういった状態がなぜ発生をしたのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

空き部屋の管理につきましては、空き部屋待ち、募集及び随時募集終了後に申込みがない空き部屋については、次年度の募集で入居者が決定した後に修繕等を行っていましたが、今年度から空き部屋が出次第修繕等を行い、雑草等が繁茂しないように管理に努めてまいります。

◎上地廣敏君

今宮古島市では、宮古島バブルと言われているように、市内においてはアパートの数がもう絶対数が足りない、あるいは旧郡部の空き家を改修して、季節の労働者が住み込んでいるというふうなところもたくさんあります。聞きますと、1件30坪ぐらいの平屋の古民家ですけれども、そういったところを改修して、月15万円くらいで借りているというふうな方々もいらっしゃる。そういった家賃高騰、あるいはアパートを借りることができないという若者たちのためにも、こういった市営住宅の管理の仕方というのはあってはならないことであります。これは、言い換えれば、所管部の怠慢であると言わざるを得ないというふうに思います。市営住宅の管理につきましては、住宅情報センターと民間の会社に委託をして、入居の申込みから退室の届出等々やってもらっているということでもありますけれども、これは市の主管部、主管課と十分に連携を図りながら、管理運営をしていかなければならない。十分な連携をしておれば、こういったことは絶対に起こらないはずであります。3年余の放置状態になると、家賃だけでも何十万円欠損をしているというふうになります。ですから、こういった状態を解消するために今後こういった対策を取っていくのか、その辺のことについて市の考えをお聞きしたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどの棚根市営住宅の件ですけれども、公募に2件応募があって、1件が入居していましたが、もう1件は審査で入居条件が満たさないことが判明して、2件のうちの1件のみの入居となりました。そのことで3年から4年ぐらい今の住宅が空き家となっておりましたので、今後こういったことがないように、今年度から空き部屋が出次第修繕を行い、雑草等が繁茂しないように管理を努めてまいりたいと思っております。

◎副市長（嘉数 登君）

今市営住宅の空き家の状況、議員ご指摘のとおり、まさに灯台下暗しであったというふうに反省しております。今若い人が、賃貸物件の家賃が相当高騰してしまっていて、なかなか借りることができないということから、市としましては、市営住宅を活用して地域対応活用ですとか、それから空き家の対策、調査、それから宅地開発の可能性実態調査というものをやっておりますけれども、まさしく今ある既存のストックをきちんと活用した上でそういったことをやるべきだというふうに思っております。担当部局と指定管理者との連携を密にして、こういった事態が起こらないようにきちっと対応してまいりたいというふうに思っております。大変申し訳ありませんでした。

◎上地廣敏君

最後に、最後にというか、この空き家の部分について、まず市営住宅の空き部屋が何部屋宮古島市に今現在あるのか、率にすると何%ぐらいが空き部屋となっているのか、その答弁も求めたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在の市営住宅の空き部屋数ですが、全体戸数の1,426戸に対して、空き部屋数が74戸となっております。

各地域の内訳としましては、平良地区で11戸、城辺地区で34戸、伊良部地区で8戸、下地地区で7戸、上野地区で14戸、計74戸となっております。この空き部屋に対しては、7月に公募を予定しております。

◎上地廣敏君

現在でも74戸の空き部屋があるということであります。若者は、家賃高騰によってなかなかアパートが借りることができないというふうに、今生活苦に悩んでおります。ぜひそういった若い方々が入居しやすいような管理、できれば入居条件というの、先ほど建設部長答弁でありましたように、下地棚根市営住宅に入居申込みがありましたけれども、うち1戸については入居条件に合わなかったの、失格になったというふうな答弁があったと思いますが、そういったことであるならば、せっかく部屋はあるのに、失格にしておいて、3年余も空き部屋にしておくというふうなのはまさにもったいない話であります。ですから、入居の資格要件をもう少し緩和できないのか、このことについてはぜひ十分に検討を加えていただきたい。そうすることによって、若い方々が市営住宅に入居できるようになる。そうすれば、いろんな場所で言われている人口増加にもつながっていきますし、市の活性化にもつながるというふうなことになりますから、ぜひ入居条件の緩和等々含めて、部内で十分議論をしていただきたいと思います。この件については以上で終わります。

先ほどの農振の件についてお願いをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

答弁が遅くなりまして申し訳ございません。農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律の判断がありますが、その際は農地法の転用見込みについて確認しております。その見込みがあるときに除外し、農用転用見込みがないときには除外しない対応をしております。除外後の個々の事例については、農業委員会での農地法の判断に委ねられますので、農振法の違反、違法ではございません。

◎上地廣敏君

これは、私は農林水産部長の詭弁だと思います。皆さんは、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、宮古島市の農業振興地域の計画を策定するわけです。これは大きなスパンでいうと10年計画、しかし5年も経過すれば、社会情勢等の変化によって見直すことも可能ですよというふうなことに今なっております。そういった中であって、農振除外をぜひしたいと土地所有者が申出をして、農政課のほうで農振除外の申請をして、それが認められた。当然県のほうに協議をし、知事の認可を、許可を得るためには庁内の関係部局と合議をしながら、農業委員会の意見、あるいは各関係部署の意見を聞き取りをして、県のほうには認可の申請をするわけです。そうして、農業委員会も、農振白地の部分は何件で、全体的にどれだけです、異存はありませんというふうな形で出来上がった市としての成案を県に送るわけですから、認可申請をするわけですから、それはそれで流れとしてはいいと思っておりますけれども、いよいよ県が認可をし、市に通知が来た。そうすると、その白地申請をした農家は喜んで、息子のうちでも造ろうか、あるいは若い人たちが住宅用地を取得するのに困難しているので、その部分を譲ろうか、そういった形でいろいろ考えるわけです。そこで農家住宅を造りたい、あるいは子供たちの分家住宅を造りたいというふうなことで、いよいよ農地以外に使っていいよと県知事が認めた、あるいは宮古島市長が認めた農地に転用申請を出すわけです、農業委員会に。それを農業委員会が認められませんかよと、ケース・バイ・ケース、いわゆる周辺の土地の状況も勘案すると、ここを宅地として転用することは将来の農業生産上適正ではな

い、あるいは好ましくないというふうな形で却下をするわけです。そうすると宮古島は、特に郡部については、若い人たちは住宅を造ることができない。いわゆる都市部と言われている平良市内を中心に、高い家賃を払ってアパートを借りなければならない。あるいは、島を離れて沖縄本島、あるいは本土にＵターンして帰る若者も現実にはいます。そういったことで、ぜひそういったことができるだけないように、私もむやみやたらに白地は全部認めなさいというふうなことは申し上げておりません。ただ、あまりにも公平さに欠ける部分が多々あるということだけは農業委員会の会長にも申し上げておきたいというふうに思います。沖縄県は40年前、昭和59年に農地転用許可に係る審査基準を定めておりますけれども、これは国が定めた基準を参考にして県は定めているわけです。県の定めた基準を参考にして、宮古島市はこの転用許可基準を定めているわけです。そういった流れでいきますと、宮古島市でも、さきの芳山辰巳会長の前、野崎達男会長のとき、平成二十何年でしたっけ、のときに県のほうに基準の緩和を求める要請書を出しております。また、議会としてもそういった、それに類するような形で要望書も議会で決議を出しております。しかしながら、いまだかつて県からそれに対する回答は出ておりません。ぜひ農林水産部あるいは農業委員会と連携をして、実態に合うような形で農地基準の転用許可基準を改正して、改正できるように県の農政経済課なり、あるいは農業会議なり、そういった関係部局と調整を図っていただきたい。そのことが宮古島市の人口増加にもつながっていきますし、特に郡部における地域の活性化にもつながっていくと思っております。ぜひそのことにつきましては真剣に考えていただきたいというふうに思います。そのことについては以上で終わります。

次、与那覇西浜崎の海浜浸食についてであります。これは、1週間ほど前に撮った写真であります。今工事中でありますけれども、非常におかしいのは、工事中という入り口に掲げられた看板、工期が令和6年4月2日から令和6年5月31日、私が写真の撮影したのは6月10日か、あるいは12日頃までの間です。工期は既に過ぎておりますけれども、現場においては、いまだこういうふうに工事の真ただ中で、出ております。なぜこういった事態になったのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西浜崎の応急工事が、5月31日までの工期が遅れている理由でございます。

当初本格的な台風シーズンとなる6月上旬頃までに対策工事を終えるように、4月1日付で工事請負契約の締結を行っております。工事箇所周辺一帯が保安林地域であることに伴い、事前に県への保安林作業行為許可申請が必須となっております。申請手続の事前調整に時間を要したことに加えまして、潮の干満時間により重機が現場に入れない要因等も重なりまして、5月末時点において工期の遅れが生じておりましたので、7月末までの工期の延長をしております。現場の看板には、7月31日までの工期ということに訂正しております。

◎上地廣敏君

農林水産部長、いろいろ変な理由を申し上げますけれども、これは皆さん方が令和5年度の3月定例会で補正予算を組んでいるわけでありまして、900万円余。この補正予算は、西浜崎の浸食に伴う応急対策をする工事費として3月定例会で計上して、可決されているわけでありまして。当然4月から新年度でありますから、即繰越しをして、新年度で対応するというふうな形で流れてきていると思っておりますけれども、この県の許可書がありますけれども、県が許可したのは令和6年5月16日で、市が県のほうに作業

許可の申請をしたのは5月8日、新年度が始まって1月以上たった後に県へ作業許可を申請しているわけです。本来であれば、補正予算で認められた予算、繰越ししているんですけども、この予算については4月1日以降、少なくとも1週間以内には県のほうに作業許可の申請を出すべきである。一月以上もたつてその申請をするから、工期は4月2日からというふうになっていて、作業許可を認めてくださいというのが一月後の5月8日に申請をするというのは本末転倒であるというふうに思います。本来であれば、工期は作業許可を出して、県のほうから作業許可が出た段階で工期が始まると思って、作業はできないのに、はい、工期を始めますよと。どういうふうに作業するんですか、その請負業者は。そういった事務をするから、今の状況になるわけです。6月も今日二十日、もう後半に入っていきます。今年は幸い台風の発生が少ないからいいようなものの、これから台風シーズンに本格的に入っていきますとなると、応急対策をしない前に、さらに浸食の範囲が広がっていくというふうに考えられます。ですから、まず今応急対策は7月31日まで工期を延長したと言っていますけれども、では7月31日までに応急対策工事が終わるとして、本格的に復旧工事に入るのはこういったスケジュールになっているのか、その辺を説明願いたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在の西浜崎応急工事の状況でございますが、現在工事延長165メートルの区間で工事を進めておりますが、昨日までの段階で約50メートル。165メートルのうち50メートル、約30%は工事が進んでおります。

今後の応急工事後の対応のスケジュールといたしまして、応急対策工事後は石積み設置工事及び遊歩道復旧工事を予定しております。現在、測量及び設計委託業務も応急工事と並行して進めておりまして、7月末までに業務を完了する予定となっております。石積み工事及び遊歩道の復旧工事につきましては、完成した設計図書、図面等の資料を基に、保安林解除に向けた手続を進めていきながら、令和7年度での予算計上を考えているところです。

◎上地廣敏君

今写真で写っているように、この工法は県のほうが事業実施をしたところであります。今市が応急対策を取っているところのすぐ隣までこういった工法で工事がされているわけです。これも十何年前、十数年前に県が実施した工事であります。この工事を実施したおかげで、この部分については、全然浸食は起こっておりません。ですから、市が今設計を並行して始めていくということですが、ぜひこういった工法で国土が、いわゆる保安林内が守られているというのは、これ実証されているわけですから、県のほうとも十分協議をして、設計の段階でどの工法を用いたほうがベターなのか、その辺も十分検討されて、本格工事に入る時点では、工法についてもしっかりとやっていただきたいというふうに、これも強くお願いをしておきたいと思います。

次に、下地竹アラ地区の圃場整備についてであります。現在の進捗状況をお尋ねいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

竹アラ地区圃場整備工事の進捗状況についてお答えいたします。

1工区、4.6ヘクタールは、予定した工事は完了しております。2工区については、4.5ヘクタールを施工しております。5月末時点での進捗率は86.1%となっており、現在の工事完了をもって2工区内の工事は完了となります。

◎上地廣敏君

今1工区のほうは工事が完了しているということですが、あの状態で工事が完了していると言えますか。あれは一面に、いいですか、雑草が生えて、作付できる状態ではありません。現場を確認したのはいつですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

日付は定かではありませんけど、先週確認しております。

◎上地廣敏君

先週確認した。それで、農林水産部長は、あの状態で工事完了というふうに思っているのか、もう一度答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

受益者の皆様方には、工事が遅れておまして、雑草が現在繁茂している状況で作付は厳しいという状況に対して、大変申し訳なく思っております。まず、その雑草の除去を行うため、砕土を行ってまいります。また、雑草を除去した後は肥料を散布いたしまして、2回目の砕土を行って、すぐに作付ができるようにしていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

1工区、4.6ヘクタールでありますけれども、向こうは下地小学校の駐車場のすぐ西隣、駐車場と隣接して基盤整備事業の区域に入っておりますけれども、その土地と地区外の土地がまた隣接しているわけです。私は、昨年12月定例会でも指摘をしましたが、基盤整備事業、地区内と地区外の境界をどうするんですかと尋ねたところ、今年、令和6年3月までの間に地区外の農家の方が沖縄本島にいらっしゃる、そういった方々もいるので、早急に協議をして、令和6年3月までにはその工事を終わりますというふうな答弁をしているわけです。今は6月です。全然手がつけられておりません。地区内と地区外の線形をきれいにして、石積みをするのか、あるいはコンクリートで囲うのか、そういった対策を取らなければならない。設計もされていないんでしょう、向こう。これから設計して、境界の石積み、あるいはブロック積みをするんですか。その辺をもう一度お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

地区除外の地権者には、圃場整備を進める上で地区の整形化にご協力をいただいております。昨年、地区境界について、この地権者の方と調整をしております。この圃場の地権者は沖縄本島に在住しているため、宮古島に帰島した際に現場を見ながら相談したいとの回答がありました。今後現況を確認していただきまして、施工方法、石積みにするのか、擁壁にするのか、擦り付けにするのかというようなことについて地権者の希望を確認して、調整していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

宮古地区に住んでいない、沖縄本島に住んでいるから、宮古島に帰省したときに現場を確認しながら協議を進めていくという答弁をしていますけども、これもしないままに1工区は工事完了と言えますか。これ設計もまだです。事業を真剣に工期内に収めようという思いがあるのであれば、あるいは農家が大変困って、これは令和2年度に採択されて、令和3年度からやって、丸4.6ヘクタールの面積の基盤整備事業が3年かかっているんですよ、3年。それも終わらない。いいですか。4.6ヘクタールの圃場面積の基盤整備

事業を皆さんは4年かけようとしているんです。設計もまだの部分がある。これは大変な問題です。本来であれば、ちゃんと写真を撮って、担当職員が沖縄本島へ出向いて、地権者と、こういうふうになっております。地権者が宮古島へ帰省するときに、そのときに現場を確認して、協議をして、そんな悠長なことを言っている場合ではないというふうに思っております。もう少し頭をひねって考えてください。これについて、市長の見解を求めたいと思います。

◎市長（座喜味一幸君）

ただいまのお話聞いていて、私も現場確認をしておりますけれども、地形条件が大変厳しい中でもるる現場合わせの施工というものが不十分かなと、地元との意見交換が不十分だなというふうな思いがあります。今言っていたのり面の件に関しても、地権者が沖縄にいるからというのは、ほとんどこれは問題にならないわけで、市としては擁壁に関してはこうしたいという基本的な設計の図面等をもって、より具体的に話をして、ぜひこの設計でいいかどうかは宮古島においでの際に確認してください、できれば早いうちにというような話等があっていいのかな。最近私今のご指摘等を受けまして、非常に現場の認識が十分ではないのか、地元との意見交換が十分ではないのかというようなことを感じておりまして、できるだけ現場、受益者、地域の人たちとの話し合いを十分しようというようなことを言っておりますが、まさにこの地区もいろんな問題があって、雑草があって、役所がやる分の工期の部分と、農家の人にお願ひすべき件、いろいろと話をしておりますけれども、いつまでに、どのように、幾らの金額でというような具体的な話し合いをしていくような、そういうやはり訓練というものをしていかなければならない、これは大いに反省点だというふうに思っておりますので、改善をしていきたいと思ひます。

◎上地廣敏君

早急に、できれば一日でも早く、農家は一日千秋の思いでこの基盤整備事業、圃場に作付をしたいということで待っているわけです。今市長が答弁されたように、一日も早くこの問題の解決ができますよう、よろしくお願ひをいたします。

最後に、市の水道の有収率についてお伺ひをいたします。去る4月の、これ県紙ですけれども、県紙のほうに上水道、あるいは簡易水道を含めた水道の有収率の記事が掲載されておりました。上水道を引いているところ、県内25か所ですか、24か所ですか、ありますけれども、宮古島市はこの有収率が非常に低い。2022年度の有収率88.2%です。県内においては、下から3番目ということになっております。

そこで、水道部長にお伺ひをいたしますけれども、この有収率を改善するための改善計画を令和6年度に策定するというふうに聞いておりますが、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

◎水道部長（下地貴之君）

ちなみに、令和5年度の実績でいきますと87.01となっております。

今後10年間、老朽化耐震化整備計画を策定しまして、取組を強化したいと考えております。

◎上地廣敏君

上水、飲料水については、これまでも何名かの同僚議員が質問をしていました。宮古島市の水は大丈夫かというふうな懸念の声も聞こえておりますけれども、ぜひ老朽管を耐震化することによって有収率が上がっていく、そうなりますと水道の料金収入も上がるというふうなことで、これはまさに一石二鳥だと思っております。ぜひ早急に、10年計画になると話されておりますけれども、早急に計画を策定していくよ

うに実施していただきたいというふうに思います。

時間になりました。非常に問題の多い下地地域ですけれども、ぜひ当局のご努力をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎長崎富夫君

通告に従い一般質問を行います。当局は市民にも分かりやすいご答弁をよろしく願いいたします。

1の市長の政治姿勢につきましては、最後にお聞きしたいと思っております。

まず、観光行政についてお伺いいたします。マリンレジャー業者の新城海岸の占有状況について伺います。昨年あたりから、同海岸で営業する事業者について、周辺農家や地元住民からの苦情や問題提起について、去る4月10日、私たち与党市議団は、城辺の新城海岸で営業活動しているマリンレジャー業者の実態について視察に行ってきました。お伺いしますが、相当数のパラソルや椅子が設置されていましたが、これは何業者が設置しているか把握はしているのか。その中で許可を受けている業者は何社いるのかお答えください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

新城海岸でのマリンレジャー営業活動の実態でございます。営業している事業者の数につきましては、正確な数字は把握しておりませんが、昨年実施いたしました海浜パトロールの際には、10事業者以上が営業を行ってございました。その中では、海岸管理者であります沖縄県から占用の許可を得ている事業者はいない状態であるというふうに確認しております。

◎長崎富夫君

そのときに県宮古農林水産振興センターの職員の説明では、業者から海岸法で申請があると、海岸の防護に支障がなければ、許可せざるを得ない。また、現状の県の海岸法の状態でマリンレジャー業者に制限はかけられない。そのため市の条例対象に新城海岸を追加し、規制を行ったほうがよいとの考え。対応などは、現在宮古島市と協議、調整しているとおっしゃっていました。この調整というのは可能ですか。また、県と市の海岸法、どう違うのかご説明ください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

海岸の管理状況について、沖縄県との調整事項でございます。市としましては、沖縄県に対して同海岸における独占的に小屋やテントを設置し、パラソルやその他レジャー用品を並べ使用している事業者に対しての制限等の適正管理を求めています。県の回答といたしましては、海岸保全施設に支障を及ぼさず、一般公衆の利用を阻害することがない営業行為について規制されることはない、このように議員のほうもおっしゃってございましたが、そのとおりの回答がありました。また、県としましては、前浜ビーチと同様に市に同海岸の管理を移管して、市の海岸条例で管理してほしいとの意向があることから、昨年度、移管について意見交換を行っております。市としましては、同海岸の管理を県から市へ移管し、市の海岸条例で管理する意向はございます。ただ、移管するに当たりましては、現状の同海岸、新城海岸において無許可で営業している事業者については、現在管理者であります県が退去させた後、その後市が改めて海岸条例に基づき海岸で営業する事業者を公募して管理に努めていきたいというふうな意向を示しているところ

ろでございます。しかしながら、県側からは、県が退去させる前に市の条例を改定して、条例に基づいて市のほうで退去をさせて、そのまま市のほうで移管してほしいというふうな考えであることから、移管に向けての作業等について考え方に相違がございますので、同海岸への移管については、現在進んでいない状況でございます。今後は、沖縄県や関係機関との意見交換会も予定されておりますので、海岸の管理の移管については十分議論していきたいと考えています。議会終了後の6月28日頃を目安に県との意見交換を予定しているところです。

◎長崎富夫君

そのときに県の担当者と意見交換する中で、県のほうは市にどうしてもやっていただきたいみたいなことがあったものですから、そういうことではないでしょうと。きちっと整理してから移管するのであれば、あのパラソル業者等をきちっと整理して、これは市には移管すべきだということも申しあげましたんですが、県の対応が私は個人的に感じたところでは何か逃げているような感じがしたものですから、違いますよと、しっかりと今現在使用している業者については、きちっと整理してから市には持ってこいというふうな担当には意見申入れしましたが、ぜひ私はこの方法がいいのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

答弁漏れを。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼いたしました。海岸法についての答弁をしていなかったですので、海岸法について答弁いたします。

海岸法について。海岸法は、海岸環境の整備と保全に関する一般的、基本的な法律でございます。海岸保全区域の管理は、海岸保全区域の地域を統括する都道府県知事が行うことと明記されております。海岸保全区域を占用する際には海岸管理者、沖縄県の許可を受けなければならないというふうになっておりますので、同海岸の管理については、沖縄県が管理すべきものというふうに考えております。

◎長崎富夫君

それはそのとおりだと思います。

次に、新城海岸の駐車場についてお伺いします。夏場の観光シーズンになりますと、マリンレジャー業者が20社を超えることもあるということをお聞きしております。観光客や業者が増加することから、既存の駐車場に車が入り切れない。それで畑の周辺に路上駐車し、農家の皆さんの農作業に支障を来していると聞いております。駐車場の確保や路上駐車禁止の標識など対策が必要と思いますが、お伺いいたします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

新城海岸の駐車場についてお答えいたします。

新城海岸には、市のほうで整備しました無料駐車場が40台分ございます。観光シーズンの午前8時頃にはほぼ満車の状態になっております。議員ご指摘の対策としまして、路上駐車が見られるということでございますが、上の道路、坂道でございますが、中央に建設部のほうでポストコーンを立て、路上駐車対策を行っております。

また、畑周辺の路上駐車対策についても、路上駐車しないよう、看板等の設置などについて、建設部と一緒に対策について協議していきたいというふうに考えております。なお、周辺には有料の民間の

駐車場もございますが、有料の駐車場のほうはまだ余裕がある状況も見受けられますので、そちらのほうを使っていただきたいというのが今のところの考えでございます。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部としての対応は、新城海岸の里道部分を舗装して、進行方向の矢印と一部中央にポストコーンを設置します。今月工事の入札を予定しており、9月30日までは工事を完了する予定としております。

◎長崎富夫君

ぜひこのことにつきましては、生産農家の負担にならないような対策をお願いしたいと思っております。

次に、パイナガマビーチの整備についてお伺いします。これは、パイナガマビーチを毎日のように利用し、そしてボランティア、清掃活動にも積極的に行っている市民から、パイナガマビーチの整備について議会で取り上げてほしいという意見、要望がありました。①、②につきまして、原文のまま読み上げてご見解を求めたいと思っております。

一市民からの意見と要望。パイナガマビーチの整備について。パイナガマビーチは、市街地から一番近い海水浴場で、早朝から高齢者の方々や市民が健康維持のため海水浴を楽しんだり、夏の海水浴シーズンには家族連れで海水浴を楽しめる唯一のビーチであります。また、観光客にも人気のある観光スポットの一つでもあります。ただ、近年港湾施設整備が進み、年々砂浜が浸食され、護岸保護のため設置した大きな岩がむき出しになり、砂浜から海に直接入ることができない箇所もある。砂浜には昨年の台風で打ち上げられた竹材が埋もれ、上層部分を除去しても、埋もれた竹がまた波の浸食によって露出するため、素足で歩くと危険な状態にある。さらには、海岸下には大きな石がごろごろしていて、安全の砂浜とは言い難い。また、市内排水溝からの汚水が下里船だまりを通り、ビーチへと流入し、海水の汚れがひどくなってきている。そのようなことから、大事な砂浜を将来にわたりきれいな砂浜として、市民の憩いの場として、また観光客が市内にこんなきれいなビーチがあるのかと思われるような施設にしていきたい。そこで、どうすれば砂の流出が止まるのか、対策として潮流の調査等をし、将来的にきれいな砂浜ビーチを維持できるようお願いしたい。市民からの切実な意見と要望である。当局の見解をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在のところビーチの整備計画はございませんが、パイナガマビーチの現在の状況を十分に把握しながら、ビーチを訪れる市民、観光客が気持ちよく利用できるように環境美化に努めてまいりたいと考えております。

◎長崎富夫君

②につきまして、パイナガマ公園内の駐車場やトイレ、シャワー施設からパイナガマビーチ砂浜に下りる階段の安全確保について。駐車場やトイレ、シャワー施設とパイナガマビーチ砂浜に上り下りする階段が、雨が降った後などはぬかるんで、滑りやすい危険な状態にある。利用者の安全確保のため、ぜひ高圧洗浄機などによる水あかの除去をお願いしたい。当局のご見解をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

トイレ、シャワー室から上り下りをする階段ですが、階段の一部がトイレ、シャワー室からの洗い水によって滑りやすい状況になっているため、定期的に公園清掃班によって清掃を行っております。

◎長崎富夫君

この2点につきましては、ぜひ利用者の方々ともしっかりと意見を交換しながら、市民の憩いの場としてのビーチを確保していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、水道行政についてお伺いします。宮古島市は、全ての生活用水を地下水に頼っております。新型コロナウイルスが5類に移行し、観光客が急激に増加し、加えてリゾート開発による大型ホテルやアパートの建築ラッシュ等による宮古島での水不足が懸念されております。民間の総合研究所が宮古島での水問題について調査レポートを発表しております。これによると、市民の関心の高い懸案であり、今定例会で何人かの議員も質問しております。私からは、これまでの当局のご答弁の確認も含めてお伺いいたします。水需要対策についてであります。民間の調査レポートによると、リゾート開発などによる水需要の増加が市の想定を超え、2030年には水不足に陥る可能性がある指摘しております。そのことに対して、担当部は伊良部上水道の整備や新たな水源域の開発、老朽化した水道設備更新などで十分な水の供給は可能であると答えしております。再度、市民の不安を払拭するために確認しますが、十分な水の確保は、水道部長、可能ですね。短くお答えください。

◎水道部長（下地貴之君）

懸念されております水の需給バランスにつきましては、現時点において問題ございませんし、また将来的にも今後の施設整備により十分に対応可能であります。

◎長崎富夫君

安心しました。

次に、新水源の開発などに取り組むと答えしております。水不足の懸念に対する新水源地の開発は何か所ぐらいを想定されているかお答えください。

◎水道部長（下地貴之君）

新水源につきましては、現在1か所、城辺の加治道東水源の開発を令和10年度をめどとして整備を進めてまいります。

◎長崎富夫君

次に、安定的な水の供給には設備投資や維持管理費が必要とされます。その財源確保のためにその提言書では、ふるさと納税や市への寄附などの財政支援を求めることも必要と提言しております。リゾート開発する業者に対して財政支援などを求めることも必要と提言していますが、本市の考えをお伺いします。

◎水道部長（下地貴之君）

公益企業である水道事業は独立採算制を原則としており、リゾート開発等に関連する事業者にはふるさと納税や市への寄附など、財政支援を求めることについては、そのようなことが可能かどうか確認する必要があります。可能である場合には、具体的な手続等について関係部局と調整していくこととなります。

◎長崎富夫君

ぜひしっかりと調査して、この維持管理費につきましては、やはり財政的にも厳しい自治体でありますので、どうぞよろしくお願いいたします。と思っています。

次に、民間のこの総合研究所は、観光関連業者のみならず、農業関係者や宮古島商工会議所をはじめ業界団体も参加し、水問題を話し合う協議会の設置を提言しております。これにつきまして、担当部は消極的な答弁だったかなと私は理解しておりますが、この協議会の設置について、改めて必要性がないかお伺

いたします。

◎水道部長（下地貴之君）

現在の宮古島市新水道ビジョンの策定に当たっては、宮古島観光協会や市民も審議会の委員として携わっております。そのことから、計画期間内において進捗状況や事業計画に変更があった場合は、必要に応じて見直すこととしております。そのことから、現段階で宮古島市新水道ビジョンの審議会以外に新たに会議体を設置することは検討しておりません。必要に応じてまた設置していきたいと思っております。

◎長崎富夫君

次に、農業用水の生活用水への緊急時の転用は可能とお答えしております。例えば干ばつ等により飲み水や生活用水に農業用水を利用する、今度は農業用水が足りなくなる可能性がある、そういう悪循環が予想されるが、その対策は取っていますか。

◎水道部長（下地貴之君）

地下ダムの水を農業用水以外に使用する場合には、目的外使用の申請が必要になります。仮に目的外使用が認められても、水道水として利用するには水質検査、浄水方法などが課題となり、実際に使用できるようになるまでに時間と費用がかかることが想定されます。また、水道水が不足する場合は、同時に農業用水も不足することが想定されますので、農業への影響にも留意が必要であると考えております。

◎長崎富夫君

悪循環にならないような対策をぜひお願いしたいと思っております。

次に、農業行政についてお伺いします。宮古島市のサトウキビ黒穂病対策についてお伺いします。沖縄県の病害虫防除技術センターは、サトウキビの病害虫で3つの注意報を発表しております。南大東でタイワンツチイナゴ、久米島ではイネヨトウ等のメイチュウ類、そして多良間を含む本島、宮古島では黒穂病発病が多発していることで注意を呼びかけております。そこで、伺いますが、宮古島市におけるサトウキビ圃場の黒穂病の調査は行っているのか、行っていれば調査結果を伺いたい。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビの黒穂病は、サトウキビの先端から黒いカビの胞子がついた穂が出てくる病気で、感染した株は枯死するとともに、カビの胞子が風雨で飛散し、周囲のサトウキビに伝染する病気となっており、調査については沖縄県病害虫防除技術センターにて行っております。同センターでは、防除の適期や要否の予察情報を提供しておりますが、去る6月6日に発表した予察注意報によりますと、宮古島、伊良部島島内でのサトウキビ圃場における5月上旬の調査の結果、株出しの発病圃場率は70%、発病株率3.5%、一部の圃場での発病株率23.0%となっております。なお、調査については、宮古島、伊良部島島内の株出し圃場20地点とし、1地点200株の調査を行っております。

◎長崎富夫君

黒穂病につきましては、今データでおっしゃったようなことになります。私の圃場でも特に株出しに見られますが、宮古島市において、旧市町村で一番発病率の多い地区はどの地区か把握はされていますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

(再開＝午前11時37分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島、伊良部島の全島の数量しか報告を受けておりませんので、地区ごとの報告は分かりかねるところです。

◎長崎富夫君

これは対策として地区ごとの調査もされて、やはり行政の指導をしっかりとやっていただきたいと思っております。まず、そのことで黒穂病対策について、本市は生産農家にどのような指導、対策を今後取っていくのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

黒穂病の対策については、発病後の対策としましては、まず1つ目に、胞子の飛散を防ぐためビニールをかぶせて株を抜き取り、処分を行う。2つ目に、発病圃場や隣接圃場から苗を採取しないこと。3つ目に、黒穂病の多発圃場は早期に更新すること。4つ目に、抵抗品種、農林22号、28号を植え付けるようにするというふうになっております。黒穂病に罹患した株は除去する以外に方法がありませんので、伝染を広げない取組が重要となります。市としましては、農家の皆さんに周知を図っていききたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

今おっしゃったような対策をぜひ農家の皆さんに周知していただきたいと思っているんですが、もう一つ、抜き取った後にまとめて焼却しなさいというような、製糖工場の職員と話をしたんですが、焼却しなさいということなども言っているんですが、焼却ってやっていいんですか。消防で何か言われませんか。まあ、これはいいです。こういうのがありましたので、ぜひこの辺につきましても、農家の皆さんに周知をしていただきたいと思っております。

続いて、都市計画行政についてお伺いします。伊良部地域における総合的まちづくりについてお伺いします。伊良部地域における都市区画の編入の進捗状況ですが、北区、いわゆる佐良浜地区と南区、いわゆる伊良部地区の現状についてご説明ください。

◎建設部長（川平陽一君）

去る令和6年2月の住民勉強会において、都市計画区域編入のメリット、デメリットの地域課題の解決に向けた各事業の内容について説明を行い、住民の皆様と意見交換を行いました。今年度においても、引き続き勉強会を開催し、導入が想定される各事業についてイメージ図による説明を行うなど、住民の皆様との合意形成を図りながら、佐良浜地区の将来像を明確にしていきたいと考えております。

◎長崎富夫君

北区の佐良浜地区につきましては、大変相当な期間を要すると思われませんが、その辺については、ぜひ都市計画法に基づいた整備をしっかりとやっていただきたい。佐良浜地区に入るとすぐ道路も狭くて、これを整理するのは相当職員の負担もかかるなということは感じておりますが、例えば区画整理方式みたいなことも考えられますか。佐良浜地区において、区画整理方式で整備していくということは考えられますか。

◎建設部長（川平陽一君）

都市計画区域の編入が必要な事業としては、土地区画整理事業の導入が想定され、都市計画区域への編入にかかわらず実施できる事業としては、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、道路事業、狹隘道路整備促進事業、漁業集落環境整備事業の導入が想定されております。

◎長崎富夫君

今ご答弁いただきましたが、これは②の防災集団移転促進事業にも関わることだと思っておりますが、防災集団移転促進事業とはどのような事業かお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

防災集団移転促進事業の概要としましては、住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内における住居の集団移転を促進することを目的としており、市町村が行う住宅団地の整備等に対し事業の一部を補助する事業であります。

◎長崎富夫君

次に、根間公園整備事業についてお伺いします。本市が進めている根間公園整備計画で難航していた用地の売買交渉がまとまり、売買契約が成立し、長年の懸案事項であった根間公園整備事業がようやく動き出そうとしております。私も行政でこの事業に関わってきただけに大変期待しております。それで、この公園予定地区の周辺で事業する皆さん方と数回お話をさせていただきました。皆さんからは、ぜひ市民駐車場を含めた公園の整備をやっていただきたいとの要望が多いです。しかし、根間公園の整備目的は都市公園として整備するものであり、駐車場を目的としたものでないことから、私は皆さんには、市が要望に応えるのは厳しいと思うが、市としっかり話し合いをして、率直な意見交換の中で市民に親しめる公園整備を要望してほしいという話をさせていただいております。

そこで、担当課は、本年度中に周辺通り会などと公園整備の在り方について意見交換し、通り会の意見をしっかりと聞き、取り組んでいきたいというふうに話されております。建設部長は、市民と観光客が集う交流拠点としてにぎわいの空間の創出を図っていききたいと述べております。もう長年の懸案事項でありますので、また中心市街地のど真ん中でもありますので、都市公園、この整備方針についての概要をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

根間公園の整備概要については、屋台、ステージ設置のスペース、イベント広場、ベンチ用花壇となっており、概算工事費としましては約6,700万円を予定しております。根間公園の整備については、平成28年度から一括交付金を活用して実施しておりますが、交渉が難航しておりました1筆につきましては、令和6年4月に地権者と土地売買契約を締結し、所有権移転まで完了しております。公園の整備につきましては、令和7年度で予定しております。

◎長崎富夫君

公園整備について、どのような公園を造りたいかということでお答えできませんか。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほども概要について説明をしておりますが、それに加えて、これはまだ計画ではありませんけれども、令和6年4月に作成された中心市街地活性化基本計画の中で、西里通り会を含む中心市街地活性化協議会

が組織されておりますので、その中での計画概要についても検討してまいります。

◎長崎富夫君

ぜひ市民に親しまれる公園整備をやっていただきたいと、こう要望しておきます。

次に、自動運転実証実験についてお伺いします。スマートフォンなどで申し込むとドライバーのいない車が自宅までやってきて、目的地まで乗せていってくれる、運転免許証を持たなくても自由な移動が可能になる、そんな未来を目指した取組が徳之島伊仙町で始まっていると伺っております。年内には町内の公道で走行実験を行うことを視野に官民を挙げたプロジェクトが進行中。利便性の側面だけでなく、将来の少子高齢化や労働人口不足で懸念される交通弱者間の解決策としても期待しているということであります。豊見城市でも公共交通機関の運転手不足を解消し、利便性を高めようと、一定の条件下で運転が不要になる自動運転の実証実験を今年の秋以降に市内一周バスの一部で実証実験を行うようである。お伺いしますが、本市での自動運転実証実験の計画はあるのかどうかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

自動運転の実証の計画がないかというご質問です。先ほど議員がおっしゃっていましたとおり、少子高齢化、人口減少の影響によって、路線バスやタクシーの運転手不足が顕在化するなど、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しております。特に過疎地域においては、公共交通の維持、確保が困難な状況となっております。そのような背景から、国は運転手を必要としない自動運転の導入試験を公共交通においても進めており、過疎地域を中心に各地で実証事業が展開されているところです。人手不足解消の一つとして、自動運転の導入は有効な手段と考えておりますが、急な飛び出しなど道路上で起こり得る予期せぬ事態への対応、万が一事故が生じた場合の責任の所在に関する法整備等、いまだ多くの課題があることから、公共交通への実際の導入に当たっては慎重に検討する必要があると考えております。そのため実施を行う場合、歩行者や車両の交通量が限定され、障害物が少ない場所が最適であると考えております。本市では、大型クルーズ船寄港時にクルーズバースからC I Q施設までのピストンで乗客の輸送を行っている大型バスの運行での実証が最適ではないかというふうに考えております。クルーズバースは制限区域内のため歩行者もなく、往来する車両も限定されているということ、また安全かつ効率的に自動運転の実証が行える場所だと認識しております。そのため今後仮に本市で実証事業の計画をすることがある場合につきましては、同箇所での実施について、関係機関と協議を図りながら検討していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

この意見につきましては、那覇市に住んでいる私の同級生からいろいろご紹介、資料も頂きまして、担当課にも情報は一応提供してあります。例えば来間島辺りでの実証実験、こういうことは考えられませんか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

来間島での実証という話ではあるんですけども、市として考えているのは、先ほども申したんですけども、クルーズバースの部分で、特に制限区域の中での歩行者がいないとか、また往来する車両も限定されているということなので、安全かつ効率的に自動運転の実証が行える場所だと認識しておりますので、来間島についてはまだ現在検討はしていませんので、まず先行的にクルーズバースでできないのかというのを検討していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

次に、給食費無償化についてお伺いします。

中学生の給食費無償化について、県は2025年度から中学生がいる世帯の学校給食を支援すると発表しました。内容は、給食費を無償とする市町村に対し、費用の2分の1を助成、就学援助者を除く公立の中学校を対象としていました。これに対して、県市長会は、各市町村の給食費無償化への取組や財政事情への配慮がないなどとして、事業を撤回するとともに、小学校についても給食費無償化の対象とした上で県が全額負担するよう要請したと報道されております。その後県は、市町村等意見交換を踏まえ、全ての県内市町村で一律2分の1を県が補償する方針のようであります。給食費の無償化を実施している本市におきましては大変ありがたい制度であり、実現すれば給食費無償化に係る費用の半分を別の教育や福祉などの予算に回せる、この県の方針に対する本市の見解をお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

沖縄県が発表した令和7年度からの沖縄県学校給食費無償化支援事業については、給食費無償化に向けた取組の第一歩として一定の評価をしております。沖縄県は、中学生の学校給食費の2分の1のうち相当額、就学援助対象者を除くを全市町村に補助する案で、現在、市町村に対し、事業概要の説明会を開催しております。詳細な制度設計につきましては、市町村との意見交換を踏まえ、検討を行い、交付要綱に反映させる予定と伺っております。中学生を対象とした補助金の交付が実現すれば、長崎富夫議員のおっしゃるとおり、本市の財政負担も軽減でき、その分をほかの必要とする事業などに充てることができるものと期待しております。

◎長崎富夫君

そこで、学校給食法では、給食費は保護者の負担とすると定められております。文部科学省の調査によると、公立小学校で条件を設けずに給食を無償提供する自治体が2023年9月時点では30.5%、2017年の調査の4.4%から7倍に増えていると言っております。多額の財源を要するため、小規模の町村が多いようです。しかし、給食費無償化した自治体の1割以上は交付金のない2024年度は実施予定がないとしており、継続性や地域間格差の課題を指摘しております。給食は、貧困家庭の子供の栄養を改善する福祉的な視点でも重要、ただ財源が限られる中で給食費無償化には多額の経費が必要なので、自治体が最優先課題とすることは難しく、全国一律で無償提供するには国の責任で制度化すべきと専門家も指摘しております。交付金を当てに期限を決めて無償化したのが、今後も続けるとすると必要額が大きく、慎重な検討が必要と話す自治体も多くあるということでもあります。お伺いしますが、本市においてはしっかりした財源を確保し、給食費無償化を継続していただきたい。そのことについてお伺いします。

◎教育長（大城裕子君）

ここ数年で給食費無償化に取り組む自治体が急増しております。これは、新型コロナウイルス対策として国が創設した地方創生臨時交付金を活用して給食費無償化に取り組んだ自治体が多かったんですけども、その交付金が終了したというところで、財源確保に苦慮している自治体が多いと聞いております。

本市が令和2年度から独自に実施しております学校給食費完全無償化については、安心して子育てができる環境づくりの一環として、子育て世代の経済的な負担軽減のため、ふるさと納税を活用して支援しております。今後も沖縄県の支援事業も活用しながら、継続的に取り組んでまいります。

◎長崎富夫君

保護者にとっては大変ありがたいことであります。ぜひ継続した取組をお願いしたいと思っております。

そこで、これは昨日の日本農業新聞の論説に、学校給食費の無償化、地産地消を広げる好機にということで、まずは国による給食支援へ踏み出してほしい。給食の在り方を考えることは、地域農業の維持や自給率向上、食料安全保障を考える好機となる。費用だけを考えて輸入食材で賄うのではなく、地域の農家が作った農畜産物を使うことが持続的な地域づくりになる。子供たちの健康を支え、命を育む給食支援は日本の未来への投資と考えたいということで、今異次元の子育て支援策を掲げる政府として、ぜひ国の責任で制度化していただきたいという論説がありましたので、ご紹介をいたしました。

次に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。第5代宮古島市長に就任してもうすぐ3年半になります。以来座喜味一幸市長には、日々市民の生活向上、安心、安全な暮らしのため、市民ファーストの市政運営に取り組んでいることに敬意を表します。さて、沖縄県議会選挙も終わり、市民の関心はいやが上にも来年1月に行われる宮古島市長選挙に向かいます。申し述べたように就任以来、市民の生活向上のため、確実に成果を上げていることには多くの市民から評価いただいていることと思います。1期目の任期も間もなくもう半年となります。来年10月には宮古島市制合併20周年を迎えます。座喜味一幸市長には多くの市民が続投を期待していると思いますが、市長の思いをお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

私は、第5代宮古島市長に就任して以来、市民による市民のための市政運営、市民の命と暮らし第一、市民に開かれた市政を基本姿勢として、公約達成に向けて様々な分野で取組を推進してまいりました。1期目の最終年度である令和6年度施政方針において、基本的な考えとして申し上げた市民所得の向上、誰一人取り残さない社会の構築、新たなステップアップに向けたプロジェクトの推進を着実に実現するため、今年度予算計上している事業の執行に万全を期して全力で取り組んでまいりたいと思っております。あと6か月といいますが、あと6か月もありますから、皆様と約束した公約を達成するためにしっかりと任期を務めてまいりたいと思っております。

◎長崎富夫君

今市長の思いを聞かせていただきましたが、あと半年、私どもも組織の立場から座喜味一幸市長を支えてきたわけでありますが、市長在任中もしっかり支えていくことに変わりはありません。市長には市民の生活を第一に、そして市民生活の豊かさ向上のために行政を前に進めていくことを期待いたしまして私の一般質問を終わります。大変ありがとうございました。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど黒穂病の地域ごとの発病率について、県の病虫害防除技術センターに確認しましたところ、調査はおおむね旧市町村単位の地域4か所ずつ、合計20か所で調査を行っております。その中で平良地域の圃場1か所で発病率が23%となっております。調査圃場の品種等にも影響されますので、平良地域で調査した圃場が結果的に23%となっておりますが、市の中でも平良地域が多く見受けられるということではなく、調査圃場20か所の70%で発病が確認できているという結果になっているとのことでした。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後零時04分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎平良和彦君

今日3人目なんですけども、最後のトリとなっておりますので、皆さん、よろしくお願いします。一般質問3日目の3番で議員番号13番の平良和彦です。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすい説明と誠意あるご答弁をお願いいたします。

質問入る前に、少し、昨日なんですけども、病院に行ったんですけど、たまたま知り合いがいて、そのお母さんがいきなり私のほうに来て、市民プールですか、そういう件でぜひ市民プールを造ってほしいという要望を、またプールがないのは宮古島だけではないのとか、熱烈に要望を語っておりました。その後にまた診察室の中に入ると、医者の方、そのお母さんが話したのか、さっきの方が言っていたんですけども、やはりお年寄りには膝とか腰が、いろんなところが痛くて、プールの、水圧によって負荷のかからないお年寄りにはとってもいい運動になるよという話もしておりました。私は質問しておりませんけども、これも要望として私以外にもまた下地信男議員とか、4名の方がこの市民プールについて話しておりますので、ぜひとも市長、要望を聞いていただければなと思っております。ですけど、昨日宮古テレビを見てみると、スポーツアカデミー宮古島の閉館によって、総合スポーツセンターがリニューアルするとか、そういうのもテレビに出ていたんですけども、これはどうなるか分かりませんが、そこがプールを開設するのか分かりませんが、期待したいなと思っております。

それでは、質問に移らせていただきます。市長の政治姿勢についてなんですけども、宮古島市の人口減少と高齢化による持続可能な発展について。よく選挙等で、離島の振興なくして沖縄振興はないというふうな話は出ますけども、この小さいバージョンで、旧郡部の振興なくして宮古島の振興はないと。なぜかというと、宮古島の地域振興において、旧郡部の振興は不可欠であると私は考えております。これについては、宮古島全体の発展や繁栄を達成するには、かつての郡部の、つまり宮古島地域全体の振興が必要であると思います。地域振興において旧郡部の振興が重要な理由として、まず地域はその歴史や文化、伝統から発展してきたものだとして、旧郡部が持つこれらの要素が宮古島全体のアイデンティティーを形づくっていると思います。そのため旧郡部を活性化し、伝統や文化を保護、活用することによって宮古島全体の魅力を高める重要な要素になると私は考えております。さらに、旧郡部に住む地元の人々が地域社会の中心的存在でありますので、その暮らしや文化が地域経済や観光産業に大きな影響を与えます。旧郡部の住民が豊かで健康で安定した生活を送ることができるように地域振興に支援が必要であると考えます。要するに宮古島地域全体がバランスよく均衡発展するには、宮古島内の全ての地域、特に旧郡部を含めた地域振興が重要で、それで宮古島の魅力や資源が最大限に活用され、地域の持続的な発展が実現するものと私は思っております。そこで、城辺地域の人口の減少や高齢化に伴う地域の健全化について市長の見解を伺い

ます。

◎副市長（嘉数 登君）

本市では、豊かな農漁村の生活と都市機能の充実による持続可能な島づくりを目的に、宮古島市定住自立圏構想の形成方針及び宮古島市定住自立圏共生ビジョンを策定しております。内容としましては、旧町村地域がそれぞれの地域資源を最大限に活用しつつ、定住化を促進し、圏域全体の均衡ある発展を目指すこととしておりまして、現在宮古島市定住自立圏共生ビジョンに対応した様々な施策を全庁横断的に推進しております。本年度は、少子高齢化や人口減少が進行する旧町村地域において、地域が持つ魅力的な資源を活用し、にぎわいを創出する拠点整備に向けまして地域別の基本計画を策定いたします。

それから、本年度から地域ごとの課題やニーズ、提案などをテーマに市と地域住民との意見交換の場である地域懇談会を開催してまいります。その中で人口減少、それから自然災害など地域が抱える課題についても意見交換を行い、本市の総合計画等の将来に向けた施策に反映してまいりたいと考えております。

来年は、宮古島市が合併して20周年を迎えます。この節目を前に、城辺地域においても、これまでの課題、将来に向けて解決すべき課題等を地域住民と共有しまして、市政の発展、住みよい地域づくりの推進につなげていきたいと考えております。

◎平良和彦君

先ほど副市長のほうから出ました、にぎわいのあるまちづくりということで、懇談会を持つということなんですけど、予定等何か決まっているのであれば教えていただけますか。

◎副市長（嘉数 登君）

今年度から実施予定の地域懇談会についてご説明申し上げます。

これは、先ほども答弁しましたが、地域ごとの課題、問題、ニーズ、提案などをテーマに、対面で意見交換会を実施しまして、即答できる分については即答いたしていきますけれども、できない部分については、総合計画等将来に向けた施策に反映していくことで市民の満足度を高め、官民協働で地域振興を築いていきたいというふうに考えております。例えば市に対してこんなことを言いたかったとか、聞きたかった、お願いしたかったと。それを通常は、要請とか陳情という形で上げていただいておりますけれども、そういった手続を経ずして直接対話できる場でいろいろ言っていきたいというふうに思っておりますし、市としても現在、または将来予定している事業や施策について、地域の情報、ニーズを調査して対応していきたいと。特に既存事業であっても、この辺はこう改善したほうがいいんじゃないかという部分ですとか、あるいはこの事業とこの事業は、再編して新たなテーマでやってみてはどうかといったような声も聞こえておりますし、それから今日午前中、上地廣敏議員からもご指摘ありましたように、公共施設の管理につきまして、我々ではどうしても目の行き届かない部分、十分でない部分等もありますので、そこをぜひ地域懇談会の場においても言っていいただいて、我々の行政活動に活用していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

ぜひとも話しやすい場を、ムードづくりというんですか、緊張しないような、地域の方は、副市長とか偉い方が来るとなかなかしゃべりづらいところもあるので、やはりこういう話し合える会場づくりとか、そういうのをやっていただきたいなと。城辺地域の場合は24部落あるので、これを部落から1人でも24名

とか、2人だともう48名とか、そういうふうになるんで、これを取り組み方、人数とかも考えていただきたいなと思っております。

次に、同じような感じではあるんですけど、市の均衡ある発展として、城辺地域の発展を促進するための施策、これ同じことになるんですか。ありますか。お願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

城辺地域の発展を促進する施策ということですけども、市として持っている宮古島市定住自立圏共生ビジョン等については、先ほど答弁させていただきました。特に力を入れていきたい部分としまして、若者の定住促進、これは旧町村地域を中心に、空き家や公営住宅等を有効活用した若年者の定住化促進にも取り組むとともに、それから若者の子育てしやすい環境整備としまして、城辺世代間交流複合施設の整備、令和4年度からは結婚に伴う経済的負担を軽減するための支援を行う結婚新生活支援事業、これらを実施しております。

それから、旧町村地域においては、公共交通の確保というところも非常に大事になってまいります。市街地にある商業施設や病院等までの新たな公共交通手段の確保、構築に向けまして、城辺地域を対象にデマンド型交通の実証事業を実施します。

それから、今年度から開催する、先ほど答弁させていただいた地域懇談会ですけども、これは地域住民のニーズや課題を整理しまして、地域の皆様の満足度を高めるということと、一番大事なのは官民協働で地域振興を図っていくというところが肝要かなというふうに思っております。どうしても行政主導、行政だけで考えるのではなくて、やはり市民の意見を取り入れて、共につくり上げていくというような地域づくりが非常に大事になってくるかと思っておりますので、先ほど議員からもありましたように、あまり緊張しないような環境づくりをしまして、率直なといいますか、胸襟を開いて話し合ってみたいというふうに考えています。

◎平良和彦君

楽しみにしております。若者の定住促進、これ大事だなと思っております。その中また複合型施設の整備とか、そういった若者が本来に来て楽しめるような施設等も整備してほしいなと思っております。交通の手段が一番かなと思うんですけど、やはり城辺線、前からも質問とかしているんですけども、城辺線を4車線中休まで通せば、短時間で市内のほうに行けるので、そこもぜひ考えてほしいなと思っております。

続きまして、畜産行政についてでございますけども、宮古島市の畜産農家への支援について、令和元年度から令和5年度までの年間の競り頭数が年々減少している要因についてでございます。資料を見ますと、令和元年度、4,297頭で、令和2年度はマイナス153頭で4,144頭、令和3年度はマイナス76頭の4,068頭、そして令和4年度はマイナス31頭の4,037頭で、次、マイナス199頭の、とうとう3,000台になっております。3,838頭と年々減少しております。そして、令和元年度から令和5年度までの減少数なんですけど、マイナス459頭、このような状況の要因について当局の見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

競りの出荷頭数が年々減少している要因についてでございます。

競り出荷頭数の減少が続いている要因としまして、繁殖母牛の頭数の減少が考えられます。飼養頭数調査によりますと、本市の繁殖母牛頭数は、令和元年が6,287頭から、令和5年には5,617頭と670頭減少して

おります。それに伴いまして子牛の生産頭数も減少を続けておりまして、競り出荷頭数の減少につながっているものと考えております。繁殖母牛の減少の要因としましては、肉用牛農家戸数の自然現象に加えて、コロナ禍や飼料高騰の影響により離農や経営規模を縮小したことが考えられます。

◎平良和彦君

繁殖母牛の頭数が617頭ですか、減っているということに大変びっくりしております。ですけど、本当に宮古島、畜産農家はやはりなくてはならない収入源でもありますので、ぜひともこれをなくさないような支援をしていただきたいなと思っております。

それで、それに伴って平均価格の推移について当局の見解をお伺いしますが、こちらの資料を見ますと、平均価格は令和元年度、69万8,156円で、次の令和2年度はマイナス6万3,943円で63万4,213円、令和3年度は、ここはプラスで6万7,787円で70万2,000円となっております。令和4年度にはマイナス10万4,925円で59万7,075円、令和5年度はさらに11万2,607円のマイナスで48万4,468円でございます。令和3年度は一時的にプラスに転じているんですけども、その後は減額しております。そして、令和元年度と令和5年度の比較すると21万3,688円の大幅減少となっております。その平均価格の推移について、当局はどういうふうな見解をお持ちなのかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、価格下落の要因としまして、飼料価格やエネルギー価格の高騰により消費の減退が長期化していること、あと外食控え等の影響で枝肉価格の相場が上がりず、購買者の買い控えが起きているものと考えられております。

また、出荷される子牛のうち、1日当たりの平均増体量を示しますDG値が目安の1.0を下回る割合が令和3年度以降増加を続けております。このことは適正な、やはり飼料高騰によって餌をあげるのを控えている傾向もあるのかなということも懸念されています。そのことも平均価格を押し下げる要因になっております。

◎平良和彦君

牛も生き物ですので、本当に餌をあげるのを絞るとかわいそうな気がします。

そこで、配合飼料価格の高騰によりまして、ある若い農家が赤字続きで、今後どうなるか分からない、考えられないという悲鳴を上げておりました。このような逼迫している畜産農家への支援策はあるんですか、お伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産農家の支援策についてお答えいたします。

全国的に子牛価格が下落しておりまして、令和5年10月には全国平均が50万円、宮古家畜市場では平均価格42万円と過去5年間で最低となりました。その後回復傾向にありましたが、令和4年4月から再度下落し始め、5月には全国平均54万2,000円、宮古家畜市場では平均価格42万9,000円にとどまっております。競り価格下落の要因として、先ほども言いましたけども、飼料高騰、エネルギー価格の高騰等が挙げられております。この競り価格の下落に対しまして、国、県の支援策が幾つかございますが、いずれも四半期ごとの平均価格が基準値を下回った場合に農家へ補填される仕組みとなっております。直近の実績では、令和6年1月から3月の平均の去勢子牛に対して1頭当たり3万7,800円が今年の5月27日に交付されて

います。また、雌子牛については、県の事業で6万300円が加算され、合計で1頭当たり9万8,100円が販売価格に関係なく、国、県から支援されております。しかしながら、宮古家畜市場は離島のため地理的条件で不利となっていることから、沖縄県全体の競り価格より低くなる傾向があります。そのため市としては、競り出荷の安定供給に向けて、競り県平均価格との差額補助について検討を開始しております。

◎平良和彦君

飼料の高騰はかなり大変なものだなというのは、沖縄県畜産経営技術指標によりますと、出荷牛1頭当たり飼育の総費用、これが平成23年3月時点では38万1,000円だったのが、2年間で、令和5年3月では63万6,000円と増額している。恐ろしい、倍近い増額となっております。畜産農家はやはり牛が高いほうが喜ばれるし、ですけど、また飼育するためには飼料をあげないと牛も育たないし、そういった面で今いろいろ検討なされているということなんですけども、これどこまでできているか分かりませんが、補助対象とか対象時期とか補助単価、そういったものは決まっているんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在畜産課のほうにおいて、国、県の支援ではカバーし切れない部分について、いろいろ検討を重ねているところなんですけども、まだ予算措置の段階ではございませんが、前年度配合飼料安定制度の畜産飼料高騰対策事業で交付した単価、繁殖牛であれば1頭当たり1,400円、子牛であれば6,900円とか、そういったものを目安にして、そういったものを基準にしまして、国、県の支援策の動向を踏まえながら、支援の金額については検討していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

ぜひともきちんと制度をつくって、畜産農家のほうに支援していただきたいと、これ単独事業という形になるんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在のところ国、県の補助等がございませんので、単独事業になるかもしれませんが、やはり財源が多くかかりますので、財源の確保に努めていきたいというふうに考えています。

◎副市長（嘉数 登君）

補足して答弁をさせていただきます。

飼料価格の高騰等で大変畜産農家が苦慮しているということは我々も十分認識しておりまして、市としての補助事業については、市長からも指示を受けておりますので、もちろん国、県の助成というところもありますけれども、場合によっては市単独でもできないかという部分については検討いたしまして、可能な限り早期に実施できるように取り組んでまいります。

◎平良和彦君

やはり苦しんでいる畜産農家の方、若い方々が今頑張っておりますので、ぜひとも市長、よろしくお願いしたいと思っております。

続きまして、産業廃棄物行政についてでございますけども、宮古島の産業廃棄物処理について、産業廃棄物処理は当然県の管轄だと知っております。しかし、何かいい方法ないものかと一緒に考えていければなという考えでございます。そこで、前回もお伺いしましたが、この産業廃棄物処理問題は喫緊の課題だなというのは、業者の皆さんが家屋とか、いろんなものを解体した場合に廃材を処理する施設がないと

いうことで、ヤードとか、そういったところに置いているそうなんです。仮置きしていて、ですけど、やはりここももうだんだんといっぱいになってきて、あとどうするんだということで悲鳴を上げております。ここはやはり今そのままにしておく宮古島不法投棄とか、そういったものがいろんなところから出てくるのかなという心配を、危惧をしております。ですので、県のほうにも早めに産業廃棄物処理について真剣に取り組んでもらえるように官民一体となって要請したらいいのかなという考えをしております。

そこで、前回は廃タイヤの件を質問したことがありますが、やはりこの廃タイヤ、もう処理するものが厳しいというのがあるんですが、例えば、調べてみたんですけど、タイヤをチップにして、廃タイヤ細かく切断して、あるところではセメント工場のボイラー燃料など熱エネルギー源としているそうです。ですから、そういう面でいけば、例えばなんですけど、宮古島市の焼却炉のごみ燃やせる燃料としてはどうかとか、いろいろ何か方法はないのか、宮古島として何か考えていないのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃タイヤの島内でのリサイクルについて、市で行うことは現状においては難しいと考えております。市の施設は、一般廃棄物処理を目的とした施設ですので、そこで産業廃棄物に当たる廃タイヤについての処理はできません。廃タイヤにつきましては、排出した事業者、これは個人から処分料金の支払いを受けて処分を行う作業を引き受けた事業者のことでございますが、その事業者が最後まで責任を持って処分を行う必要があるものです。そのことについて、これまで県のほうで指導を行ってきております。残存する不法投棄などの実態を踏まえ、排出事業者に対し、市も沖縄県宮古保健所と連携し、処分に対する指導を行っていく考えです、今後ですね。

加えて、現在受入れを行っている処理事業者に対しまして、破碎施設の整備拡張についての意見交換も行っておりまして考えております。

議員ご提案の燃料としての利活用を行う場合、施設の改良工事が必要となるということです。この件につきましては、市の焼却施設は補助金を導入して整備していることもございますので、早急な改良は困難な状況です。

ちなみに、島内の事業者、31事業者は沖縄本島のほうに海上輸送を行っております、廃タイヤについてです。その沖縄本島の解体事業者、廃タイヤを受け入れた後、破碎チップにいたしまして、これは貨物船で宮崎県の日南市のほうに輸送をしております。宮崎県の製紙工場で発電用燃料として再利用されているという状況です。

◎平良和彦君

本当に厳しいというのは分かりました。ですけど、島でありまして、やはり難しいんですよね。大きな会社であれば、契約を結んですることはできると思うんですけども、やはり小さな工場とか、そういうところはなかなか自分で持っていくというのは厳しいのかなと思いますので、市のほうで何か方法を考えて、今すぐではないんですけども、手を差し伸べてもらえればなというふうに思っております。宮崎県のほうでは発電燃料として使っているの、使えることは使える、これをチップにするのがまた大変な費用になるのかなというのが分かりました。

続きまして、ペイント等の一斗缶の処理についてでございますけども、これもやはり産廃時に一斗缶の内側ですか、内側にペイントがついていて、これを必ず落とさないといけないということで、これが大変

なんですというふうに聞いております。これは決まり事、油があれば油を落とすのが、そういうことかもしれませんが、調べたらやはり一斗缶もプレスかけて潰してとか、いろいろやっているところもあるそうなんですけども、やはりそういった洗うのに時間費やすとか、また人手を増やさないといけないとか、そういったのがあって業者が困っているそうなんです。だんだんと一斗缶が山のようにたまっていて、そうなので、こういったものは何かいい方法はありませんか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

いい方法は、私も引き続き探していきたいと思います。産業廃棄物処理業者1社に確認しましたところ、平良和彦議員がおっしゃっておりますとおり、ペンキが残っている一斗缶については処理困難物となることから、受入れはできないとのことでした。ペンキを溶かす液などできれいに落とし、一斗缶はつぶさず、2トン車ですと5回分程度まで受入れは行っておりますよということでした。

また、ほかの事業者からの聞き取りでは、ペンキ等の一斗缶については、中身がほとんどなければ金属くずとして受け入れておりますが、中身が残っていたり、ほかのごみが一斗缶内に入っていたりすると処理できないので、引き取っていないとの回答でございました。確かに手間がかかるものではございますが、廃棄物の処理を適正に行うための作業でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎平良和彦君

環境衛生局長の言うとおおり、適正にきちんとやらないといけないというのは分かりますけど、本当に私もネットで調べると、やはりペンキ等は新聞紙とか、布とか、そういったもので拭き取って、燃えるごみとか、そういったものに出しているところもあるそうです。ですから、そういうふうにするのが常識といえ、常識かもしれないんですけども、かなり大きな、現場を持つとやはり量が量なので、そういったものができなくなってくるのかなと私としては思っております。

次も発泡スチロールの処理についてなんですけど、これも似たようなことになるんですけども、これについてはガス整備工事事業者、電気設備事業者ですとかからの要望がありまして、発泡スチロールをごみに出す場合に細かく砕いて、そして燃えるごみ、袋に入れて出すんですけども、3袋までとか、発泡スチロールが、これがさっき言ったように大きな現場に当たって、それを工事していくと、やはり業者ですと、量がかなりの量になって、これを一つ一つ砕いていって、3袋に詰めて出すといふとかなり時間も必要だし、またこれを置く場所も必要になるということで、何とかならないのという要望がありました。今発泡スチロールのほうは市のほうで、あわせ処理、申請か何かやっていますよね。それがまだ許可が下りていないというのは前の質問等で聞きました。ですけど、細かくしないで、ビニールに入れないで、まとめて、業者に言えば、さっきと一緒に、これを細かくする手間と、また人が必要だということですから、その分お金を出してもいいよという話をしていましたので、本当に発泡スチロール取ってくれるだけでもありがたいというのは私も分かりますが、あとこれ一歩進んで、まとめて捨てることはできないのか、処理はできないのかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

事業者から排出される発泡スチロールについては、市内で3か所の産業廃棄物処理業者が施設を有しております、それぞれ破碎、埋立処理であったり、焼却処理であったり、加熱減容処理であったり、それぞれの処理方法で処理を行っております。加熱減容処理と申しますのはリサイクル、先日下地信広議員に

もお答えいたしました、可燃減容処理のほうがりサイクルを行う方法でございます。3月以降、市のほうで、産業廃棄物処理業者も処理が追いつかないという状況を踏まえまして、市の宮古島市クリーンセンターで一時的に受入れを行っております。平良和彦議員おっしゃるとおり、まだ市のほうは環境省の承認申請を、承認の許可を待っているところですが、まだそれが下りていないので、市のほうの宮古島市クリーンセンターであわせ処理を行うことがまだできておりません。

細かくしない方法ということでしたが、市のほうでも結局細かくして、焼却する際にもそのような処分が必要となりますので、これは適正に処理するためには、申し訳ないですが、手間をかけていただいて、細かくしていただく必要がございます。

◎平良和彦君

細かくするのは一ついいとして、あと量、3袋だと本当に少ないんです。工事を請け負った場合には、10か所の部屋をすとしたとしても、それにクーラーの設置をしても、やはりそれなりの量が出てくると思いますので、本来であればそのままの大きさで、クーラーの大きさの発泡スチロールになると思うんで、それを捨てたいんですけど、細かくしないとイケないというんであればしますけども、この量を3袋と言わずに、どれぐらいか分からないんですけど、2トン車ぐらいでも捨てられるような感じでできればなど、1つ、細かくしないと燃えないということなんですか。これもよろしくお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

細かくするのは、市の焼却炉で燃えやすくするためにその作業が必要ということです。

3袋の制限をなくしてということですが、昨日も下地信広議員にお答えいたしましたとおり、バックヤードがかなりもう逼迫している状況ですので、なかなか厳しいところです。あわせ産廃処理の許可が下りた以降、では3袋の制限をなくすのかというところになるかと思いますが、既に新規に4月の下旬に許可を受け、事業を始めた事業者もいるところです。市のほうで受入れを進めることにより民間事業者の事業活動に影響を与えることのないよう、処理事業者の皆様と意見交換を行いながら、今後検討してまいります。現状では、3袋までの持込み制限を継続させていただきたいと考えております。

◎平良和彦君

3袋、新しい事業者が出てきているということですので、そういった事業者にも今のような困っていることを話し合いながら、ぜひともうまくいくように、言わば不法投棄にならないような感じでやっていければなど。本当に困っていくと、あともう本当に捨てる所なくなると不法投棄につながっていくかなと思いますので、絶対そういうことにならないように、うまく循環していけるように話し合いをしていただきたいと思います。

続きまして、道路行政についてなんですけれども、大野山林北側の、これは前里光健議員も昨日話して、またすばらしい画像で説明してりましたが、私もここを視察に行っていました。かなり広範囲の水が本当にたまっておりまして、この近くにやはり湧き水があるんです。県道83号線ですが、通称一周道路北側のほうにミヤコンがあって、その手前に1か所湧いていて、また西側のほうに行くと本当に湧水というんですけども、音が出るぐらいかなりの量が出ているところがあります。その水がこの地域でのみ込まなくて、この道路、県道83号線を越えて、栄福果樹園のほうのところまで来ていると、そういうことで、幾ら沈砂地があっても、もうこの量をのみ切らないということになると思っております。ですから、

最初に近辺の沈砂池の処理能力についてとありますが、多分これはオーバーしていると思います。ですの
で、これはもう分かりますので、対処法をしっかりと考えてほしいなというふうに思っております。昨日も
話していたんですけども、応急処置として、これ応急処置という言葉を使っていたんですけども、応急処
置ではなくて、やはり抜本的に一带を調査して、もう今後そういうことがないようにしていただきたいな
と思っております。ですから、対処法について説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

冠水解消に向けた対処方法についてですけども、まずこの地域に限らず、圃場整備事業での排水計画と
いうのは、県の指針に基づきまして、10年に1度発生する最大降雨を対象として、側溝等の配置、断面等
の決定を行っております。今回10年に1度ではなく、100年に1度と言われております大雨が降ったこと
によって、こういうふうな広範囲な冠水が起こっているということでございます。こういう広範囲な冠水、
また今後とも大雨が降るおそれがありますので、せんだって答弁いたしました補助金を活用した長寿命化
・防災減災事業の導入に向けて、今県と協議をしております。この事業の導入を経て広範囲な調査を実施
して、令和7年度で調査設計、令和8年度で事業採択に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてい
るところです。

◎平良和彦君

ぜひとも県とタッグを組んで、しっかりと令和8年にはすばらしい事業を完成することをお願いしたい
と思っております。本当に近年やはり雨の量、100年に1度とかいって、前も、何年か前、50年に1度とい
うのが2回来たときもありますけども、やはり気候変動があるのかなと思うぐらい急に大雨が降ったりと
か、土がのむ前にまた大量の雨が降ると、のむ前にもうあふれてという状況で、また最近は畑のほうにも
入れないようなガードしたりとかしているの、どうしても道路のほうに流れてくるんです。道路は当然
低いところに来るので、いろいろ状況が変わってきているなというのは感じております。

次に行きますけども、こういう状況の中で、やはりビッグワン宮古店のほうの東のほうにオンワード技
研前の路面冠水の道路排水機能の強化についてということで質問しておりますが、ここもそういう感じな
んです。やはりビッグワン宮古店のほうから東に流れてくる、メイクマン宮古店のほうから流れてくる、
また後ろのほうは宮古工業高校のほうから山になっていますので、向こうから水が流れてきて、道路に最
終的には来ると。本来であれば南側のほうがアブ的な感じで穴があるんですけど、向こうはもうせき止め
て、流れさせないような感じでやっていますので、これはもう私有地なのか、個人のものなんで、言えな
いところもあるんですが、やはりそういうことを踏まえて、さっきの福山のことでないですけど、全体
を見て、ここはこういうふうに流れてくる、ここは大きさはもう全体見て大きくしないといけないねとか、
畑も宅地になって、あとコンクリート打って、水がもうしみ込まない状況になってくると思いますので、
そういうのを鑑みてやっていただきたいなと思っております。原因的なものを私が言ったんですけど、当
局はどういうふうな原因として見ているのか、よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘の道路は市道B—52号線で、道路が冠水していることは確認しております。冠水の原因につきま
しては、本路線の周辺の土地が畑地から宅地へ変化したことにより道路への雨水の流入が増加し計画排水
能力を超えたことが主な原因だと考えております。

◎平良和彦君

そこで、この排水設備の整備についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘の箇所につきましては、当初設置された道路の側溝及び浸透ますがありますが、近年宅地化による道路への雨水の流入量増加の対策として、さらに令和4年度で浸透ますを新しく設置しましたが、冠水の解消には至っておりません。再度地域の状況を調査し、対策を検討してまいります。

◎平良和彦君

ぜひとも近辺調査して、ここの水どれぐらい降ったら、面積出てきますので、計算して、ぜひとも大きな浸透ます等を設置してもらうか、また別の方法があれば、言わば側溝ですか、そういったものも利用したらいいのかな、向こう、側溝ついているので、両方。どこ流れているのか私も分かりませんが、そこも利用したらいいのかなというふうに考えております。100年に1度の雨が降ったりしますので、ぜひとも早めに設置していただきたいなと思っております。

もう一つ、城辺の比嘉自治会の東側にある県道78号線沿いの比嘉さんというお宅があるんですけども、ここも冠水して、ずっと前から言われていて、比嘉さんのところに90歳を超えているおばあちゃんがいて、独り暮らしで、大雨などが降るとすぐにたまってしまいます。門から外に出られないし、子供等が心配して車で来ても、また水があまりにもたまり過ぎて、車から降りられない状態ということになっておりますので、そこも早めに対応をお願いしたいなと思っております。そこも原因等が分かればお願いします。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

一問一答でお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

冠水の件についてお答えします。

管理する沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、浸透施設が2か所あり、掃除を実施して改善されておりますが、透水力が低下していることが原因と考えられるので、その辺を一応検討したいということです。

◎平良和彦君

それでは、②のほう、排水設備の整備についてよろしく願いいたします。それと、見ますと工事のほうをやっているのかなというのを私も最近知りましたので、そのスケジュール等がもし分かれば教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

これも県道なので、管理する沖縄県宮古土木事務所に確認しました。当該箇所、県道78号線、比嘉入口のバス停付近になります。この箇所に、冠水工事は令和6年3月に契約しておりますので、今後工事を進めてまいりますとのこと。看板が設置されておりますので、看板には令和6年8月30日までとなっております。

◎平良和彦君

8月になれば、安心しておばあちゃんもあの門から出られるのかなと安心しております。

最後になりますけれども、教育行政について、西城小学校の環境整備についてでございますけれども、西城小学校のほうから要望がありまして、西城小学校に限らず、現代でいえばどの学校も同じことが言えると思いますが、校長先生によると、特に4月、5月は先生方も赴任したばかりで、業務や生徒たちへの対応などで、校内の環境整備までは手が回らないと。そういうことで、子供たちがやはり向上心を持って勉強、スポーツ等に励もうとしても、環境が整っていなければやる気もうせるのかなと考えます。よって、やはり環境整備するのは大事だと思いますので、ぜひとも環境整備、定期的にできればなと思っております。施設の作業員による学校環境整備作業等はできないのか伺いたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在担当である教育施設課では、市内各中学校及び各廃校となった学校施設について、作業員6名体制で毎月1回をめぐりに環境整備作業を行っております。小学校については、用務員が配置されているため、学校側で対応しているところですが、大きな樹木の伐採、学校側で対応が困難なケースについては、教育施設課で対応を行っているところでございます。ご質問の小学校の環境整備につきましては、現体制では厳しい状況であることから、業務委託も視野に入れた取組が必要になります。それには新たな予算も必要となることから、いろいろ模索しながら取り組んでまいりたいと思います。

◎平良和彦君

小学校のほうは用務員がいるということですが、女性の方で、言わばもう昔であれば農作業とか、そういうのもやっていた方々もいるかと思うんですが、最近はそういうのも経験もないとか、安全面とか、そういうのを考えると難しいのかなと思っておりますが、業務委託をするというのであれば、予算の関係で出てくるとは思いますが、どれくらいの予算規模を検討していますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

今想定しているのはシルバー人材センターとか考えておりますけれども、予算見積りはまだ取っていない状況ですので、金額はまだ出ていない状態です。

◎平良和彦君

子供たちがやはりいい環境で勉強、スポーツができるようにぜひともやってもらいたいなという気持ちでいっぱいでございます。やはり予算が伴いますので、教育長、当局に訴えて、予算をしっかりと取っていただきますように。市長、教育にはやはり力を入れないと、10%やるという話もありましたので、10%は今の予算超えていると思いますが、ハード面のところもかなりありますので、そういった面も含めて学校を、やはり子供たちは宝でございますので、あと私たちの担い手にもなりますので、ぜひとも環境整備にはお金のほうをしっかりとつけていただきたいなと。副市長、母校でもありますので、西城小学校は、よろしく願います。

そういうことで、もう一つ、そういった作業員がいなければ、校長先生によれば、グラウンド整備の乗用草刈り機等を設置することができないかということなんですけれども、教育部長。

◎教育部長（砂川 勤君）

ご質問の乗用草刈り機の設置につきましては、実際に使用する際の操作方法、あるいは使用後の清掃、オイル等の消耗品の補充、定期的な部品交換やメンテナンスなど、維持管理にかなりの費用や時間がかかることから、今現在設置しておりません。現在教育施設課のほうで乗用草刈り機を1台所有しております。

一時的に学校で使用したいという要望があれば、教育施設課へ連絡していただき、貸出しして対応しております。このことについては、教職員の人事異動もあることから、改めて周知を図ってまいりたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時30分）

再開します。

（再開＝午後 2 時31分）

◎平良和彦君

以上をもちまして、13番、平良和彦の一般質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

次は、久貝美奈子君の一般質問の順番となっておりますが、本日欠席であります。よって、会議規則第61条第3項の規定により、その質問の通告の効力は失われました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 2 時31分）

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 21 日 (金) 5 日目

(一 般 質 問)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第5号

令和6年6月21日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月21日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（21名）

（延会＝午後3時54分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（2〃）	下 地 茜 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（3〃）	砂 川 和 也 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（9〃）	山 下 誠 〃	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
		〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
		〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（2名）

議 員（1 番） 久 貝 美奈子 君

議 員（6 番） 下 地 信 男 君

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 友 利 毅 彦 君
次 長 仲 間 清 人 〃

次 長 補 佐 与那嶺 彰 成 君
議 事 係 長 国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は20名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、池城健君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎池城 健君

議員番号10番、新政会、池城健です。通告書に従って質問を始めます。当局の皆様、よろしくお願いします。

最初に、教育行政についてですが、これまで何度も訴えていますが、学校では実にたくさんの現金を学校事務職員が取り扱っています。就学援助金、検定補助金、選手派遣費、修学旅行補助金、職員の給食費などです。そこで、学校職員の働き方改革について、学校事務職員が現金の取扱いをなくすような取組をお願いしてきております。その進捗状況についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校事務職員と話し合いを持ちました。補助金等を保護者へ支給する際に、金種別に用意するといった煩わしさがあると伺っております。選手派遣費について、今年度から補助額を上限1万円とし、金種別に用意するといった煩わしさをなくすよう、負担軽減に取り組んでおります。また、学校給食費納付における事務職員の現金取扱いをなくす取組については、銀行の代金回収サービスを利用する方向で調整中でございます。ただ、口座引き落とし手数料の課題がございます。来月教育長と宮古地区小中学校長役員会との間で行われる教育課題協議会にて意見交換を行ってまいりたいと思います。

その他の現金取扱事務についても、引き続き情報収集しながら、事務職員の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

◎池城 健君

教育部長、これ私、令和3年、当選した最初の12月定例会から同じこと言っているんです。今もう令和6年です。令和3年からこういうことできませんか、ほかのところ、市はやっていますよ。そのたびに教育部長は、ちゃんと調整してやりますという答弁をしているんだけど、まだ令和6年になってもできていないんです。その要因は何ですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、取り組んできた内容につきましては、先ほど申し上げましたように選手派遣費の小銭、そういった両替を簡素化するということは取り組んでできております。そのほかに学校給食についても銀行と調整しますと、引き落とし。そうしますと、個人で165円手数料がかかります。それについても一旦内部で協議をしながら、あとは事務職員と話をしていく中で、ちょっとずつ課題も見えてきたということで、今後ますます協議を深めていきたいと思っております。

◎池城 健君

平良中学校に伺ったら、もう平良中学校は教育委員会の指示が待てないということで、独自に事務職員が動いて給食費、銀行引き落としをやっています。だから、もう教育委員会の動きが遅過ぎるから、現場ではもう動いているんです。やはりしっかりと現場の意向を聞いて、教育委員会として指導力を発揮していただきたいなということです。

あと、これ、日本経済新聞の2023年12月18日の記事なんですけれども、「学校、集金袋から「卒業」」という記事で、「教材費や部活動費、修学旅行代金―。保護者からの集金に、キャッシュレス決済可能なシステムを導入する動きが教育や保育の現場で広がっている。集金袋が不要となり、保護者が日常使いする決済サービスで手軽に支払えるのが最大の特徴。リアルタイムで自動集計されるため、業務に追われる教員や保育士の負担軽減にもつながる」ということで、川口市の市立前川小学校でも事務職員が自分の子供に現金を持たせる、大変だということを提案して、これ導入していると。教職員のアンケートでは、他の業務に時間を充てられる、会計ミスの不安がなくなるといったような声も出ている。こども家庭庁は、保育園にキャッシュレス決済のシステムを導入する場合、初期費用の一部を補助する経費を2023年度補正予算に計上していると。そして、この事務作業の効率化が子供に寄り添い、教育活動につながるというような記事が載っているんです。ですから、教育委員会もこういう情報をしっかりと取って、実は一昨日、学校に寄りましたら、こういうチラシが来ていました。これは、現金集金からキャッシュレスへというチラシ、これも同じように学校、別の会社なんですけど、徴収金管理がスムーズになりますよと、こういうのが来ているんですけど、教育委員会、こういうシステムがあるというのは把握していますか。

◎教育長（大城裕子君）

池城健議員ご提案の学校事務職員の現金取扱いをなくすという課題については、これまでも取り組んできたところでございます。先ほどご提示いただいたチラシ等の確認もしております。集金業務をキャッシュレス化、自動化するプラットフォームについてのチラシかと存じます。全国の保育所等で活用が進んでおります。学校も本当にまだごく一部、僅かではございますが、導入の動きが見られているところです。教育委員会もネットバンキングの導入等についても検討してまいりました、キャッシュレス化の前段として。それに向けて金融機関からの情報収集や関係部署との情報交換も進めてまいりました。導入に当たって、一番課題となったのが手数料の問題だったんです。その手数料を個人負担とすることで了承を得られるかどうかというところで少し課題が大きくなっておりました。そのこともまた今度、学校長会の役員と行う教育課題協議会で十分に協議していく予定でおります。ただ、口座引き落としも個人の口座情報を預かるということで、平良中学校でも加入は3分の1と聞いております。あくまでも任意ということで、なかなか応じない保護者もいるのかなということを推察いたします。そういう中において、このプラットフォームの活用というのは、そういう個人情報、口座情報を預からなくても済むので、大変、本人のそういう個人情報という点においては守れるのではないかとということで、積極的に導入を進めていきたいところなんですけれども、何分いろいろ調整が必要な部分がございます、まだ導入ができていない状況です。ただ、今年度中には何らかの動きをつくって、来年度から学校事務職員の負担軽減につなげられるような取組を進めてまいりたいと思います。

◎池城 健君

ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。2022年9月定例会で私が取り上げた平一小学校体育館、今年の3月で屋根や床の修理が終わり、子供たちが楽しく使っていると私思っていたんですが、5月の大雨で、また雨漏りがしているということを聞いています。現在の状況について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

平良第一小学校体育館は、令和5年度長寿命化改良事業におきまして、予防改修工事を行っております。設計時に考案した工法で改善は図られました。ただ、想定されなかった箇所において、一部僅かな雨漏りが確認されてございます。現在は、施工業者と確認調査を行い、改善を図っているところでございます。

◎池城 健君

教育部長は、この雨漏りの現場は見に行かれましたか。私、先日、平一小学校に行って担当の体育の教員に写真を見せてもらいました。教育部長、僅かな雨漏りと言っていますが、水たまっていました、床の上に。ということは、これ、前回ももう雨漏りがひど過ぎて床が使えないということは、床までも全面改修したと覚えているんです。それがまた、たまるくらいに雨漏りしてしまうと、何のために改修したのか分からなくなっちゃうんです。これ、この雨漏りの原因は何ですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

その原因の確認作業を行っております。例えばこの辺りということで施工されていますけど、ごく僅かな隙間か、そういうところから体育館の形状によって流れ込んでいるとか、水の流れの部分を現在調査しているところでございます。

◎池城 健君

これ、また補修に費用がかかるんですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

改修工事金額範囲内で施工業者と協議をしております。

◎池城 健君

これ、宮古の各学校の体育館、雨漏りがかなり問題にされて、この宮古の体育館の屋根の構造とか、工法とかに課題は、問題はないのかなと思っているんですけど、どういう見解ですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

以前は屋根が三角とか丸で、近年になってMルーフといいますか、そういう設計になっております。その部分、体育館のほうで雨漏りが発生数は多いのかなと思っております。おっしゃるように雨漏りに関しては、簡易な修繕で対応できるケースもございます。あるいは随時、修繕をそういうところに行っておりますけれども、大規模修繕については補助事業を活用しながら改善に努めていきたいと、そのように考えております。

◎池城 健君

この平一小学校の3月に終了した補修費用は幾らかかっていますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時14分）

再開します。

(再開＝午前10時15分)

◎教育部長（砂川 勤君）

ただいまの質問、手元に資料がございませんので、後ほど報告したいと思います。

◎池城 健君

それでは今後の予定、どういう日程の中で改修作業がされていくのか、今後の予定を教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

今後の対応につきましては、先ほど答弁したとおり、現在施工業者と確認調査を行っております。その調査結果を踏まえて、随時対策を講じてまいりたいと思います。

◎池城 健君

日程的には何月頃をめどにどういう形で直していくというのはまだ決まっていないわけですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在、施工業者と協議をしていく中で、日程等はどの部分という、どれぐらいの修繕が必要なのかという部分をまだ把握しておりませんので、期限といいますか、工期についてはまだ決定しておりません。

◎池城 健君

それでは、できるだけ早い対応をお願いします。

次に行きます。今年度、令和6年度の予算で特別教室にクーラー設置する予算を獲得していただきまして、ありがとうございます。そのとき、私、3月定例会で教育部長に暑くなる前の設置をお願いしますということをお伝えしたと覚えています。もう日本全国猛暑日も出てきています。今日、宮古島、33度だそうです。特別教室のクーラーの設置状況についてお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

この業務につきましては、令和6年4月1日で空調機賃貸借契約締結を行ってございます。現在、全ての小中学校の特別教室へのクーラー設置に向けて、機器の発注あるいは現場の確認を行っているところでございます。

◎池城 健君

具体的に何月何日にどういう設置しますよとかいう計画はありますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

設置予定台数が全てで469台を予定してございます。あと、業者も現場を確認しながら今取り組んでいるところでございまして、工程計画といいますか、都合工程計画もあると思われます。一定期間の時間は要するものと考えてございます。

◎池城 健君

3月も申し上げたとおり、暑くなって子供たちが非常にきつい思いをする前に、できるだけ早めに設置をお願いします。よろしくお願いします。

次に行きます。市内の小中学校で産業廃棄物の処理に困っているということで、私、平一小学校と平良中学校を視察してきましたが、もう置場がないということで、テント置場の中に山ほど積まれていたり、使用されないトイレにブルーシートをかぶせて保管したりというような、ごみの処理に今学校は非常に困っていると聞いているんですけれども、現在の状況、どうなっているか把握していますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校のごみ処理についてでございます。まず、可燃ごみなどの一般廃棄物については、市の契約する事業者が定期的に収集を行い処分してございます。産業廃棄物処理につきましては、昨年度、各学校からの廃棄物の報告を基に、教育委員会において処分業者、収集運搬業務と契約を行い、各学校の廃棄物をまとめて処理いたしました。現在、各学校においてスムーズに処分が行えるよう、各学校と処分業者との契約締結に向けて準備を進めているところでございます。学校側で契約をする理由といたしましては、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められております。基本的には直接的な排出事業者である学校が自ら処理しなければならないこと、また各学校で契約を行うことで、各学校がおのおののタイミングで契約業者に持込みができるのがメリットであると考えております。つまり学校側にたまらないという部分。あとは、本市の県立学校に問合せさせていただきましたけども、学校単位で契約を行い、産業廃棄物を処理しているということでございます。契約方法、廃棄の仕方、実績報告などを参考にさせていただきながら、その一連の手続について、各学校に周知する準備を進めているところでございます。

◎池城 健君

周知する準備をするということは、まだ周知されていないということですか。各学校は、だからどうすればいいのか情報がないので、困っているということが私の耳に入っているんです。だから、それをしっかり学校側に、教育委員会としては考え、こうですよ、こういう手続をしたらいいですよというのが伝わっていないんです。その辺をきちんと伝えて、教育委員会としての考えはこうですよ、こういう形がいいですよという話が伝わらないから、学校はどうすればいいんだということになっていると思うんです。ぜひその辺の情報もしっかりと与えてあげてください。

ごみの問題、例えば平良中学校だと、職員、生徒合わせて600名が毎日8時間生活しているんです、その場で。確実にごみは出てきます。平一小学校だと700名ぐらいかな。だから、そういう問題はしっかりやらないと、それこそ学校の先生方は教育活動以外にこういうところまで頭を悩ませているという現状。だから、それはしっかりと教育委員会がサポートしてあげてほしいと思います。よろしくお願いします。

次、水の問題についてですが、この1番の株式会社りゅうぎん総合研究所の発表したものについての当局の見解は伺いました。水量については問題ないという水道部長の発言もありましたので、分かりました。ただ、1つ、水質について、今後の対応をお伺いしたいと思います。水の水質保全についての考えをお聞かせください。

◎水道部長（下地貴之君）

水質につきましては、定期的に水質検査を実施しております。その検査結果につきましては、水道部のホームページで公表しております。また、一括交付金で実施しております地下水モニタリング調査につきましては、今年度も継続して実施してまいります。今後も水質の管理や検査を適切に実施していくことで安全、安心な水道水の供給に努めてまいります。

◎池城 健君

この水質調査について、調査の感度を上げていくということは可能ですか。

◎水道部長（下地貴之君）

今この場で明言はできませんけれども、検討していきたいと思います。

◎池城 健君

市民も水の量とともに質については非常に強い関心を持っています。ぜひ感度を上げて、市民が安心して飲めるような水道をお願いしたいと思います。

次に行きます。大雨の被害の対応についてですが、大雨による道路や農地への冠水、住宅への浸水被害への対応についてお伺いします。まず、平良中学校正門前周辺、ここも本当に大雨のたびに、私、平良中学校、通算8年勤務したんですが、私が勤務している間も大雨が降るたびに水があふれたりしているんです。この平良中学校正門周辺の被害、把握しているかお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和6年5月21日未明に発生しました大雨の被害について、当日の朝、平良中学校正門前付近の被害調査を行い、状況について確認をいたしました。平良中学校前で雑貨店を営んでいる方の話では、お店の床上30センチまで浸水したとのことで、実際に住宅内の壁に浸水跡が確認できました。また、隣の住宅も同様に床上浸水したとのことで、住民によると、あっという間の増水で、怖くて夜も眠れないとの話を聞いております。そのほかにも浸水した建物の向かいに契約駐車場がございますが、道路との境界である高さ1メートル程度のブロック塀が浸水し、駐車場も一面冠水する状況であったとのことでした。同地域では、今回の大雨により、床上浸水2件、車両2台及びバイク1台が廃車になる被害となってしまうと、市民生活を脅かすような事態となってしまうと考えております。

◎池城 健君

そうなんです。環境衛生局長、これ、今年だけではないんです。毎年のように床下、床上浸水、床上浸水はそんなにないかもしれませんが、水があふれている状態は毎年なんです。だから、それが今まで改善されていないというのが不思議で、今後どのような対応を取るのかをお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今回の事態を受けまして、取り急ぎ、これは5月23日ですけれども、浸水住宅2件に対し、土のう袋を準備し、配付、設置しております。また、抜本的な対策を講ずるため、当該箇所の東仲・荷川取雨水幹線、これは平良中学校前の雨水路ですが、につきまして周辺流域を含めた箇所の調査、設計委託業務を発注し、6月12日付で契約締結しております。既に現地の透水性を把握するため、ボーリング調査を実施しているところです。調査を完了した後、冠水解消のための工事設計を行い、今年度中に工事を実施いたします。

対策の内容につきましては、6月5日に副市長をはじめ、総務部、建設部、教育部、環境衛生局の各部長を参集し、同地区の冠水対策会議を開催し、協議しております。平良中学校正門前の冠水につきましては、幾つかの要因によるものと考えられておりまして、まず1つ目ですけれども、中央縦線、これは通称までいだ通りです。宮古高校東側の文教通り及び宮古高校前の道路、さらに平一小学校周辺の市道表面水や側溝からの雨水が無秩序に雨水路に流入していること、2つ目に、サンエー側の県道からの道路表面水、さらにその側溝からの雨水が鋭角に東仲・荷川取雨水路に流入していることによる急激な増水によるもの、3つ目に、竹原地区の区画整理による平良中学校裏近辺の造成や舗装等により、雨水の流域が変わったこと、4つ目に平良中学校の敷地内、雨水処理ができていないこと、また校内の側溝に土砂が堆積し、

雨水処理に支障を来していることなどです。そのため、委託業務において、冠水した雨水路周辺で透水性を調査し、透水性が認められた場合は、雨水路の底に数か所ボーリングを行いまして、そこに浸透させる対策を施します。これは1つ目の対策案です。

2つ目に、平良中学校前の区画整理区域内の街区公園内に浸透ますを設置する案になります。この案に関しては、現在実施しております委託業務の設計を行い、9月には工事に着手したいと考えております。街区公園の使用については、建設部から承諾も得ていることから、委託業務終了後には1つ目の案と併せて、下水道課のほうで早急に取り組んでまいります。

3つ目の対策案ですが、これは平良中学校敷地内からの雨水流出を防ぐため、正門付近に浸透槽などの設置の必要性について協議したところですが、教育部のほうとしては、まず側溝の清掃を行うとのことでございました。

4つ目は、中央縦線、これ通称までい通りの道路表面水及び側溝の雨水を近くの a u S t y l e みやこじま中央の横にあるドリーネにスムーズに排水できるよう、周辺側溝を改良する案が協議されましたが、それにつきましては、まず3つの案を進めて状況を見ることになりました。

今回、冠水対策会議を実施したことにより、関係部署と問題意識を統一でき、冠水解消に向け、市役所内で横断的に早急に取り組み、住民の生活環境改善に努めてまいります。

◎池城 健君

環境衛生局長、ぜひよろしくお願ひします。よくこういうことが本当に何年も起きている、住民はそう捉え、それなのにずっと市のほうが対応してくれなかったという捉え方をしているんです。ですから、ぜひ早めのしっかりした対応をお願いします。

③、④については、大野越果樹園については、もう何度も何名かの方が取り上げているので、よろしいんですけれども、対応内容も分かりました。ただ、これも、農林水産部長、このハウスの方、お二方も同じことを言っているんです。何年も前から冠水して、そのたびに言っているんだけど、今年こうなっているよって。しっかりと市民から訴えがあったときに対応が取れていないから、大きな被害につながっているのではないのかなと思いますので、ぜひしっかりと対応をよろしくお願ひします。

次に行きます。脱炭素先行地域の指定について。脱炭素先行地域の指定を受けましたが、その概要と現状の進捗状況をお伺ひします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

池城健議員の脱炭素先行地域に関する概要と現状の進捗状況ということです。脱炭素先行事業は、2030年度までにカーボンニュートラルの実現を目指すと同時に、地域の魅力と暮らしの質を向上させるモデルとなる地域を国が100か所選定をしまして、その地域に対して、脱炭素を実現するための人材や資金などの積極的支援を行うものとなっております。本市は、第4回の募集に提案をしまして、脱炭素グリッドの形成という地域内を100%の再生可能エネルギーで満たした状態をつくる点、また今後伸びゆく観光産業と共存した取組が評価をされまして選定をされております。

事業の概要ですが、大きく2つあると思っております。1つ目なんですけれども、先行地域である下地地域と狩俣地域全体に、地域住民に初期負担投資がない形で太陽光発電と蓄電池を普及をします。また、地域内で発電した電力の需給を適切に管理することによりまして、再生可能エネルギー由来の電気で地域

内の全電力需要を賄うこととしております。また、同時にこの地域内が再生可能エネルギーで賄われていることを確認できる仕組み、システムを構築したいと考えております。その仕組みを脱炭素グリッドと呼んでおります。

2つ目、動く蓄電池である電気自動車の観光客と地域住民間のカーシェアリングとか、また再生可能エネルギー、省エネルギー改修した空き家等の地域主体による宿泊事業等、脱炭素と地域課題の解決の両立に向けて取り組んでいきたいと考えております。

あと、それぞれの現状ということです。今年度、6億5,000万円余の6月定例会で補正をしているところであります。その中で、交付金額が4億7,127万9,000円となっております。補正額の内訳としましては、オンサイトP P A事業として、これ太陽光設置と蓄電池の設備に3億2,200万円、脱炭素グリッド事業6,400万円、省エネ家電買換補助に6,100万円、また電気自動車導入事業に約1,000万円と、あと事務費として1,500万円を計上しております。

事業の進捗としましては、オンサイトP P A事業、先ほど言いました先行地域内で住宅、民間施設、公共施設に対しまして、太陽光と蓄電池の整備を予定しております。今年度は112件の事業規模となっております。脱炭素グリッド事業につきましては、先行地域内の再生可能エネルギーの発電、蓄電量、その見込み量を、需要家といいますけども、これ電気を使う消費者のことです。一般住宅でありますとか、民間施設ですとか、公共施設などが含まれてはいるんですけども、その電気使用量などを把握し、また系統に負荷を与えず、地域内の安定的な供給を可能とするシステムを構築する事業です。すみません。ダブっていますけども、これが脱炭素グリッド事業という形になります。今年度は、システム設計を行って事業を進めていきたいと考えております。

また、エネマネ制御可能な省エネ設備の導入の事業につきましては、対象者は一般家庭と民間事業者となっております。また、同様にL E D、エアコンもその対象の買換え補助となっております。その中で、また電気自動車事業等については、買換え補助として、一般住宅用に5台、カーシェアを見据えた事業者に対しては8台を想定しております。

◎池城 健君

この指定を受けて市民のメリットはどれぐらいあるのか、どう捉えているのかお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素の指定を受けて市民のメリットはということです。さっきの答弁ともダブるところがあるかもしれませんが、脱炭素先行地域づくり事業の市民へのメリットとしましては、先ほども答弁しましたけども、1つ目に、初期投資負担がない形で太陽光パネルと蓄電池を各家庭に整備することで、通常の電気料金より安い価格でサービスの提供を行います。また、蓄電池にためた電気によって、夜間、停電時においても再生可能エネルギーで得た電気を使用することが可能となります。

また、2つ目、省エネルギー化するための省エネルギー効果の高いL E D照明とエアコンの買換え補助と電気自動車の買換え補助を地域内で実施することが主なメリットとなっております。

また、両地域全体に対しましては、再生可能エネルギー100%ということになりますので、脱炭素のブランド化が図られ、地域の魅力発信につながって、観光客、関係人口のさらなる増加が期待されております。また、太陽光発電設備をP P A事業者というふうに呼んでいる方がいるんですけども、その太陽光整備の

需要増によって、地域内で太陽光発電に係る P P A 事業者の創出支援を図ることもしておりますので、その創出機会が生まれるものと期待をしているところです。

◎池城 健君

宮古島のような離島において、再生可能エネルギー、非常に大切なことかなと思っています。この事業のメリットが今、下地、狩俣だけではなくて、宮古島全体に広がるような取組をぜひよろしくお願いします。

最後になりますが、次に行きます。土地改良区についてですが、宮古毎日新聞の2022年3月25日の新聞記事があります。これ、読み上げます。「宮古土地改良区の第33回通常総代会が24日、J Aおきなわ宮古地区本部で開かれ、事業経過報告、決算、事業計画案、予算案などが審議された。焦点となっていた新役員選出は反対意見が噴出したが、原案通り可決された」、「事前に過半数の書面議決が集まっていたことで、会場では賛成少数だったが結局、可決された。選任議案の撤回を求める動議が提出されたが、受け付けられなかった」と書いてあります。これは、総代会には総代103人中、会場出席38人、61人が書面議決したと。「事務局は副市長が求めていた面談を断ったことを認めた上で、副市長が理事に立候補したいと表明したのは「理事会提出の議案、総代会提出の議案が出来上がった後だった」などと釈明した」と言っています。「総代会では議案に反対する意見、声などが盛んに上がったが、賛成意見は出なかった。採決では会場では賛成少数だったが、書面議決で56人が賛成しており可決された」という記事になっております、途中割愛しましたが。そこでお伺いするんですが、私も調べたところによると、下地敏彦前市長の場合はずっと市長が理事長をなさっていた。調べたら石垣のほうも市長が理事長をなさっている。宮古島の場合、市長、副市長が理事長になろうとしたらできなかった。土地改良区の理事長の選出、これでいいんですか。それについてお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古土地改良区に理事長選出について確認いたしました。理事長選出に当たりましては、宮古土地改良区定款の第26条第1項に基づき、理事会内で互選し、選出することになっているとの回答がございました。

◎池城 健君

今回、この理事長に市長または副市長がならなかった要因は何ですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

これも土地改良区からの回答ですけども、確かに以前は市長が土地改良区の理事を兼任していたと。でも、理事の職務に市長が就かなければならないという規定はないという回答でした。

◎池城 健君

この土地改良区、かなりの負担金というか、補助金が出ているとお伺いしているんですが、この補助金の金額とこの目的は何ですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度は、市から地域農業水利施設ストックマネジメント事業負担金として630万円、水利施設管理強化事業交付金として4,223万円が予算化されております。両事業とも農家の負担軽減と農業用水の安定供給を目的とした事業でございます。地域農業水利施設ストックマネジメント事業では、冠水路破損等の突発事故に対応するため、宮古土地改良区に負担金を支出しております。事業の補助率は、国が80%、県6

％、市が14％となっております。水利施設管理事業では、パイプラインの補修、加圧機場ポンプのオーバーホール等の整備を行っております。事業の補助率は、国が50％、県が30％、市が20％となっております。

◎池城 健君

これも2024年、今年3月27日の宮古毎日新聞の記事です。「宮古土地改良区の第35回通常総代会が26日、JAおきなわ宮古地区本部で開かれた。理事長報酬を年間10万円から月額10万円に引き上げるという役員、総代の報酬・費用弁償等に関する規程の一部改正案に多くの出席者は反対したが、書面議決による賛成が上回り可決された。出席者からは「上げ幅が大きすぎる」「議論もしないで書面賛成多数は納得できない」など不満が上がった」という記事があります。そこで、この第35回通常総代会の資料をお借りして調べてみますと、宮古土地改良区役員総代の報酬、費用弁償等に関する規程の一部改正案についてと議案第2号の中で、理事長、年額10万円が月額10万円、12倍です。副理事長、年間5万円が年額10万円、2倍です。理事が年額3万円が年額5万円、これは1.7倍ぐらいかな。専務理事、月額20万円、これは変わらないです。何か今までなかった監事が年額3万円が年額5万円なんです、また令和6年から総括監事という役職を設けて、これに年額6万円。総代が年額5,000円が年額1万円、これも2倍です。大体1.7倍から2倍の報酬、費用弁償が日当3,000円から4,000円という改正案が出ています。その理由として、役員及び総代の報酬、費用弁償は、平成19年4月1日以降、17年間改正されていない状況にあり、その間に組合員数9,000人と、当時の約2倍となっており、地区面積増も含めて、このことを考慮すると、役員及び総代の責務は当時と比べ物にならないほど重くなっております。よって、別紙のとおり、役員及び総代の報酬並びに費用弁償の額を改正しますということで案が出されているんです。これが賛成多数で通っていると。私、お隣の石垣市の土地改良区のほうに確認しました。そうしたら、理事長は中山義隆市長、報酬は年額6万円で、今年度もそれでいきますよというお話でした。そこでお伺いしますが、この理事長の報酬12倍、年額10万円が年額120万円になっていることについて、当局はどのようにお考えですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

これも宮古土地改良区に確認しましたところ、去る3月26日に開催された宮古土地改良区総代会において、理事長報酬が年間10万円から月10万円へと改正されております。改正理由といたしまして、先ほど議員がおっしゃった報酬、費用弁償が17年間改正されていないこと、組合員数が約9,000人と、当時の2倍になっていることなどが理由として提案されております。また、理事長に関しましては、土地改良区の業務を決定する職務にあり、週3日から4日程度、起案事項への決裁処理、業務調整等を行っており、重大な責任を負っていることから、報酬の見直しを行ったとの回答がございました。新聞報道によりますと、総代会の出席者からは、上げ幅が大き過ぎるなどの反対意見があったとのことでございました。宮古土地改良区の運営については、農家である組合員の負担によって賄われていると理解しており、物価高騰により農業経営が厳しい状況下での報酬改正であることから、改正の理由を含め、組合員への十分な説明をすることが重要だと考えております。

◎池城 健君

そうなんです。物価高騰で肥料代なども上がって農家が大変な思いしているときに、農家を助けるために、こんな財政的余裕があるんだったら、水代を下げるのが私は筋ではないかなと思うんです。農家のために土地改良区はあるんです。それを12倍って、農家の皆さん、これ納得できますか。市は、これだけの

補助金を出しているんでしたら、指導、監督する権限はないんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古土地改良区におきましては、独立した団体として活動しているところでございます。また、宮古土地改良区は、各地区の農家の代表である総代がおりますので、総代会でこういう議論はされているものというふうに理解しておりますが、市としても補助金等を交付しておりますので、業務の適正な執行に向けて、こういう意見があったということは伝えていきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

農家のためにお金が使われるんでしたら、私たちの税金を補助金として使うというのは納得するんです、みんな。けど、この報酬12倍にするための補助金だったら、私はもう必要ないと思います。農家のためになっていません。というのが農家の正直な考えだと思います。ぜひ、補助金を出すからには、しっかりと監修をして適正に使われる、農家のために、この仕事ができるような組織づくりに市のほうとしても万全に力を注いでいただきたいなということをお願いします。

以上をもちまして、私の今定例会の質問は終わります。ありがとうございました。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど平一小学校体育館の改修工事費の総額をとということでございました。工事請負額 1 億1,565万1,800円、数字でいいますと、115,651,800でございます。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

◎山下 誠君

早速始めてまいります。

まず、市長の政治姿勢についてお伺いします。これ、市長にお伺いしたいんですけども、平良庁舎の利活用計画について、まずお伺いします。昨年11月、優先交渉権者として不動産グループが選定されていますよね。その間、これまで半年ぐらいたつんですけども、この間の進捗を含めて、市長どうお考えかお聞かせください。

◎市長（座喜味一幸君）

市民も大変興味のある平良庁舎の利活用についてですが、平良庁舎の利活用は、宮古島の住民と観光客が交流する場を提供することで新たな価値を生み出すを全体コンセプトとして企画提案されております。地元の食やアートが集まる常設のマーケットを開設し、市民や観光客が直接交流することで新たな価値を発見する場となり、市民の付加価値力の向上、所得の向上につなげていきます。

令和5年11月に優先交渉権者の選定、令和6年3月には本事業の実施計画に向けた基本協定書を締結しております。現在、優先交渉権者においては、平良庁舎の建物及び施設整備等の調査等を行いながら、実際に展開していく事業の内容の整備に向けた調整を着々と進めているというふうに確認をいたしております。

今後のスケジュール等については、総務部長のほうから説明させていただきます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

進捗状況についてお答えをいたします。

現在、市長からもございました優先交渉権者にて平良庁舎の建物及び施設整備等の調査等を行い、実際に展開していく事業内容の整備に向けた調整、施設改修や施設整備の修繕規模等について、定期的に打合せ、協議を行っているところでございます。また、公民連携による事業の調査研究、政策支援を行っている一般財団法人地方自治体公民連携研究財団と協定を結びまして、専門的知識を有したアドバイザーからの協力もいただきながら、事務作業を進めているところでございます。

今後のスケジュールとしまして、12月定例会に公共施設等運営権の設定につきまして、議案上程を予定しているところでございます。議案質疑後に実施契約を締結し、改修工事に係る建築確認申請を行い、許可が下り次第、改修工事が始まっていくことになります。

◎山下 誠君

総務部長、今交渉が着々と進められているということですがけれども、今施設の修繕の改修の話も出しましたが、前もこれ確認したけど、市の持ち出し分、これはどの程度あるのか、ないのかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市の持ち出しはございません。本事業の事業者募集要項におきまして、平良庁舎の雨漏り箇所や台風時におけるアルミサッシからの雨水の噴き上げ、電気設備等既存設備の不具合箇所を示しているところでございます。その不具合箇所に係る改修、修繕費用は全て事業者負担となることをうたっておりまして、優先交渉権者も十分に理解しているものというふうに考えております。

また、本事業では改修工事完了後に施設の運営と維持管理業務を独立採算で行っていく事業方式となっておりますので、運営期間の20年間に係る一切の費用は事業者が負担することになっていまして、優先交渉権者もそのところは十分に理解をしているということでございます。

◎山下 誠君

総務部長、昨年の11月に企画提案があつて、その事業の中身ですか、どういうものをつくるということの説明があつたと思うんですけど、その当時と今とその計画に変更が出ているのかどうかも含めてお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

事業の概要につきましては、市ホームページに企画提案の概要が載っておりますが、その内容で基本的には整備されることになっておりまして、現在のところ、変更等についてはございません。

◎山下 誠君

最後に、これ供用開始と言えいいのかな、改修も済んで実際に事業者がここで運営始めるのはどれぐらいを目標にしているのか、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

供用開始時期についてでございます。供用開始時期につきましては、改修工事期間次第というふうになりますが、公共施設等の運営権の設定を12月定例会に上程の予定をしております。議会上程の際に、そこら辺はお示しできるものというふうに考えております。

◎山下 誠君

ちょっと飛ばして観光振興から行きます。お願いします。宿泊税についてです。これ、先日の我如古三雄議員の質問の中で観光商工スポーツ部長がお答えになっていましたが、税収の使途についてお伺いさせ

てください。そのときに受入れ態勢の充実強化であったり、環境及び景観の保全、それから文化芸術、スポーツの振興、持続可能な観光の推進というふうにお答えになっていますけれども、とりわけこの持続可能な観光の推進というところに焦点を当てると、どういうところをどんなふうに具体的にやっていくのかなという使途についてご説明願えますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時02分）

再開します。

（再開＝午前11時02分）

◎副市長（嘉数 登君）

宿泊税に関する使途についてというご質問でございました。せんだって答弁させてもらっておりますけれども、4本、受入れ態勢の充実、環境及び景観の保全、文化芸術、スポーツ振興、特に山下誠議員からは持続可能な観光の推進というようなご質問がございました。まだ検討の段階ではございますが、本市で実施している観光客アンケートの結果も踏まえまして、まず受入れ態勢の充実としまして、観光地のトイレの改修及び維持管理、観光地案内板の多言語化を含めた整備の実施、それから環境及び景観の保全としまして、観光地道路や駐車場の美化、それから文化芸術、スポーツの振興として、歴史、伝統、文化、芸能等を活用した観光コンテンツの造成、最後に持続可能な観光の推進としましては、サステナブルツーリズムの普及促進などに活用していきたいと考えております。これは、まだ検討の段階でございます。

◎山下 誠君

続いて、水需要についてお伺いします。民間シンクタンクの発表内容については、もう多くの同僚議員の皆様が質問をされて答えていますので、これについては割愛させていただきます。

この水道管のことについてお伺いしたいんですけども、これも我如古三雄議員の質問だったと思うんですが、水道管、管路の総延長520キロ、このうち228キロが耐用年数を超えているという説明だったとお聞きしました。耐震率は僅か10%ですか、何とも心もとない数字ですけども、この水の需給より、むしろこっちが心配ではないかと思っていまして、耐用年数を超過しているのが4割あるということは本当に重要に受け止めなきゃいけないなと思っています。水道インフラの更新は、どこの自治体も苦慮していると思うんですけど、放っておくわけにもいきません。そこでお伺いしたいんですが、この漏水エリア、漏水の箇所、こういった点検作業は今どういうやり方をしているのかお答えください。

◎水道部長（下地貴之君）

漏水箇所の点検につきましては、人員で行っております。人です。

◎山下 誠君

人的にもすごく大変な時間を要していると思うんだけど、最近、人工衛星を使った漏水エリアを見つける技術が発達しているということで、長野県あたりではもう既に導入しているということでした。長野県長野市、上田市が2022年に全長2,000キロメートル、水道管を対象にして、この点検を実施したということなんですけども、その結果、395か所で漏水の疑いを検知したということ、そういう記事を確認しました。人工衛星による点検は、人による作業と比べて発見率が約3倍向上するということもうたっています。こ

れ活用しない手はないと考えるんですけども、水道部としてどうお考えかお聞かせください。

◎水道部長（下地貴之君）

人工衛星を使った漏水調査でありますけれども、別の報道資料によりますと、令和2年から令和3年にかけて、人工衛星データを活用した水道管の漏水調査を全国で初めて実施した自治体がございます。これ、愛知県の豊田市です。従来の手法では5年程度かかった調査が7か月に短縮された。費用についても数千万円かかるところ、数百万円で済んだという報道もあります。水道管の老朽化につきましては、全国の自治体が抱える課題でありますので、本市への導入につきましては、費用対効果を含めまして、まず先進自治体の事例を参考にしていきたいと考えております。

◎山下 誠君

もちろん費用対効果は重要だと思いますけども、かなりいいものだと思いますので、ぜひとも導入に向けてご検討を進めてください。よろしくお願いします。

続きまして、宮古空港の機能拡充について。これは、副市長にお伺いすればいいのかな。宮古空港における誘導路整備と書いていますが、これは皆さんが大臣要請のときに宮古空港の機能拡張に向けた支援ということで、平行誘導路ですか、これを要望しているということなんですけども、これ、県との交渉も含めて、どのような今動き、何かありましたらお答えください。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古空港の機能拡充、大変重要でありまして、観光客の増加等を含めて、大変大きな整備が必要となっております。これまで大臣や知事等の関係機関に要請をしております。要請内容の大きな柱といたしましては、平行誘導路の設置、それから駐機場スポットの増設による機能の向上、それから貨物取扱施設の増設など、宮古空港の機能強化に向けての要請となっております。宮古空港は、本市及び多良間村を含めた宮古圏域をはじめ、沖縄の観光振興の地域経済の発展に不可欠なインフラであることから、引き続き、しっかりと早急な実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

◎山下 誠君

市長、今言っているのは平行誘導路の件ですけど、仮になんですけども、滑走路そのものを延長するという案とかも中にはあると思うんです。南側の延ばすしかないと思うんですけども、あそこを今何メートルでしたっけ、2,500でしたっけ、これを3,000にするとかなってくると、エアバスの大型機なんかも止まったりしますよね。そうすると、輸送人員は増えると思いますので、そういう話もあったりするのかなとか、もし検討しているのであればお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

今現在の要望、要請内容としましては、先ほど市長が答弁した平行誘導路の設置、駐機場スポットの増設、それから貨物取扱施設の増設というところを中心に要望しております。この3つの要望、要請の項目の中でもどれを優先的にやっていくかということについては、県庁の事務方とも詰めていきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

産業振興についてお伺いします。産業振興局長、冷凍冷蔵施設についてなんですけど、今年の2月でしたか、ヤムイモの試食会にご招待いただいて、下地信男議員と一緒に参加して、ヤムイモの料理を頂くこ

とができました。あれ、宮古島調理師会の皆さんの提案だったんだけど、彼らが作ったものをおいしく食べさせてもらったんですけど、その中で、ある代表の方がこう言っていたんです。あえて冷凍のものを使ったと。あえて冷凍のものを使ったというのはなぜかという、夏場に野菜がなくなるときでも宮古の食材を観光客の皆さんに提供したいんだと、それを提供できないのが悔しいので、どうしてもこの冷蔵施設が欲しいと、その方は強くおっしゃっていました。確かに冷凍ヤマイモだったんだけど、食べても別に遜色はなくて、おいしく頂いたんですけども、そういう意味で、この方がその場でいきなり「議員さんいるから、お願いね」と言ってきたんだけど、こういう冷凍冷蔵庫、今民間企業が大型の流通倉庫みたいなものをやる企業が複数あると思うんですけど、そうではなくて、上野庁舎みたいなもので小型のものをどんどん導入、拡充していけないかどうかご答弁ください。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

ご質問の件につきましては、宮古島市地産地消推進協議会をはじめ、生産者、加工事業者などの関係者から要望があることにつきましては承知をしております。産業振興局においては、現在、地元農産物の活用に向けた鮮度保持の取組といたしまして、宮古島市地産地消振興センター、上野庁舎にプレハブ冷蔵庫を設置し、主に学校給食向けの農産物を保管し、提供しているところでございます。ちなみに、本鮮度保持の取組の効果といたしまして、学校給食への地元食材利用率が令和4年度17.7%から、令和5年度実績で23.5%へアップし、食材の長期保管効果の検証が確認できたところでございます。その学校給食に関わる生産者の方からは、冷蔵保管に対するニーズが多くございます。冷凍保管に関しましては、加工事業者や飲食事業者、それぞれニーズがございます。まず、加工事業者に関しましては、製造した冷凍加工品を保管する場所が必要とのことで、プレハブ型冷蔵庫の場合ですと、二、三坪程度から十数坪の規模感でのニーズがございます。利用につきましては、数か月単位での保管を想定しておりますので、加工場から多少離れた場所に設置した場合でも利用可能であると確認されているところです。また、飲食事業者に関しましては、食材のストッカー等に保管するといったニーズがございます。これは、日常的な出し入れがあると想定されていますので、店舗内あるいは店舗に近接した場所に保管することが想定されておりますが、家賃の高騰などで店舗外にスペースが確保できないとの現状を訴える声も届いているところでございます。このように各関係者からのニーズがある一方で、山下誠議員おっしゃっていましたが、複数の民間企業から大型の保管倉庫整備に関する事業提案が寄せられております。こうした提案内容が地産地消の関係者のニーズに合致するのか、またほかに係るコストによって、実際に使用するかどうか判断されることになりますので、提案の事業計画を精査し、検討してまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

関連して、学校給食費無償化についてお伺いします。これは、誰の質問でしたか、教育長がお答えになって、今回の中学校の給食費の半額でしたよね。半額、県が持つということだったんだけど、一定程度前進しているの、評価しているというお答えでしたが、正直私はこれショックな出来事で、正直これは学校給食費の無償化、沖縄県市長会ですか、これは当然、座喜味一幸市長も入っていると思うんですけども、これ小中学校全てにおいて完全実施を求める要請決議ということで、それを知事に提出したと、これは私はとても理解できます。これに関しては、学校給食費完全無償化ということは知事の公約であって、これ、2年前、私も知事応援しましたけども、やはりここに来てこのような発表をされると非常に憤りを

感じざるを得ません。これで教育長は一定評価しているということだったんだけど、これについて市長はどう考えるのか、ご見解をお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

市長会の会議には、私のほうに参加させていただきました。各市長といろいろな意見交換もさせていただいて、先行的に我々は給食費無償化というのを実施しておりましたので、そういった意味では県の提案というか、これ一步前進だなという評価をしておりますけども、やはり県の提案では地域間格差が出てしまうということは、多くの市長からも声が出ましたし、私もそこはある懸念をしておりました。それと、発表が唐突であったということもありまして、我々としても市の制度と県が提案する事業をどうやって組み合わせていくのかということについては、正直言って戸惑いも隠せない部分がありましたので、最終的には沖縄県市長会としての要請決議という形で、やはり地域間格差がなくなるように県としてしっかり取り組んでいただきたいというような決議文でまとめたという状況でございます。

◎山下 誠君

要請文見させてもらいましたが、やはり地域間格差の生じることが懸念されるという記載がありました。そのとおりだと思います。座喜味一幸市長は、玉城デニー知事と連携してやっていく立場だとは思いますが、いかんもんはいかんということはやはり言いながら、今回の件は注意深く見ていただきたいなと思います。宮古島市の場合は、小中学校、給食費無償化しています。3億円ぐらいのお金かかっていますか。それが減るということに関しては、確かにこちらとしてはいいかもしれないけれども、選挙を戦う者としては、今回の少し憤りを感じざるを得ませんでした。そういうことで、小中学校の給食費無償化については、引き続き宮古島市は継続して行ってください。

続きまして、糖業振興について。今期のサトウキビの収穫についてです。伊良部島の圧搾状況について、市の見解を求めるとありますが、これは仲間菅人議員に6月7日までということでしたけれども、この長期にわたった理由はいいいとしても、長期にわたったことに伴う品質の低下とかはなかったかどうか、まずそこをお答え願えますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古製糖株式会社伊良部工場ですけども、6月10日に製糖操業を終了しております。製糖期間が長引いたことによりまして、伊良部工場の品質につきましては、平均糖度が15.1度となっており、他の2工場よりも高い結果となっております。

◎山下 誠君

もう一点は、国の交付金とありますけども、トン当たり1万6,000円、ちょっと詳しく覚えていないけど、余りあると思うんだけど、これがたしか搬入、5月31日までということになっていたと思います。これ2年前に同様のことが起こって、そのときは何とかフォローして、その交付金、農家の皆さんいただけたということなんですけども、今回2度目、こういうことになっていますが、国の交付金、支給状況どうなっていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

国の交付金についてお答えいたします。

サトウキビの原料は、5月31日までに工場へ売り渡すこととなっております。これは、砂糖及びでん粉

の価格調整に関する法律で定められております。5月中に刈取りができなかった生産農家への対応といたしまして、宮古製糖株式会社伊良部工場に確認いたしました。収穫見込み原料売渡し伝票を発行することにより、交付金の対象となるよう対応しているとのことでございます。見込み伝票の発行後、6月1日以降の搬入により、数量、品質を確定し、実際の生産実績を確定しております。生産農家への支払いにつきましては、JAサトウキビ対策室に確認したところ、原料代、生産者交付金も含め、支払いを行っていることを確認しております。

◎山下 誠君

ということは、農家の皆さんが収入減になったということはなかったんですね。それならよかったと思うんですけども、こういうことが何回も続くようだと、交付金を出す国側の意向もすぐ気になることなんですけれども、今回、宮古製糖株式会社城辺工場を利用されて、そこに搬入をしていたということで、この搬入時期が短くなることは当然想定されたんですけど、結果として6月にまたがっちゃったという現実があったと思います。この辺り、宮古製糖株式会社と農林水産部、何か協議、議論したことがありますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

特に議論はしておりません。（234頁に発言訂正あり）

◎山下 誠君

一応、農林水産部長、何とか売渡し期間内にこのサトウキビがちゃんと運ばれるように、やはりこれは宮古製糖株式会社ともいろいろ話をして、いろんな策を練っていただきたいなと思います。あまりこういうことを続けていると、やはり交付金にそのうち影響するのではないかなと思っていますので、この辺は注意深く関心を持って見続けてください。

続いて、野そ防除について。これも何度か質問させてもらっていますけども、イからお願いします。ドローンによる殺そ剤散布、これヤソヂオンとか、クマリンとか、あれのことなんですけども、これドローンでまける状態、ドローンで落としていい状態が厚生労働省だったっけ、農林水産省だったかな、どこかに認められているのかどうか、まずお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ドローン等の無人航空機での農薬の空中散布につきましては、航空法と農薬取締法の使用方法を守ることにより、防除作業が可能となっております。殺そ剤散布につきましては、現在日本国内において、無人航空機での散布は登録されていないため、ドローンによる散布はできない状況となっております。

◎山下 誠君

農林水産部長、殺そ剤がまけるような登録に向けた企業の皆さんの動きとかというのを把握したりしていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

製薬会社に確認しましたところ、ドローン活用に向けた殺そ剤の登録については特段取組は行っていないとのことでした。その理由といたしまして、承認申請費用として四、五千万円かかるということと、承認まで二、三年かかるということがネックのようです。

◎山下 誠君

ドローンでやることは、なかなか厳しい状況のようですね。

それで、野そ被害の現状についてなんですけど、あれOCR調査というんですか、生産見込み量調査をたしか9月と12月とやっていたと思うんですけど、そのときに、前にネズミ被害があるのかどうかを一緒に調査できないかと聞いたことがあるんですけども、今やっていますか。お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野その被害調査につきましては、平成28年度に宮古地区病害虫対策協議会が市全域のサトウキビ圃場で被害調査を実施しておりますが、それ以降、被害調査は実施しておりません。

◎山下 誠君

農林水産部長、ネズミの被害が、多分議員の皆さんも聞いていると思うんですけど、被害が出ている、すごく被害があるよという人と、機械で刈っているもんだから、もう分からないという人という人です。確かに機械で刈ってしまったら、もう分からなくて、12月にもしネズミの被害調査をやるんだったら、糖度が乗っかっていないから、ネズミも食べないと言っているんで、だからそうなるとうと、いつ調査すればいいかなというのが分からなくて、被害の状況が分からないことには手だても打てないではないですか。だから、そこら辺が課題だなとは思っているんですけど、宮古島市として、もちろん製糖会社とも協力しながら、平成28年に実施したんだったら、もう一回どこかで被害調査を実施する計画を立ててもいいかなと思うんですけども、いかがですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野その被害について、山下誠議員おっしゃるとおり、被害が多いということをおっしゃる方と、機械化によって、もうはっきり分からないということがあります。それでもカボチャ等において被害等もあるようですので、今後は関係機関と調査に向けて話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

農林水産部長、これは早めをお願いします。広がってしまってからでは遅いと思いますので、ぜひとも早めをお願いします。

議長、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時27分）

（休憩中、山下誠君から発言事項、農地行政について質問を行うに当たり、栗国恒広君を除斥とするのか確認があった）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

（「待ってよ。再開して言うんですか」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時29分）

（休憩中、発言事項、農地行政については栗国恒広君と利害関係があるため、除

斥の対象となるとの発言があった)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時32分）

発言事項の農地行政については、栗国恒広君に直接の利害関係のある事件であるため、地方自治法第117条の規定によって、栗国恒広君の除斥を求めたいとの申出があります。栗国恒広君が調停の申立てを行っていることから、直接利害関係のある事件と認められるため、地方自治法第117条の規定によって、栗国恒広君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前11時32分）

（栗国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時33分）

◎山下 誠君

それでは、農地行政についてお伺いします。農地の違反転用についてです。平良字松原における農地の違反転用についてですが、先日、新聞報道でちらっと見ましたけれども、何らかの調停が行われたということでした。現状今、農業委員会も、それから農林水産部のほうも勧告書発出の段階まで来ていると思いますが、その後どのような動きがあったか、まず農業委員会から、農業委員会会長、よろしくお願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農業委員会の対応といたしましては、伊良部最終処分場跡地への移転の未実施、さらには現在においても違反箇所を拡大させている対応を鑑み、令和6年3月15日付文書において、即時原状回復を求める勧告書を発出しております。相手側からは、平良簡易裁判所に対し、原状回復の義務がないことを求める調停申立書が提起されておりましたが、当委員会の主張は一貫して条件なし（_____部分は234頁に発言訂正あり）での即時原状回復であるため、6月4日に調停不成立となっております。

◎山下 誠君

農業委員会会長、関連して、調停不成立ということだったんですけども、まず宮古島市農業委員会の主張については今おっしゃっていただいたように、もう原状回復だと、それ以外はないという視点でその調停に臨んだということですのでよろしいですか、まずお答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

調停においては、双方ともに代理人弁護士を立てていることから、詳細な内容についてはお答えできませんが、農業委員会が主張した即時原状回復には程遠い内容となっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

(再開＝午前11時36分)

◎山下 誠君

では、調停が不成立になったということで次のステージはどうなるかということ、前に話したときは本人への弁明の機会を与えるという作業が次になると思うんですけども、その作業にはもう取り組まれているんですか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

あくまでも当委員会は即時原状回復を求めることであり、現時点で相手方にその意思はなく、調停は不成立となっておりますので、今後の対応としましては、関係部局と連携を図りながら、訴訟提起へ向けて準備を進めていくことになります。

◎山下 誠君

農業委員会会長、相手方との主張、隔たりが大きいということで、農業委員会としてはもう訴訟の準備に入るという理解で受け止めました。それでいいと思いますので、そのとおり進めてください。

農林水産部にもお伺いします。皆さんも勧告書を出していますよね。その後どうなっているかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

当該違反事案に対しましては、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可を受けずに行った開発行為として、令和6年3月18日付で土地利用是正の勧告文書を違反行為者3者宛てに発出しており、5月20日に現場確認を行っております。その際、原状回復の確認ができませんでしたので、沖縄県による農振法違反事案処理要領に基づき、違反行為事案報告を沖縄県知事宛てに令和6年5月21日に提出しております。

◎山下 誠君

農林水産部長、そうすると、今沖縄県にボールが行っていて、沖縄県からの何らかの返答を受けて、本人に弁明の機会を与えるという動きになるんですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の流れについてでございますけども、今後は県による現場確認を行った後に復旧等の勧告が行われる見込みとなっております。県の勧告に対する是正姿勢を見極めたいと考えております。

並行して市は、当該違反事案が周辺土地に及ぼす影響を考慮し、必要と認める場合は、所轄の警察署に対して、刑事訴訟法第239条に基づき、当該違反事案に係る告発を行うものとなっております。周辺土地に及ぼす影響を十分考慮しながら、農業委員会をはじめ、関係機関と密接な連携を取りながら、段階的な措置を取ってまいります。

◎山下 誠君

農林水産部長、もう少し詳しく教えてほしいんですが、周辺用地に及ぼす影響、具体的にどんなことが挙げられるんですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時40分)

再開します。

(再開＝午前11時42分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

工場から出る排水とか、粉じん、その他のものによって、周辺の農地における作物に影響を及ぼすというところでございます。

◎山下 誠君

農業委員会も農林水産部もそれぞれもうしっかりと対応しているというふうに受け止めました。3月に毅然とした対応で臨んでほしいと、これ市長、副市長も含めて申し上げましたが、そのとおりに動いているということで安心しています。あそこは、農地違反転用であるにもかかわらず、また今年もこいのぼりが揚げられました。今回は、ライトアップというバージョンアップしていました。私は、これはこれでいいことだと思うんです。あれは、もう本当に多くの市民の皆さんが鑑賞に来て、いいものだと思うんだけど、そこが違反転用用地であるということを市民の皆さんがどれだけ知っているかということをやはり伝えなきゃいけないなと思っています。やはり栗国恒広議員にはもう早くまず原状回復していただいて、地域貢献、こいのぼりでも何でもいっぱい揚げていただきたいと思いますので、これは私の私見ですけども、これだけはもう本当に農業委員会、農林水産部、しっかりと対応してください。よろしくお願いします。

休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時43分)

再開します。

(再開＝午前11時44分)

◎山下 誠君

市民の健康増進について。まず、プールについてですけども、これも多くの議員の皆様が質問されました。副市長、これ私が3月定例会のときに質問したときに、副市長のほうから新たな継承者の話がありました。その後どうなっているのかお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

5月末に営業終了となった当該民間プールについては、新たな事業者が経営を引き継ぐことが決定いたしました。現在再開に向けた調整などが進められていると伺っております。再開の時期についてですけども、来年1月頃とのことを聞いております。当該施設は、市民ニーズの高い施設ですので、市としても早期の再開というものを期待しております。市としても協力していきたいと考えております。

例えば市民の健康づくりですとか、今後ますますニーズが高まると想定されるのは介護予防、そういった部分で協力できないかということについて、検討していきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

副市長、これ念のため確認ですけども、来年1月頃をめどに再開ということですが、これはスイミング

プールとしての利用ということでよろしいですか。

(栗国恒広君、着席)

◎副市長（嘉数 登君）

設備を更新しまして、プールとしての供用を開始していくということで聞いております。

◎山下 誠君

民間なので、どこまで行政として立ち入れるかはあれですけども、できる限り協力していただいて、市民の皆さんの健康増進に協力していただきたいなと思います。

続きましてですが、健康増進計画について。健康みやこじま21、最終案についてお伺いします。これは、福祉部でしたか、福祉部にお伺いしますが、最終案がまとまったということで、若者の健診率向上というふうにアクション計画があったんですけども、その健診率向上、今健診率がどれぐらいで、今後どこまでその計画の中で引き上げていきたいのか、まずお答え願えますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

若者の健診率の向上についてでございます。本市の二十歳から39歳までの国民健康保険加入者及び社会保険加入の被扶養者が約5,500名いらっしゃいます。令和4年度の基本健康診査受診率は5.02%（_____部分は234頁に発言訂正あり）、272人となっております。

◎山下 誠君

一問一答でしたね。その5.02%（_____部分は234頁に発言訂正あり）、これを計画の中では何%まで引き上げるという計画を立てているんですか、お答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

この基本健康診査受診率については、令和9年度に10%、約500人に伸ばしたいと。令和14年度には20%、約1,000名まで引き上げることを目標に取り組んでまいります。

◎山下 誠君

市民生活部長、健康みやこじま21の中で子供の肥満率のことも触れていましたけど、現状、宮古島市の子供の肥満率って、他市とも比較していただきたいんですけど、どの程度肥満なのかお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市の小学生、これは高度、中度とありますけれども、高度肥満率でお答えさせていただきます。令和4年度は3.8%となっております。沖縄県や全国と比べて肥満傾向児が非常に多く、中でも中度、高度の肥満の割合が高くなっております。

◎山下 誠君

時間がないので、これは我々、議会議員もそうだと思う。メタボリックシンドローム率、今宮古島市はどこら辺にいるのか。多分日本一だと思うんですけども、そこも含めてお答えください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市のメタボリックシンドローム率についてお答えいたします。

沖縄県国民健康保険団体連合会のデータによります。令和4年度、宮古島市における特定健康診査の結果では、メタボリックシンドローム該当者の割合は26.5%となっております。国は21.4%、県は25.6%となっており、非常に高くなっております、男性が沖縄県内11市の中で最下位（_____部分は235頁に発言訂

正あり）ということになっております。

◎山下 誠君

男性が沖縄県内11市の中で最下位（_____部分は235頁に発言訂正あり）ということですね。この点について、さっきの子供の肥満のこともそうなんですけど、市長と話したことがあって、市長も大変これは心配されていましたよね。今後の宮古島市の健康状態については心配されていると思うんですけども、何かこれ、インセンティブを持たせてやらないと、多分もうこのまま、子供の肥満がそのままメタボリックシンドロームにつながっていった悪循環を繰り返していると思うんです。だから、これ、どうやって解消するかということを具体的に、市長でもいいんだけど、市民生活部長でも、どんなふうにしてこれを改善しているのか、その計画の中で具体的に何をやろうとしているのかをお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

メタボリックシンドロームは、将来、総医療費の増加などにつながる脳血管疾患、虚血性心疾患の発症につながるため、予防や改善に取り組むことが重要になっております。仕事などが優先となり、自分の健康管理が後回しになってしまうことも多いことから、長期的な視点で健康問題を捉え、働き方や生活リズムを踏まえた保健師等による保健指導を継続してまいります。また、令和4年度から宮古地区医師会、宮古地区歯科医師会、薬剤師会などと共催して健康フェスタを実施しております。さらに、今年度から宮古島市スポーツ協会とタイアップして、市民及び児童生徒に向け、運動教室を実施してまいります。

◎山下 誠君

市民生活部長、今のはこちら側から市民に対して健康を呼びかけていくというスタンスだと思うんですけど、市民自らがそういう気持ちになって健康増進に取り組むということで考えると、今いろんなところで健康増進アプリというのを開発して、いろんな自治体がそれやっていますよね。例えば歩いた歩数に応じて電子マネーを付与するとか、ポイントをつけてお買物が安くできるとか、こういうインセンティブ持たせたほうがもっと市民も楽しくやれるんじゃないかなと思っていて、過去、沖縄セルラー電話と一度、宮古島市がやったと記憶しているんですけども、あの頃も好評だったと思うんです。だから、市民の皆さんがそれこそポケモンGOでしたっけ、あれみたいになんとかいろんなところ歩いていったらポイントがどんどん付与されるような、そういう仕組みを一度ご検討されて、次回またご答弁いただければと思いますので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、産業廃棄物の処理について伺いますが、これ廃タイヤのことです。これ、平良和彦議員が島内処理の検討が必要ではないかというふうにおっしゃっていましたが、これ、自動車修理工場の皆さんとお話をする機会があって、やはり大変困っているということだったんです。もちろん環境衛生局長が言うように、これは事業者負担で、事業者の責任を持ってやるべきことだとは思いますが、処理できるところがもう一か所も、何か機械が故障しているということになってくると受け入れられない。しかも大型のタイヤは駄目だということをおっしゃっているみたいで、こうなってくると、本当に今後不法投棄が心配されないかなということをお心配しておりました。せっかく不法投棄多い宮古島市、少しずつ改善できています。だけど、もしこれが処理できなくて廃タイヤがどんどん増えていったら、もう送るのもできなくなって、その辺に捨ててしまうということになってしまうと逆戻りしちゃうので、何らかの市として対応策講じていただけないかなと思うんですが、何か検討していることがあればお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

島内処理に向けて、現在市で取り組んでいくという予定はございません。宮古島管内において、廃タイヤの受入れを行っている産業廃棄物事業者、令和5年度の受入れ量が14万6,720キロということでした。島外で沖縄本島の廃タイヤ処理を行っている解体事業者へ海上輸送を行って処理してもらっているという契約を行っている事業者が31事業者で、島外輸送を行った廃タイヤのトン数が177トンとなっております。これ、令和2年度、宮古保健所の調査によりますと、島内の処理が約7割、島外が3割ということでしたが、この二、三年の間に島内処理が安定的でないこともあり、島外処理ルートが少しずつ確立されているのかなと考えております。島外処理の割合が92%強となっておりますが、総処理数は192トンとなっております。廃タイヤの適正処理に対する意識が高くなってきているものと考えております。市といたしましては、確かに輸送コストはかかってはおりますが、適正処理が行われていることに対しましては、市民のごみ、廃棄物に対する意識が向上しているところと捉えて、非常にありがたい傾向だと考えております。多くの市民が廃棄物処理に関する意識の醸成が推進していることと捉え、さらに適正処理についての協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

◎山下 誠君

では、何とかして廃タイヤの処理については宮古島市としても関わり続けてください。適正処理が、どんどん海上輸送が増えているとはいえ、やはり中には置き去りのタイヤのままのところもありますので、そこら辺も注意深く確認のほどよろしくお願いします。

あと、廃ビニールの処理というふうにありますけれども、これ、廃ビニールだけではなくて、建設業者から出る産業廃棄物等も今もう本当に行き場がなくて困っているという話を先日お伺いしました。前に許可取消し処分でしたっけ、なった大浦地区のところのものは、あそこは混合でごみを受け入れていたということだけでも、もう一か所のところは混合では受け入れていないということで、これを分ける作業も出てきて本当に大変だという話をお伺いしました。これ、どの程度その影響が今出ていて、宮古島市としてどの程度把握しているのか、環境衛生局長、もし分かるのであればお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今年2月、産業廃棄物処理施設及び収集運搬等の許可取消しを受けた事業者について、建設業界との意見交換を行っております。また、家電量販店や飲食店等からの話も一部ではございますが、聞いております。市といたしましては、影響は大きいと感じております。

◎山下 誠君

この問題、何かとても業者の声も悲痛な声でしたので、ぜひとも今後とも意見交換をしながら、今後どうしていくかということは、行政も話合いに乗っていただきたいなと思います。

最後に、ちょっと飛ばしちゃった豪雨対策について。これも多くの議員が聞いていますけれども、これ私、農林水産部長、大浦地区の入り口のところにある福祉事業所があるんだけど、そこのほうにとっても水が流れてきて、そこら辺、もう床上浸水していたんです、その事業所が。で、もう困っているということで見に行きましたけども、そこにある浸透池であったり、排水路であったりというところがもう雑草、草木が繁茂していて、本当にこれ機能しているのかなというふうに見てきたんですけども、そこら辺の管理、どうなっているのか、まずお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

排水路の管理についてお答えいたします。

大浦排水路の管理については、多面的機能支払交付金事業による農地・水・環境保全管理協定運営委員会の活動により、自治会において雑木や土砂の除去を行っております。しかしながら、場所によっては活動が難しい箇所もあり、自治会で対応できない場合は、市において雑木、土砂の撤去等を行う場合もございます。

◎山下 誠君

市において行う場合もあるということは、今回はどうですか。現場見られて、市で対応したほうがいいのか、それとも農地・水・環境保全管理協定運営委員会がいいのか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回の場所を確認しましたところ、自治会で対応が可能かなというふうに考えております。

◎山下 誠君

自治会の皆さんにも呼びかけながらやりたいと思いますが、あそこ本当ひどくて、もう道がなくなって川ができていたんです。もうみんな埋まってしまって、車も半分までつかっちゃったという状況でした。あそこは注意深く観察を続けてください。よろしくお願いします。

最後、総合体育館も飛ばしました。進捗状況についてお伺いします。解体含めて今後のスケジュール、建設部長お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在の進捗状況として、地質調査及び解体設計業務を行っております。今年度は、解体工事及び実施設計業務を行う予定となっております。

◎山下 誠君

現在、指定管理を受けているスポーツ協会が今の体育館に事務局があるんですよね。この事務局というのは、いつ頃をめどにどこかに移動されるんですか。聞いている。分からない。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後零時03分）

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市総合体育館の整備に伴ってのスポーツ協会の事務所の移転についてでございますが、今協議しているところでございますが、陸上競技場の事務所、また上野体育館、そういったところに分散することはあるかと思うんですが、本事務所としては陸上競技場のほうで設置を予定しております。

◎山下 誠君

財源について伺うとありますが、これは狩俣勝成議員の質問でしたか、答えはあったと思いますが、上物は防衛省、下が内閣府でしたっけ、なんだけども、これ、皆さん使わないけど、いわゆるシェルター機能を有するということで内閣府の予算が使えるという理解でいいのかな。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、防衛省及び内閣官房と調整中ですが、体育館部分は防衛省、地下駐車場の特定臨時避難施設部分は内閣官房の予算措置となると伺っております。

◎山下 誠君

着々と進めてください。

それでは、全部消化しましたので、6月定例会における山下誠の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時05分）

再開します。

（再開＝午後零時05分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど宮古製糖株式会社と意見交換を行っていないというふうに答弁したんですけれども、実際には製糖会社と来期に向けて宮古製糖株式会社城辺工場への搬入方法、時期について意見交換を行っております。申し訳ございませんでした。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

訂正をお願いいたします。先ほど若者の健康診断の受診の率を5.2%とお答えしましたが、正確には5.02%でございます。失礼しました。訂正します。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

（休憩中、栗国恒広君除斥中の農業委員会の発言の訂正のため、栗国恒広君に退席するようお願いするが、応じないため再開できず）

（栗国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後1時48分）

質問に入る前に農業委員会会長から答弁訂正の申出があります。

同発言は、栗国恒広君の除斥中の発言ですので、現在、栗国恒広君に再度の退席をしていただいておりますので、ご注意ください。

それでは、答弁訂正の発言を許します。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

山下誠議員の答弁の中で無条件なしと答弁しましたが、条件なしに訂正させていただきます。申し訳ご

ございませんでした。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時49分）

（栗国恒広君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後 1 時50分）

市民生活部長から訂正の発言があるようです。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

山下誠議員への答弁の中で、本市の男性のメタボリックシンドローム率が全国最下位と答弁しましたが、正しくは沖縄県内11市の中で最下位。これは、メタボリックシンドローム率が高いということでございます。訂正させていただきます。訂正が多く、申し訳ございません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時51分）

再開します。

（再開＝午後 1 時51分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

一般質問開始が約22分遅れましたが、午後 1 番目の一般質問 4 日目、3 番目の登壇となります公明党の富浜靖雄です。

私からも一言要望させていただきたいと思います。スタートする前に、遅れるのであれば、何分遅れますとぜひ言っていて、スタートしてから休憩させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いいたします。まず初めに、市長の政治姿勢についてです。議案第45号、令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等について伺います。本定例会において、874万5,000円の補正案が計上されております。このシステム改修の内容について伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針が決まりました。それに基づきまして、従来の健康保険証の新規発行は令和 6 年12月 2 日に廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。ただし、現在発行済みの健康保険証については、令和 7 年 3 月31日まで使用することができます。システムの改修内容につきましては、マイナンバーカードを持っていない方やマイナンバーカー

ドを健康保険証として利用登録していない方に健康保険証として利用できる資格確認書を発行するなどの改修を予定しております。改修時期につきましては、順次作業を進め、令和6年11月までに終える予定となっております。

◎富浜靖雄君

では、今持っている保険証は使えます、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにしますという形なんですけど、再質問させていただきます。これ、報道とかで、病院で一体化、マイナンバーカードを保険証として使える方がいるんですけど、その方が病院行ったときに、これで保険証として使おうとした場合、マイナ保険証を確認する病院側のシステムがしっかりしていないと使えないという例があったとニュースとか報道であったんですけど、こういうことは宮古島でもあり得るのでしょうか、お伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和5年4月から医療機関でマイナ保険証対応が義務化されております。宮古島市では、令和6年6月時点で約9割の医療機関においてマイナ保険証が利用できるということは確認されております。

◎富浜靖雄君

9割オーケーということなんですけど、ぜひ100%、10割、全医療機関で使えるようにしていただきたいと思いますので、これは取り急ぎよろしくお願いいたします。

次に、このシステムが改修された後にどのような運用になるか、市民に分かりやすくご説明願いたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほども答弁しましたが、現在発行済みの健康保険証については、令和7年3月31日までは使用することができます。12月2日以降に国民健康保険に新規加入された方や健康保険証を紛失した方には資格確認書、現行の保険証と同じサイズになりますけれども、それを発行いたします。また、マイナンバーカードを持っていない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用登録していない方にも資格確認書を発行することになります。

◎富浜靖雄君

では、現行、今使われている保険証とマイナンバーカードを持っている方は、マイナンバーカードも使えます。マイナンバーカードがない方は、資格確認書というので保険証と同じという認識でよろしいでしょうか。分かりました。では、それで理解できました。

では、次の質問に行きます。総合庁舎1階ロビーに設置されているコピー機についてお伺いいたします。このコピー機は、狩俣政作議員が市民が利用できるコピー機を設置してほしいとの要望で設置されたと承知しております。私の質問は、窓口の混雑緩和を考えての質問になります。市民サービス向上の観点から、1階のロビーにコンビニ等に置いてあるようなマルチコピー機を設置すれば、混雑の緩和につながるのではないかとの思いで質問させていただきます。当局の見解をお伺いいたします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

当市においては、平成29年度からコンビニ交付サービスを開始しております。初年度は1,000件にも満たなかった発行件数も令和5年度においては1万3,000件を超え、認知度の高まりを感じているところでござ

います。

総合庁舎ロビーへのマルチコピー機導入についてですが、初期導入に約900万円程度かかりますし、ランニングコストについても継続した予算措置が必要ということもあり、現在のところ、設置の予定はありませんが、デジタル化の動向を注視しながら判断してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

過去3年間の役所の窓口とコンビニでの各種証明書の取得実績を調べさせていただきました。コンビニでの取得件数は、過去3年間で毎年0.5割ほど増えていっていますので、先ほど市民生活部長が言った1万3,000件のものの中の0.5%ずつ増えていってはいるんですけど、この全体の証明書の形で見ると、まだ2割程度しかコンビニとかで利用されておりません。役所にマルチコピー機を設置できたら、マイナンバーカードを利用してコンビニで取るようなやり方を役所で習うこともできますし、経験するというか、体験するというか、啓蒙するというか、こともできますので、マイナンバーカードの普及とか、窓口の混雑緩和にも寄与するのかなと思っています。これ再質問なんですけど、期間限定でもいいのかなと思います。1年間とか、2年とか。それで、その期間限定してできないかという、それを検討できないかというのを伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

県内の状況も報告しておきます。県内では、宜野湾市、糸満市、沖縄市、うるま市において設置していると把握しています。この設置している他市の状況も見ながら、期間限定なのか、いろいろと状況が各市とも違います。発行しないというパターンも採用しているところもありますので、その辺をしっかりと検証して、情報交換して考えていきたいと思っています。

◎富浜靖雄君

検討よろしく願いいたします。本当に混雑しているときに1階ロビーを見ると、もうソファに座れなくて立って待っているような市民の方もいらっしゃいます。これ本当にコンビニとかですぐ発行できます。分かればやれると思いますので、ぜひ啓蒙のほうも力を入れて、発行できるというのを役所のほうからも啓蒙していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に行きます。この質問は、以前からずっと私も思っていたことなんですけど、市の総合庁舎に市民も、役所の職員も利用できるような売店が設置できないか伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

庁舎内に売店が設置できないかということについてお答えをいたします。

現在、宮古島市役所の庁舎内におきましては、空きスペースがない状況でございます。現時点で売店設置については難しいというふうに考えておりますが、他市町村の事例を確認してみたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

確かにすぐ設置するというのは難しいと私も思いますので、事例なんですけど、豊見城市役所1階に売店があるそうです。2020年9月にオープンしております。運営業者の話、その売店の運営している方の話では、市役所は避難所にもなっているし、温かい食事が取れる環境をつくりたかったとのこと。日替わりランチとか、子供たちが無料で食事をできることも未来チケットなどの取組も行っております。ここ

までとは言いませんけど、本市の庁舎にも売店があれば、ふだんの用はもちろん、台風などで避難してきた市民の方とかも利用できると思います。

一例として、県立宮古病院に、1階に売店があるんですけど、以前は互助会という組織で運営されておりましたが、現在は何か大阪の企業の方に委託して運営しているそうです。ですので、この検討するに当たっては、委託というのでも検討していただければなと思うんですけど、これ本当に今すぐどうのこうのとは思わないので、ぜひとも検討していただければと思います。次回も質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、通称イーザト地域についてお伺いいたします。イーザト地域は、中心市街地活性化基本計画とか、みなとまちづくり基本計画などに関係する地域だと考えております。現在の整備状況についてお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご質問の通称イーザト地域につきましては、狹隘道路が多く、また商業地域として建蔽率も高く指定されておりますことから、建物の距離が近く、いわゆる密集市街地のような状況と見受けられます。このような地域は、一般的に通常の交通不便や生活の快適性の不足など問題を抱えておりますが、金銭面も含めて事業の導入のハードルが非常に高く、整備が困難な地域であると認識しております。

◎富浜靖雄君

建設部長の答弁のとおり、本当に整備が難しい地域だと思います。私の母方の実家もイーザトの地域で、私も小さい頃からその周辺で遊んでおりました。小さいときは、まだ子供も多くて、そんなに不便という感じは全然なかったんですけど、もう何十年もたって、高齢化もありますし、ドーナツ化現象というか、若い方が住んでいるようなところも見受けられないというか、高齢の方が住んでいらっしゃる。ただ、本当に災害、火事が起こった場合とか、救急搬送、何か事故があった場合とかに救急車が入るのも困難な場所もあります。そういうふうな対応は考えていらっしゃると思うんですけど、ぜひとも長い目というか、長期スパンで考えて、イーザトの開発計画みたいなのを検討できないかというのを伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

みなとまちづくり基本計画では、港周辺地域の開発、再整備、活性化を目的とした計画がございます。その基本計画において、イーザト地域を拠点3として位置づけておりますが、当該地域の整備方針や利用について連携する計画である中心市街地活性化基本計画において検討すべき事項となります。令和6年4月に作成された宮古島市中心市街地活性化基本計画における中心市街地としての区域には、今回指摘のイーザト地域が含まれておりますが、計画期間が5年とやや短期的な計画とのこともございますので、現時点で当該地域の整備や事業の計画策定には至っておりません。

◎富浜靖雄君

中心市街地の計画とか、まちづくりの計画とかで私も見させていただいたんですけど、イーザト地域は入っているなと思うんですけど、何かこうしていきますという具体的な計画は全くないので、ぜひとも考えていただきたいなと思います。古い地域であるので、開発はなかなか難しいかもしれないんですけど、ただ中心なんです。町なかの港側のところ。そこからこの西里通りとか、下里通りとか、市場通りは、あ

る程度道の拡張とかあって開発がされて、整備されてはいるんですけど、その奥側が本当に大変な場所になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも計画を考えていただければと思います。

ちなみに、西里通りなんですけど、下水道工事がもうそろそろ終わりそうだなと思うんですけど、このイーザト地域の下水道ってどうなっているかというのを聞きしたいんですけど、大丈夫でしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

イーザト地域の下水道整備についてということでございますので、令和6年度沖縄振興公共投資交付金を活用いたしまして、実施設計業務の入札の準備を現在行っているところです。予定どおりに進んだ場合は、7月に委託業者が決定する見込みです。工事の予定といたしましては、令和7年度を予定しております。工事に着手する際には、事前に住民説明会を実施し、丁寧な説明を行いながら工事は実施していく考えです。工事予定箇所といたしましては、西里通りの出口の交差点から港側に約40メートルほどの位置からとみや商会裏の通りの市道B-20号線を予定し、整備距離は約245メートルを計画しております。

◎富浜靖雄君

イーザト地域もあれだけ入り組んでいけば、工事は結構大変かなと思うので、ぜひとも住民説明会もしっかりしていただいて、西里通りのときも結局工期も延びているので、そのときに毎回毎回この通り会のほうに説明をしていただいたので、それを聞ければ、本当に納得してではないんですけど、こういうふうに遅れていますという説明さえ受けられれば、住民の方にもなぜかと聞かれたときに、こういうふうな理由ですって説明ができるので、本当にちゃんと住民にしっかり説明をしながら進めていっていただければと思いますので、ぜひともその点はよろしくお願いいたします。

では、次に移ります。宮古島市市民所得向上プロジェクトについてお伺いいたします。6月5日の新聞報道で、2024年度第1回宮古島市市民所得向上懇話会が市役所で開催されたとの報道がありました。その記事によると、懇話会は、市や県、経済界などの関係者から所得向上に向けて意見を聴取するために立ち上げられたもので、所得向上に関わる取組や評価について、宮古島市所得向上プロジェクト推進本部会議に報告すると報道されておりました。そこでお伺いいたします。この宮古島市所得向上プロジェクト推進本部会議の役割を教えてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

富浜靖雄議員の市民所得向上プロジェクトの中の推進本部会議の役割についてということです。市民所得向上プロジェクト推進本部は、市長を本部長として、副市長、教育長、関係部局長で構成されておまして、市民の所得向上に向けて、部局横断的な取組の推進や課題等の解決を図ることを目的としております。市民所得向上プロジェクト推進本部では、市民所得向上に資する効果的な取組や各分野の取組の成果を示す個別指標の設定等について議論を進めているところです。

◎富浜靖雄君

具体的に教えていただきたいと思うんですけど、この市民所得向上プロジェクト推進本部というのは、聞いて計画するのか、こういうふうにやっていこうというのを決めるのか、何か予算を取ろう、つくるという形になるのか、具体的に教えてもらってもよろしいですか。何をするという。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市民所得向上プロジェクト推進本部におきましては、基本指標であります1人当たりの市町村民所得の

10%向上というのがあります。また、課題種別ということで、参考指標としまして4つの指標がありまして、外需で稼ぐ、内需で稼ぐ、成長への投資、分配の促進となっております。この参考指標項目ごとにまた個別指標を各部局のほうで作成をして所得向上に取り組んでいるところです。懇話会のほうには、そういった各部局から個別指標も含めながら、意見交換をしながら、こういったこともやってほしいとか、そういったものが意見として上がってきますので、その意見を参考にしながら、改めてまた指標の作成とか、訂正とか、追加とか、修正とか、そういった形のをやっていくという形になっております。

これまでの懇話会での市民所得向上プロジェクト推進本部も含めて、議論を踏まえながら事業化とか、予算化された取組としましては、労働生産性を高めるための人材の育成として、介護人材確保対策事業として今年度から予算を計上しております。これは、新たな介護人材の確保及び介護職の定着率向上を目的として、介護初任者研修、また介護福祉士実務研修等の実施をしております。

また、人手不足に対応するための若者の定住促進としまして、空き家等の実態調査事業を予定をしまして、空き家の所有者確認、また意向調査を実施して、活用可能な空き家を洗い出しまして、有効活用を促進して居住の確保を図るというのがあります。

また、公営住宅の地域対応活用計画の策定も今後予定しておりまして、この計画を策定をしまして、生活困窮者への提供を目的とした公営住宅の空き家について、要件を満たしていない場合でも若者、単身世帯のUIJターンの入居が可能となるような条件の整備も図っていこうとしております。

もう一つなんですけども、若者の雇用促進ということで、奨学金返還支援事業ということで、企業が従業員に対して行う奨学金返済支援に対しまして、経費の一部を補助するというで、島内での就職促進について、また人材育成にもつながるような形の制度の支援事業をやっていこうということとなっております。

◎富浜靖雄君

いろいろ本当に部署をまたいでのごく大きな取組のような感じを受けました。人材、若者の定住、人手不足などなどという話を今お聞きしたんですけど、これ、プロジェクトという名前がついているので、ある程度の目標というのがあると思うんですけど、市長が言っている10%の市民所得向上が目標なのか、それとも何か違う目標があるのか。ここまでの期間でここまでやりますよというような何か目標があるのかどうかお聞かせ願えますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

プロジェクトの期間についてということであります。市民の所得向上の取組につきましては、本市の経済振興、また市民の豊かな生活の基礎となるものであり、恒常的に取り組むべき課題であると考えております。そのことから、期間の終了時期というのは特段設けず、継続して推進していく予定をしております。

また一方で、取組の成果として何らかの検証は必要であると考えております。一つに、市長の公約であります市民所得の10%向上というのがありますので、その部分についても取り組んでいっているところです。

検証につきましては、基本指標として1人当たりの市町村民所得を設定していることから、市長任期の最終年度である令和6年度の当該数値が検証の一つの目安となるかと考えております。

なお、1人当たりの市町村民所得の公表数値は統計取りまとめの関係上、その年度の3年前のものが公

表されていることから、令和6年度の数値については、令和9年度に公表される予定となっております。公表時期が3年遅れるということもありますので、その公表時点の数値把握が難しいというところもありますので、市では取組の成果を図るために、現時点での数値の把握が可能な補完指標を併せて設定しております。補完指標としましては、市が保有する市町村税の課税状況から見る所得のデータが参考になると考えておまして、当該データから抽出した令和2年度と令和5年度の1人当たりの所得額を比較しますと、226万1,000円から243万6,000円と17万5,000円の増加、率にして7.7%が上昇をしているということです。

また、そのほかに現状を把握する指標の一つとしまして、沖縄労働局が公表しております求人平均賃金が参考になるとも考えておまして、そのデータによりますと、本市のフルタイムの平均賃金は令和2年の19万9,000円から令和5年度は22万円となっております、2万1,000円の増加があります。10.6%の伸びとなっております。

これらの数値から、市長就任時よりも市民の所得は上昇しているものと捉えておまして、引き続き指標となる各種データの動向を踏まえながら、市民所得向上プロジェクトに推進していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

令和9年度に公表するということですか。令和9年度に市民に公表する。3年遅れてということですね。分かりました。

このプロジェクトを中心でやるのは副市長になられるんですか。副市長の思いとして、どういうふうな進め方をして、こういうふうにしていくというふうな、あれば教えていただけますか。

◎副市長（嘉数 登君）

企画政策部長から細かく説明をしましたけども、端的に申し上げますと、市民所得の向上のために、いかに稼ぐ力を高めていくかというテーマを持っております。市がやっております各種事業、それを4分割、4つの分野というんですか、外需で稼ぐ、内需で稼ぐ、それから分配、成長への投資というテーマで分けてまして、それに対して既存の事業をどう拡充していくのか、あるいはその新規の事業をどうやって立てていこうかという議論をやっております。当然その事業をやるからには、この成果指標、どこまで達成しているのかという、図らないといけないもんですから、それは個別指標として図っているということでございます。これが市民所得向上プロジェクト推進本部でして、では懇話会はどういう役割を持っているかといいますと、役所の中でなくて、各経済界に参加していただいておりますので、この経済界の方々からいろんな意見、この事業はこういうふうに拡充したほうがいいんじゃないか、新規事業、これどうなるかという意見をいただきまして、令和6年度予算においても幾つかの事業を計上させていただいているというところでございます。

最終的な目標というお話でございましたけども、所得の向上というのは、ある一定水準にきたから、ここで終わりという話ではないというふうに思っております。一つのメルクマールとして、市長は市民所得10%向上という目標を立てておりますので、短期的にはそこをターゲットとして目指していきますけども、市としてはこれからも市民の所得をどう上げていくかという取組自体は続けていかなければいけないというふうに思っております。少なくとも市長の任期の間に、先ほど来、1人当たり市町村民所得というのは

3年遅れで出てきておりますけども、それを補完するようなデータでもって、この間いかにその市民所得が上がってきたかというところについては説明していきたいというふうに思っておりますし、繰り返しになりますけども、こういった取組は市だけではなくて、県でありますとか、もちろん地元の経済界の方々にも入っていただいて継続していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

私も市民所得の向上には賛成なので、本当に所得が上がるのであれば、私たち議員も協力は惜しまないと思っております。ただ、3年後とか、結局後々の感じになっているんです。新聞報道でも詳しくはなくて、非公開でやられていますというふうにあるので、この公表というのをできれば、やったらやる。こういう話がありました、こういう話があったので、こうしていきたいと思いますという、この公表をやるたびに毎回市民にこのアピールではないですけど、公表していただいて、市民が、あっ、こうやって進んでいるなという実感が持てるような取組にさせていただきたいんですけど、その点についてお願いします。

◎副市長（嘉数 登君）

当然、市民の関心も高いというふうに思っておりますので、これは議事録という形で公表するのか、議事概要という形で公表するのか、そこは工夫を凝らして、せっかく各経済界の方々の意見をいただいておりますので、そこは公表していきたいということと、今時点でどんな意見があったのかというところについては、結構人材育成に関するご意見がございました。ある企業の経営者からは、賃金を上げたい、けどスキルが追いついていないんだということがありまして、昨今、社会人の人材育成といいますか、ではリカレント教育ですとか、リスクリングというところが非常に注目をされてきております。もちろん学生の教育も大事なんですけども、それと併せて、それと同様に社会人の教育、人材育成というのが非常に大事になってくるかというふうに思っておりますので、いただいた意見を、例えば令和6年度予算でいえば、介護人材の研修等々を組んでおりますけども、その他の分野でも人材育成に資するような事業として検討していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひとも市民に分かりやすい公表の仕方をお願いいたします。

あと、本当に人材育成というのは時間がかかります。今年これ教えたから、すぐできるということではなく、積み重ねと経験と。この場所ではこれぐらいの研修だったりとか、能力アップだったり、この物量というか、仕事の内容によっても変わってくると思うので、人材育成のほうは本当に細かく、できれば市の職員。市の職員のレベルも上がれば、おのずと市民のレベルも上がってくるのかなと思いますので、まず役所の職員の人材の育成も考えて、研修に行かせるでもいいですし、何か仕事をしていて張り合いが持てるようなことを上の方、管理職以上の方は考えていただいてやっていただければと思いますので、今後ぜひともよろしくをお願いいたします。

次の質問に行きたいと思います。公共交通行政についてお伺いいたします。ライドシェアについて。3月定例会で仲間誉人議員も質問しておりました。最近、石垣市が日本版のライドシェアを県内で初めて行うという報道がありまして、宮古島市はどういうふうに考えているのかと、宮古島市はやるのかと市民の方から話があるので、本市の取組はどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

日本版ライドシェアの制度は、タクシー事業者がドライバー研修、運行管理、車両整備、事故やトラブル発生時の補償等について管理することを条件に、これ二種免許を保有しない者でも遊休しているタクシー車両、いわゆる緑ナンバーや認定された自家用車、これ白ナンバー、これをもちまして運送サービスに対する対価を受け取ることが可能となるものでありまして、これタクシー事業者が主体となって申請手続を行うというふうにされております。

宮古島市では、大型クルーズ船の寄港時や観光ハイシーズン等において、公共交通に対する市民と観光客の移動需要が重複し、タクシーの配車が困難になるといった状況が度々発生しております。また、人口減少している社会状況にあつては、人材不足や高齢化などによって、本市のタクシー業界においても運転手の確保は課題となっております、将来的な公共交通の維持確保への影響が想定されております。こうした状況から、市としましては、日本版ライドシェア制度の導入は、交通課題解決手段の一つとして有効であると考えておりまして、現在本市での導入について、タクシー業界との意見交換を始めており、関係機関との調整を図りながら検討を進めております。

◎富浜靖雄君

私も有効な手段だなと思っております。これ、国土交通省も日本版のライドシェアをもう進めておりますので、ただ石垣市は市の予算をつけてまでやっているんですけど、宮古島市も予算つけてまでやるというお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

◎副市長（嘉数 登君）

石垣市のほうが補助をつけて導入しているという状況は私も把握しております。日本版ライドシェアの運行は、配車アプリでの予約を原則としていることから、それらに係る運行管理システムの改修、それから車内へのタブレット搭載等の整備が必要となっております。その導入の促進に当たっては、整備に係るイニシャルコストについて、タクシー協会から支援要請がありましたら検討していきたいというふうに考えておりますけども、補助の実施に向けては財源の確保を十分に検討することも必要であるというふうに認識しております。

◎富浜靖雄君

こういうふうにしてほしいという要請があれば検討するということなので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。この中で、これ本当にタクシー会社と、またライドシェアをやるためのアプリとかあります。自分は、警察署とかの協力とかもあるのかなと思ったりもしているので、ライドシェアをやるに当たって、関連機関との連携が必要になってくるのではないかなと思うんですけど、ここについてのお考えがあれば伺いいたします。

◎副市長（嘉数 登君）

日本版ライドシェア制度について、導入の許可申請は、これ実施するタクシー事業者単位で行う必要があることから、導入に向けて宮古地区タクシー事業協同組合を中心としながら検討が進められております。市としましても、昨年度策定した宮古島市地域公共交通計画において、これは利便性の高い新たな公共交通の構築を目指すことを掲げておりまして、タクシー業界と連携、協力しながら、ライドシェア導入を図りたいと考えております。

なお、現在沖縄県における日本版ライドシェアの運行は、毎週、これは金土の夕方16時から翌朝5時ま

でと制度で決められておりますけれども、運行日や運行時間の拡充が必要と見込む場合には、タクシーが不足する時間帯や時期、それから不足車両等を調査しまして、これは市町村から国へ申出を行うことができるというふうにされております。

本市では、大型クルーズ船寄港時や観光ハイシーズン等において、タクシーの配車が困難な状況も発生していることから、規定されている現行の時間以外にもライドシェアの運行は有効であるというふうに考えておりまして、タクシー事業者と協力しながら、不足する運行時間帯などの実態調査を進めまして、許可手続等を管轄する国、これは沖縄総合事務局ですけども、そことの調整を図りながら、拡充の必要性についても検討していきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

宮古島市は、石垣市と一緒に離島なので、本当に全国的な県をまたぐような、陸続きのところとはまた内容が違うのかなと思うので、ぜひとも宮古版みたいな、あつ、なるほどなど、市民も宮古島ならではの思えるようなところをちゃんと酌み取って、先ほど調査、アンケートまではいかななくてもいいんですけど、どういうふうな、宮古島はこういうふうなやり方がいい、時間もそうですし、料金もそうですし、どこからどこまでの拠点、アプリを利用してのもので今はやっているんですけど、そういうところのアプリの開発とかもやはり市が絡んで積極的にやっていただければなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

では、次の質問に行きます。道路行政についてです。冠水についてお伺いいたします。池城健議員も話をしておりましたけど、平良中学校前の冠水について。これ、令和4年12月定例会で私も1回質問させていただいております。そのとき、環境衛生局長答弁で、協議を行っていますよと、早急に対応してまいりますという答弁だったと思います。私は、県道のほうからの排水がかなり影響しているのではないかなと思っておりますので、県と何か調整なされたのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

富浜靖雄議員ご指摘のとおり、県道78号線、平良城辺線の雨水路が東仲・荷川取雨水幹線、これは通称、平良中学校前の排水路のことでございます。その幹線に鋭角にぶつかる形で接合されております。このことから、大雨の際には、平良中学校前排水路をせき止め、短時間で冠水する状況の要因の一つと考えております。

接合部分につきまして、6月上旬に沖縄県土木事務所と意見交換を行っております。県のほうも現状の事態について認識しておりまして、現在、側溝と排水路の接合部分について見直しの設計を実施しているとのことでした。設計完了後に同箇所についての改良工事を今年度内に実施する見通しとの説明を受けております。

◎富浜靖雄君

やっと県と協議をしていただいて、本当に鋭角にぶつかっているんで、逆方向から水がまた流れてくる状況であふれていると私は思っておりますので、調査も行って工事も開始するということなので、ぜひともお願いいたします。

5月の大雨は、真夜中の雨だったので、そういうときはやはり住民の方は対策が難しいのかなと思います。寝ている間に大雨降られたら分からないです。気がついたら、もう冠水している状態。荷物を上げる

時間もなければ、目が覚めたらもう水がたまっている。先ほどの池城健議員の質問の答弁の中でも、車とかバイクが使えなくなっちゃったと、廃車になっちゃったというふうにお聞きしたんですけど、あれも本当に夜中だったからかなと思ったりもします。本当に起きている間に大雨ですよというのが分かれば、車を移動して回避することもできますし、環境衛生局長が先ほどの答弁でも土のうを配付するという話もあったんですけど、そういう対応ができない時間帯になった場合は、本当にもう大変な災害が起こるんだろうなと思っております。

先ほどの池城健議員の答弁の中で、関係機関の部署と協議をして、3つの案で工事を進めるという話があったかと思うんですけど、これはいつ頃までに完成するというのがありますか。分かれば教えてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどの池城健議員に答弁した件ですけれども、排水路、雨水路の底のほうに数か所ボーリングを行い、浸透させる対策を行うものと、平良中学校前の区画整理区域内の街区公園内に浸透ますを設置する件につきましては、9月には工事に着手したいと考えております。もちろん年度内にこの件の工事は終わりたいと考えております。

平良中学校の敷地内に関しましては、教育部のほうで側溝の清掃から始めるということでしたので、それはもう準備でき次第、清掃するものと思います。

◎富浜靖雄君

ぜひとも早めにやっていただければと思います。いつ大雨が降るかも分からない状況なので、自分も小さい頃というか、平良中学校の出身なんですけど、私が通ったのはたった3年間しか通ってはいないんですけど、そのときに大雨であそこが冠水したという記憶がないんです。今はもう本当にしょっちゅうです。私のアパートが近いので、冠水したらすぐ呼ばれて、すぐ見に行って、話をいつもさせていただいております。なので、もういつ起こるか分からない状況なので、ぜひとも早めに、できるだけ結構ですので、頑張ってやっていただければと思います。よろしくお願いします。

次の質問に行きます。今度は平良第一小学校前の冠水について伺いたいします。住民の方から、床上浸水寸前まで冠水があったと連絡を受けて、そのお宅に見に行きました。市民の財産を守ると市長も常日頃おっしゃっておるので、大事に至る前に対策を講じられないかなと思ひまして、平良中学校の前、平一小学校の前のほうは、下がっているんで、確かに雨水が流れ込んできて、あそこは冠水しそうだかと私も思っております。調査とかが検討できないか伺いたいします。

◎建設部長（川平陽一君）

富浜靖雄議員の質問の道路は市道A—51号線です。本路線は、市町村合併前に冠水対策も含め、改良工事を実施した経緯があり、実施後は以前のような冠水はなくなっておりましたが、今回の記録的な豪雨により、冠水したことを確認しております。冠水の原因としましては、県道平良新里線や平良第一小学校などからの雨水流入量が排水処理能力を超えたことが大きな原因であると考えております。

対策としまして、県道平良新里線、平良第一小学校からの雨水の流入量の抑制を図ることが必要であることから、県道に関しましては、管理する沖縄県宮古土木事務所、平良第一小学校は、教育委員会、関係部署と調整を行っていく必要があると考えております。また、本路線からの都市下水路への接続する排水

路の改修の必要性についても今後検討してまいります。

◎富浜靖雄君

原因が一応分かっているということなので、分かっているならば、すぐ対応ができるかなと思います。ただ、工事とか、また関係機関との調整とか、やはり時間がかかると思うので、なるべく早めにやっていただいて、先ほどの平良中学校と一緒になんですけど、もういつ大雨になるか分からない状態です。私もある方が動画を撮って見せてくれたんですけど、平一小学校と宮古高校の野球部のグラウンドの間の道から本当に川のように雨水が流れてきて、平一小学校の前のほうに流れ込んでいる動画を見させていただいたんです。すごかったです。川のように流れて入ってきます。あっ、これは冠水するかもなというふうな状況だったので、ぜひとも早めの対策を考えていただいて、床上にならないまでどうにかたまらないような工事というか、取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問です。3月定例会で質問しました通報アプリの導入についてお伺いいたします。建設部長答弁で総合的に検討しますと答弁しておりましたが、検討なさったかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

県内の先進地自治体へ通報アプリの運用方法について確認したところ、アプリでの通報を担当する職員を数名、現場の対応を行う現業職員を数名配置しているとのこと。本市では、道路に関する苦情等の通報を窓口及び電話で受け付け、職員が現場を確認し、対応しております。大雨時には、職員総出で冠水箇所の通行止めなど、措置等及び冠水状況の調査を昼夜問わず実施しております。アプリ導入することで市民個々による通報があった場合、現場に混乱が生じるおそれがあることから、通報アプリ導入につきましては、今後も総合的に検討してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

また総合的に検討していくということなんですけど、このアプリを自分がいいなと思ったのは、現場を呼ばれてすぐ行くとかというふうなとき、先ほどもありましたけど、夜中に雨が降りました、朝起きて冠水しています、それを見に行きます、もう水位が下がっていますということは、そのときのそのタイミングの状況が分かりづらいと思うんです。なので、アプリであれば、その場所ですぐ撮って、それを動画であったり、画像であったり、すぐ送る、役所のほうにお知らせするというか、送ることができるので、はっきりと映像とか動画で確認できるのではないかなと思います。それが市民から寄せられれば、ある程度網羅的な、この地域のここだというふうなのが動画とか映像で市として情報の収集ができると思いますので、いいなと自分は思っているんで、ぜひともこの検討を続けていって、どれぐらいの予算でできるかは分からないんですけど、ぜひとも考えていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、環境行政についてです。宮古島市熱帯植物園について。市のチョウに指定されているオオゴマダラを飼育できないか。飼育できればと思って、そうすれば観光とか、教育に寄与すると思いますので、当局の見解をお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

市のチョウであるオオゴマダラの飼育についてです。現在、宮古島市熱帯植物園には、オオゴマダラの幼虫が食べる草でありますホウライカガミ、これはつる性の植物で、茎は長く伸びて木に巻きつく草なんですけども、このホウライカガミを30本植え付けて栽培しているところです。今年4月に植付けしまして、

まだ間もないこともあり、現時点でオオゴマダラの飛来や産卵等は確認されておりませんが、今後も食草であるホウライカガミの栽培は継続する予定でございます。市のチョウであるオオゴマダラが飛来する環境づくりを意図的に行い、児童生徒の観察学習の場、市民や観光客の誘客ポイントの一つになればというふうに考えているところです。

◎富浜靖雄君

浦添市で、個人なんですけど、オオゴマダラの飼育に取り組んでいる方がいらっしやいまして、これは宮古島出身の方です。そのときに宮古島市のチョウはオオゴマダラだよと、知っているかと、ああ、何か聞いたことがありますねと、宮古島市はそれについて何かやっているのかと聞かれたので、確かに何かやっているのかなと思って、これを植物園とかで飼育できれば、植物園ってすごく整備されていて、観光客も最近では訪れているのが見受けられるんです。そのときに、植物だけではなくて、こういう市のチョウというのが飛び交っているような雰囲気があればいいなと、観光にもいいんじゃないかなと思って質問させていただきました。現在進行中ということなので、うれしく思います。

これ、今一応植物園だけでやっているんですけど、その方は浦添市のチョウもオオゴマダラらしいので、学校とかにもホウライカガミという植物、これは幼虫が好んで食べる葉っぱの植物らしいので、これにしか何か幼虫がつかないという話らしいです。

昔、蝶々園というところでオオゴマダラやっていて、自分も記憶にあるんです。本当に金色の見た目の幼虫がぶら下がっているのを見て、きれいだなと、これが市のチョウだということをそのときはあまり認識していなかったんですけど、確かに学校教育にはいいなと思いますので、ぜひとも進めていただいて、できたら宮古島全体で育成というか、オオゴマダラが飛んでいるような状況をつくっていただければなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

最後の質問に行きます。一般ごみの回収業者についてお伺いいたします。このごみ回収業者が車両の故障とか、不慮の事故などで、この日、当日にこの回収ができなかった場合、市のほうではどういうフォローをしているのか、サポートしているのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

一般廃棄物の収集委託業務について、収集作業中の車両の故障または事故発生及び作業員が全員インフルエンザ等の感染症で勤務できない場合は、業務委託契約書、仕様書第1条第1項、第2項に遅滞なく急報すると同時に、適宜、万全の処置を講じなければならないと定められております。収集業者が万が一このような事態が発生した場合は、情報収集に努め、代わりに収集可能な業者を選定し、一時的に収集をお願いするか、市職員で収集を行う場合もございます。実際、諸事情によりまして、現在も回収できない業者がおりますので、代替りの業者を選定し、収集をお願いしているところです。

◎富浜靖雄君

本当に突発的なそういう回収できないような状況になった場合、ぜひとも、これは提案なんですけど、委託している地域をある程度グループ化してこの業者を回すようにすれば、1個の業者ができなかったとしても、遅れてでもこの業者ができる。なぜかという、やっていたら、そういうグループ化をしてやるような考えとかも検討してみたらどうかと思います。この点について検討できるかどうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

グループ化という考えは、これまでなかったことでしたので、今後、前向きに検討してまいりたいと考えます。

◎富浜靖雄君

これは、狩俣政作議員が前に言っていたときに、私もこれいいと思ったので、ぜひともよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎狩俣政作君

早速質問してまいります。よろしくお願いします。

まず、教育行政について質問いたします。通告書のカラー横断歩道についてですけども、全ての小中学校の前の横断歩道及び通学路内の危険な横断歩道、危険な横断歩道というのは何かもう薄くなっているような横断歩道を色つきのカラー横断歩道にできないかということなんですけども、これは昨年の沖縄県内での人と車の事故の3件に1件は横断歩道を横断中に起きているそうです。本来、横断歩道って歩行者がいたら車停止するんです。でも、沖縄県のデータによると、歩行者がいても、横断歩道を渡っていても車が通行するということが多々あって、横断歩道を通行しているときに止まる車両は3割程度と言われております。危険なので、そこで画像をお願いします。これ、色は緑、青、オレンジとかあるんですけど、こういった横断歩道にしていいただければ、注意喚起ができて安全かなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。見解をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部で答弁します。

横断歩道などの設置につきましては、公安委員会の管轄ですが、既設で整備されている横断歩道を強調するためのカラー舗装については、公安委員会、学校及び関係機関と協議、調整し、交通量及び生徒数が多い学校から検討してまいります。

◎狩俣政作君

結構朝の挨拶運動とかで私もPTAで何度か体験したんですけど、これPTAあるあるなんですけど、学校に入る、正門に入る横断歩道があるんですが、そこで私らはこの横断中という黄色い幕というか、旗を持って児童を通すんです。それで止まっている車がいるんです。止まっているんだけど、その後ろの車はそれを追い越すんです。多々ありますよね。なので、わざわざ横断歩道の中央まで行って、両手を広げてやるんです。そういったことがあって、4年、5年前にも久松小学校の前で横断歩道を渡っている児童がはねられたこともあります。早めにこれ対策お願いいたします。

次に行きます。2番、盛加越2号線ですけども、北中学校の下の方に北学区から入ってくるような大きな道路が今造られております。完成後にこの生徒の送迎等でかなり混雑が予想されますので、新しい道路にも横断歩道をつけていただいて、新しい道路から北中学校に渡るところに、できれば押しボタン式の信号機が欲しいと思います。見解をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

狩俣政作議員ご質問の盛加越2号線は、今年度で事業完了を予定しており、横断歩道及び信号機の設置につきましては、沖縄県公安委員会の管轄となっております。沖縄県公安委員会に確認したところ、盛加越2号線供用開始後に交通量調査を行い、その結果を基に関係機関と協議し、検討してまいりますという回答を得ております。

◎狩俣政作君

次に行きます。3番、北中学校につながる私道についてですけれども、私道でありながら、住民の理解があって、45年以上もの長い間、生徒、保護者、先生方の学校への通路として利用されていますけれども、その私道には様々な問題があります。

1つ目は、北中学校のプールからの排水がこの私道に流れてきます。それも一気にだあっと流れるのではなくて、じわじわと1週間ぐらいかけて流れるそうです。

2つ目は、私道なんですけれども、下水のマンホールがあります。地主に聞くと、知らないうちにマンホールができて下水工事がされていましてと言っていました。

3つ目ですけれども、この終点、北中学校に着くんですが、そこには右側に3分の1ぐらいスロープがあって、あとは階段なんです。そのスロープがちょうど軽トラックが入れるぐらいのスロープなんです。上るときは階段が見えるんですけれども、学校から道に行くときは階段が見えなくて、年に2回ぐらい落ちるんです、車が階段にガタンって。元のPTA会長なんで、分かります。本当にそういうことがありますので、そういったところ、画像をお見せします。

まず、この配管、こういった配管があります。こういった配管が結局こうやって道に出ていて、ここからだらだらと流れるんです。これがまず1つ目の問題。

2つ目の問題は、このマンホール、私道ですけれども、マンホールが設置されている。要は下水工事がされているという話です。

3つ目がこれ。右側が通れる、左側階段、ここによく見ると、いろんな傷がついているんです。これ、車が落ちた跡です。

要はちゃんと管理していただきたいと思っております。私道なので、できれば借り上げて、もうちゃんと整備をする。この排水に関しても側溝を造って流していただく。この階段に関しては、ちゃんと手すりをつけるとか、車が落ちないように安全確保ができないか、見解をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、私道において、長年、生徒たち、保護者などの学校通路として利用させていただいていたことに、土地所有者に対して深く感謝申し上げたいと思います。

さて、ご質問の件についてですが、3点ほどございました。プールの排水については、学校敷地内で処理することが適切だと感じておりますので、対策を講じてまいります。

それと、私有地の埋設下水道管については、土地所有者、あと関係部署と3者で今後の対応について協議をしてまいりたいと思います。

もう一点、車両事故防止等の安全対策については、看板設置あるいはポールとか、早急に対策を講じて安全確保に努めていきたいと、そのように考えております。

◎狩俣政作君

ぜひ早急な対策をお願いします。実はもう事故も起きているんです。2年ぐらい前に下校する生徒と迎えに来る保護者が来て、もう生徒がびっくりして、急カーブを切ったら塀から落ちて、2メートル下の崖に落ちたそうです。そういったこともあるので、早急な対応をお願いします。もし仮にこの地主がもう貸せませんと言って閉めちゃったりしたら、大変なことになるのかなと思うので、早急をお願いします。

次に行きます。4番、大雨の被害についてですけども、これ北中学校の裏手のほうからの雨水なんですけども、これは平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震で、学校のブロック塀が倒壊して悲しい事故がありました。そのことによって、文部科学省が学校周辺のブロック塀をフェンスに替えるということがあったんです。それで、結局北中学校の周り全てブロック塀で囲まれていたのがフェンスに替わったことによって、学校内で処理するべきはずの雨水が全てその下の民家に流れていったという経緯があったんです。それ、画像を。これは、北中学校の裏門に当たります。水が来ているのは、その上の畑から来ているんです。こういった水が来ています。これ、北中学校の裏の入り口です。左手はテニスコートになります。これ、フェンスです。このフェンスのすぐ下に実は側溝があるんです。小さな側溝があるけども、全く機能していない。それが濁流となって民家に流れます。民家は、こうやって水没するんです、みんな。この民家に関しては、10センチぐらいなので、影響としては多分道路が汚れるとかになるんですが、この出た後の水が問題なんです。坂を下って行って、画像は以上です。ちょうど新築で造った方がいて、その家の方はちょうどこの坂道のカーブと枝線のまた水が流れてきて、全ての水がそこに入るんです、新築のおうちに。たまたま裏手のほうはブロック塀を造っていなかったもので、裏手のほうへ逃げていった。ブロック塀造っていたら、もう完全に床上浸水です。すごい水でした。なので、対策として、先ほどの北中学校の裏門、裏手のほうに浸透ますをつけていただく。この側溝のほうを掃除するか、側溝のほうを割って砂利を敷き浸透する方向にしていくな。でも、駄目ならフェンスの前に2段ぐらいブロックを積んでできるか、見解伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

報告を受けまして、現場を確認させていただきました。雨水でございます。教育委員会といたしましては、学校敷地内で雨水処理ができるよう、浸透ますの増設など、改善方法を検討して対応したいと思えます。

また、状況を見ながら、その他改善策としましては、今おっしゃってございました、画像にありましたけれども、側溝が20センチほどだったと私は見ておりますけども、掃除するとともに、その深さ調整であったり、ご提案のあったフェンスそばに、ある程度の一定の高さのブロック、それも含めて改善策を練って対応してまいりたいと、そのように考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、ぜひ早急に対策をよろしくをお願いします。先月も市長のほうに要請したんですけども、大雨が、皆さんおっしゃるとおり、もう毎年のように当たり前に起きているんです。100年に1度、50年に1度、今年は史上最大の雨量。早めの対策をお願いいたします。

次に行きます。5番、修学旅行費補助についてですけども、特別支援学校への取扱いです。これ3月定例会でも質問しました。今年度から宮古島の小中学校の児童生徒の修学旅行費は全て免除になります。小学校が3,100万円ぐらい、中学校が6,900万円、トータル1億円です。事業内容は、市内小中学校に通う子

供たちが積極的に参加できるよう、旅費の支援を拡充するということになっています。この対象となる児童生徒数と財源の内訳をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和6年度予算化されております人数、小学校につきましては551名、中学校におきましては627名、財源に約9,982万6,000円、総事業費でございますけども、国からの高度へき地修学旅行費補助金が3分の2の6,655万円、ふるさと納税の繰入金が3,310万円、残り一般財源が17万6,000円となっております。

◎狩俣政作君

これ、しかしながら、特別支援学校は対象外です。その理由として、教育部長が3月定例会で、宮古島市における高度へき地修学旅行費補助金は、高度僻地を対象としていると、特別支援学校はへき地教育振興法において、僻地学校に規定されていないので、非該当となります。しかしながら、特別支援学校は特別支援教育就学奨励費というのがありますと答弁されていました。しかし、この特別支援教育就学奨励費は生徒児童の言わば学用品費も含まれている。交通費や修学旅行費もちろん入っていますけど。これは、また制限があるんです。親御さんの所得制限によって、支援の幅がかなり変わってきます。ですが、今回の宮古島市の小中学校の児童生徒の修学旅行は制限はありません。ちなみに、修学旅行に行くこの特別支援学校の小学生の人数は11名です。そのうち医療的ケア児は2人。中学校は16名、医療的ケア児が1人。小学生1人当たり6万円ですので、費用は78万円。中学生1人当たり12万7,500円ですので、16人で204万円です。合計270万円です。3月定例会で教育部長は、見積りがまだ積算されていないと、だから実態把握に向けて検討させるという、もう見積り出ています。見ました。医療的ケア児の親御さんは、必然的に一緒に行かれるんです、同行して。医療が必要なので。3人の親御さんは、同じ料金を払って行きます。2倍。これです。なぜ健常児の小中学校には、ふるさと納税が3,300万円も入っているんです。ふるさと納税200万円ぐらいここに引っ張ってくれば、全員楽しく行けるではないですか。これ、教育委員会だけの問題ではなくて、私、市長にも聞きたいです。これ、できませんか。学びの保障というか、平等性も掲げながら、いろんな意味でインクルーシブの時代ですので、ぜひやっていただきたい。お願いします、答弁のほう。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時10分）

再開します。

（再開＝午後3時10分）

◎市長（座喜味一幸君）

ご指摘ありがとうございます。当然にして、特別支援学校に対してもやるべき、そういうところの差があっては決していけないというふうに思っておりますので、早急に教育委員会と調整して対応します。

◎狩俣政作君

市長、本当に感謝申し上げます。私もいろんな学校の外部コーチとして派遣されるときがあります。それは引率としてですけど。やはりそのときはPTAとか、いろんな保護者の部費を使って、その外部コーチの費用は充てられます。特別支援学校の医療的ケア児の保護者の方は、自分の子供だけ見ることは本当

はできるんですけども、実際、特別支援学校なので、ほかの生徒も多動とか、発達障害の方がいっぱいいるんです。必然的に見ざるを得ない状況になっているんです。できれば保護者の方の旅費も出してほしいんですが、そこはなかなかハードルが高いと思うので、次の質問、福祉行政の中に入って、2番目の質問を先に行います。特別支援の医療的ケア児の保護者の取扱いなんですけども、これ、旅費ではなくて、例えば手当てというか、いろんな幅広い考えを持って何かできませんか。福祉部長、答弁をお願いします。

◎福祉部長（守武 大君）

修学旅行に係る経費の負担軽減につきましては、福祉部署における現状の支援メニューがない状況です。渡航先での福祉サービスの活用など、保護者の負担軽減につながる別の支援方法を検討してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

福祉部長、例えばほかの支援という部分では、具体的にどのようなことができるのかということも聞きたいですし、またそんな人数が多くもない。3人という部分もありますんで、具体的にどのような支援ができるか、お答えできたらお願いします。

◎福祉部長（守武 大君）

先ほど申しました福祉サービスなんですけど、例えばヘルパーの利用とか、移動支援の利用が考えられます。そのほか、地域生活支援事業などのメニューを活用して支援ができるかどうかについても検討していきたいと思います。

◎狩俣政作君

ぜひよろしく願いいたします。

次の質問に参ります。1番の補聴器購入助成事業ですけども、現在の進捗状況なんですけど、昨年12月定例会にも、3月にも質問いたしました。65歳以上の非課税者で聴覚障害による障害手帳を交付されていない方で、中程度の難聴である、医師が補聴器の使用を必要と認めている方へ補聴器の購入の補助ができないかという質問です。これは、3月定例会で当時、松堂福祉部長が現在高齢者を対象にニーズ調査を行っているところであり、調査結果を基に、事例等も参考にしながら、制度設計を検討してまいりますとおっしゃっておりました。

今日、実はお昼時間に2件ぐらい電話があったんです。何で私の番号分かるか分かんないんですけど、ぜひ補聴器購入補助の件お願いしますって、もう高齢者になったら本当にこれ大事ですって。自分も16万円です。買ったけど、1年ぐらいで壊れてしまったと。この修理代が8万円ぐらいかかると、だから使わないんだと言っていました。その方が言うのは購入費用もそうだけど、できれば修理費用も盛り込んでいただきたいという話だったので、急な相談だったので、今入れたんですけど、現状どうなっているか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

補聴器購入助成の進捗状況についてお答えいたします。

加齢による聴力低下のため、日常生活に支障を来している高齢者に対し、生活の質を維持し、社会参加や交流を図ることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、行政が支援していくことが重要であると考えます。

本助成事業の実施には、安定的な財源の確保や医療機関等との調整が課題ですが、県内各市町村の実施状況を参考にし、年度内の助成開始に向けて取り組んでまいります。

◎狩俣政作君

福祉部長、年度内の実施に向けていくという答弁でしたけども、具体的にいつ頃にできるかということが分かれば、多分聞いている高齢者の方はとても喜ぶと思うんで、お願いします。

◎福祉部長（守武 大君）

スケジュールについてお答えいたします。

事業の開始は、要綱制定と予算補正後になりますので、9月定例会終了後、10月開始を目指して対応してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

福祉部長、大変感謝申し上げます。ぜひともよろしくお願いします。

次の3番の市民生活行政の質問については、最後に時間があつたらやらせていただきたいと思います。

4番の環境行政について。廃タイヤの利活用についてなんですけど、多くの同僚議員がこの質問をしています。皆さんは廃タイヤの処理ということで質問をされていますけども、私は廃タイヤの利活用です。これ、12月定例会で一般質問をした際に、環境衛生局長のほうから県の環境部長に離島における廃タイヤの輸送費に対する補助の検討並びにご提案があった。私が言ったワイヤを引き抜いて、ワイヤは鉄で、また資源にリサイクル、タイヤはチップにして燃料として使えるという事例があるので、どうですかということに対して、環境衛生局長がご提案があった件にも真剣に考えていきますと話しておりましたけども、今回の定例会でいろんな様々な議員の質問に対して、本市で廃タイヤに対する処理は考えていないという話をしておりましたが、宮古島の不法投棄の65%が廃タイヤと言われているんです。で、この廃タイヤ問題をいつまでも先送りにすることが果たしてどうなのか。先ほど環境衛生局長の答弁で、輸送に対してすごく前向きになっているとおっしゃっていましたが、そうではなくて、宮古で出た廃タイヤを宮古で利活用できたら、とてもすばらしいのかなと思っている民間業者も絶対います。なので、市が率先していただいて、民間業者が一緒になって、国に言って予算折衝するとか、環境省でもいいです。また、県にも言って補助金を申請するとか、また独自の市の補助金を出すとか、そういったことをやっていただければ、結構高額な機械になるので、市が産業廃棄物をするのはかなりハードルが高いので、民間ができるのであれば民間に委ねる形で一緒になって歩んでいくということは考えていませんか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃タイヤに関する海上輸送の輸送コストについて、県に対して補助金の要請をこれまでしてありました。県のほうから輸送費補助はできない旨の回答をいただいています。理由といたしましては、廃棄物処理法第3条で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定めているところであり、廃棄物の排出者が自らの責任において適正に処理する排出者責任の原則があることから、輸送費について、税金で賄うことになる、補助金をつけることはできないとのことでした。それに加えて、同じように離島である石垣市においては、適正に処理を行っているという旨の説明を受けております。島内での利活用について、現時点では正直厳しいと考えております。

一般廃棄物ですと、環境省のほうの2分の1補助がございますが、産業廃棄物処理施設の整備となりま

すと、補助メニューがございません。単費を活用しての整備となります。また、廃棄物の処理施設は費用負担が大きいので、市のほうで整備することは厳しいと考えております。しかし、民間の事業者が民間の施設整備を行った上で、島内処理リサイクルに向けての整備を促進したいというような提案があれば、市といたしましては、できる限り支援をしていきたいと考えます。

◎狩俣政作君

現在はタイヤ破碎して埋める、もうそれしかできない状況です。もうぱんぱんになっているんです、産業廃棄物処理業者も。なので、次のステップ、もう新しい取組をしないといけないと思っているので、民間業者が手を挙げるのであれば、必ず私は挙げると思います。それに対して、市として一緒に取り組んで、本当にどこかの予算を、国から行って、国に市長も一緒に行って予算を取ってくるということであれば、すごくモデルケースになるのかなと思うんです、宮古島が。エコアイランドと言っているんだから、そういう部分ではしっかりとまたよろしく願いいたします。

次に行きます。2番の脱炭素社会の概要についてですけども、これも多くの議員が質問して、大体概要は分かりました。今年度計上されている4億円で何台、何世帯、先ほどたしか今年度の予算では112件の太陽光パネル、蓄電池を配置すると話しておりましたけども、EVは何台ぐらい購入される予定でしょうか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今回予算計上されている中でEVの購入台数ということでよろしいでしょうか。EV自動車につきましては、合計13台を予定しておりまして、5台が一般用、8台が事業者用という形で購入の予算として計上しているところです。

◎狩俣政作君

私が毎回この実証事業で気になるのは、決まった業者がいつもやっている気がしてならないところで、今回とても大きな予算です。67億円でしたか。なので、どうせ事業を行うのであれば、太陽光パネルの設置とか、その施工もまたEVの、今宮古島でEVが扱える店舗は1店舗しかないと思っております。もう一店舗もそろそろ参入するかなと思うんですけども、その中でEVを13台取り入れたときに、このメンテナンスができるのかなと心配もするんです。なので、そういった補助金のメニューがあるのであれば、いろんな車屋にお願いして、一緒に勉強していこうとか、人材育成の観点からして育てられないのかなと思います。本当は手を挙げたいんですけども、なかなか高価な、特殊な分野でもあるし、工場の改築とかいろんなことがあると思いますけども、その辺も含めて、こういった提案ができるか、もし答弁できたらお願いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

確かにEV自動車の修理とか、そういった工場といいますか、そういったのは宮古島には今のところ1か所という話です。また、さっき狩俣政作議員がおっしゃったとおり、もう一社が新たに参入する予定であるという話も聞いております。地域のこういった整備関係を従事する方の育成につきましても、今後どういった補助金の活用ができるのか、またこの現状を脱炭素交付金の中でも活用できるのかも国のほうとも確認をしていきたいと思っています。

◎狩俣政作君

ぜひ、これを機会に様々な業種の方がスキルが上がるような構築をしていただきたいと思います。

また、実は長崎の五島列島でもEVの実証事業がありました。問題があったのは、それを直す会社がなかった。それをまた海上輸送で運んで直すとなると、とても費用がかかるということで、もう壊れたらそのまま捨ててくださいと言ったんです。それでは意味がないと。昨日、私、資料を手に入れてきたんですけども、EVと言ってはいますけども、EVだけではなくて、軽トラックのEVとか、普通の一般車両もありますけども、キックボードもあるんです。電動キックボード、トゥクトゥクみたいなEV車、スクーターのEV、ゴルフカートみたいなEVも、様々なんですけども、こういったのが多分一気に来られると、かなり修理が増えた場合に、もう電動キックボードなんて、また買い換えたらいいさとなる可能性があるんで、しっかりとした、どれだけ実証事業の予算で人材育成できるか、メニューを考えていただきたいと思います。

次に行きます。3、頻発する停電について、市はどのように捉えているかですけども、停電での被害の調査は行われているのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

停電に伴う被害の調査ということでございます。4月25日3時12分に宮古島市全域で発生した停電につきましては、最大で約2万5,000戸が停電し、午前11時42分に全面復旧するまで約8時間以上も不安と混乱が生じ、市民生活にも大きな影響を与えております。市の対応としましては、まず午前5時前に副市長、私、防災危機管理課長で協議を行いまして、午前6時には防災危機管理課職員を非常招集しております。その中で、情報収集と情報発信などの対応を開始しております。あわせて、全部局長宛てに現況の報告と対応への指示を行っており、各部局にて所管する業務への対応を実施しております。被害調査につきましては、停電が復旧した時点で庁内各部局に対して対応状況の報告を求め、庁外機関の沖縄県宮古事務所、保健所、警察署などからも特に被害の報告はありませんでした。沖縄電力にも確認したところ、お客様からの問合せは寄せられておりますが、現時点において、人的、設備被害等の問合せや報告は来ておりませんとの回答をいただいているところでございます。

◎狩俣政作君

何か最近、頻繁に停電が起こっているなという気がします。3日、4日前にも夜中、停電がありました。3時頃でしたか。今年に入って何回ぐらい停電したか分かりますか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今年に入ってから停電件数です。沖縄電力のほうに確認をしたところ、今年に入って14件の停電が発生したと伺っております。

◎狩俣政作君

停電の原因は分かっていますか、伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今年に入って本市で発生している停電の要因に関しまして、沖縄電力へ聞き取りをしました。その原因のほとんどが落雷によるもの、またはカラスとか蛇等の鳥獣が電線に引っかかること等によって生じるものであるとのことであります。また、今年は悪天候から例年より落雷による事故が多く発生しており、その影響で停電の回数が増えているとのことです。その対策としまして、避雷器の設置による落雷の影響

の抑制や鳥獣被害の対策会議を行い、検討しているものの、これらの発生は突発的であるということで、またかつ発生場所の事前把握が困難であることから、電力としても対応に苦慮している状況にあると伺っております。

◎狩俣政作君

深夜に起こる停電が多いです。鳥が深夜飛びますか、雷は別として。私のほうでいろんな調査をして、停電が起きている地域を調査した結果、昼間の停電は、例えば太陽光パネルで発電して、余剰電力は売電します、余った電力。全量買取りもあるので、産業用のパネルはもう全部売電するんです。そういった中で、グリッド、もう言わば電線の中にばんばんになっていると、それが変圧器が6,000キロワットしかもたないから、それ超えちゃうと落ちるという話があったんです、昼間は。夜に関しては、要するに昼間発電した電気、これを蓄電池にためている。それが夜使われるんです。大体天気がいいときにためた蓄電池の電気は朝方までもつみたいな話もあります。それもほぼほぼ蓄電池の能力によりますけども、天気が悪いと、たまる電気も少ないんです。大体3時、4時に切れるそうです、蓄電池が。その瞬間に沖縄電力からの電気が欲しくなるんです、電気がないんで。すると、落ちるという話もあります。これは私の調査ですけども。ある地区の電力会社は、それを認めたんです。認めて、そうならないために、変電所の変圧器を替えたらかかなりの高額になるのではということ、蓄電池を置いたんです、発電所に。私、それを知った後に、おとといの新聞に載っていましたが、宮古毎日新聞と宮古新報に。沖縄電力、蓄電池を新設へって、2年前倒しと。市内における再生可能エネルギーの導入拡大に貢献することができる。これは、沖縄電力は再生可能エネルギーの出力抑制が低減されることにより、環境省が定める脱炭素先行地域に指定されている宮古島市における再生可能エネルギーの導入拡大に資すると。要はこの67億円の事業でパネルを1,700台やったときに、もう落ちると言っているんです。落ちないためにも2年前倒ししてやらないといけないと言わざるを得ない文章だと私は思っています。実際それを公言して取り入れた自治体はあります。もう賄い切れないので、蓄電池入れますって。私もそうなのかなと思っているんです。これをやることによって、停電が減ることができたらいいなと思っているんですけど、聞き取りのときにPPA方式なので、停電はしませんと言っていたけど、PPA方式で、例えばオンサイトで電気を回して、余剰電力もオンサイト内で売ったり、使ったりする、それは分かります。例えば天気が悪いときに、PPA方式でも蓄電池にたまる電気が少なかったら夜落ちます。だから、電線つながっているではないですか。つながっているから、そのときにそれが1,700台だったら間違いなく落ちます。その危険を回避するために、沖縄電力は蓄電池を入れるのではないんですかねと私は思っているんですけど、そこで大事なのは断水のときに、断水が起きて、いろんな商売とかが被害を受けて賠償した経緯があります。ただ、停電が起きても賠償することはないんです。これは契約があるんです、沖縄電力との契約が。それ分かります。ただ、実証事業をやったのは、手挙げたのは宮古島市なんです。市が実証事業に手挙げた、パネルを導入しました。これで停電が起きた場合に、責任の所在が市に来るんです、間違いなく。停電が起きて事故しました、医療機関で停電が起きて問題がありましたとなったらまずいので、その辺の考えはされていますか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

まず、先ほど沖縄電力のほうで蓄電池を大量に導入するという話です。それと、停電の因果関係という話なんですけども、沖縄電力に確認をしたところ、冬場の出力抑制など、再生可能エネルギーの出力制御

が低減されることで、宮古島市全域での再生可能エネルギーの導入拡大に資するとの意図で設置をするという話です。

また、脱炭素先行地域事業で導入する太陽光発電と、蓄電池はEMS、地域内の循環を可視化するシステムなんですけども、の下、PPA事業での整備を行うため、脱炭素先行地域につきましては、電力系統にあまり負荷影響を与えるものではないと考えておりますので、脱炭素先行地域事業の太陽光導入に伴う蓄電池の前倒し導入ではないという話は聞いております。その中で、先ほどの繰り返しになるんですけども、この脱炭素先行地域に関しましては、やはり地域内で100%賄うというのが基本的なものでありますので、夕方、夜間、蓄電池の量が減って、その系統から電気の流れの中でという部分については、その影響で停電するという、影響はないのかなと私個人的には思っているところです。

◎狩俣政作君

では、なぜ2年前倒しで蓄電池を入れるんですか。不安要素があるからだとは思いますが。実際、沖縄電力がコントロールできる電気というのは、これは50キロワット以上の業者です。ちゃんと申請した業者。それ以下は申請がないんです。だから、余剰電力の売電ばんばんするんです。50キロ以上は制限かけられるんです。やめてくださいと、今いっぱいなんで、グリッドが。それが50キロ以下の一般家庭が増えている。売電がどんどん進むから、厳しい状況になっているので、これやりますと言っているんです。かなりの大きい蓄電池なので、別に前倒ししなくていいんじゃないんですかねというのが普通の考えであって、書いてあるとおり、先行地域になったので、これ入れたことによって、かなりよくなりますよと書いてあるから、これ、仮に企画政策部長が大丈夫ですよと言って何かあった場合に私が心配するのは、誰が責任取るのかなという話なんです。だから、事故がないようにこういったことをやっているのであれば、しっかりと説明しないといけないと思っています。こういうこともありますよって。PPA方式で、オンサイトで、中で回すのは分かります。でも、使う人が蓄電池の量を、これ決められるんですよ、これ買いたい、これ買いたいって。そういう部分を私は指摘しております。時間がないので、先に進みますけども、これまた今度やります。

4番の4月3日に発令されたのは飛ばします。最後にやります。

市長の施政方針についてですけども、1番、各課で行われている入札方法です。これは、全ての課に言うわけではなくて、今回は水道部局にお話ししたいと思います。6月4日に入札が行われた件ですけども、指名業者が5者いると、その中で2者が呼ばれて入札しましたという話を聞きました。ただ、その業者によると、もう一者の業者は指名業者ではなかったんですって。その指名業者ではなかった業者が落札しましたと、これ何ですかねという話ありました。それを私は5日、次の日に水道部長、職員に話を聞いたところ、2者を選んだのは特殊車両だったということが1つ。もう一者の指名業者ではないというところは、本年度からまた新たに追加しましたと言っていましたけども、であればこの宮古島市のホームページなんです。令和5年、令和6年の指名業者を選定するに当たって、この入札合格指名業者だったかな、は令和5年1月31日までに申請をしてくださいと、それ以降は認めませんとあるんです。途中で認めたのかなということをほかの5者は知らないんです。どういった経緯で認めたのかという部分と、特殊車両と言っていますけども、見てきたら、普通の貨物バンでした。この辺の見解を求めます。

◎水道部長（下地貴之君）

まず、特殊車両の件ですけれども、まず用途が漏水工事などで使用する工具、資材等を搭載しております。現場用の車両ということでありまして、特殊な機能がある車両という意味ではございませんでした。説明不足の部分がありました。

もう一つの登録につきましては、水道部では随時行っているところです。確かにホームページには期間が定めてありますけれども、水道部の場合、特殊な業種等もありますので、水道部として随時受け付けているところであります。

◎狩俣政作君

水道部局は、宮古島市のホームページの要綱とは全く別で動いているんですか。随時募集しているって、これ、ほかの5者はそれを知っているんでしょうか。そのほかの5者が知っているのであれば問題ないんですけど、特別にやっていますと言っているけど、では特別にやった理由って何ですか。1個追加した理由。見解を求めます。

◎水道部長（下地貴之君）

今回、市長部局が作成している名簿には登載されておられません。水道部として新規に登録、これは手続を踏んで適正に処理はされておりますけれども、たしか周知につきましては、今回怠った部分があります。今後、今回のような事例があった場合には、事前周知を行うとか、例えば入札の場で事前に説明をするとか、なるべく情報を共有できるように改善していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

この問題を私は新しい水道部長に話するのは酷かなと思っているんですけども、ではなぜほかの4者は呼ばれなかったのか、入札に。そういった何か特殊車両といっても特殊車両ではなかったということで、ではなぜ2つに絞ったのか。本来、特殊ではなくてもいいんです。入札するのであれば、わざわざ指名入札の業者として認められているんだから、呼ばれて、みんなが席に座って、ああ、この車両はないので、辞退しますというのは分かる。それも何もない。それは何か怖いと思うんだけど、何か答弁できればお願いします。

◎水道部長（下地貴之君）

今回水道部が購入する車両の取扱いが2者のみでありました。ですから、2者に指名をしたところです。

◎狩俣政作君

ここのほかの4者も見ただけど、これ普通にあります。私は、カタログをもらってきたんですけど。そうであれば、このほかの4者にもありませんかというアナウンスもやってもらわないと、いつの間にか入札が終わってしまいましたということでは、いろんな人から不満というか、不安も出ると思います。いろんな話が出ております。見積りをお願いしますと、それは水道部ではなくて、いろんな部局からも、課からも来て見積りを出した。そしたら、何の返事もないって、そしたらもう決まっていたって。入札する前にもう落札していましたという話があるんだそうです。今おっしゃっているように、水道部は水道部で随時募集していますとか言っているけども、市のホームページではそう言っていないんです。これは一貫性がないんです。総務部長、これに関して、課で入札が違うのか、部局で違うのか分かんないですけど、これ答弁できたらお願いします、本来の入札方法について。

◎総務部長（與那覇勝重君）

建設工事等以外のその他の契約に係る指名競争入札の流れについて説明をいたします。まず、所管課におきまして、予定価格を設定後、その金額に応じまして、指名業者選定委員会を設置し、宮古島市契約規則第18条第1項に基づき、原則5者以上の指名業者を選定いたします。その後、指名業者に入札通知書を交付しまして、入札を実施する流れとなります。その際、入札に参加できる者は参加資格審査を受け、合格者名簿に登録された者でなければなりません。

◎狩俣政作君

そうですね。だから、例えば課、部によって、入札方法は違うとあるんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど狩俣政作議員からもございました。1月末日までに財政課のほうで入札参加資格を申請していただきます。原則として、その名簿に登録された者が指名を受けて入札するという流れになりますので、基本的には流れは一緒だというふうに考えております。

◎狩俣政作君

でないと、ルールですよ、これあくまでも、間違いなく、宮古島市の。これを部とか、課とか、局で独自でやっていますというのは、私はどうかと思います。今後はしっかりと調査をしていただいて統一する。もう市民は不審がっているんです。諦めかかっている部分もあります。どうせ出しても取れないしみたいな、もう見積りの段階で職員が見ているのではないのって、こっちが安いから、こっちにしようと言われても、えってなるではないですか。見積りも持ってこいと言うんだそうです。本来であれば、見積りただではないんです。ただで書いているんです、皆さん。それも私はどうかと思いますけど。もっと誠意を持って接していただきたいと思います。今後はそういうことのないように、ぜひともよろしくお願いして、次の質問に行きます。

市民生活部長、お待たせしました。市道A—1号線の北中学校前交差点の信号機です。この交差点、すごく形がいびつで、交差点が広いんです、とっても。お互いに左折専用の道路もあったり、また交差点のすぐ手前に枝線があって、奥に保育園があります。登下校時間帯は、本当にもう右に曲がれない。県営北団地に行く、この道に曲がれないという苦情がとっても多くて、たまにこの左折専用道路から入ってくる車がいるんです。左折専用なのに、そこから入っていく。一方通行です。それぐらい危険な道路になっております。ここに右折矢印信号が造れないか、設置できないか、お伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

狩俣政作議員の質問を受けて、宮古島警察署に確認を行いました。先ほどの建設部と同じような答弁になってしまいますが、宮古島警察署では、必要に応じて交通量調査を行い、その結果を踏まえ、道路管理者と協議を行い、沖縄県公安委員会へ申請する流れとなっております。市としましては、今後、関係機関と連携して、現場の状況をすぐに確認して、右折矢印信号機の必要性を勘案した上で、宮古島警察署と協議をしてまいりたいと思っています。

◎狩俣政作君

時間がないんですけど、4月3日に起きた津波警報に、3メートルの津波警報が出ました。とても私はびっくりしました。石川県の能登半島の輪島市、輪島港の津波は1.5メートルの予測で、3メートルから5メートル来たそうです。この3メートルが来たらどうなるのかなと思ったんですけど、要は下水処理施設、

し尿等処理施設が崩壊するのかなと思っています。ぜひ市長、防潮堤の設置をお願いします。この答弁、お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

防潮堤の設置ということですが、建設部港湾課のほうで協議を行っておりまして、港湾施設としての防潮堤は整備できないとのことでした。浄水センターの耐震、耐津波の調査業務を行っておりまして、その中でいろいろ、様々な案を比較検討しているところです。比較検討した中で、また検討して、どの工法にするかということは検討してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後 3 時54分）

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会(定例会)会議録

6 月 24 日 (月) 6 日目

(一 般 質 問)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第6号

令和6年6月24日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月24日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後3時25分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1 〃）	久 貝 美奈子 〃	〃 （13〃）	平 良 和 彦 〃
〃 （2 〃）	下 地 茜 〃	〃 （14〃）	下 地 信 広 〃
〃 （3 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15〃）	我如古 三 雄 〃
〃 （4 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （16〃）	前 里 光 健 〃
〃 （5 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （6 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （19〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （7 〃）	欠 員	〃 （20〃）	上 里 樹 〃
〃 （8 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （9 〃）	山 下 誠 〃	〃 （22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （10〃）	池 城 健 〃	〃 （24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は22名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、一言お話をさせていただきたいと思います。先月「愛と平和の石像」をカママ嶺公園に移設した縁をもちまして、台湾南部の屏東県牡丹郷の石門古戦場跡で行われた牡丹社事件150周年記念行事に出席してまいりました。石像を通して私の先祖が犠牲者の一人だということも初めて知ることができました。150年余も加害者の遺族の手で被害者の墓を守り続け、毎年事件現場を訪ねて供養を続ける原住民の末裔の方がおられ、その訪問団が宮古島を訪れ、被害者遺族への謝罪と未来への平和と友好、交流を誓うあかしとして石像が贈られたこと、せんだってお亡くなりになりました当時の伊志嶺亮市長と被害者遺族がその石像を受け入れていただいたこと、これまで石像を大切に守っていただきました下地中学校と在沖台湾出身者の方々、そして座喜味一幸市長をはじめ大城裕子教育長、そして宮古島市議会多くの関係各位の協力で石像を下地中学校からカママ嶺公園へ移設することができました。その一連の心温まる取組のおかげで、現地を訪れ、被害者へ手を合わせることができましたことを、この場をお借りして心からの感謝と敬意を表します。

それでは、質問に入ります。公共施設の管理についてですが、公共施設の樹木の管理について伺います。これまで市の管理する公園や道路等の樹木が倒れて車を潰すなど、市としても損害賠償を支払う事例が発生しています。他の自治体では、人身事故につながっている事例もあります。市の管理する施設だけではなく、市民が日常的に利用する場所は、県の管理もありますから、基本的には総合的に日常的な監視が必要だと考えます。被害が発生してからでは取り返しがつきません。

そこで伺います。市の管理する公園や道路に植栽されている樹木の倒木防止について、樹木の異常を観察し、倒木を未然に防ぐ対策が必要だと考えます。本市はどのような対応をされているのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

公園に植栽されている樹木等の管理については、公園清掃を委託している業者や市の公園清掃班により清掃活動を実施する中で異常が見られた場合には、報告を受け、伐採等の対応をしております。また、道路街路樹の管理につきましては、職員による道路パトロール時や道路作業員による清掃作業時、また業者への除草作業の委託時において倒木の危険性を確認した場合は、報告を受け、適切に対処しております。専門家の配置につきましては現在のところ考えておりませんが、今後は必要に応じ、専門家による定期的な樹木の状態の確認など、検討していきたいと考えております。

◎上里 樹君

適宜パトロールと作業員などの報告を受けて適切に対応していると、専門家の配置は今のところ考えていないという答弁でした。

そこで、委託業者や作業員、その目で見て判断をなさっているということですが、この樹木というのはやはり専門家の目で見ないと判断のつかないことが多いと思うんです。作業員や委託業者の中にそういった樹木の専門員を雇用しているところありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

樹木の保護、育成、管理などを行う専門家の樹木医がおります。専門家の配置につきましては、関係部局とも協議して、今後検討してまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

私が専門家の配置を求める理由は、倒木の防止だけではなくて、現在植えられている樹木、その保護、育成も併せてやること、それが倒木防止につながると考えるからです。ですから、限られた人員等の財源の中で、そういった作業大変だとは思いますが、専門員を配置する、それが困難であればその専門家を呼んで、全職員を対象に議員も含めて研修会を開いてはいかかかと。定期的なそういう研修を開いて、今樹木が異常な状態にあるというのが読み取れるような、そういう職員を育てることが大切かと思います。ほかの自治体では、人身事故を受けてそういう専門職を配置している自治体もあります。そのことについて見解をお聞きます。

◎建設部長（川平陽一君）

県内には、樹木医が約20名いると伺っております。上里樹議員ご指摘のとおり、今後研修会等を開いて樹木に対しては対応してまいりたいと考えております。

◎上里 樹君

専門家の配置が必要だと考えますが、それがかなわないまでもぜひできるところからそういった研修等開催をよろしくお願いします。

次に、カママ嶺公園の階段について、手すりの設置について伺います。入院後、自宅でリハビリをしている市民の方から声が寄せられました。日常的に、毎朝健康のために散歩をカママ嶺公園でやってきたところ、骨折して入院治療後、自力でリハビリに励んでいますけども、筋力が衰えて、これまで難なく上り下りができた階段が困難になってしまったと。カママ嶺公園の階段、かなり長い階段、短い階段がありますけども、その全てにぜひ手すりが設置できないかという声でした。見解をお聞きます。

◎建設部長（川平陽一君）

カママ嶺公園の手すりの設置については、今年4月に階段手すりの設置箇所の調査を行い、工事費を算定しております。今後補正予算を要求し、今年度で2か所の手すりについては設置するように努めてまいります。

◎上里 樹君

議会で取り上げる以前に市民の要求に基づいて報告をしていましたので、早速取組を開始しているということで敬意を表します。それで、カママ嶺公園というのは避難所でもあります。そういった意味で、自力で避難する市民が安全に安心して避難できるようにすることにも手すりの設置つながりますから、急ぎ整備をよろしくお願いします。

次に、防災について伺います。防災行政について、①の先般の津波警報の発令、これで見えてきた課題についてはもう数名の議員がこの質問をしていますけども、ここでとりわけ新しい答弁があるのであればよろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新しい答弁ということでございますけど、準備されているのは狩俣勝成議員との答弁と重なるところでございます。答弁してよろしいですか。

（議員の声あり）

◎上里 樹君

新たなご答弁はないようですので。

それで、私はこの問題、これまで出てきた課題、これも詳細につかんでいただいて、今後の防災計画の見直し、検討、そして新たにやらなければいけないことがすぐできること、時間を要すること、いろいろあるかと思います。それを市民の知恵も専門家の知恵も結集してしっかりと防災計画に反映させていただきたいと要望して、次の本市の避難所への避難状況について伺います。各小中学校の体育館があるかと思えますけども、その避難状況を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所への避難状況についてお答えをいたします。

4月3日に発生しました台湾東部沖地震に伴う本市への津波警報発令時での避難状況としましては、本市が避難場所として指定しておりますカママ嶺公園や与那覇地区防災センター、池間地区防災センター、伊良部地区津波避難施設や各地区の公民館及び小中高等学校、JTAドーム宮古島などへの避難が報告されております。また、指定避難場所ではありませんが、市役所総合庁舎、宮古島市未来創造センター、沖縄県宮古事務所、宮古島地方気象台、宮古神社、大嶽城址公園などへの避難も報告されているところでございます。多くの方が避難行動を取る中で負傷者等の情報はありませんでしたが、カママ嶺公園周辺で渋滞が発生し、現場が混乱していたことが報告されている一方、地域住民が避難してきた各学校などでは、教職員や消防団員、地域住民が連携し、臨機応変に対応できたとの報告等がございます。

◎上里 樹君

とりわけ私がお聞きしたいのは、身近な地域にある小中学校、高校も含まれますけども、そういった体育館が避難所になっていると思えますけども、そこへ避難した人数とかそういうのを把握していましたらご答弁ください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今のところ把握はしておりませんので、人数が出せるかどうかというのを確認してみたいと思います。

◎上里 樹君

それでは、この小中学校の体育館への避難があったのかなかったのか、ご答弁をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時15分）

再開します。

(再開＝午前10時15分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古工業高校の体育館1か所ということで報告を受けております。

◎上里 樹君

宮古工業高校の体育館1か所と。できれば詳細をつかんで、人数まで後で確認できればと思います。

私が心配するのは、今回は津波でしたからそういう結果になったかもしれません。いろんな災害が起きます。そういう中で、避難所の空調設備、とりわけ小中学校の体育館、これについてですけども、どのようになっていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

小中学校の空調設備の整備状況についてお答えいたします。

本市の避難所としましては、台風、大雨時では総合庁舎を含む各出張所や離島の公民館、地域津波時には県立高等学校3校を含む各小中学校の体育館及び校舎の一部を指定しており、庁舎等の空調設備は整備されておりますが、体育館の空調設備については今のところ整備されていない状況でございます。

◎上里 樹君

空調設備の整備はされていないと。全国的にも遅れてはいますけども、東日本大震災や能登半島地震、せっかく助かった命が災害関連死ということで失われる。これは、こういった快適な環境が整備されていない、そういうところから起こっています。ですから、助かった命が失われることがないように、空調設備はしっかりと整えていくべき課題だと考えます。

そこで、その空調設備については、国土交通省を含め国の機関がこの震災を受けて、小中学校の体育館の空調の設置、それに関して2つのメニュー、これを紹介しています。2023年7月31日付で「避難所における空調設備の設置等について」と題する事務連絡を内閣府、総務省消防庁、文部科学省の連名で都道府県の防災担当、教育委員会に発出しております。事務連絡の内容は、改正気候変動適応法に基づいて熱中症対策実行計画が2023年5月に閣議決定されたことを受け、避難所での熱中症対策として空調設備の設置を求めています。特に特定避難所に指定されることの多い公立学校施設については、防災部局と教育委員会部局が連携して積極的に検討することが重要だと指摘しています。そして、空調設備の設置に活用できる緊急防災減災事業債、これが1つ。そして、学校施設環境改善交付金を紹介しています。これが2つ目のもの。

1つ目の緊急防災減災事業債は地方単独事業で、対象事業として地方単独事業として実施する緊急性、即効性のある防災、減災対策の施設整備等で、補助率と地方財政措置は充当率100%、交付税措置率70%、事業期限が2025年度となっています。本年度は、予算が5,000億円計上されているといいます。2つ目の学校施設環境改善交付金は国庫補助事業で、対象事業として教育環境の向上と老朽化対策の整備を進める公立学校施設で補助率と地方財政措置は、補助率通常3分の1に引き上げてあります。事業期限が2025年度までとなっています。

今年度予算が683億円となっていますけども、この2つのメニューがありますが、そこで私なりに負担率が低いことに着目したら、学校施設環境改善交付金にプラスして地方債を組み合わせるのが有利かと考えました。実際の工事費では、緊急防災減災事業債のほうが断熱工事を必要としない分だけ抑えられそう

なんですけども、文部科学省は断熱の基準を定めていません。ですから、建具の隙間を塞ぐとか、日射を調整するフィルムを貼るとか、安価な工事で済ますこともできるかと考えます。そうすると、先ほど申し上げたそのメニューが安上がりではないかと考えますけども、この提案に対するご見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

避難所の整備についてということでお答えをしたいと思います。

学校などの体育館を避難所として利用するのは、大地震発生による家屋の倒壊や津波襲来により住家が流されるなどの大災害が発生し、その被害に遭った方々が一定期間、避難生活を送る必要が発生したときとなります。避難所のバリアフリー化も含めまして、機能強化や、今上里樹議員からご指摘があった整備につきましても、その施設を所管する担当部局との情報共有や意見交換を急ぎ行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎上里 樹君

ぜひしっかりと対応をよろしくお願いいたします。

それで、もう一つの提案なんですけども、今後の津波避難に向けて私が感じたことは、めっきりこの海拔表示してきた、電柱等にもありましたけども、その表示が少なくなったなという実感を受けました。

それで、提案なんですけども、海拔表示を地域の店舗や公園、公共施設、新たに電柱にも設置する、それに併せて最寄りの避難場所の案内表示もセットで表示をしてはいかがかという提案なんですけども、ご見解を求めます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、海拔表示につきましては、平成23年度から平成26年度にかけては、各沿岸部や観光地を中心に266か所に設置しており、避難所及び誘導案内の看板につきましては平成26年度と令和3年度で合わせて200か所に設置をしております。上里樹議員ご指摘のとおり、最初に設置しました年度から10年余りが経過しております。経年劣化や台風による破損、電柱の移設、学校の統廃合などにより確認ができない箇所もございますので、新たな設置につきましては現況の確認を行いながら、サイズ、見やすさなど視覚的にも考慮しまして、増やしていけるように取り組んでまいります。

◎上里 樹君

よろしくお願いいたします。

次に、経済の活性化についてですが、中小企業振興条例の制定について。この制定については、6月頃にはまとまるであろうという非公式にお話はお聞きしていますけども、今定例会に提案がありません。この中小企業振興条例制定の進捗状況についてお聞きします。

◎副市長（嘉数 登君）

まず、中小企業振興基本条例につきましては、中小企業振興の目的、それから基本方針、基本的施策を定めることにより、中小企業の振興に対して効果的な取組を、市の施策に反映することを目的としたこれは基本条例となっております。

策定に当たっては、宮古島商工会議所、それから伊良部商工会のほか、中小企業の関連団体との意見交換を行い、基本的な理念や施策などを検討していくとともに、市の責務、それから事業者の役割などを明確にしていきたいと考えております。

具体のその条例の制定につきましては令和6年度中の制定に向けて取り組んでいく予定でありまして、作業としましては今定例会終了後、7月を目途に各関係機関と意見交換、意見聴取を進めていきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

大切な土台となる条例になりますから、ぜひ速やかに進めていただきたいと思います。

次に、教育行政について伺います。学校給食についてですが、5月24日、玉城デニー知事が中学校の学校給食費の無償化を来年4月から段階的に実施することを表明しました。その後、6月13日、市町村長との意見交換等を踏まえ、41全ての県内市町村で一律2分の1を県が支援する、そういう方針が表明されました。

そこで伺います。県の事業実施に伴い、本市の学校給食費負担額は幾らの軽減になりますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

沖縄県は、令和7年度より学校給食費無償化に向けた取組の第一歩として、県内41全市町村に対して中学生の学校給食費の2分の1相当額を補助する。これは、就学援助対象者は除きます。また、詳細な制度設計については、市町村との意見交換を踏まえ、検討を行っていくこととするとしております。沖縄県の取組が実施された場合、令和7年度において本市の学校給食費財政負担額は、本年度の児童生徒数から換算しますと約4,793万5,000円軽減されるものと試算しております。

◎上里 樹君

市がこれまで小中学校の給食費無償、これを継続実施していることに敬意を表します。県が2分の1補助することで財政負担が軽減されて、一步前進との私の以前に議会の答弁もございます。私も県の支援を歓迎するものです。誰もが安心できる誰一人取り残さない沖縄らしい優しい社会の実現を掲げ、子供の貧困対策を県政の最重要課題と位置づける玉城デニー知事の公約です。県の進める給食費無償化を他市町村と力を合わせてぜひ実現していきたいと思います。

憲法は、国民の教育への権利を第26条第2項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とうたっています。本来、学校給食も教育の一環として、国の制度として無償にすべきです。

そこで伺います。全国どこに住んでも、自治体間の格差が生じることなく国の責任で給食費無償化するよう国に求めるべきだと考えますけども、ご見解求めます。

◎教育長（大城裕子君）

学校給食費完全無償化に向けては、本市では令和2年度から実施しているところですが、県も令和7年度からということで、支援の方向で今準備を進めているところです。また、国に対しても、全国都市教育長協議会等で要請事項として挙げております。引き続き、国に対しても学校給食費の完全無償化を求めてまいりたいと思います。

◎上里 樹君

国に求めていくという答弁です。それで、ぜひこれは教育部局だけではない。市長も他市町村との連携という関係でぜひご見解を聞かせてください。

◎市長（座喜味一幸君）

学校給食の無償化、大変重要な事業だと思っております。私ども宮古島市としても、学校給食の無償化を図るに当たって、継続的に財源をどうするんだというような課題、これ私は非常に大きな課題だったなと思っておりますが、幸いにといいますか、努力のかいあってふるさと納税等の税収というものがはっきりと見通しがついて、拡大の方向にあるというようなこと等を考えますと、宮古島市は学校給食の無償化についてはしっかりと市独自の対応はしていることではありますが、沖縄県あるいは全国的に学校の給食の無償化というものは大きな流れになっているというふうに認識しておりますから、国においては学校給食の無償化しっかりと取り組むべきだと思っておりますし、また全国知事会等々を含めて我々沖縄県市長会等を含めて学校給食の無償化に関しての要望というのが全国的な盛り上がりある。私ども沖縄県にあってもそういう流れになっているというふうに認識しておりますから、しっかりと対応していきたいと思っております。

◎上里 樹君

力強い決意が表明されました。ぜひ議会も歩調を合わせて、国の責任において実現できるように、力を合わせて頑張っていきたいと思えます。

次に、子どもの貧困について伺います。県の2023年度沖縄子ども調査、ゼロ歳から17歳を対象に行われていますけども、その報告書について伺います。まず、報告書の概要、物価高騰の影響、受診抑制に絞って伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

報告書の概要についてということで、聞き取り内容が沖縄子ども調査報告書の結果から見える子育て世帯の現状について、市としてどう捉えているかというご質問でしたので、それに対してお答えをいたします。

2023年度沖縄子ども調査報告書は、保護者の状況、子育て、地域とのかかわり、ふだんの暮らし、住まい、制度の利用状況の6つのジャンルに分けられ、前回2021年度調査と比較対照した形でコロナ禍から現在に至る県内の社会情勢を踏まえたとても有意義な調査であるものと認識しております。いずれのジャンルにおける調査報告についても宮古島市にも当てはまる状況があると受け止め、今後の子育て世帯への施策に取り組む必要性を改めて感じております。

◎上里 樹君

答弁が簡単でしたけども、物価高騰で苦しいという見出しが県紙でございました。9割がそういう影響を受けているという回答でした。その物価高騰にどのように対処しているかという聞き取りでは、67.6%が外食の回数を減らしたと。それから、自分の必需品の購入を抑えていると、こういった方が57.6%、食費や燃料費を節約しているというのが57.6%ありました。物価高騰で増えた毎月の支出については、2万から3万円、1万円から2万円、3万円から4万円、この3つを合わせて65.1%と3分の2の方が1万円から4万円未満で支出が増えたとしています。

私が心を痛めたのは受診抑制です。子供を医療機関で受診させられなかった経験、低所得層で32.4%から25.7%に減少しているとはいえ、これは県が実施した中学校卒業までの医療費無料化が功を奏していると、その数字の反映だとしていますけども、それでも受診できなかった理由を仕事が忙しくて連れていく時間がなかったと、これが7割も回答があるんです。72.2%です。

そこで、併せて重要だと思う子育て支援策について問われて、教育費の支援、これを求めたのが同じく7割を超えます。自由記述では受診抑制がありますけども、生活保護受給者の声は「生活保護はありがたいが、物価が高騰し、全然足りない。最低限の暮らしを保障するというが、最低限の貧乏暮らししかできず、この先不安しかない。子供を施設に預けて命を投げ出そうか、頻繁に考えてしまう。助けてください」。

次に、就学援助。これは大変助かった。現在は該当しないため、手続できず、子供が多いため、非課税世帯以外にも対象を広げていただけるとすごくありがたいと。すごく、すごくと繰り返していますけども、ありがたいと。これは、子供の貧困対策、子育て支援の観点から私もこの問題取り上げてきましたけども、宮古島市は就学援助が他の自治体に比べても低いと。その計数の引上げを求めてきたところです。そういう悲鳴が具体的に出てきたと考えます。

それから、ほかにもいろいろありますけども、時間の関係で割愛させていただきますが、まずこういう受診抑制との関係で伺います。受診抑制が低所得者層ほど多い現状が浮き彫りになりました。本市の児童の受診抑制の実態、これはどのようになっていますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、受診率のほうからお答えさせていただきます。小中学校では、学校保健安全法に基づきまして、全児童生徒を対象に健康診断を実施しております。令和5年度では、内科検診の未受診者は小中学校合わせて5,112名中53名で1.04%、歯科検診の未受診者は94名で1.8%となっております。学校では、健康診断実施日に未受診の児童生徒がいた場合、再度実施日を調整し、担当教諭が医療機関まで引率し、受診させるなどの対応を行っております。また、本人、保護者の状況、家庭環境により健康診断が受診できない児童生徒へは、保護者の同意の下、学校職員やスクールソーシャルワーカーが同行し、受診させたり、福祉部との連携により対応しております。

◎上里 樹君

この受診抑制が少なからず存在する、これはもう実態をしっかり把握する必要があると思うんです。これらの未受診者がこの物価高騰によってさらに拡大しているって実態がこの子供の貧困調査からは明らかになっています。ですから、その状況、実態をしっかり詳細をつかんでいただいて、今宮古島が進める健康みやこじま21、これで位置づけられている子供の虫歯対策に力を入れるということがうたわれてますけども、子供の貧困調査で、仕事で連れていく時間がなかったというのが7割という全県の結果。それを踏まえて、これは本市においても大差はないと考えますけども、口腔ケアの大切さというのは研究が進んで、今盛んに強調されていることです。いわゆる生活習慣病の温床になるということです。歯槽膿漏、これを放置すると、糖尿病や、最近分かったことは認知症もそれにつながっているのではないかという指摘があります。こういった仕事で連れていく時間がない、受診ができないという状況を改善することなしに健康みやこじま21の目標達成はないのではないかと考えます。そこで見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

未受診者は、その当日の本人の体調不良であったり、不登校の生徒などがございますけども、教育委員会といたしましては毎年学校訪問を実施し、学校と連携を図りながら児童生徒の実態把握に努めているところでございます。支援が必要な家庭に対しては、学校やスクールソーシャルワーカーを通して、福祉サービス関係部署へのつなぎや利用動向の支援等に引き続いて取り組んでまいりたいと思います。

◎上里 樹君

ぜひしっかりと手を差し伸べていただきたいと思います。

それで、子供の貧困調査から、報告書の中に書かれていること、これ一部をご紹介しますと思いますけれども、これは那覇市に在住する30代の女性ですけれども、家の中にある売れそうなものは全て売り、1日の食事は白米やインスタントスープ1杯で済ませた。月の手取りが9万円と。それで、家賃が3か月滞納。電気やガスが止まることもあったと。子供のミルク、おむつ、寝る場所、これだけは絶対に確保すると決めていた。だが、ミルク代は多いときで月約1万円かかる。スプーン1杯でも節約しようと基準より水を多く入れて薄めたこともある。これは1人の女性の事例ですけれども、県の報告書の自由記述では、ミルクを薄めて飲ませている、毎月生活費だけで苦しいと、この女性と同じように窮状を訴える声が多く寄せられています。ぜひ宮古島市としてもできるところから、就学援助もその一つだと思います。健康保険税の均等割の廃止もそうです。そういった自治体としてできることをまず進めること、このことを要望して次に移ります。

飛ばしてしまいましたが、6項目のトライアスロン大会についてです。第38回全日本トライアスロン宮古島大会は、多くの市民が愛情あふれるボランティアで参加し、多様な交流が展開されてきた実績があります。ボランティアが支えてきた宮古島大会に、戦闘服姿の自衛官がバイクコースの交通整理に当たっていました。なぜ自衛官がそのようなことをされたのか、その経緯について伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

第38回全日本トライアスロン宮古島大会においてのバイクコースでのボランティアについてでございます。今回、宮古島トライアスロン実行委員会から、陸上自衛隊宮古島駐屯地に対しまして「第38回全日本トライアスロン宮古島大会におけるボランティアへの自衛隊の派遣方について」という依頼文書を送っております。それを受けてご協力いただいたところでございます。

◎上里 樹君

陸上自衛隊宮古島駐屯地に対して宮古島市からボランティアの派遣を依頼したと。

そこで、確認ですけれども、②の自衛官はボランティアで活動されたのですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島トライアスロン実行委員会からは、陸上自衛隊宮古島駐屯地に対しましてボランティアへの自衛隊の派遣方について依頼しております。自衛隊のほうとしましては、依頼に基づき公務として活動を行ったというふうにお聞きしております。

◎上里 樹君

確認ですけれども、ボランティアではなく、公務として参加したということですか。もう一度。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

先ほど申し上げたんですが、陸上自衛隊宮古島駐屯地に確認したところ、依頼に基づき公務として活動を行ったということでございます。

◎上里 樹君

確認ですが、市が要請した文書には公務として参加するように求めたのですか。確認します。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市としましては、先ほど申し上げましたとおり、第38回全日本トライアスロン宮古島大会におけるボランティアへの自衛隊の派遣方についてという形で協力を依頼したところでございます。このボランティアという言葉をもちまして自衛隊が協力したところでございますが、ボランティアとしてやるのか、公務としてやるのか、そういうような部分についてどういった形で派遣するかにつきましては派遣する側の組織、団体等が判断し、派遣されるものというふうに認識しております。

◎上里 樹君

冒頭申し上げましたとおり、市民の愛情あふれるボランティア、これに支えられてきた伝統が宮古島大会です。これが大きくおもてなしの精神として全国的にも世界的にも注目される大会だと考えますけども、そのボランティアで支えられてきた大会に市は陸上自衛隊宮古島駐屯地に対してもボランティア参加を要請しましたけども、結果として公務という形になったということは費用が発生しますが、それはどうなっていますか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

市として派遣を依頼しておりますが、派遣された側から特に費用という部分でトライアスロン実行委員会の費用の発生があったという事実はございません。

◎上里 樹君

公務であれば費用が発生するはずですが、それが無いというのも不思議なんですけども、戦闘服での参加、これはいわゆるボランティアで支えてきた大会にそぐわないと指摘したいと思います。ボランティアという非常事態の発生を想定して戦闘服姿で参加したというのであれば、それは協力ではなく介入と私は受け止めます。官民挙げての伝統行事、全日本トライアスロン宮古島大会、みんなひとしくボランティアで参加することが宮古島大会の魅力の発揮につながると考えます。このような公務であるのか、公務でないのか、そういう中で、私の調査では前浜ビーチでの医療班の活動、同じように自衛隊が参加しています。ここでは配置されたボランティアのTシャツを着て活動をしたそうです。なぜその違いが生じたのでしょうか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

スイム会場での前浜におきましては、各専門のボランティアが至るところで多数配置されております。安全対策において、特に医療班、医療救護部のほうから、こういった医療、安全対策、医療救護に関するボランティアに関してはTシャツを着用していただきたいという強い要請ございまして、今回水泳の会場のほうにつきましてはTシャツのほうを着用していただいております。

自衛隊員の派遣につきましては、多くのボランティアを各団体のほうに協力を依頼したところでございますが、今大会開催前において、走路員の部分でも多くのボランティアの不足が、配置員の不足が生じました。それで再度自衛隊を含め、県警、市役所、各スポーツ協会、自治会、企業などに幅広く派遣を依頼して何とか確保したところでございます。

◎上里 樹君

様々な地域行事、そして災害時、自衛隊の活動に対してはそれを拒むものではありません。市町村合併によって、自治体の職員の数が大幅に減りました。これが東日本大震災、能登半島地震でも、大きくこの災害対応が後退した原因として指摘されています。そういう中で、限られた財源と人員でこの災害対応、

地域行事を継続して取り組んでいく、そういう今後も大変困難を来すかとは思いますが、このボランティアで支えてきた伝統が、今大会では制服で参加する、公務で参加する、そういった形が出た。これは、今後ホスピタリティあふれるこの宮古島大会、この伝統をしっかりと継承、発展していく、そういう観点に立っても、ぜひ参加するならボランティアで、ボランティア服でしっかりと足並みをそろえていただきたい。

そのことを強く申し上げて私の質問終わりますけども、最後に牡丹社事件から150年。その後、日本は台湾を植民地にして侵略戦争を繰り返し、さきの大戦で2,000万人のアジア諸国民の貴い人命、300万人の日本国民の犠牲、そして沖縄の地上戦による20万人余の犠牲、そして広島、長崎、あまりにも多過ぎた代償を払って二度と戦争はしないと決めた戦後日本の出発から79年。ウクライナとガザ、台湾有事を声高にあおって日本が最大規模の軍備拡大を進める中で、先日は慰霊祭を迎えました。慰霊祭で平和を誓う「これから」と題する詩を高らかに朗読した宮古高校3年生の仲間友佑さんの凜とした誇らしい姿に感動し、強い拍手を送りました。

これからどうするのか。私は、学び直しのために「あたらしい憲法のはなし」毎年読むようにしています。それで、最後に朗読して私の質問を終わりたいと思いますけども、この冊子は「あたらしい憲法のはなし」という戦後発行された文部省の教科書です。それが忽然と姿を消して久しいんですけども、その6章に戦争の放棄をうたっています。「みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいさんを送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったのでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかったのでしょうか。また、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。いまやっと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があったのでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、かなしいことが、たくさんおこっただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう」、終わります。

◎議長（平良敏夫君）

上里樹議員、質問してもらえますか。

◎上里 樹君

この憲法を、9条、これ朗読するのは今回が初めてではありません。これまで繰り返し読み上げてまいりました。今回もさせていただきましたけども、日本の憲法は戦力を持たないと決めました。ですから、戦争を繰り返さない、これからどうするか、このこれから必要なことは……

（議員の声あり）

◎上里 樹君

休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

静かにしてください。

◎上里 樹君

議長、発言は自由ですよ。始めます。

◎議長（平良敏夫君）

質問してください。

◎上里 樹君

これから戦争を繰り返さない、そのために何をすべきか、私は繰り返しこの場で見解を表明してまいりました。ASEAN諸国のように年間1,500回も近隣諸国と対話を続ける、これは並大抵の努力ではありません、1,500回ですから。その血のにじむような対話、それを進めれば、やいばを向けて争うようなこと本当になくなっていくと思います。私はこのASEAN諸国の取組、これを東アジア地域に対しても広げて、とりわけ中国とは平和友好条約を結んでいる国ですから、この立場に立って、北朝鮮に対しても、韓国に対しても、ロシアに対しても、中国に対してもASEANが呼びかけをして、東アジア共同体、平和の共同体をつくっていく、その呼びかけをしてその会議が開かれています。この会議が本当に実りあるものになっていく、そのために対話の外交、政治の責務を果たしていくこと、このことを見解として申し上げまして私の質問終わらせていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎友利光徳君

それでは、私見を述べながら質問をしますけども、最初に伊志嶺亮初代市長が5月7日にお亡くなりになりました。非常に残念です。お悔やみを申し上げ、ご冥福をお祈り申し上げます。伊志嶺亮元市長とは、新生宮古島市の将来のために議論をした仲であります。議場の中で、議場での答弁の態度も誠実で、内容は丁寧で、頭が低く、人情豊かな新生市長にふさわしい方であったと今でも思っております。

公約実現の検証についてでありますけども、会議録から抜粋をして一部紹介しますと、島の隅々まで豊かさや活力のある宮古島市が建設されると期待しておりますと答弁をしております。宮古病院移転新築建設、そして葬斎場建設。宮古病院については、来年度に那覇での他の病院が完成しますので、早期な移転新築に向けて頑張っていきたいと答弁をしております。総合庁舎については、財政的に厳しいので、時期

を見て検討すると答弁はしていました。合併特例債の優先順位については、地産地消推進事業、地域産業振興センター、ごみ処理施設、リサイクルプラザ整備工事、中心市街地末端整備事業、図書館整備などがあります。そして、真久底地区に観光農園を整備したらどうかということに対しては、空港に近いので、いいんではないかという答弁をしております。城辺町のシンボルタウン構想整備については、旧城辺町第3次総合整備計画後期計画で、リーディングプロジェクトとして新庁舎周辺を核に新たなまちづくりを推進するため、町の将来ビジョンとして位置づけ、城辺町のシンボルタウン構想整備とその実現に向けて取り組んでまいりますとあります。

それから、いろいろありますので、飛び越しますけども、平成18年3月定例会で城辺線に信号設置をしてほしいというの、これは中休給油所の前ですけども、調査の上、早急に要請をしたいとあります。それから、植物園の再開発については、体験工芸村を創出することによって観光客を集客することができると、そういうふうに答弁していました。それから、平良庁舎1階の総合案内への専従職員の配置については、来庁者に好感が持てるような、優しく明るく専従女性職員の配置ができないかという質問に対して、有意義なご提案だと受け止めておりますというふうに答弁しています。それと、職員管理と行政改革について、一部の職員のマナー、行為等が市民アンケートなどからもそういった声が多数寄せられていますと。今まさに行政改革は職員の意識改革が必要不可欠で、職員一丸となって行政改革に取り組むと、このように答弁をしております。

たくさんあるんだけど、市内で国立療養所宮古南静園、それからいろいろ市内で開業したり、頑張ってきたその経緯を、名誉市民条例が制定されているのか。されていたら答弁はいいし、されていなかったら答弁をしてください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

名誉市民条例の制定についての確認だと思います。名誉市民条例につきましては、制定はされておられません。現時点において制定されておられませんけども、今回のご質問を含めて、条例制定につきましては今後庁内で検討していくこととなると考えております。

◎友利光徳君

次は、叙勲などへの推薦の検討を行うか考えていないか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

叙勲等への推薦の検討についてです。それは、宮古島市元市長の故伊志嶺亮氏につきましては、ご健在のときにおいてご本人へ叙勲の打診を複数回行っているとのこととあります。当時、宮古島市からの叙勲の推薦について、ご本人は固辞していたとのこととあります。先月初旬の計報を受けまして、改めて故人の叙勲の推薦につきまして沖縄県に問合せを行ったところです。沖縄県によりますと、生前ご本人より受章辞退の意向が示されており、現時点において叙勲の対象となっていないとの回答があったところです。

◎友利光徳君

医療、福祉、政治、経済、文化などに貢献された初代市長の銅像の建立の計画はないか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

銅像を建立する考えはないかということです。故伊志嶺亮氏は、在任中多くの施策を推進し、本市の発展に多大なるご貢献をされました。その功績につきましては、広く市民に浸透していると理解をしている

ところです。

一方、個人の銅像建立につきましては、市民発議による期成会等の関係団体を中心となり進められるものであると認識をしております。銅像建立に当たり、関係団体から協力要請等があった場合には適切に対応させていただきたいと考えております。

◎友利光徳君

⑤番は省きますので、職員の発言と行動についてでありますけども、これは振興開発プロジェクト局に訪問をして聞き取りをしました。議員は知る権利があるし、市民に伝える義務があります。そして、行政と議会とは対等の立場であるというふうに理解をして、上里樹議員と2人で行きました。そうしたら、言った、言わなかったでは困るので、録音をさせてほしいという、テーブルの上にＩＣレコーダーを置きました。これは、上司の指示によるものなのか、そして自発的によるものなのか、そして職務範囲内になるのか、これらだけ答弁してください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

録音するということだと思います。一般的に業務を遂行する上で、窓口対応時に来庁者がお話したご要望やご意見につきまして、後から確認漏れがないかどうか、また職員が適切に対応を行っているかということを確認する観点から、録音する旨を伝えた上でそれを行うことについては差し支えないものというふうに考えております。

◎友利光徳君

総務部長、自発的か、上司の許可かということだけ答えると。

◎総務部長（與那覇勝重君）

私その場にいたわけではないので、そこは答弁控えさせていただきます。

◎友利光徳君

次に移ります。秘書広報課から出てくると、下地睦子環境衛生局長と与那覇弘樹環境保全課長ともう一人職員と、秘書広報課の前で遭遇しました。その私の行動を、平良Ｂ地区ごみ収集している業者に連絡して、城辺Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２をごみ収集している業者から私へ連絡がありました。何で私が庁舎にいることをごみ収集しているはずの業者がそれを知っているんですか。これ守秘義務に違反するんじゃないですか。違反するかしらないかで答弁お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、職員は地方公務員法による職務に専念する義務に基づき業務を行うこととなっており、迅速かつ丁寧な市民サービスを提供するため、業務の改善や課題解決に向けて取り組んでいるものというふうに考えております。

◎友利光徳君

いっぱい聞きたいんだけど、時間がないので、次に移りますけども、会計年度任用職員と労働基準法の適用範囲についてでありますけども、前もって総務部長と教育部長には文書を提供してありますので、分かると思うんだけど、会計年度任用職員が学校の用務員を解雇されたと。理由を尋ねたら理由はなかったと。しかし、労働基準法には、本人が申出をしたら答える義務があるんです。これどう思いますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

今回のお話の場合、解雇という形ではございません。会計年度任用職員の任用期間は、辞令兼勤務条件通知書で通知してございます。任期の更新はございませんということで通知を行っております。また、不採用の理由につきましては、当時の宮古島市個人情報保護条例第16条第2号に基づき公開をしてございません。

◎友利光徳君

次は、職員の人事についてお尋ねをしますけれども、平成31年3月定例会で私が質問したのがあります。これを総務部長、資料を提供されていますので、どうぞ読んでください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平成31年3月定例会の会議録をいただきました。その中で、部長、課長を含みます管理職の異動につきましては、見識、人物像、経験年数等を踏まえて総合的に判断をしております。原則3年をめぐりして人事異動を行うという方針になってございます。

◎友利光徳君

再質問させてもらいますけれども、この答弁書を見ると宮古島市人事異動基本方針というのがあります。今回の部長昇任とこれと何か関係がありますか、関連性は。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほども答弁しました管理職の異動につきましては原則3年間というのがございますが、今回の異動に関しましては諸事情によるものでありますが、当該職員のこれまでの福祉に関する経験や知識、人物像などを総合的に判断した発令を行っているということでございます。

◎友利光徳君

発令の経緯については一応話は聞いているのでいいんだけど、この見識、人物像について私が知っている範囲のことを説明させてください。環境衛生課勤務の頃、宮古島市環境清掃事業協同組合と宮古島市は令和2年9月9日付の裁判を起こしています。そのときの書類を作成した職員ではないかなと思うけど、これ確認します。どうですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時15分）

再開します。

（再開＝午前11時16分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

私そこら辺を把握しておりませんので、答弁しかねます。

◎友利光徳君

これは、後で本人から聞いてください。

それでは、今の部長は課長にはいつ昇任したんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

当該職員は、令和3年度に課長級である主幹、令和5年度に課長に昇任をしております。

◎友利光徳君

次は、夜間における交通・買物弱者の避難の方法についてですね、5番の。担当部長の持論がありましたら、その担当部長の持論をお願いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

交通弱者等の夜間における避難についてお答えいたします。

夜間における災害の避難においても、独り暮らしの高齢者や障害者で身体的に自立している方や家族等と同居されている方につきましては、近隣住民や親族、事業所スタッフなどの見守りや確認を受けながらお住まいの近くの一般避難所まで避難していただくことになります。災害対策には、自分自身や家族で備える自助、地域で助け合う共助が大切です。地域における避難体制の確立は容易なことではありませんが、今後想定される様々な災害に対し、高齢者や障害者が安心して避難できる体制を構築してまいります。

◎友利光徳君

水道行政について、これは平成17年12月定例会で当時の伊志嶺亮市長の答弁からですが、水道水の塩素イオンの濃度についてお尋ねをします。

◎水道部長（下地貴之君）

①のほうでお答えします。

浄水場の中でも、原水比率の大きい白川田水源でお答えいたします。単位は、1リットル当たりミリグラムとなっております。平成20年73.6ミリグラム、平成25年56.1ミリグラム、平成30年53.5ミリグラム、令和元年52.8ミリグラム、令和5年55.2ミリグラムとなっております。

◎友利光徳君

②番は、原因を台風によるものというふうに当時の水道部長が答弁していますので、②番は省きます。

③番の市の対策についてという問いに対して、防風林の植栽したいというふうに答弁をしていますけども、植栽状況を確認をします。

◎水道部長（下地貴之君）

聞き取りの中で、平成12年12月定例会で防風林については整備の必要があるというふうな答弁があったと思いますが、水道部としてはその防風林については整備しておりません。

◎友利光徳君

農業行政についてお尋ねします。

まずは、新しく会長になりました長濱国博農業委員会会長、おめでとうございます。この長期化していることについて、長い経験からしてどのように持論を持っているのか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農業委員会は、一貫して農地における資材、重機置場、ヤードとしての農地の利用は、農地法及び各種法令に違反しているとの認識に変わりはなく、違反についての対応は会長の変更に左右されるものではありませんので、当然に毅然とした態度で対処すべきものであります。

◎友利光徳君

では、農業委員会会長にお尋ねをしますが、応募したときにその抱負、いわゆる違反農地していることに対してどのように取り組みたいよという抱負がなかったんですね、皆さんはほとんど。全員ですね。なぜ今はこういう答弁をするのに、何でそのときには抱負になかったんですか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農業委員は、農業委員会法に基づき農地利用の最適化を行うことと職務が定められておりますので、私が応募した際には抱負に農地を守りながら地域の農業発展に努めていきたいと記載をさせていただきました。先ほどもお答えしたとおり、平良字松原地区の事案は農地法に背いている以上、当然として対処すべき事項であり、あえて応募の抱負として記載をすべき必要はないため、記載しておりません。

◎友利光徳君

農業委員会会長、今の答弁は少し、あまりよくないのではないですか。その意気込みを見せる、そういうことがあれば、もう少し改善に向けた方法につながるのではないですか。どうですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時25分）

再開します。

（再開＝午前11時26分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

先ほども答弁したとおり、農地利用の最適化を行うことと職務が定められておりますので、私が応募した際には抱負に農地を守りながら地域の農業発展に努めていきたいと記載をさせていただきました。

◎友利光徳君

納得はいかないけれども、次は土地改良区の運営状況についての服務規程で、解職の基準というのが第71条の2になります。読んでください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古土地改良区職員服務規程の第71条、解職の基準は次のとおりとするの2ですね。1項2号ですね。この土地改良区の名義または職務上の地位を利用して金品の收受等私利を営んだときと記載されております。

◎友利光徳君

これ農林水産部長、いつから始まっていますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この宮古土地改良区職員服務規程が施行されたのは、平成2年3月25日から施行するというふうに記載されております。

◎友利光徳君

農林水産部長、ですから、この解職の基準に該当した職員が解職されていますよね。いつこの職員はそういう法に触れるようなことをしたんですかということを聞いているわけさ。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古土地改良区に確認しましたところ、宮古土地改良区職員服務規程違反があったためと、辞めさせた理由ですね。内容については、内部の機密事項であるため、返答できないとのことでございました。

◎友利光徳君

市長にお尋ねします。宮古島市は前副市長を土地改良区の理事長に派遣をする計画しましたよね。今の

理事長の強い反対に押されて実現しませんでした。しかし、私は平成18年から宮古土地改良区の総代をしているので、大体の中身は知っているつもりなんですけども、そのときは市長は事務局長をしていたというふうに私は理解しております。今回の事態について、9,700名の組合員がいます。これに対してこの実情は知らせる必要があるんじゃないですか。市長の見解を伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

内容については、宮古土地改良区のほうに問合せをいただきたいということでございました。

◎友利光徳君

農林水産部長、我々は、宮古島市は補助金を出していますよね。これは調べてちゃんと報告する義務があるんですか。報告するんですか。

（何事か声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時31分）

再開します。

（再開＝午前11時32分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市は、宮古土地改良区に対しまして、施設の維持管理、修繕等に伴う負担金、補助金を出しております。それに関する報告はいただきますが、こういう件に関して報告する条件は付しておりません。

◎友利光徳君

次は、沖縄県農業共済組合についてでありますけども、これ市長、宮古島市で開催する計画はないのかどうか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

沖縄県農業共済組合宮古支所へ総代会を宮古島で開催できないか問い合わせました。総代会に係る経費は、沖縄本島、周辺離島や先島、南北大東島など離島の総代出席に係る旅費や開催経費などがあります。宮古島で総代会の開催となると、総代の旅費はもちろん、役員と事務局職員10名程度の旅費の経費が増えることになります。財務状況を鑑みても、宮古島の開催については非常に難しいとのことでございました。

◎友利光徳君

次は、教育行政についてお伺いをします。

福嶺中学校の後利用についてでありますけども、情報によると何か雨漏りしているような話が聞こえていますけども、個人有地の進捗状況はどうなっているか。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧校舎敷地については、現在敷地内にある個人土地所有者の相続人特定に向け、業務を進めてまいりました。今月末までに相続人を特定し、顧問弁護士と今後の対応について協議を予定しております。

◎友利光徳君

教育部長、頑張ってください。

次は、旧福嶺幼稚園の後利用についてです。校長先生が考えている福嶺モリングプロジェクトというの

がありますね。書類が来ていると思うんだけど、どうですか、進捗状況は。進んでいますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧福嶺幼稚園の後利用につきましては、現在幼稚園廃園となつてございます。市として、現時点で後利用の計画はございませんが、今友利光徳議員おっしゃるように、地域のほうから、学校のほうからも活用したいという声は届いております。その中で、こちらとしましては計画書等を提示していただきながら検討に入っていきたいと思ひます。

◎友利光徳君

旧城辺中学校の体育館が雨漏りしているという情報を聞いたんだけど、学校雨漏りしていますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

体育館の雨漏りにつきましては、所有者である宝塚医療大学職員と現場確認を行ったところ、雨漏りの形跡はありましたけども、どこからの雨漏りか、またどれだけの量が漏れているのか確認できませんでした。

◎友利光徳君

体育館の備品の活用方法についてでありますけども、40周年記念事業のときに宮国哲二会長、根間仙雅校長先生のときに、グランドピアノが2台寄贈されていると思ひます。1台は先嶋建設株式会社の福里一郎先生、それもう一台は丸宮信販株式会社の宮国勲氏からだと思ひんだけど、この2台のピアノを1階のロビーに持ってきて、沖縄県庁や与那原町役場みたいな活用方法考えていないですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

体育館内の備品のピアノについてでございます。ピアノにつきましては、確認したところ、調律済みでございますけども、校舎内に保管されております。学校側に問合せしたところ、市民からの要望があれば使用可能ということですので、学校側と協議してまいりたいと思ひます。

◎友利光徳君

4番は今回飛ばしまして、市内の学校給食の件についてでありますけども、石垣では、お米は年に2度取れます。宮古島では取れません。石垣は、成牛、搾牛は、農業生産法人有限会社伊盛牧場と農業生産法人有限会社マリヤ牧場があります。その下地地域の株式会社宮古アサヒ乳業だったかな、その後マリヤ牧場が譲ってもらったらしいです、情報によると。この同じ成長期の子供であるというふうに理解するんですよね、石垣の子供も、宮古島の子供も。どうですか、こういうのに力を入れるという考えはないですか。というのは、前の教育長に聞いたときに、これ畜産課の仕事だよというふうに何か突っ張ねられた経緯があるんです。ですから、教育委員会と畜産課と共通の立場に立つてこういう問題取り組む方法ないのかなと思ひてこの質問をしています。どうですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

ご質問について、令和5年度学校給食で提供した地元食材の割合といたしまして、牛乳、米、宮古牛とも使用はございませんので、割合はゼロになります。野菜としましては、キュウリ、トウガン等の野菜、パイナップル等の果実、畜産物としては豚肉、水産物としてはアーサなどがありますけども、今おっしゃるとおり、農林水産部のほうと共通認識を持って調整させていただきたいと思ひます。

◎友利光徳君

時間の都合で6番は飛ばしますけども、スポーツ振興についてお尋ねをします。

4月に県の文化観光スポーツ部に行きました。次の2034年の国民スポーツ大会についてですけども、沖縄に特化したトライアスロンやビーチバレー、マリンスポーツ、ビーチサッカーなどがあると。5月にまた行きました。11月の中旬あたりに各首長と担当課を呼んでその話合いをするという情報を得ています。ということで、トライアスロンを私は希望するんですけども、なぜかといったら島全体が元気になるので。市はどういう考えを持っているのか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

2034年の国民スポーツ大会、沖縄県開催の部分でございますが、まず開催予定に相まって本市にも沖縄県より競技会場の調査等の依頼が入っております。どのスポーツ種目を誘致するかということにつきましては市のほうでもまだ何も決まっていない状況ではございますが、市の考えとしましてはこの競技会場の調査等に合わせて2028年度に新総合体育館が供用開始予定となっておりますので、球技、バスケットボールやバレーボール競技など、こういった競技などを、大会開催施設基準に沿った種目を関係団体などと協議をしながら検討していく必要があるかなというふうに考えております。

◎友利光徳君

沖縄に特化したスポーツの話をしたけど、バスケットボールの話をしているね。

次は飛ばしまして、福祉行政についてお尋ねをしますけども、時系列からですけども、この窓口対応についてですけど、1回目に2月1日に行ったときに10時に不在です。16時30分に担当職員から電話がありました。2月4日に行ったら10時に不在でした。13時30分に担当職員から連絡がありました。2回目の応募のときに、これ2月18日は休みになっているけど、これは理解します。2月21日に不在です、午前9時に。これはどのように理解したらよろしいですかね、担当職員として。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

担当職員の窓口対応が適切だったか、その妥当性についてということでお答えをいたします。

指定管理者応募者の公募に当たっては、公募条件を公開し、応募資格に該当する事業者が期限までに応募することとなっております。その応募資料を事業者が提出する過程において担当職員の対応が適切であったかどうかのことですが、通常行うべき範囲内において適切に対応を取っていたとの見解であり、妥当性があつたと考えております。

◎友利光徳君

2番と3番は飛ばしまして、では事業の執行状況。例えば西東婦人会による宮古みそ造りなども入っていたと思うんですけども、これどのような状況となっているのか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在、指定管理者として事業を行っている事業者の事業計画に対する執行状況のことについてお答えいたします。

年間の事業計画に基づき、児童館における遊びの場の提供、子育て支援センターにおける育児相談、親子の交流の場の提供、交流施設におけるイベントなどが開催されており、順調な事業執行、適正な運営がなされていると考えております。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在のご質問に対して資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

◎友利光徳君

福里認定こども園、これ仮称ですけども、取組状況の進捗状況についてお尋ねします。

これ6月20日に福里保育園の園長先生から、定員は40名ですけども、令和5年度は30人、今は20人と。福里第二市営住宅に空き室が多いよということ話を聞きました。それで、令和6年度の城辺小学校の入学生は4名です。幼稚園がなくなった影響が大きく出ています。どのように取り組んでいるのか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

認定こども園の設置については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、沖縄県知事の許可を受ける必要がございます。現在、県より認可申請スケジュールが示されており、7月に認可申請に向けて事前ヒアリングの実施、11月に県へ設置認可・認定申請書を提出、12月に県で認可申請に係る書面審査が行われ、3月に認可認定書などが交付される予定となっております。市では、令和7年4月1日の開園に向け、福里保育園と一緒に申請の準備を進めているところでございます。

◎友利光徳君

9番を先にさせてください。老木、巨木の管理についてでありますけども、これ平成12年12月定例会で、旧城辺町議会で質問しました。そのときの答弁書を少し紹介しながら質問しますけども、友利寛良生涯学習課長は、「調査専門委員会を設置し、調査、選定をし、補助樹として保護の必要があり、早い時期に作業に取り組みたい」と答弁しています。それから、仲間克町長は、重複した答弁になるけども、保護認定については非常に大事な提言だと思うと。前から考えていたけども、まだ手をつけていないと。保護することは行政上非常に大事で、早急に取り組みたいと答弁をしております。

平良市老木、巨木の調査が1991年4月29日に、調査委員長、佐渡山正吉先生が調査を終えています。コメントを紹介すると、「老木、巨木の前に立つと、思わず脱帽したくなるほど神秘的な圧力に心が打たれます」と書かれています。6月10日の旧城辺町西東自治会の松長敏和さんから連絡来まして、西東のほうにデイゴの木が倒れているという情報来しました。確かに圧倒されるような木なんです。幹回りが4.5メートル、高さが11メートル余りであります。6月17日に現場に行きましたら、役員たちが御獄で神事を行って、その切断をしていました。作業をしていました。「文化財を大切にしてください」という立て看板があったけども、認定されていなかったというのがあって、市は関わりを断っているような話ですけども、これ何らかの形で力を貸すことができないのですか。できるか、できないかで結構です。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市の指定樹木等についてです。宮古島市自然環境保全条例第11条第1項第2号の規定により、市民に親しまれてきた樹木または由緒ある樹木で、その地域における良好な自然環境を維持するために保全する

ことが必要と認められる樹木を保全樹として指定すると定められております。保全樹の指定につきましては、自然環境保全審議会により調査、審議された後、指定することとなっております。本市の保全樹は旧平良市時代の平成11年1月に指定されております。また、保全樹の保全につきましては、同条例第26条の規定により、保全樹を伐採または除去してはならない。ただし、通常の管理行為または非常災害のために必要な応急処置として行う行為については、この限りでないと定められております。

◎友利光徳君

質問の要旨と変わった答弁だなと思っています。まあいいでしょう。

次は、平和行政についてお尋ねをします。6月21日、市長の友人から、那覇のほうから電話がかかりまして、宮古テレビの裏側が掃除されていないという連絡がありまして、早速6月22日に行ったらシルバー人材センターの皆さんがやっていました。それと、昨日宮古高校3年生の仲間友佑君が堂々と詩を読んでいた。宮古高校の遠藤美紀夫教頭の話によると、これは沖縄県の誇りであるし、宮古島の誇りであるというお話をしていました。

慰霊の日の式典の見直しについてでありますけれども、2010年、菅直人内閣時代に糸満の平和祈念公園に行きました。偶然にも浦添市勢理客に住んでいる友利出身の友利さんという方と会いまして、あの方たちが、おやじの名前が刻銘されているその前で、家族がみんな集まって、料理を囲んで、酒を飲んだか飲まんか分からんけども、その石碑に水をかけたり、いろいろ掃除をしたりしているのを見ました。それを受けてまして、私は前の政権でもこれを見直してくれないかという質問をしましたけれども、聞いてはくれませんでした。

昨日また城辺小学校の裏に行ったら、花が1把手向けられていました。これは、もちろん家の庭からのハイビスカスでしょう。私も花瓶に花を供えたりしてきたんですけども、どうでしょう、市長。旧伊良部町みたいに慰霊の日の式典が旧城辺町でできませんか。

◎福祉部長（守武 大君）

現在、慰霊の日の式典は、宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式として、平成27年度より市主催として開催しております。市主催で開催する以前は、旧市町村の遺族会を中心に慰霊祭を開催しておりました。しかし、年月の経過による遺族会の方々の減少と高齢化に伴い、各地区での開催が困難であるとの要請を受け、平成27年度より宮古島市が主催となり、合同で開催することになった経緯がありますので、今後も合同での式典の開催を継続したいと思います。

◎友利光徳君

城辺の遺族会の会長は昨日、藤本栄一氏は95歳ぐらいになるんだけど、宮古テレビでインタビューを受けていました。我々城辺地域で、城辺地区地域づくり協議会の会長とこれをやりたいなという話をしてるさなかでありましたので、この「高齢」という言葉は使わないでください。私も高齢です。まだまだ元気です。

城辺地区地域づくり協議会についてお尋ねをしますけれども、まず質問に入る前に、法律の専門家からのアドバイスを受けていますので、これ紹介してから質問に入ります。理事会で選任をし、総会は承認する場所であって、個別承認しても理事会案が通ると。一人でも理事会で承認されたら、理事会案で全て承認されるわけです。代議員の不服がある場合は持ち帰ってもう一度理事会に聞き、理事会で承認案を提出す

ると、そういうふうには指導しています。

今回2度にわたって会長の選挙がされていますよね。この代議員というのは、これ選挙に投票する権利がないらしいです。これ承認するだけらしいです、法律では。今回平成26年から会に関わってきた方が、令和2年度から副会長をやってきた方が会長を務めるということになったんだけど、なぜそれが可能にならなかったかなというのを、3番目から答弁をしてください。城辺地区地域づくり協議会と市の役割と責任について。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

地域づくり協議会は、地域住民が主体的に地域課題の解決や住みよいまちづくりに取り組む地域の自治組織であり、行政の下部組織ではないと認識しております。城辺地区地域づくり協議会は、宮古島市地域づくり支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を申請しており、市は毎年交付しております。交付後に各事業の執行を行い、事業実績報告書、収支決算書、実施した補助事業の成果を確認できる資料を提出し、市がこれを確認するというのがお互いの役割だと認識しております。

◎友利光徳君

文書開示請求、それから公開質問状を出したときに、皆さんは答えられないので、その城辺地区地域づくり協議会で聞きなさいと、そういうことだったよね、ほとんどが。では、城辺地区地域づくり協議会からこれを聞くために、どのようにしたら聞けるのか、それは議会に呼んできて議会で聞くのか、どのような方法があるんですか、教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

友利光徳議員ご指摘の問題については、友利光徳議員を含めた複数の関係者より聞き取りを行いました。直ちに問題があるといった事実は確認できませんでした。この事案はあくまでも協議会の最高議決機関である総会において確認、承認されていると認識しており、市でこの案件にこれ以上の判断ができる立場がなく、疑義がある場合、協議会内もしくは法の下で解決すべき問題だと認識しております。

◎友利光徳君

旧城辺町の地域づくり協議会を議会で質問するというのは、非常に私も恥ずかしいです。不名誉です、これは。しかし、地域づくり協議会の役割というのは非常に大きいです。合併前の町長のような責任があると思うんですよね、地位的に。ですから、これがいろいろ本土からの移住者が会長を務めて、その移住者がまたやりたい人は絶対させないと、希望しているのは。そういうのは地域を分断しているんじゃないかなという気持ちが非常にあってこの質問をしました。非常に城辺の恥を宮古島の人に、みんなに知らせているような感じで非常に残念であるんだけど、市長、市民生活部が関わるできないというのがおかしい。非常に話が間違っていると思いますよ、お互いが。補助金を出しているわけだから。そういうことをさせないで、もう少し監視をしてほしいなということを申し上げて終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

こども家庭局長から答弁漏れがあるそうです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほど友利光徳議員の城辺世代間交流複合施設の指定管理者として行っている事業についてお答えをい

たします。答弁漏れがございました。

指定管理者として行っている事業は、各年度の事業計画に基づいてイベントなどは実施しているところ
です。例えばみそ造りなどについても、今後利用者からの要望、提案があれば積極的に取り組んでまいり
たいと考えております。

◎友利光徳君

指定管理者が西東婦人会とみそ造りをするよという内容があったんですよね。だから、地域からは要望
ではないわけさ。指定を受けている事業所が募るべきではないですか。違うの。違いますか。

◎議長（平良敏夫君）

答弁しますか。

（「答弁……」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

答弁できないということで。

これで……

（「議長、休憩願います」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後零時03分）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時03分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

一般質問最終日、残すところ私を含めて2人となっています。いましばらくお付き合いのほうよろしく
お願いいたします。

一般質問入る前に、昨日6月23日は沖縄の慰霊の日でした。沖縄全戦没者追悼式に岸田総理をはじめ衆
参両議院議長が参加いたしまして、またその中で平和の詩という感じで地元宮古高校の仲間友佐さんが「こ
れから」という詩を朗読して、大変心に響くものがありました。人間の命の貴さ、そして平和の大切さを
改めて思う日になったかなと思っています。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。まず、福祉行政について、午前中の絡み
もあったんで、福祉行政についてお伺いしたいと思います。市立保育所・幼稚園・認定こども園の移行に

ついでですけど、これ私が今質問しているのは城辺幼稚園、福嶺幼稚園、その統合ですけど、午前中の答弁では7月に許可申請を出して、認可が下りるのが3月、というのは来年の4月開園を目指しているという答弁内容だったかなと思いますけど、この開園についてはしっかり日が定まっていないかなと思うんです。そこから答えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

城辺幼稚園と福嶺幼稚園と福里保育園と統合する計画で、令和7年4月1日の開園に向けて準備を進めているところでございます。

◎栗国恒広君

令和7年4月1日開園というんですけど、であれば7月に許可申請をされるということで、今後の流れとしてはこれから住民説明会、保護者説明会ですよね。そういった日程についてはどうお考えですか、お答えください。

（「休憩、お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時33分）

再開します。

（再開＝午後1時34分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

福里保育園の認定こども園化に関しては、令和5年9月と10月に福嶺幼稚園と城辺幼稚園の開園に向けた説明会で1度説明会を行っているところではございます。さらに、今回福里保育園への保護者の説明会の日程ですけれども、これは福里保育園に聞き取りをしたんですが、保育園の入所申込みが始まる10月頃から説明会を行うという回答でございます。

◎栗国恒広君

この保育園の統廃合というのは、やはり佐良浜保育所、佐良浜幼稚園、伊良部認定こども園ですね。それが令和7年に、これ皆さんの大まかな移行スケジュールという感じで、これ令和7年にこのスケジュールどおりいくと統合に向けたいろんな協議をし、しっかり令和8年なら令和8年何月に開所しますよという明確なこのスケジュールがうたわれていないんです。その件に関して、その後これ令和9年には池間、狩俣、西辺、平良北認定こども園、あるいは西城幼稚園等々含めた予定があるんですけど、しっかりした開園の時期が明記されていないんです。その辺についてどうお考えですか。スケジュールですから、大まかなことでいいですから、答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

開園に向けた計画については、移行計画に基づいて実施をするというふうになっております。移行計画にとりましては、移行計画上では移行する時期については社会情勢の変化などを踏まえて随時見直しを行うということ、栗国恒広議員ご指摘のとおり示されているところでございます。西城保育所、西城幼稚園の認定こども園化については、令和8年4月1日を目標としたいと考えております。それと、平良北地区については、令和7年4月1日を目標としたいと考えております。

◎栗国恒広君

やはり皆さんのこのスケジュールを見ると、随時この社会情勢の変化を踏まえてという感じでこのスケジュールにあるんですけど、そういったきちっとした目標設定をしながらしっかり取り組まないと、やはり子供たちの園に関する環境については、非常に、保護者の皆様も情報が欲しいということですので、そこら辺しっかり明記してほしいなと思っております。

続きまして、子供の貧困対策についてですが、沖縄県はもう3人に1人が貧困の世帯だと言われております。そこでお伺いしますが、この貧困解消に向けた関係者あるいは専門家等を交えた対策会議等は行われているのか。あるいは、もしこれからその会議が行われるのであれば、いつ頃をめどにしてこういった会議を開くのか。これ2017年に1回が開かれているのかなと私思うんです。その後この会議についてはどういった経緯なのか、お答えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現場の声をどのように把握して、それをどのように支援しているかというご質問だったかと思うんですが、各居場所とは定期的、これ1か月から2か月ごとではございますが、に定例会を開催したり、随時電話やメールで相談を受け、それぞれの居場所が抱える課題の解決に向けて協議をいたしております。市だけで解決が難しい場合は沖縄県のコーディネーターにも協力をいただき、他自治体の取組も参考にしながら課題解決に努めております。

◎栗国恒広君

コーディネーターを派遣して支援者の指導をやっていくというのは、新聞報道でもあります。ただ、そういった全体会議、関係機関あるいは専門家を交えた会議が今後行う予定があるのか、その辺を聞いているんです。

（「休憩、お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時39分）

再開します。

（再開＝午後1時39分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在、そのスケジュール等の資料を持っていませんので、後ほどお答えいたしたいと思います。

◎栗国恒広君

もう子供の貧困というと、やはり全国的にいろんな社会問題になっているんです。特に沖縄県の貧困率ワースト。そういう意味では、しっかりこの会議が2017年に行われて、その後やはり開催されていないかなと、私はそういうふうに思うんです。子供の貧困というのは、大きな社会問題になっています。その中で、やはり宮古島市本市では若年妊婦の数が年々増えてきているかなという調査結果が出ているんです。ですから、そういった貧困に対しては、子供の居場所等に関わるところへの紹介等々つなぎ役として、今指導員が2人ですか、そういう感じでやっているんですけど、やはりそういった若年層の自立支援という観点から、やはり最終的には本人たちが自立して社会で生活できるようなことを目指していると思うんで、

やはりそこら辺の取組、今後やはり会議がなかったら、これこども家庭局長、こども家庭局という感じで、国もこれを重視しましょうって創設されたと思うんです。ですから、しっかり取り組んでほしいんですけど、その辺の答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

栗国恒広議員ご指摘のとおりだと私も考えております。これから子供の貧困対策等しっかりと充実した支援を行っていききたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

ぜひこども家庭局長、そういった子供の貧困に対する問題、いろんな先ほど言った子ども食堂、学習支援、そして先ほど言ったように若年層の妊婦の件、やはりこれ問題を捉えてしっかり支援してもらえたらなと思っております。

次に、教育行政についてですが、本市でも今年の4月からいよいよ高等教育機関という感じで宝塚医療大学が開校されました。しかしながら、記事を見ると残念ながら日本国籍を持った学生がいなくて、22名がほとんど留学生だという報道を受けました。その件に関して、やはり私たち議会でも高等教育というのはしっかりいろんな感じで、智晴学園をはじめいろんな高等教育の誘致というのをやってきました。やはり本市の学生、高校生、そういったことを考えて、開校したんですけど、なかなか地元の学生が入学していないという状況を踏まえて、今後地元の学生たちが、高校生ですね。どういったこの宝塚医療大学、観光学部ということで地元の観光産業に大きく寄与する学科だと思うんです。そういう意味で、今後の取組としてどのように考えているのか、お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

宝塚医療大学は、令和5年10月に文部科学省の許可を受け、令和6年4月に本市において初の高等教育機関として開校をいたしております。今年度の入学につきましては、外国人新入生21人のうち、入国審査が完了した6人が既に入学手続を終え、学校生活をスタートさせているところです。大学進学を希望する地元高校生や保護者にとって、1年間だけではございますが、島内で学べることは精神的、経済的な負担軽減にもつながるものと期待を寄せているところです。地元学生の受入れについては、30人の枠があると伺っております。

地元の学生が入学していないという点でございます。理由といたしましては、当初令和5年8月に予定しておりました文部科学省認可が令和5年10月にずれ込んだことにより、学生募集について遅れが生じたためと考えております。また、令和7年度においては、現在オープンキャンパス、去る9日、あとは7月、9月も含め新規学生募集を行ってまいります。職員が各学校や公民館を回り、パンフレットの配布やガイダンス等を行っているのと伺っております。

◎栗国恒広君

この高等教育、やはり城辺地区の学校施設を我々議会でも無償譲渡しています、施設を。そういう無償譲渡するのは、やはり地元の学生たちがしっかりこれからこの学校を卒業して、観光産業というリーディング産業である観光分野に大きく羽ばたくという期待感が物すごく大きい教育機関だと思っています。ですから、今回7月と8月に、9月ですか、オープンキャンパスを開いて募集等をやるということですので、しっかりそこら辺を取り組んで地元の学生に周知してもらいたいなと思っております。

次に、農林水産行政についてお伺いしたいと思います。今年度の主な施策で約3,200万円の予算がついて、運搬費を含めると3,900万円ですね。これ製糖工場からの副産物を、資源を活用した有機質肥料を製造し、圃場へ運搬、散布を行うという地域循環型の堆肥製造施設について予算が組まれています。私がつい最近行ったところ、運搬は終わっているんですけど、この施設という自体がまだ目に見えてこないかなと思っています。今後のスケジュールについてお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

堆肥製造施設の今後のスケジュールについてお答えいたします。

狩俣地区で取り組んでおります堆肥製造施設の整備については、令和5年度にて整地作業を終えております。令和6年度においては、堆肥製造に必要な施設建設に向け、現在沖縄県宮古保健所と関係法令について調整を行っております。また、事業を進める中で、狩俣自治会として堆肥の製造、散布を行うためには、ホイールローダーやマニアスプレッダの機械が必要となることから、現在施設整備と並行して施設の規模に適した機械の選定を狩俣自治会と進めているところです。

◎栗国恒広君

ちょっと写真を見せてというか、映りますか。今現在こういう感じでトラッシュとバガスが積まれているんですけど、これ私もよく久松地区でこのバガスとトラッシュと糖蜜を混ぜて、攪拌して、圃場へ散布して2年が過ぎました。結構いい評価が出ているんです。農家が大変喜んでおります。しかし、今回の皆さんの計画している事業が目に見えてこないんです。これから施設を建てる用地も、今これ鉱山跡ですか、こういった感じで土間を打って施設を建てるということですけど、狩俣自治会のほうも本当に困惑しているんですよ、どういったやり方をするのか。私のところにも習いに来ました、久松のところにも。しかし、予算はつきましたけど、これ現実的に目に見えてこないということです。いつ散布するのか。その情報を嗅ぎつけた農家の皆さんが、久松で成功しているんだったらうちでもやろうよということで期待感が大きいんですけど、実体が見えてこない。どの業者とどういう感じで契約をしながら、どの程度の圃場にまき、成果をどういうふうに求めていくか、そこがしっかりしてこないんです。現在では、先ほど見せたところに700万円かけて運搬をしましたということだけなんです。私はその件に関して、市長の思いつきの予算でやっているのかなと思うんです。

農林水産部長は、宮古保健所と調整しながら施設を造るというんですけど、施設というのは箱物を造るんです。目に見えてこない。これ本当にすばらしい事業ですけど、今後やはりしっかりした取組が必要ですけど、農林水産部長、それについて見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

既に沖縄製糖からトラッシュ、バガスについて搬入をしております。今後は、農家の希望に応じて活用を進めていくことになっております。先ほども申しましたが、散布に必要な機械の導入ができておりませんので、散布についてはそれぞれの農家に担っていただくことを現段階では予定をしております。活用する農家につきましては、まず狩俣地区の原料区約100戸のサトウキビの生産農家を対象にスタートし、事業を進める中で周辺地域も含めて堆肥の活用を希望する農家の要望には可能な限り対応していきたいと思っております。本格的な機械の導入について狩俣自治会と今話合いを進めておりますけども、本格的に機械を活用しての散布については、来年の夏植えを目標に取り組んでいるところでございます。なお、

トラッシュ、バガスについてはもう既に狩俣の敷地内にありますので、農家の活用希望に応じて対応することとしております。

◎栗国恒広君

来年の7月の夏、ちょうど1年後に散布をするというんですけど、私言っているように目に見えてこないんですよ、どこが攪拌するのか。ただ、工場から運んで、山積みにして、しっかりそのノウハウを研究してください。これ皆さんが考えているように甘くいきませんよ、これ。3,900万円もの予算が単費でこの事業行われているということです。私事業自体すごくいい事業だと思います。これからの宮古島の農業を支えるためには有機質肥料を作る、これいい事業だと思う。しかし、行政がこういう状態でしたら、これ先が見えません。しっかり取り組んでほしいなと思っています。

続いて、経営コストの削減の地力増進について、持続的な安定生産、ハーベスター事業等の軽油免税についてですが、この質問にも何回か議会で質問しているのです。要はハーベスターあるいはトラクター、農機具で使うこの軽油を、免税軽油を使ってくると。1反当たり32円ぐらい。33円だな。このハーベスター事業者に向うと、やはり経営を圧迫しているのは燃料だと。燃料費と人件費だということなんです。3月定例会で農林水産部長は、もちろん農家の還元もあればそこは行政としても住民票の配布についてはいろいろ検討するということです、これあえて今回質問したのは、今回この経営基盤という感じでハーベスターが下地地区に1台、トラクターが3台、これ県の補助金でやっているんです。補助事業なんです。しかし、農家がこの恩恵を受けていない。ハーベスター事業者はハーベスター事業者なりに、燃料代が高いんだよと、ですからコスト削減なかなか。ですから、燃料費軽油免税を使ったらどうですかということをやっとJAのハーベスター運営協議会にも話しているんですよ、私は。そこは行政としてしっかりこの指揮を執って、陣頭指揮を執って進めるべきだと思うんですけど、農林水産部長、どうですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

軽油免税に係る制度の活用につきまして、宮古地区ハーベスター運営協議会と事務局であるJAさとうきび対策室も交え、意見交換を行いました。ハーベスター運営協議会としましては、制度活用をするに当たっては生産農家の住民票が必要となるため、ハーベスター刈取り料金の低減など、協力する農家への一定の還元は必要になるとの認識がありました。一方で、ハーベスター刈取り料金は、令和4年、令和5年産期に導入以来初となる1トン当たり500円の値上げを行っておりますが、増額を行った背景としましては消費税の増税や人件費及び燃料費の高騰など、様々な要因を踏まえて初めて改定に踏み切ったと伺っております。現在の物価高騰の状況等を踏まえると、軽油免税を活用した場合においても現行の刈取り料金の低減は難しいというハーベスター運営協議会の意見がございました。

◎栗国恒広君

農林水産部長、私はそれ言っていないんです。ハーベスター事業者に免税の軽油使ってくださいと、その取組をしてほしいと言っているんです。そのことが、ハーベスター事業者の今燃料費高騰とおっしゃった事業の軽減負担になると思うんです。それが農家にも跳ね返ってくると思うんです。私はそういうことを言っているんです。しっかり考えてやってください。

時間がないので、次行きたいと思います。下地の竹アラ地区の土地改良区事業で、これまで実施した1工区、2工区、総額を、当初の予定金額とこれまで追加工事を行った金額を教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

栗国恒広議員、これ工事費の総額でよろしいですか、事業費。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

測量試験費等も含めた事業費でいいですか。

（議員の声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

はい、分かりました。竹アラ地区土地改良事業は、令和3年度より工事に着手しております。これまでの事業費、これは測量試験費、補償費等を含みます。令和2年度の事業費は、実施設計費及び換地原案の作成に3,000万円、令和3年度の事業費が1億967万円、令和4年度の事業費が1億7,400万円、令和5年度の事業費が1億6,700万円で、令和5年度までの事業費は4億8,127万円となっております。

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時57分）

再開します。

（再開＝午後1時59分）

◎栗国恒広君

市が1工区と言ったのは、1工区が完了したと上地廣敏議員の答弁にありました。私が言ったのは、これ工事費が加算すると負担金も増えてくると思うんです。負担金の割合も決まっているんです。私3月定例会でも非常に、この負担金についてはまだ工事が完了していないのにすぐに負担金が発生しておるんですよ、これ。ですから、そこは受益者も農家もこれ初めて農作物を作付してからそういった負担金が支払えるような状況になると思うんです。工期が延びました、工事費がかかりました、負担金は増えました、負担金を払ってください、それはその件に関してそういった負担金についてどのように考えているか、そこをお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農家の負担金納付につきましては、3月定例会でも答弁させていただきましたけども、個々の農家の状況に応じて負担金の納付に関する相談、猶予等を受け付けてまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

今の答弁だと負担金に関しては農家の皆さんと相談しながらしっかり取り組んでいくというような答弁かなと思いますが、それでいいですか。

（「はい」の声あり）

◎栗国恒広君

しっかり農家の意向を聞いて、これ3年間も待たされた整備事業ですので、農家としてもやはりこの農家経営に対していろんな弊害が出てきていますので、しっかりそこは農家の皆さんと相談して、負担金の負担分が少しでも軽くなるようにしっかりやってください。

続きまして、漁村再生交付金で整備された久松漁港の用地について。久松漁港にもいろんな、平成5年ですか、整備されて約30年になるんですけど、用途は大体おおよそ4つ、5つの用途になるんですけど、その用途の使用について今後どういう計画あるのか、そこをお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

久松漁港の用途の使用についてでございます。現在、船の水域の場所から船に係留する場所、護岸等ですね。あとは漁具の荷物などを上げ下げする物揚げ場、そして船揚げ場等が整備されております。そういうところは、もう漁業振興の第1種用地としてこの活用に取り組んでまいります。

そして、背後地の漁港環境施設用地、これは漁港環境、この久松漁港の環境整備に向けて、東側のところには多目的広場等、そういうものを整備しているところでございます。

そして、さらに後ろの背後地に当たります漁村再開発施設用地等につきましては、久松漁港が整備されて30年以上利活用が進んでおりませんが、これにつきましては久松漁港周辺集落が整備当時よりも大分変化しております。多くの方が集落内にも移住してきている状況もありますので、本用地の利活用につきましては久松地区の漁業振興につながる活用になるよう、漁業者の皆さんと意見交換をしていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、今おっしゃった漁村再開発施設用地、これもずっと前から言っているんです。私言いました。30年かかっているんです。漁村住宅を造りましょう、農村住宅を造りましょう、一向に目に見えてこないんです。ですから、今後どういった利用があるのかそこをしっかりと、もう30年たっているんですよ、30年。計画は全然されていない。今おっしゃった答弁では、こういった計画あると。しかし、具体的なものがなされていないんです。ですから、地域住民としっかりとどういった方向でやるのか意見交換会をしますと言っていますが、ぜひ今年中にそれをやってください。30年もたっているんですよ、これ。国の会計検査院も、これどうするのという感じで多分いろんな形で行政に来ていると思います。こういったのは久松地区だけではなくて西辺地区もそうです。大浦地区もそうです。狩俣地区も含めて、しっかりそういった支援ができるような取組をしてもらいたいなと思っております。

次に、農業委員会事務局に在職する職員の土地の購入ですけど、3月定例会にも質問しました。購入に当たっては、個人売買ですか、それとも競売に係る入札での土地取得ですか、その辺についてお答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

この件について該当する職員に聞き取り及び関係書類の確認をしたところ、当該農地は沖縄本島在住の親族より譲り受けた農地ということであります。譲受けの経緯としては、職員が農業委員会事務局に在職する約3年前から、地権者から農地の買手を見つけてほしいと農業委員に相談があり、購入者を探していたとのことです。しかし、同農地は岩盤地質で進入路がなく、袋地であったことも要因となり、買手が現れなかったこと、また地権者全てが沖縄本島に在住し、宮古島へ将来的に帰る予定もなく、7名の共有名義の大半が高齢のために早く農地を手放したいとの理由で、親族である職員に対し直接購入の依頼があったことから譲受けをしたということであります。

◎栗国恒広君

分かりました。親族の土地を購入したということですね。

次に、第1種農地の転用許可基準についてですが、皆さんは第1種農地の転用許可について、集落10戸当たりの集落にするとこの距離が30メートルあるいは50メートル離れていっても許可が出るというふうに従っていました。その件に関して、これ写真あります。この農地に関して、これは今約45メートルは離れているんですけど、その許可についてはどういった判断で許可されたのかお伺いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

当該地区は、周辺農地が10ヘクタール以上となり、第1種農地となります。第1種農地では農地転用が原則許可できないとされていますが、例外規定に該当する場合はその限りではありません。この質問の案件につきましては、農地法施行規則第33条第4項に規定された集落接続と呼ばれる例外規定に該当しております。該当する要件としては、10戸以上の家屋が連檐している集落に接続した農地での住宅建築であります。この質問の案件では北側に10戸以上の家屋が連檐している集落であることと、集落までの間隔がその地域の標準的な住宅敷地の1.5軒分以内の距離に収まっており、かつ住宅建築の農地転用であったことから、要件を満たすため許可がされております。

◎栗国恒広君

続きまして、この写真で見ますと、この件についてはどうですか。これは、メートル数は書かれていません。でも、調べたところ100メートル近く離れています。その件に関してどういった申請で許可されたのかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時11分）

再開します。

（再開＝午後2時14分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

沖縄県から宮古島市に権限委譲される前なのか、平成31年度の委譲後なのか分かりませんが、宮古島市農業委員会が権限移譲後に第1種農地で例外規定に該当しない建物を許可したことはありません。また、農地転用は農地区分も含め現在の許可基準に基づいた状況により判断すべきであり、過去に判断された農地区分の固定との考えではありません。

◎栗国恒広君

沖縄県にこの判断が移行されたというような、私からいうと曖昧な答弁なんですよ、これ。これはもう平成になってから建てられているんですよ。そういった感じで農地に関するものは、市民は皆さんの判断に本当にいろんな感じで不平不満持っている方が多くいます。それを指摘して次の質問に行きたいと思えます。

市長の政治姿勢についてですが、来年度の国の沖縄関係予算について市町村との意見交換会がありました。その中で、本市は嘉数登副市長がオンラインで県との意見交換会に臨んだということですが、それについてどういった来年度の国の関係予算、一括交付金あるいはハード面、ソフト面を含めてどういった意見交換されたのかお答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

去る6月6日に行われた令和7年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換会についてですけれども、本市からは一括交付金の確保、医療、教育、防災、環境分野について、事前に全部で12項目の意見を提出させていただきました。意見交換会当日においては、これは各自治体、市町村ですね。3分間という発言の時間がございましたので、市として特に重要と考えている一括交付金の確保、それから防災、そして教育に関する意見を述べさせていただきました。

まず、1点目のその一括交付金の確保についてですけれども、増加する観光需要への対応、それからハード交付金の減少に起因する特に道路工事や公営住宅の整備の遅れに対応するため、必要な額を確保できるようこれは県と市町村が協力して対応していく必要があるというような意見をさせていただきました。

それから、防災についてですけれども、防災情報システム整備事業に係る制度の創設、それから緊急時用備蓄品に対する補助制度の創出について意見を述べております。現防災情報システムは、緊急防災減災事業債、緊防債と言っておりますけれども、これにより整備しましたが、これが令和7年度までの時限措置となっているため、それ以降の防災情報システムの整備事業に係る制度の創出について、それから被災時の備蓄品の確保も重要な課題であり、水や食料、毛布、生理用品等、必要最低限の緊急時用備蓄品の購入に対する補助制度の創出について、国に働きかけていただくよう意見したものです。

最後に、教育分野に関しましては、離島生徒の選手派遣費支援事業についてです。本市は、スポーツ、文化活動として、県内大会や県外大会へ出場する児童生徒に対しまして、保護者負担の軽減と公平な教育機会の享受を目的に、沖縄振興特別推進市町村交付金を活用して航空運賃の半額を補助する選手派遣費支援事業を実施しております。この制度の継続もしくは制度終了後も将来にわたって離島に住む全ての児童生徒の支援に関する制度の創設をしていただくよう意見を述べさせていただきました。

◎栗国恒広君

いわゆる今副市長が言ったのはソフト交付金ですね。そういった意味で、選手派遣費あるいはまた地域消費に関する地域経済循環型システムの構築とか、そういったいろんな事業について意見を交わしたということですけど、今いろいろ国と離島、石垣を含めて、この特定利用空港、あと港湾、今回12候補挙がったんですけど、沖縄本島と石垣だけが2候補だけが挙がったと。その件についての見解は、副市長は今回の予算では公開しませんでした、お答えください。

◎副市長（嘉数 登君）

今回その沖縄振興予算、これ令和7年度要請に向けてどう県と市町村が協力していくかという観点で開かれた会議でしたので、栗国恒広議員ご指摘の特定利用空港・港湾についての意見交換ということではございませんでした。

◎栗国恒広君

その件として、やはり今後そういった県との意見交換はされる予定はありますか。

◎副市長（嘉数 登君）

特定利用空港・港湾については、県というよりもむしろ国のほうでいろいろ意見交換をさせていただいている状況ですので、宮古島市としましては本市に所在する空港は県管理空港ですので、必要に応じて県とも意見交換はしていく必要があるというふうに考えております。

◎栗国恒広君

もちろん国との関係の意見を、県を含めて意見交換になるんですけど、やはり我々離島の空港、今いろいろ騒がれている国民保護の観点からも、やはり空港、港の利用というのは大事なと思いますので、その辺もしっかり県と国と調整してもらえるように……

(議員の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

質問。

◎栗国恒広君

その調整をしっかりしてほしいと思うんですけど、その件に関してお答えください。

◎副市長(嘉数 登君)

これは、市として港湾をどう利活用していくか、やはり港湾は市民生活に直結する港ですので、その民間の利用に支障があってはいけないという観点を持ってしっかりと調整していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

続きまして、水需要に関する適切な対応、長期水需給計画ですが、今年度のこれも大きな主要施策で、1,000万円予算がついています。この長期水需給計画に対しては、多くの議員が今度やはりマスコミ等で報道した2030年にはもう水が足りないのではないかというような報道を受けて、かなりみんな市民も踏まえてやはり不安に思っているんです。そういう意味では、今当局は新たな水源地、伊良部島の上水道を再稼働させるというような答弁もされているんですけど、新たな水道水源を確保するというような答弁もされています。私この質問したのは、昨今のやはり気象条件が大きく響くと思うんです。我々島の面積はもう決まっています。そして、地下水にほとんど頼っています。日照りが続いて、今年は梅雨に700ミリですか、例年の3倍ぐらい降雨量があったという気象台の発表がありました。これ逆もあるんです。そうした場合には、皆さんが今5項目いろんな感じで挙げているんですけど、私が言っているこの海水淡水化、その件に関しては民間事業でもPFIを導入した事業をとという感じで当局にも説明をしております。そういった取組についてどうお考えなのかお答えください。

◎水道部長(下地貴之君)

今年度におきまして、長期水需給計画策定に向けた基本調査検討業務を実施してまいります。業務内容の一つに新たな水源確保の方向性の検討、提案がありまして、その項目の中に海水淡水化設備の導入について実現の可能性を確認することになっております。

(「議長、ちょっと休憩お願いしたい」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午後2時24分)

再開します。

(再開＝午後2時24分)

◎水道部長(下地貴之君)

実現の可能性については確認をしていきますけれども、昨年水道部としても事業提案は受けております。建設資金については民間事業、PFI方式でありますけれども、維持管理につきましては市が委託料として負担するような内容になっております。委託料の総額にもよりますけれども、導入に伴いまして仮に市の負担が増えることで水道料金に影響がある、例えば水道料金を上げていかないといけないとか、そういうことがあってはなりませんので、慎重に精査する必要があると考えております。

◎栗国恒広君

水道部長、宮古島でいろんな開発するホテル関係では、令和4年現在で141件、この希望する水量が4,750立方メートル。これ水があればもっと欲しいと言っているんです。今回私この海水淡水化PFI事業というのは、我々市民の、行政の負担をなくして民間でこの事業を取り組むという事業の案内でして、今水道部長が答弁しているのは、市民負担かかる、行政負担かかるという意味ではないんです。しっかりその事業内容を把握してほしい。これ民間がやろうとしているんです。そして、ホテル側は買いたいと。そういう意向の中でこの民間企業が宮古島の水事業に関して手を挙げてきたことだと私は考えています。ですから、先ほども言ったように、降雨量少なくなって渇水になった場合に、今回沖縄本島でもありました。北谷の海水淡水化施設がフル稼働しました。そういったいろんな状況を考えれば、本市もそういったもう天候に左右されない、海水を淡水に変えるという施設は、私は必要不可欠だと思います。ですから、しっかりそういった市民の水不足に対する、2030年には水不足が発生すると民間でこういったことを言っているんですから、しっかりその辺を取り組んでほしいなと思っています。それについて答弁をお願いします。

◎水道部長（下地貴之君）

水不足懸念されることに対しては、しっかりと伊良部浄水場の再稼働も含めて、あと新水源の開発を含めまして、今の海水淡水化も含めて、今後慎重に対応していきたいと思います。

◎栗国恒広君

しっかり今後の水対策を考えて取り組んでほしいなと思っています。

次に、3番目に、後前竹地区、城辺地域の圃場整備。これはもう入札の件ですけど、市長、市長は今後こういった入札に関して今回のような市長の行為が今後もされると思っていますか、その辺だけを教えてください。

◎市長（座喜味一幸君）

最低制限基準価格を設定することについては、どの程度に設定するのか法令等で定めておりませんので、要領に基づき設定することに問題はありません。価格の設定については、工事担当課が作成した最低制限基準価格ベースに、品質の確保、透明性の確保、物価高騰、地域の離島の事情、建設業界からの要請等を考慮して総合的に判断をしております。

もう少し言わせてもらいますと、全国的に最低制限基準価格を下回る事案があり、品質の担保の面で課題があると考えております。本市において、最低制限価格が種々の係数によって基準価格を下回るような仕組みになっており、品質が担保されないというような現実があります。それをどうしても避けなければならないというふうに考えております。ほかの自治体も含めて、うちの1.0からマイナス、プラスへの係数がありますけれども、この1.2以上を推定する制度等もほかの自治体でももう取り入れられておりますので、その辺はしっかりと点検しながら、基準の見直しも含めてその品質を担保すると、ダンピングを防ぐ

というこの1.0の最低制限基準価格というもの、これを割っては基本的にはいけないというふうには思っておりますので、それより1.0以上担保することについて今後しっかり対応します。

◎栗国恒広君

市長、私聞いているのは、担当部局がしっかり積算を基にして算出してきたことを市長の単独意見で、これ市長、品質がと言うけど、これ法律ですけど、これ要領でやっているんですよね、市長。昔、最低制限価格70%にしたらオミットですと、そういうことを平成25年でこの要領でやっているんです。今回市長がやったことは、しっかり最低制限価格を担保しながら、品質も踏まえながらしっかりやってきたことを市長の単独でこの価格を上げている。それは業者としては、もう積算じっくりやって、受益率も考えてしっかり入札をする。それを市長の一言で、天の一声で、いや、これですよと言う。事業者困りますよ。もう本当に不信感を感じていますよ、この行政。ですから、今後こういったことを市長が単独でやるのかと、私は聞いているんです。

◎市長（座喜味一幸君）

これまでも述べているんですけど、いろいろと私が総合的に評価しているという背景には、入札におけるいろんな苦情だとか情報が入ってくる。場合によったらダンピングの話があったり、その予定価格が事前に漏れていないかとかといういろんな話等もあるんです。でも、その中で今までやってきた今の仕組みというものが、最低制限基準価格というものを下回るような落札が大変出ているということは、本来行政としては品質の担保を自ら損ねているような部分がある。そういう意味においては、今回いろんな総合的な判断をしたんだけど、具体的にはその要領の部分でそういうことがないような仕組みを今検討に入っているところです。

◎栗国恒広君

皆さんが渡したこの事務要領、これ変えていく必要がありますね。本当に困りますよ、こういった入札は。本当にこれ強く指摘しておきます。

時間がないので、次行きたいと思います。無電柱化事業、その前に六次化。先ほど産業振興局長答弁したんですけど、学校給食に令和8年度までに25%地元産を使うという目標の中で現在23%達成されているという答弁がありました。私は、この件に関してはすごく褒めてあげたいなと思っています。しっかり目標を持って、当初から地産地消という感じで、地元産の野菜等品目をしっかり学校給食にそろえているのは、目標が達成されつつあるかなということでやはり皆さんに、というのはしっかり目標を持って、それに向けてやはり取り組むという姿勢が大事なかなと思っています。ぜひ目標達成まであと2%ですか、頑張してほしいなと思います。

それに併せて、今回地産地消という感じでいろんな補助金が出ています。冷蔵庫を購入等と、あと真空装置ですか、いろんな補助金があるけど、これ1,000万円で、市長、1,000万円でこうやって地産地消伸びません。それこそ一括交付金を導入してもっとダイナミックなことやらないとこれ伸びません。そのために、上野の庁舎耐力度調査も、一般財源で400万円ぐらいかけて耐力度調査をして、施設はオーケーです。これやり方が、もう言葉悪いけど、へばいです。これでは市長が考える地産地消は、私は伸びないと思います。1社当たり200万円です。真空装置を買ったら冷蔵庫は買うことはできません。1,000万円で10社ぐらい応募が来ています。市長には予算執行権があります。もっとダイナミックな市長が掲げるそれを、政

策をぜひ示してほしいなと思っています。その件に関して、市長、答弁ありますか。

◎市長（座喜味一幸君）

六次産業化に向けて、産業振興局一生懸命、学校給食をはじめとして漁業協同組合の水産物、農水産物等の島内需給の向上に向けております。栗国恒広議員おっしゃるように、思い切って私も六次産業、第1次産業、やはり加工産業、流通を含めて、ほかの産業含めて一体的な取組というのはお互いが共通として認識できる状態になっておりますので、ぜひこれこそはというような提案がありましたら知恵をいただければというふうに思っております。まず、今やっている作業をこつこつというふうに見えるかもしれませんが、しっかりと漏れ経済の大きな対策として具体的な成果を出していきたいと思います。

◎栗国恒広君

熱い答弁ですけど、私あんまり期待していないんですけど。

続いて、無電柱化事業についてですが、私がここで質問したいのはやはり中央縦線。これ緊急自動車の通行にも関わる路線です。その点でこの無電柱化が進んでいないのかなと思います。これ10年計画でやるというんですけど、それこそ副市長、一括交付金ですよ。災害に、防災に強いまちづくり、それをどおんと導入して、これ10年ではなく3年ぐらいでやるようなスピードを持ってこないと、今の本市の宮古島の防災体制は本当にいろんな形で危惧されると思うんです。建設部長、その辺についてお答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市では、宮古島市無電柱化推進計画に基づき無電柱化事業を推進しています。緊急輸送道路における整備を先行し、その後は無電柱化されている国道、県道に接続する路線を整備していくことでより効果が発揮されるものと考えております。宮古島市は、無電柱化事業の先進的な地域として内閣府に認識されており、今後も積極的に事業を進めていく予定でございます。また、一般的に無電柱化事業は、400メートルの工事を完了するに約7年はかかるとされております。事業費においても、1キロメートル当たり3.5億円と多くの予算が必要となることから、国内の無電柱化が進まない要因ともなっております。これらの課題に対応しながら、早期に整備が完了するように努めてまいります。

◎栗国恒広君

メートル数400メートルぐらいある、これだけかけて。今の土木の技術ではかなうんですよ、これ。ですから、そこら辺もしっかり取り組んで、早急にそういった整備をしてください。

もう時間です。最後に、下地島空港跡地利用についてですが、県からこういった意見が出ているか、そこだけお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

下地島空港の周辺用地の明渡しについてということです。今年度につきましては、ちょっと読み上げましょう。これまで下地島空港の周辺利活用としまして、第1期事業、第2期事業について行われてきているところです。現在、県の第3期事業でありますので、令和7年3月末の延長が明渡しのほうはなっているところであります。利活用事業に係る説明会及び農家の耕作継続意向の調査等は、8月に予定をしております。現在、実施に向けて準備に取り組んでいるということです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほどの子供貧困対策事業についての専門家会議についてでございます。

栗国恒広議員ご指摘の会議は、2017年11月に県主催により、宮古島市の子どもの貧困を考える沖縄子どもの未来県民会議地域円卓会議が開催されております。宮古島市の子供の貧困に対して、地域、学校、居場所と連携して何ができるかについて、連携協議がされております。本市は、子供の貧困対策事業については、これまで市の子ども・子育て支援事業計画の策定に伴い、宮古島市子ども・子育て会議で子供の貧困対策への施策については協議してきました。今後も国のこども大綱や県のこども計画などを勘案しながら、子ども・子育て会議等で支援策の協議を行ってまいります。

◎栗国恒広君

分かりました。これで栗国恒広の6月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

私も、質問前に2点ほど私見を述べたいと思います。

今定例会多くの議員の皆さんが取り上げておりましたが、大雨の被害の災害対策について、今回防災減災事業導入を検討ということで、これ検討ですか。導入ではないですか。今回、池城健議員、平良中学校周辺の被害対策について、東仲荷川取雨水幹線後に続く事業を今年度中に行う計画、環境衛生局長から答弁ありました。何十か所もあるんですね。でも、こういうふうには持続可能な対応、対策ができるということは、次からは多分この路線の苦情はありませんよね。伊良部島大橋の根元等もありまして、除草作業とかいろんな話もありましたが、菊之露前の事業がありまして、今やっておりますよね。建設部長に、ああ、よくやったと言いましたら、いや、あれ県の事業ですと言うから、えっ、これいつ、向こうが東環状線ということで宮古島市が整備したんですね。県道と市道を入れ替えてということで、今は一応、漲水整備前から一部変更して県道ということで、ずっとこの間、もう十何年もちょっと雨が降ると、一番底になっているんですけど、上のほうから、漲水のほうからも、いろんな地域からも雨水がオーバーフローして、あの地域に流れるんです。昔は畑がいっぱいあったときにものんでいたんですが、今はもうコンクリートとか歩道とかになって、浸透されずに今日まで至っております。有限会社富建と漢那アルミ工業ですか、あの間を排水まで、同じ東仲荷川取雨水幹線事業をするんですかね、環境衛生局長、あれ多分。

（何事か声あり）

◎山里雅彦君

そうですね。そこを布設して直接流すということで、本当にもうすごい事業だなというふうに思っております。先ほど上里樹議員も災害補助事業のメニュー等の話をしておりましたが、国土交通省にも意外と高率補助の事業メニューあるんです。社会資本整備総合交付金事業ですか、ありました。道路関係も下水関係も都市関係も結構あります。対応できる事業のメニューはあると思うんです。その辺はしっかり対応していただきたいというふうに思っております。毎回雨が降るたびにこういう状況が続くと、そのほかにそういった市民に対するいろんなニーズとかもあると思いますので、あんまり長引くとあれかなというふうに思っております。

もう一点目、先ほど栗国恒広議員も話をしておりましたが、この新聞にも26社中25社失格ということであります。失格の業者からも異議申立書が提出されたり、市に対する不平不満、不信感があるということ

がありました。市長は、担当課が示した算定基準について、品質確保を実現できるよう基準額を設定したということであります。市長、それ分かるんです。そうしたら、市長、1つだけ。これから業者の皆さんは、市長から品質の担保実現のためということでもありますので、これからはいわゆる最低制限価格の上限枠みたいな形で、感覚で入札参加を準備してもいいですかということです。これやると談合になりますが、まあそんな形ですよね、今市長の言い方では。最低価格では品質確保できないから、栗国恒広議員の答弁ありましたが、できないから上限を上げて品質を担保したいと。あれは業者の状況にもよるんです。人員とかいろんなあれにもよるんです。ただ、みんな一律で同じ作業したら、事業したら同じ成果があると。企業努力もあるんですよね、市長。その辺は市長が一番分かると思いますが、市長の総合的な判断あまり基準が分からないということで、皆さんからは5つの最低基準価格の査定項目あるので、その辺どこを直せば、どこがどのように変えたのか、変わったのかというのを聞いているんですが、市長は品質確保がメインだということの話でありました。市長、一般競争入札、電子入札というのは、言っているように公平公正に……

(何事か声あり)

◎山里雅彦君

いやいや、違います、違います。私見をあと30秒だけ。市長の最近の総合的な判断というより、いつも空振りというか、空回りするんです。前回の農業委員会委員の皆さんの選定についても、総合的な判断ということで……

(何事か声あり)

◎山里雅彦君

はい、変更しました。また、今回もこの電子入札、先ほど話そうとしていたんですが、不信感抱かず平等でいこうというのが電子入札のあれだと思っていたんですが、今度逆に不信感を招いているんです。そういう意味では、しっかりと招かないように対応していただきたいと思っております。

では、あんまりこれだけ言うとなあれですので、質問に移りたいと思います。質問に入ります。まず、市政運営について。宮古島市出張所設置条例の一部改正について。上野出張所設置に係る条例の撤回理由については、質問初日に我如古三雄議員にも答弁がありました。確認しながら取り上げていきますので、まず答弁をいただきたいと思います。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

上野出張所の移転につきましては、センターへの配置と移転した際のメリット、デメリットを複数回において庁内で協議、検討を重ねてまいりました。その中で、どうしても配置計画から出張所の利用者と入居事業者のスペースが重複してしまい、不都合が生じる可能性があり、利便性などに支障が出るのではないかと考えから移転との考えを説明してまいりました。しかし、その課題については、6月6日の意見交換会において地域の皆様から問題なしとのご意見を頂戴いたしましたので、その内容を尊重し、上野出張所を現所在地へ配置するという方針の決定と同時に、継続審査中の議案についても撤回との最終的な結論に至った次第でございます。

◎山里雅彦君

ではまず、現在の上野出張所、市民の利用頻度といいますか、1日の利用者数とその出張所の職員数を

教えていただけますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和5年度でお答えします。上野出張所利用人数は、1日平均5.8人が利用している状況です。次に、各出張所の配置人数はそれぞれ3名体制となっており、現在上野出張所、城辺出張所については副主幹が1名、職員が1名、会計年度任用職員が1名。下地出張所については、副主幹が1名、再任用職員が1名、会計年度任用職員が1名。伊良部出張所については、補佐1名、職員1名、会計年度任用職員が1名それぞれ配置しております。

◎山里雅彦君

利用者5.8人ですか。少ないですね。今回の件で、今度の出張所の維持管理等について、いい機会と私は思っております。方向性を示す、見直す機会ではと思っておりますが、当局の見解を聞かせてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

出張所の在り方については、現在の旧町村部にはコンビニがない地域もあって、コンビニ交付ができないという状況もあって、今後出張所の業務に関わる関係部署とも協議をしていくとともに、デジタル化の推進等の状況も踏まえて判断していくものと考えております。

◎山里雅彦君

減の要因は、やはりコンビニ等でも対応できるということで、こうした意味ではやはり今後こういうふうに利用頻度といいますか、ことによって維持管理費等も考える時期に来ているのではないかと思います。

最後に1つだけ、市長、この総合庁舎を造るときにも分庁舎方式を望む声が数多くありました。しかしながら、職員の庁舎間の移動とか市民の利便性、市民サービスを考えるとどうしても造ろうということで、ある意味政治判断も行われたんです。と思っております。今回のこの出張所の撤回の件についても、多くの議員の皆さんからも、職員に任せただけ、準備不足だとか、対応不足の声数多く上がっております。やはりこういうことに関してはトップセールス等が私は必要だと思っておりますが、市長、どうだったのか、少しこの辺答弁できればお願いします。

◎市長（座喜味一幸君）

まず、基本的にもう上程した条例議案を撤回するという事は、これはもう申し訳ない。これはもう言い訳が利かないと思っておりますから、その辺はおわび申し上げたいと思います。私もこの出張所を公民館に移すという話にあって、直接に現場で見て、公民館の周辺、それからもちろん上野庁舎、それからちょっとならば、各地域で何名かの皆さんとは話をさせてもらいましたが、思いのほか地域の人に話が下りていないなという感じはしたが、まあ基本的には公民館に人がいっぱい集まるんだからいいのではないかなという感触が多かったかなと思って、私もやや安心をしておりました。ただ、今回の市庁舎の移転をそのまま、移転できなかったということにおいては、聞いてみるとこの上野庁舎周辺結構土地もありながら、その庁舎を産業振興センターとしての生かし方、それから周辺も含めての活用というものをトータルとして進めていかないといかんではないのか、ここがにぎわいの拠点となるならばというような、やはり基本的にはその辺が課題があったかなというふうに思っておりますから、その辺をぜひともそういう地域の声をどんどんと吸い上げて反映していくというようなやはり我々市の仕組みづくりといえますか、そういうことをしていかなといかんなという今回は反省をしながら、しっかりと将来の5年、

10年の地域のビジョンも示しながら協力を得ていくというのが一番大事な事かなという反省を含めて、しっかりとその辺を取り組んでまいります。

◎山里雅彦君

時間あまり使わないで、さっといきたいと思いますので、答弁もさっとお願ひしたいと。市長、私も最初聞いたときは大賛成でありました。理由は、さっき言ったように、地域のこれからの将来的なものといひますか、ではいいのかなと思っております。しかしながら、我如古三雄議員が言うように、上野庁舎に窓口があるうちはしっかりと対応していただきたい、これも一つの案なんです。そういう意味では、今度方向性示すというのは、例えば今コンビニ等の話もありましたが、1日何人ぐらひの利用者の皆さんになればこうしましょう、ああしましょうって案を出すことによって必然的にその理解が私深まると思うんです。ぜひそういったことを含めてやっていただきたいと思っております。

次に移ります。次は、財政について。令和4年度に改定した長期財政ビジョンにおける令和5年度の試算と令和5年度決算について8項目出しましたが、項目によっては県の最終的な確認が7月末になるということで、それは8項目について割愛します。

2番目です。長期財政ビジョンでの令和6年度の試算額と令和6年度当初予算における財政調整基金繰入金比較について。①です。長期財政ビジョンでは、令和6年度の試算額は2億3,000万円。これですね、財政ビジョンの中で。の歳入不足となり、財政調整基金からの繰入れが必要となる見込みですが、令和6年度当初予算では11億6,000万円計上となっています。また、試算では財政調整基金の残高は今後の財政指標においても50億円程度の確保は必要と考えられるとしていますが、令和12年度、この事業の最終年度では財政調整基金残高が約32億円となっているんです。今後の財政指標へのこの32億円の影響について、どうなるのか少し聞かせてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年度の長期財政ビジョンでの試算額と当初予算での比較についてご説明いたします。

今、山里雅彦議員から数字の根拠がございました。長期財政ビジョンでは、令和6年度の財政調整基金繰入金は2億3,000万円としておりましたが、令和6年度当初予算では約11億6,000万円の取崩し予算を計上しており、約9億3,000万円の差額、誤差となっております。誤差の主な理由としまして、当初予算における普通交付税を計画値より約8億円減、物件費を計画値より約4億円増としたことが主な理由となっております。

今後の財政指標の影響としましては、令和4年度に改定しました長期財政ビジョンにおきまして、令和12年度の財政調整基金の残高は32億6,900万円と試算しておりますが、その時点における実質公債費比率及び将来負担比率の財政指標の数字の試算につきましては、実質公債費比率が8.2、将来負担比率が50.3としております。この試算数値はそれぞれ財政健全化における基準値の範囲内ではありますが、財政調整基金の残高につきましては可能な限り高い水準を保つことが重要であるため、今後も適正な予算編成に努めてまいります。

◎山里雅彦君

聞けば聞くほど財政調整基金の残高は必要ですね。

そういう意味で、次、3番目に行きます。今後の予算編成においても収支不足が見込まれると思ひます

が、財政調整基金の残高が減少している中で、今後収支不足に対してどのような対策というか、講じていくのか、少し考え聞かせてください。よろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

財政調整基金の残高が減少した中での対策等についてお答えいたします。

山里雅彦議員ご指摘のとおり、今後の収支不足につきましては長期財政ビジョンにて令和12年度まで収支不足が生じると見込んでおり、その不足額は財政調整基金の取崩しにて対応を予定しているところでございます。そのため、予算編成においては、各種施策の効果的、効率的な事務事業執行の推進を図りつつ、一方では収支不足の抑制を重要な課題であると認識しているところでございます。具体的な予算編成における収支不足の対策としましては、令和6年度当初予算編成方針にも盛り込んでおり、宮古島市公共施設等総合管理計画に沿った施設の統廃合も含めた施設の整備、管理、運営を図りつつ、各種財源の確保に向けた取組等を推進し、健全な財政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

総務部長、最後のほうに、この長期財政ビジョンの中でも書かれておりますね、市税をはじめとする自主財源の確保必要だということ。我如古三雄議員が伊良部屋外運動施設のネーミングライツ等の話もありました。新しくできる総合体育館の話もありました。そういう意味では、細かいところからでもいいですから、しっかりと対応していただきたいというふうに思っておりますが、この財政調整基金これまでなぜ積み上げてきたかというのは、普通交付税の合併算定替えが主な要因だったというふうに思っております。そういう意味では厳しいかもしれませんが、あまり取崩しばかりでなく、新たに別のついでいいですか、財源等を生み出す方法を模索してもいいんじゃないかというふうに思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。答弁は要りません。

次に移ります。農業振興について。圃場整備事業・西原第4地区整備事業についてあります。まず、事業の現在の進捗状況聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西原第4地区の事業の進捗状況についてお答えいたします。

西原第4地区は、県営圃場整備事業として令和3年度に採択され、地区面積57.3ヘクタール、総事業費約26億円で現在工事を実施中です。令和5年度までの進捗状況ですけれども、地区面積57.3ヘクタールに対し23.5ヘクタールが整備済みとなっており、面積ベースで41%の進捗率となっております。

◎山里雅彦君

次に、今年度、令和6年度のこの事業の取組について聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度の取組です。令和6年度の当初予算は1億4,000万円で、6月に工事1件を発注済みとのことです。工事面積は、1.1ヘクタールを実施する予定とのことです。今後の発注予定は補正予算等での対応となり、発注時期は年明けになる見込みとのことです。

◎山里雅彦君

次に、県の農業振興における過去5年間の本市事業予算の推移について聞かせてください。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

過去5年間の宮古島市における県営及び団体営の基盤整備事業関連の予算の推移です。まず、令和2年度が49億6,657万円、令和3年度が45億4,921万円、令和4年度が30億7,508万円、令和5年度が22億8,640万円、令和6年度は19億5,969万円となっております。

◎山里雅彦君

かなりの宮古島関係、県の農業関係予算減であります。まず、市長、この予算減についてこの状況を知っていました。イエスカノーでいいです。

◎市長（座喜味一幸君）

宮古島における農業基盤整備事業は、沖縄県の補助事業を含めてしっかりと確保されているものというふうに思っております。それに地下ダム関連の国営事業もしっかり担保されているというふうに思っておりますが、近年宮古地域の予算が減少傾向にあるということ、これはチェックをして取り組まないといけないと思います。特に伊良部島での新規事業がさほど来ていないというようなこと等も聞いておりますので、圃場整備、畑かんも含めて農業基盤整備の予算確保をもう一度しっかりと取り組んでいきます。

◎山里雅彦君

幾つかありますが、まず西原第4地区の整備について質問しますが、これまで2年間23.5町歩でありました。今回令和6年度は、農林水産部長答弁では1億4,000万円で1.1ヘクタール。これまで11町歩平均でやっていたのが、10分の1の予算で10分の1の事業なんです。来年、再来年には予算がついて整備するもんだと思っていた農家の皆さんは、今畑を放置してあるんです。市長、この状況はあってはならないです。これからも、先ほど佐良浜地区、伊良部地区の話をしましたが、平良和彦議員の地元、比嘉地区のほうでも30町ですか、40町、今始まろうとしている。今、同意書を取っている最中ということであります。やはり需要が減っているからといって予算が減っては駄目です。事業あるうちはしっかりとここまではやりましょうという形の予算の取り方しないと、お願いしないと駄目です。事業が減ってきているからといって事業費を減らしてやみくもに延ばすというのは、これはもうあってはならないことだと私は思っていますので、本当にこういうときにこそトップセールスなんです。総合的に判断してください。大変ですよ、農家の皆さんが。農家の皆さんは収入が入らない状況になるんです。それを思うとやはりしっかりと対策する、予算関係でも。県の事業をやっても市長がトップになって。今回の予算は少ないです。こういう数字はしっかりと把握して予算を要求する、これ大事だと思うんですよ、市長。

（「もっと言え」の声あり）

◎山里雅彦君

もっと言えという声もありましたが、その点について一言、今後の予算要求はどう考えるか、市長、ちょっと。

◎市長（座喜味一幸君）

農業経営基盤整備事業、エネルギー事業、国営の地下ダム事業の予算確保、それから県のあれ40ヘクタール以上になっているかな、今。大規模な圃場整備、畑かんと、あるいは市団体事業、そういうのを含めていま一度しっかりと予算確保に向けて頑張っていきたいと思います。

◎山里雅彦君

5年前が49億円余、約50億円ですね。今年が19億円。もう惨たんたるものです。そういう意味では、市長はもう言いましたから、ぜひ県と連携して、多分みんな予算が来ない理由はある程度分かっているのではないかと思います。しっかりとこの宮古島の市長として県にも国にも要望、要請はしたほうがいいのかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

次に移ります。水産行政について、水産振興費補助事業904万円について。委員会質疑でもありましたが、少し確認しながら取り上げますので、内容についてまず聞かせてください。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産振興費補助事業の内容についてでございます。水産振興補助事業として、今回の補正予算で904万円を計上しております。この事業は、宮古島漁業協同組合を通しまして、モズク網の購入支援として640万円、冷凍飼料購入支援として264万円の補助事業を実施するものでございます。昨今の物価高騰等の影響により、漁業者、特に新規漁業者においては、網の買換えやまき餌の購入など必要経費に対する漁業者負担が増大しております。そのため、本事業の実施によりこれらの課題解決を図り、漁業者所得向上とさらなる生産意欲につなげたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

次に、今回の補助メニュー、補助事業といえますか、次年度以降の対応、今後の予定を聞かせてください。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本事業の次年度以降の対応でございます。本事業は、計画期間を今年から、令和6年度から令和8年度までの3か年間として実施してまいる予定でございます。令和8年度には宮古島市水産振興基本計画の中間見直しと併せて本事業の効果、検証、分析を行うとともに、その他の既存事業についても効果発現の検証を行ってまいります。

◎山里雅彦君

農林水産部長、1点だけ。今回のこの事業補正、なぜ伊良部、池間はなくして宮古島漁業協同組合のみの事業なのか、この辺短めに説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回、宮古島漁業協同組合への支援となっておりますけれども、伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合への支援につきましては当初予算で予算を計上しております。伊良部漁業協同組合につきましては、宮古島市水産振興補助金として463万円、さらに漁業再生支援交付金事業、サメの駆除とか魚食の普及などこれに464万円で、作業用保管庫、燃油高騰、施設建て替えに伴う設計費用等で477万5,000円の予算を計上しています。

池間漁業協同組合に関しましては、水産物普及対策事業といたしまして、鮮魚の販路拡大事業として94万5,000円、そして漁業再生支援資金、サメの駆除ですね。これに関して……

（「議長、休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時15分）

再開します。

(再開＝午後 3 時15分)

◎農林水産部長（石川博幸君）

今回、宮古島漁業協同組合、モズクの網に、令和 5 年度産で異物混入による返品が25トンございました。モズク漁師が58名から63名と増加しております。ただ、若い漁業者は新規に網の購入等ができずに、古い網を使っている状況がありまして、そういう品質悪化、出荷品質の悪化が懸念されております。また、この餌につきまして、近年海面漁業の資源減少に、水揚げの減少が続いておりまして、大量の魚を取ることが難しく、運ぶ、持っていく餌の量を減らさざるを得ない状況がありました。前の操業で使った古い餌を使い回すことなどがあることから、今回宮古島漁業協同組合の要望によりまして、要請によりましてこれらの支援を実施することにしております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、私も漁師の皆さんに話を聞く機会が何回かありました。この新品の網だと大体 5 年はスムーズに、丈夫に使用できるそうであります。その後農林水産部長が言うように糸くず等が発生しやすい状況にもあるのかなというふうな話ありました。農林水産部長が言ったように25トンの返品があると、そういうことがあるともう本当に漁師にとっては死活問題ですよね。今回のモズクの補助事業しっかり対応していただきたいと思います。それから、使用済みの網の処分事業についてもしっかり対応していただきたいというふうに思って次に移ります。

教育行政について。西辺中学校校舎改築についてであります。本事業については、令和 5 年中に本契約が完了しないことから、再度令和 7 年度分の債務負担行為設定やらなければ契約できないということで、去る 3 月定例会でしたか、再度債務負担行為を補正追加しました。現在の進捗状況聞かせてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

西辺中学校校舎改築工事については、本定例会において請負契約について議案上程をしているところでございます。本議会で承認をいただいた後、建設工事に着手し、令和 7 年 7 月31日の完成を目指しております。現在は、仮設校舎を利用しております。

◎山里雅彦君

この点について 1 点だけ。校舎の供用開始時期、教えていただけますか。

◎教育部長（砂川 勤君）

完成が 7 月31日に設定しているということで、8 月、夏休み中に引っ越しを行いまして、2 学期からは供用開始をしたいと、そのように考えております。

◎山里雅彦君

次の 2 番は割愛します。

次に、3 番目、運動場整備について。運動場の再整備について、保護者、地域、先生方から声が出ました。再整備について、水はけのよい使い勝手のいいグラウンド、運動場を整備したいとの声がありました。それについて考え聞かせてください。よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校施設は、公立学校施設整備事業長期計画に基づき整備を行います。西辺中学校の運動場についての

計画は現在ございません。整備する際に補助メニューを活用する場合、体育学習に支障が出る、不具合が発生するなど確認作業が必要になると考えますので、学校側への聞き取りなどを行ってまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

なぜこれを質問したかという、東側にプールがあったんです。もう解体が終了しました。スペースが空いているんです。プールについてはまたいろんなのがありますが、このプールがあったところが空いております。運動場整備をしっかりとしてほしいという校長先生はじめ保護者の皆さんの声がありました。今水はけが悪い。ちょっと雨が降ると運動会等も、去年もありましたが、運動会で保護者は6時頃から来て、2時間ぐらい作業して、その後臨みました。やはり毎回雨が降るとそういう状況なんです。しっかりと運動場整備も、運動場の端っこに今仮校舎があつて運動場使えない状況であります、しっかりとこの対応をしていただきたいというふうに思っております。これ今後またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、道路行政について。県道83号保良西里線、狩俣線であります、前回早急な整備が図れるよう県に要請等を行っていきたい旨の答弁がありました。保良西里線の未整備区間の現在の進捗状況について聞かせてください。よろしくお願ひします。

◎建設部長（川平陽一君）

道路管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、現在同箇所歩道等を整備する計画はございませんが、管内土木施設を整備するに当たり、必要性、優先度、予算の措置状況等を踏まえ検討してまいりますとの回答を得ております。

◎山里雅彦君

何回目かな、この答弁。つい最近も海人祭の2日ぐらい前でしたか、私も近くに畑がありますから、いと地域の皆さんが来て、自分もぶつかりそうになったという話をしておりました。ちょっと段差があったりして、副市長見て分かると思うんですが、危険な状況もあります。分かるんですよ、県の優先順位とかなんとかは。もう少し建設的な議論しましょう。単費でもやってくださいという思いで言わなきゃ駄目ですよ、県にも。我々はどうしても必要な箇所は、本定例会もあります、やっています。できなければ私たちがやりますからぐらいの覚悟を持って市長、副市長やらないと駄目です。上地堅司議員にもありましたよ。もう何で県はいつまで、3年以上上っているのにやらないかと。当然です。言ってもやらないということは、本市がやる気がないからと私は思っているんですよ。我々の行政区域ですから、県道であっても。そういうことなんです。だから、本気度を出さないと、一つ一つやらないといかになもんかと思うんですが、最後に1点だけ、副市長、ちょっと。

◎副市長（嘉数 登君）

当該箇所の早急な整備については市としても非常に大事だというふうに認識しておりまして、ただ県からの回答というのはハード交付金が減額されたことの影響だということはあるけれども、ハード交付金は当初予算ベースで減額が続いていたとしても、例えば令和5年度は補正予算で39億円の増額の措置がありました。それから、ハード交付金以外でも、防災・減災、国土強靱化関連予算でも132億円の予算がありますので、例えば市からの提案としてはそういった補正予算を活用しての措置はどうかということですか、当初予算ではどうしても全体的なオールジャパンでの枠の中で厳しいのであれば補正予算で何とか

措置してくれないかというような強い働きかけが必要だというふうに認識しておりまして、引き続き県、それから必要に応じて国のほうにも要望してまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

力強いといいますか、答弁ありがとうございます。次回以降私と上地堅司議員がこの件についてあまり質問がないようにご対応よろしく願いしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程が全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後 3 時25分）

令和 6 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 25 日 (火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第7号

令和6年6月25日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第 26 号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について	（委員長報告）
〃 第 2	〃 第 48 号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第 44 号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第 45 号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第 46 号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第 47 号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第 49 号	西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第 50 号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第 51 号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第 10	〃 第 52 号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第 11	〃 第 53 号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	（ 〃 ）
〃 第 12	陳情書第 2 号	国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める陳情書	（ 〃 ）
〃 第 13	〃 第 3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	（ 〃 ）
〃 第 14	請願書第 2 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書	（ 〃 ）
〃 第 15	意見書案第 5 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	（文教社会委員会提出）
〃 第 16	〃 第 6 号	新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書	（議員提出）
〃 第 17	派遣第 1 号	議員の派遣について	

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和6年6月25日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会
委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第26号	宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について	原案可決
議案 第44号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	〃
議案 第51号	財産の取得について	〃
議案 第52号	財産の取得について	〃

※ 議案第26号は、令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）からの継続審査事件

令和6年6月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第45号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第47号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃
議案 第49号	西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について	〃
議案 第50号	財産の取得について	〃
議案 第53号	沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃

◎議案第45号

議案第45号について、「日本の誇りというべき皆保険制度、保険を事実上申請主義に基づいて自己責任になるという観点から、手にできない人が出てしまうという点で皆保険制度の崩壊だと思う。資格確認書を送付するのであれば現行の保険証を廃止する理由はない。顔認証での利用申請も可能とのことだが、病院で本人確認ができないトラブルも発生している。マイナンバーカードの利用率は6%という状況で、国民の89%が現行保険証存続を求めている。」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎議案第53号

議案第53号について、「マイナ保険証の一体化の予算にも関連して、皆保険制度に基づく、そういう制

度が崩壊するという立場から、規約変更について反対」という反対意見と「国が進めている制度であるため、もしマイナ保険証への移行を中止した場合、混乱を招くと思うので進めるべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

令和6年6月25日

宮古島市議会
議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会
委員長 池 城 健

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 2 号	国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める陳情書	不採択とすべきもの	
陳情書 第 3 号	訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書	採択すべきもの	

◎採択の理由

陳情書第3号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎不採択の理由

陳情書第2号については、「現在の保険証をマイナンバーカードに統一していくという国の方針に逆行する健康保険証の存続を求める陳情には反対」という反対意見と、「現在もマイナ保険証でトラブルが続出している。また、マイナンバーカード取得は任意であるにもかかわらず、現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証が義務化されるとしたら世界に冠たる日本の誇らしい制度である国民皆保険制度が崩壊し、申請が難しい社会的弱者が無保険者になりかねない。申請できない方には資格確認書を交付するということであれば現行の保険証で問題ない。との理由で本陳情に賛成」、「トラブルが続出しており、そのために不利益を被る方がいるので本陳情に賛成」という賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

令和6年6月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第46号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第48号	宮古島市水道事業給水条例の一部改正について	〃

令和6年6月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
請願書 第 2 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書

2. 理 由

請願書第2号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）会議録

令和6年6月25日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午前10時53分）

議 長（23番）	平 良 敏 夫 君	議 員（11番）	上 地 堅 司 君
副 議 長（18〃）	長 崎 富 夫 〃	〃（12〃）	仲 間 誉 人 〃
議 員（1〃）	久 貝 美奈子 〃	〃（13〃）	平 良 和 彦 〃
〃（2〃）	下 地 茜 〃	〃（14〃）	下 地 信 広 〃
〃（3〃）	砂 川 和 也 〃	〃（15〃）	我如古 三 雄 〃
〃（4〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃（16〃）	前 里 光 健 〃
〃（5〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃（17〃）	西 里 芳 明 〃
〃（6〃）	下 地 信 男 〃	〃（19〃）	友 利 光 徳 〃
〃（7〃）	欠 員	〃（20〃）	上 里 樹 〃
〃（8〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（21〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（9〃）	山 下 誠 〃	〃（22〃）	上 地 廣 敏 〃
〃（10〃）	池 城 健 〃	〃（24〃）	山 里 雅 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	座喜味 一 幸 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
副 市 長	嘉 数 登 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長	大 城 裕 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和6年第3回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

令和6年6月25日（火）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年4月分例月 出納検査結果報告があった。

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダーに配付してありますので、ご確認ください。

この際、日程第1、議案第26号から日程第14、請願書第2号までの計14件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第26号、宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第51号、財産の取得について、原案可決。

議案第52号、財産の取得について、原案可決。

議案第26号は、令和6年第2回宮古島市議会定例会（3月）からの継続審査事件。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第45号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第47号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第49号、西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約について、原案可決。

議案第50号、財産の取得について、原案可決。

議案第53号、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、原案可決。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時04分）

再開します。

（再開＝午前10時05分）

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

失礼しました。

議案第45号について、「日本の誇りというべき皆保険制度、保険を事実上申請主義に基づいて自己責任

になるという観点から、手にできない人が出てしまうという点で皆保険制度の崩壊だと思う。資格確認書を送付するのであれば現行の保険証を廃止する理由はない。顔認証での利用申請も可能とのことだが、病院で本人確認ができないトラブルも発生している。マイナンバーカードの利用率は6%という状況で、国民の89%が現行保険証存続を求めている」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

議案第53号について、「マイナ保険証の一体化の予算にも関連して、皆保険制度に基づく、そういう制度が崩壊するという立場から、規約変更について反対」という反対意見と「国が進めている制度であるため、もしマイナ保険証への移行を中止した場合、混乱を招くと思うので進めるべき」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第2号、国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める陳情書、不採択とすべきもの。

陳情書第3号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第3号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

不採択の理由。陳情書第2号については、「現在の保険証をマイナンバーカードに統一していくという国の方針に逆行する健康保険証の存続を求める陳情には反対」という反対意見と、「現在もマイナ保険証でトラブルが続出している。また、マイナンバーカード取得は任意であるにもかかわらず、現行の健康保険証を廃止してマイナ保険証が義務化されるとしたら世界に冠たる日本の誇らしい制度である国民皆保険制度が崩壊し、申請が難しい社会的弱者が無保険者になりかねない。申請できない方には資格確認書を交付するというのであれば現行の保険証で問題ない。との理由で本陳情に賛成」、「トラブルが続出しており、そのために不利益を被る方がいるので本陳情に賛成」という賛成意見があった。採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第46号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第48号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

請願書第2号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書。

理由。請願書第2号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第26号、宮古島市役所の位置を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

なお、地方自治法第4条第3項の規定により、地方公共団体の事務所の位置の決定または変更するための条例の制定、改廃に関する議決については、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。この場合、特別の議決を必要とするため、その採決に当たっては議長も議員として議決に加わることができることとなっておりますので、ご留意願います。

なお、ただいまの出席議員は23名であり、その3分の2は16名であります。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第2、議案第48号、宮古島市水道事業給水条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第3、議案第44号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第4、議案第45号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第45号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に対し、反対の立場から討論を行います。

補正計上された事業は、国民健康保険システム改修業務委託料です。この委託料は、健康保険証とマイナンバーカードの一体化による現行の健康保険証の廃止で、健康保険証の代わりとなる資格確認書を発行するためのシステム改修を行うためのものです。そもそもマイナンバーカードの取得は、あくまでも任意です。ところが、健康保険証とマイナンバーカードとの一体化で紙の健康保険証を廃止し、マイナ保険証が義務化されれば、マイナンバーカードは事実上強制となります。健康保険証は、国民皆保険制度の根幹です。現行保険証を廃止して国民にマイナ保険証利用を強制することは、皆保険体制を崩壊させ、人権がないがしろにされる危険性が極めて高くなります。

政府は、マイナ保険証利用者のメリットとして、データに基づくよりよい医療が受けられる、手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除される、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできることなどを挙げています。しかし、2023年11月現在でマイナ保険証の利用率は僅か4.33%と低迷しています。

また、政府が災害時に役立つと宣伝してきたマイナンバーカードは、能登半島地震で全く役に立ちませんでした。災害発生時と同様、緊急対応が必要な医療現場では、マイナンバーカードの保険証は時間のロスだ、現行の保険証でよいとの声が上がっています。現行保険証を廃止しなければならない理由はありません。7割を超える国民の紙の保険証を廃止しないでという声が上がっています。現行の健康保険証存続を求める立場から、健康保険証廃止を前提とした補正予算に反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信広君

賛成の立場で討論したいと思いますが、私、マイナンバーカードで病院に行ってきましたが、非常にスムーズに進んでおります。ぜひ進めるべきだと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第45号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第5、議案第46号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第6、議案第47号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第7、議案第49号、西辺中学校校舎改築工事（建築）請負契約についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第8、議案第50号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第9、議案第51号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第10、議案第52号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第11、議案第53号、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第53号、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての議案に反対の立場から討論いたします。

国民健康保険の紙の保険証の廃止の議案と同じ内容の理由です。いわゆる皆保険制度の崩壊につながるということで、この議案に反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第53号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第12、陳情書第2号、国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

私は、陳情書第2号、国民皆保険制度と医療を受ける権利を守るため現行の健康保険証存続を求める陳情書に賛成の立場から討論いたします。

資格確認ができなかったり、他人の医療情報がひもづけされたり、窓口負担割合が違ったケースなど、多くのトラブルが続出しています。多くの患者と国民が不安を抱えていることから、マイナンバーカードをめぐる混乱は深まり続けています。本来任意であるにもかかわらず、マイナンバーカードを保険証と一体化して国民に押しつけて、これまで法令によって保険者が全ての加入者に保険証を送付してきたわけですが、それを自己責任の申請主義に置き換えるのは皆保険制度に逆行します。また、皆保険制度が崩壊につながります。全ての人に資格確認書を送付するといいますけども、この資格確認書を送付するシス

テムにしても、形態にしても、今の現行保険証を発行する中身と全く変わらないのです。ですから、現行の紙の保険証を存続させる、そのことは何ら問題のないことであるという観点から、この陳情に賛成するものです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第2号を採決します。

本案に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第2号は採決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第2号は不採択されました。

次に、日程第13、陳情書第3号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第3号を採決します。

本案に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第3号は採択されました。

次に、日程第14、請願書第2号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める事に関する請願書については、経済工務委員会委員長から会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がなされております。

お諮りします。日程第14、請願書第2号については、経済工務委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第2号は経済工務委員会に閉会中の継続審査に付することに決しました。

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前10時27分)

(当局退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前10時31分)

次に、日程第15、意見書案第5号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

意見書案第5号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和6年6月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を
早急に行うことを求める意見書

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引き下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍（厚労省調べ）と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースア

ップを24年度に月約7,500円、25年度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、保険料を払っても必要な介護が受けられなくなる事態は何としても避けなければなりません。

以上の趣旨から、下記事項につき、実施を国に求めます。

1. 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第15、意見書案第5号は、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第15、意見書案第5号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号は可決されました。

次に、日程第16、意見書案第6号、新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎砂川和也君

意見書案第6号、新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規

則第14条第1項の規定により本案を提出します。令和6年6月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、砂川和也、賛成者議員、山里雅彦、狩俣政作、仲間誉人、下地信広、下地信男、平良和彦、狩俣勝成、富浜靖雄、前里光健。

本文を読み上げて提案理由の説明に代えさせていただきます。

新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に

円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書

観光客に人気の新城海岸は宮古島の東側にある遠浅のビーチで、海の透明度が高く、波打ち際から近い所でも熱帯魚やウミガメが見られることから、シュノーケリングスポット、観光地として人気である。

新城海岸については、夏の観光繁忙期に無許可で営業する事業者が特に増加し、場所を占拠している状況にあり、管理体制が問われている。

現在、新城海岸は沖縄県が管理しているが、宮古島市民からは本市の行政や議会に対して早期の対応を要望する相談が多く寄せられている。これまで対策については各関係機関との協議を行っているが、抜本的解決に至っていない。

宮古島市海岸利用促進協議会の中で新城海岸は本市が管理すべき海岸として望ましいと位置づけており、沖縄県と本市との間で管理権限移管について協議が行われ、本市への管理権限移管の意向を示してきた。しかし、今定例会（令和6年6月）一般質問において、新城海岸区域の管理について、県から市への管理権限移管に係る作業が停滞していることが分かった。

停滞している理由について、担当課からは「移管に向けての作業などについて、県と市で考え方に相違がある」旨の説明があった。

無許可営業を行っている事業者について、沖縄県は先に市の条例によって退去させ、その後に海岸の管理を県から市へ移管するとの考えを示しており、双方の認識について大きな隔たりが伺える。本来ならば海岸管理者である県においてルールを整備し、課題解決する事が望ましいと考える。

県から市への権限移管に際しては、宮古島市の意見を尊重し進めることがリーディング産業である沖縄観光の振興に繋がり、加えて持続的な海岸管理に寄与すると考える。

よって沖縄県において、速やかに~~海岸管理条例の整備等~~海岸管理規則の見直し等を進め、本市に権限の移管をはかるよう強く求める。

記

1. 海岸管理移管に向けて宮古島市の意見を尊重すること。
2. ~~沖縄県海岸管理条例~~沖縄県海岸管理規則の見直しを速やかに進め、権限移管を協議すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事。要請書として、沖縄県議会議長。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時41分）

再開します。

(再開＝午前10時41分)

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎山下 誠君

この意見書に対して少し質疑をさせてください。

この意見書の内容についてはすごく賛同するもので、提出者議員に対して敬意を表します。その上でなんですが、特記事項の中の2番なんですけど、「沖縄県海岸管理条例の見直しを速やかに進め」というふうに記載がありますが、これ私の記憶が間違っていたら悪いんだけど、沖縄県海岸管理条例というのはそもそもあったのかなという疑問があって、見直しということは、あるものを見直せということになると思うんだけど、上の文では「整備等を進め」と書いてありますよね。だから、ここは整備という言葉が正しいんじゃないかなと思うんだけど、海岸条例があるのかどうか、まずお答え願えますか。

◎砂川和也君

沖縄県海岸管理条例、沖縄には海岸管理条例というのが私の認識ではあるというふうに思っていて、これがつくられたの昭和二十何年、結構古い管理条例があったと思っています。そのことによって例えば、今回下地茜議員が言っていたように、サーフィンとか、カヤックとか、そういう動力を持たないものもこれに入っていて、いわゆるこれを外すこととかによって、下地茜議員求めて、水上バイクの条例にそれが引っかかっているというのは、沖縄県のこの条例があるというのを基にやっている部分もあるんです。現状と今の沖縄県海岸管理条例が若干ずれてきているなどというのはあるので、その見直しを速やかに進め、本当に山下誠議員おっしゃるように整備を進めてくださいという意味でこういうふうに書いてしまったんですが、この新城海岸だけではなく、それこそ全体的なことも含めて見直してほしいなという意味があって、今回2番のほうに記しております。

◎山下 誠君

正しくはあるかどうか分からないというふうに受け止めて、あるという受け止めでいいんですか。私が認識していたのは、沖縄県が適用しているのは恐らく海岸法だったと思うんです。その説明を私ら沖縄県の担当者から受けていて、海岸法の中でやるものに関して限界があるというふうな沖縄県の担当者から説明を受けていたので、この条例があるということを知りませんでした。今砂川和也議員の説明だったら、あるということなんだけども、もしも仮にないようでしたら、ここら辺の表記は少し修正をかけたほうがいいのかというのは希望としてありますので、そこら辺も含めてお答え願えますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時45分)

再開します。

(再開＝午前10時47分)

◎砂川和也君

申し訳ありません。沖縄県海岸管理条例ではなくて、沖縄県海岸管理規則でございます。なので、訂正をさせていただきたいと思います。ただ、山下誠議員がおっしゃっているようなニュアンス、県の対応というのは我々も求めていくという、海岸の管理についての整備を求めていくという趣旨に変わりませんので、言葉のほう、文言のほうを訂正させていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時49分）

再開します。

（再開＝午前10時49分）

「条例」を「規則」に訂正するということですけど、その部分を議長に一任してもらえないでしょうか。議長に一任するというご異議がないでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において整理させていただきます。

（閉会后、提出者議員とも調整の上、意見書案第6号中、「海岸管理条例の整備等」を「海岸管理規則の見直し等」に、「沖縄県海岸管理条例」を「沖縄県海岸管理規則」に整理を行った。なお、整理をした箇所は見え消しにて記載している。）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時50分）

再開します。

（再開＝午前10時51分）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第16、意見書案第6号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第16、意見書案第6号、新城海岸の管理権限を沖縄県から宮古島市に円滑に移管するにあたって宮古島市の意見を尊重するよう求める意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第6号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号は可決されました。

次に、日程第17、派遣第1号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第1号のとおり、世田谷区で開催される第45回せたがやふるさと区民まつり参加のため、8月3日から8月5日までの3日間、砂川和也君、仲間誉人君、それに私、平良敏夫の3名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和6年第3回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会＝午前10時53分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和6年6月25日

宮古島市議会

議 長 平 良 敏 夫

議 員 上 地 廣 敏

〃 上 里 樹